

福島県自然環境保全地域
保 全 計 画

福 島 県

信夫文知摺自然環境保全地域



縮尺 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉
信夫文知摺自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は、霊山火山の噴出物である集塊岩と火山灰層との境界部分がみられるなだらかな丘陵地の地域で、福島盆地周辺においては数少なくなつた高樹齢の巨木の樹林地となっており、優れた自然環境を形成している。

このように本地域は、地形、地質的に特異性を有し、また、樹齢の特に高い巨木が生育するなど学術的価値が高いので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第12条第1項第3号及び第5号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植 生

本地域の北部は、目通り囲約3.6メートルのシラカシ、クヌギをはじめ、樹齢200年にも及ぶスギ、カエデ等の巨木が樹林地を形成している。また、南部はアカマツ林となっているが、シラカシが侵入し、次第にシラカシ林を形成しつつある。

(2) 野生動物

本地域には、エナガ、オナガ、ムクドリ、シジュウカラ、メジロ等の鳥類が豊富である。

(3) 地形・地質

本地域は、阿武隈山地に広く分布する霊山火山噴出物の基盤となるいわゆる花崗岩類及び花崗片麻岩が分布し、風化によってなだらかな丘陵地を形成している。また、霊山火山の噴出物である集塊岩と火山灰層との境界部分がみられ、地形的にも地質的にも価値のある地域となっている。

このほか、この地域の花崗岩類には、阿武隈山地の他地域に比較し、安山岩類、花崗閃緑岩類のゼノリス（哺乳岩類）を多量に含んでいる点が特徴的である。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、福島市東部に位置し、福島盆地と阿武隈山地との境にあるなだらかな丘陵地の地域である。

- (2) 位置及び区域
福島県福島市山口の一部
- (3) 面積
3.60 ヘクタール
- (4) 土地所有関係
民有地 (3.60 ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

信夫文知摺自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア 植 生

本地域の北部には、福島盆地周辺において数少なくなった高樹齢の巨木が生育しており、なかでも、目通り囲3.6メートルのシラカシ、クヌギをはじめ樹齢200年にも及ぶスギ、カエデ等の巨木が樹林地を形成している。

イ 地形・地質

本地域は、阿武隈山地西端のなだらかな丘陵地であり、霊山火山の噴出物である集塊岩と火山灰層との境界部分がみられる。

(2) 権利制限関係の概要

該当なし

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

高樹齢の巨木が生育しており、かつ、地形、地質的に特異性を有する地域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
信夫文知摺特別地区	福島県福島市山口の一部別添図面のとおり	1.50ha	民有地 1.50ha	保全地域の区域のうち、北部の巨木樹林地の区域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積(ha)	0	0	1.50	0	0	2.10	0	0	3.60
地区別面積(ha)	1.50			2.10			3.60		
地区別比率(%)	41.67			58.33			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第 15 条第 3 項に規定する同条第 4 項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐材の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県福島市山口の一部 別添図面のとおり	択伐(現在蓄積の 30%以内)とする	1.50ha	民有地 1.50ha

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

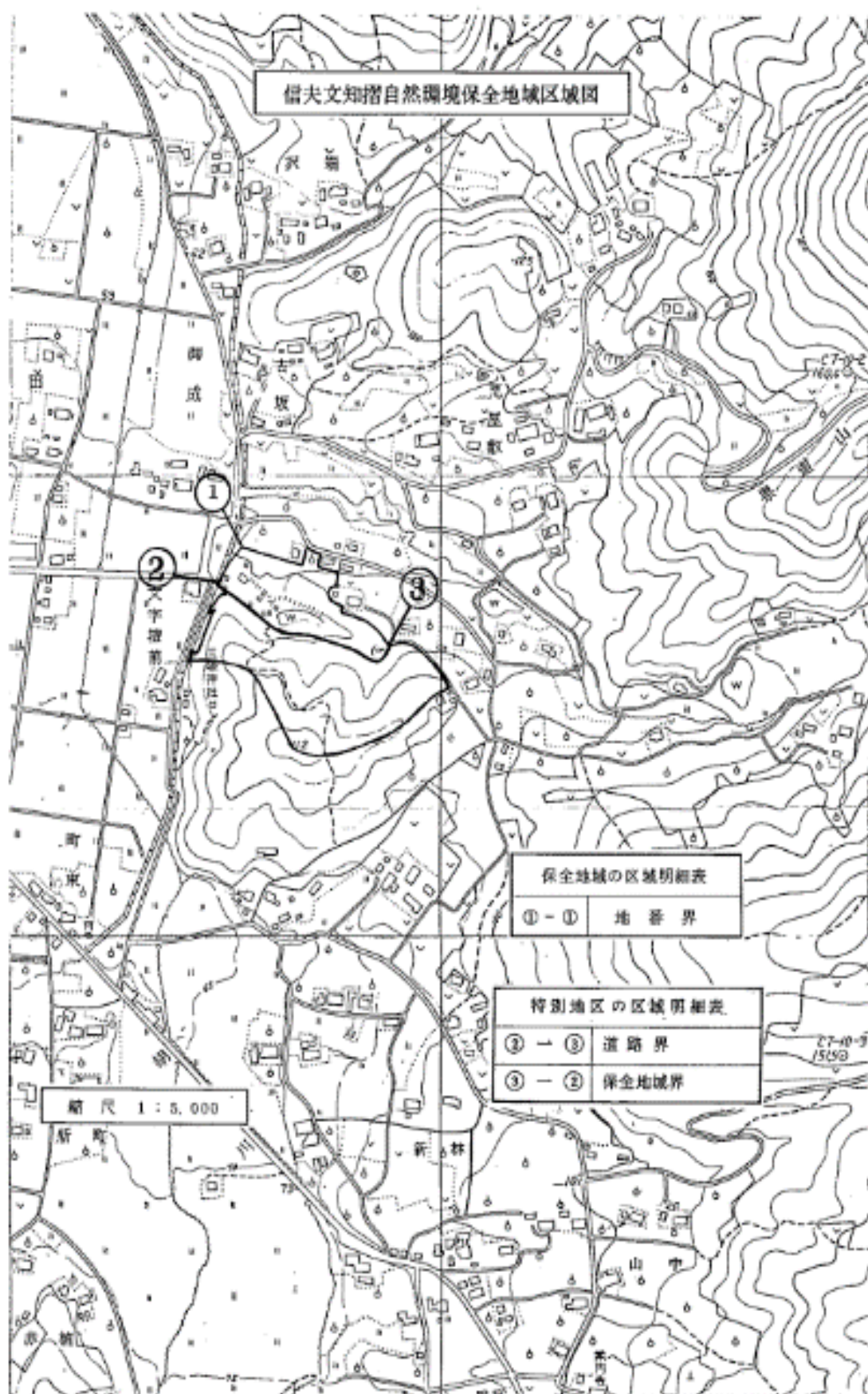
伐採方法・限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	1.50	0	0	0	0	0	1.50
方法・限度別面積 (ha)	0			1.50			0			1.50		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む

信夫文知摺自然環境保全地域区域図



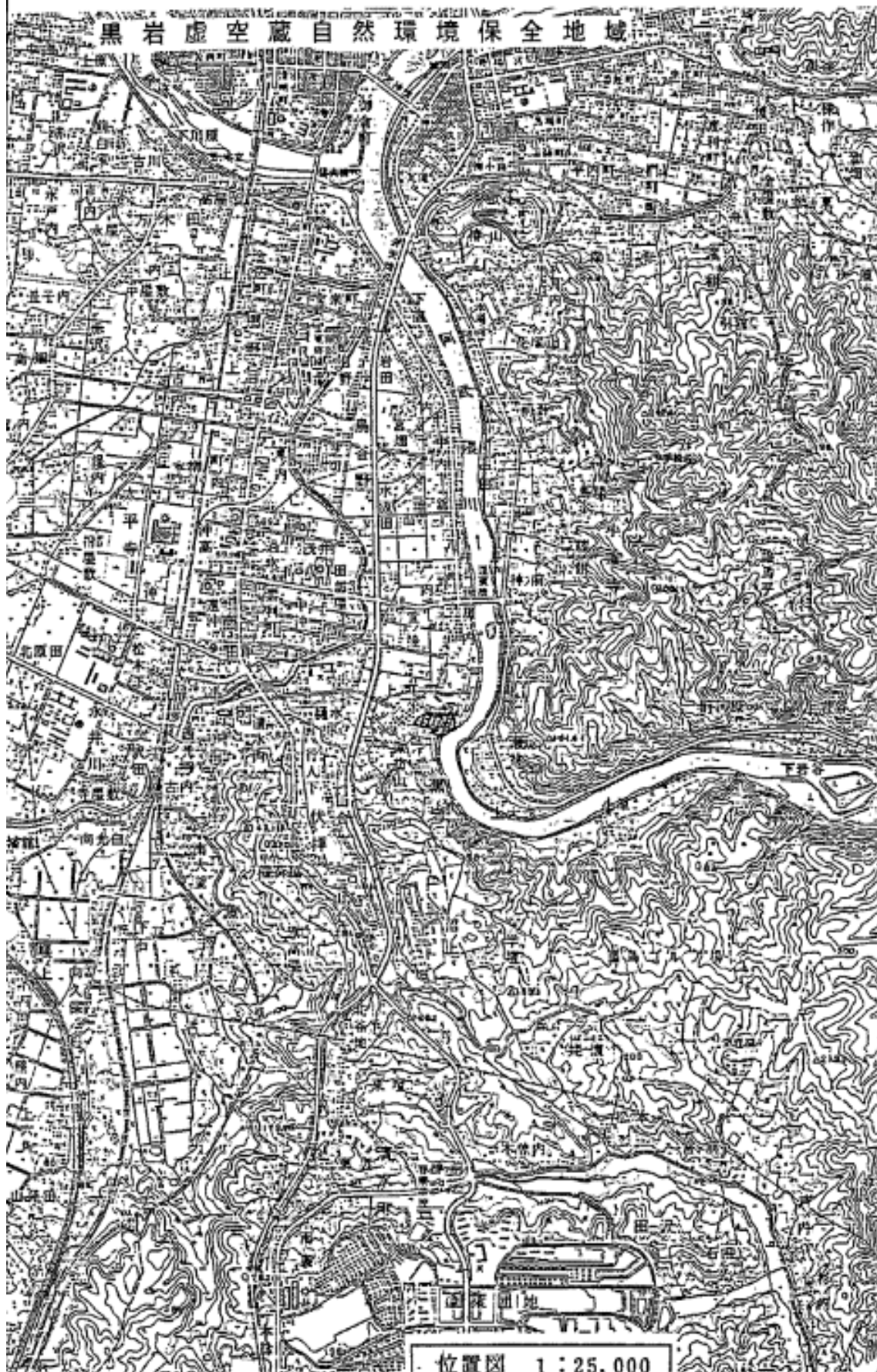
黒岩虚空蔵自然環境保全地域

指 定 書
保全計画書

昭和 61 年 3 月

福 島 県

黒岩虚空蔵自然環境保全地域



位置図 1:25,000

〈 指 定 書 〉

黒岩虚空蔵自然環境保全地域

(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

1 指定理由

本地域は、福島盆地東南部の阿武隈川河畔の地域で、樹齢の高いアカマツをはじめ、ケヤキ等の巨木の樹林があり、虚空堂の南西部、阿武隈川に面したところには、スギの人工林のほか、ヤブツバキ、ツルグミ、アオキ等の暖地性常緑広葉樹もみられ、すぐれた自然環境を形成している。

このように、本地域は、貴重な自然を保持しているので、これらを保全するため、自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域は、樹齢 100 年以上の高樹齢のアカマツをはじめ、ケヤキ等の巨木が生育しており、阿武隈川に面したところには、スギの人工林のほか、ヤブツバキ、ツルグミ等の暖地性常緑広葉樹が生育している。

また、林床には、アオキ、ヤブソテツ等も生育している。

虚空堂の裏側に見られる高樹齢のアカマツ林は、中通り地方の半自然林を代表する植生である。

(2) 地形・地質

本地域の基盤は、花崗片麻岩類及び角閃石花崗閃緑岩により構成されており、これらの岩塊がその風化物の中に点在露出している。

3 区域

(1) 区域の概要

福島盆地東南部に位置し、市街地に近接した阿武隈川河畔の樹林地である。

(2) 位置及び区域

福島市黒岩字上ノ町の一部

(3) 面積

- 1.6 ヘクタール
(4) 土地所有関係
民有地 (1.6ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

黒岩虚空蔵自然環境保全地域に関する保全計画 (保全計画決定 昭和 61 年 3 月 28 日 県告示第 555 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、福島盆地東南部の阿武隈川河畔の地域で、高樹齢のアカマツをはじめ、ケヤキ等の巨木の樹林があり、虚空堂の南西部、阿武隈川に面したところには、スギの人工林のほか、ヤブツバキ、ツルグミ等の暖地性常緑広葉樹も生育しており、林床には、アオキ、ヤブソテツ等が生育している。

アカマツ林は、虚空堂の裏側に見られる林で、高樹齢林であり、中通り地方の半自然林を代表する植生である。

また、当該地域には、花崗岩類の岩塊がその風化物の中に点在露出しており、附近の植物と調和している。

(2) 権利制限関係等の概要

黒岩虚空蔵および満願寺として、福島市文化財保護条例により、市の史跡及び名勝に指定されている。

(3) 指定及び保全のための規制に関する方針

ア 指定に関する方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づく普通地区とする。

イ 規制に関する方針

上記条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
黒岩虚空蔵自然環境保全地域 普通地区	福島市黒岩字上ノ町の一部	別添図面のとおり	1.6ka	私有地 1.6ka	保全地域の区域全域

総括表

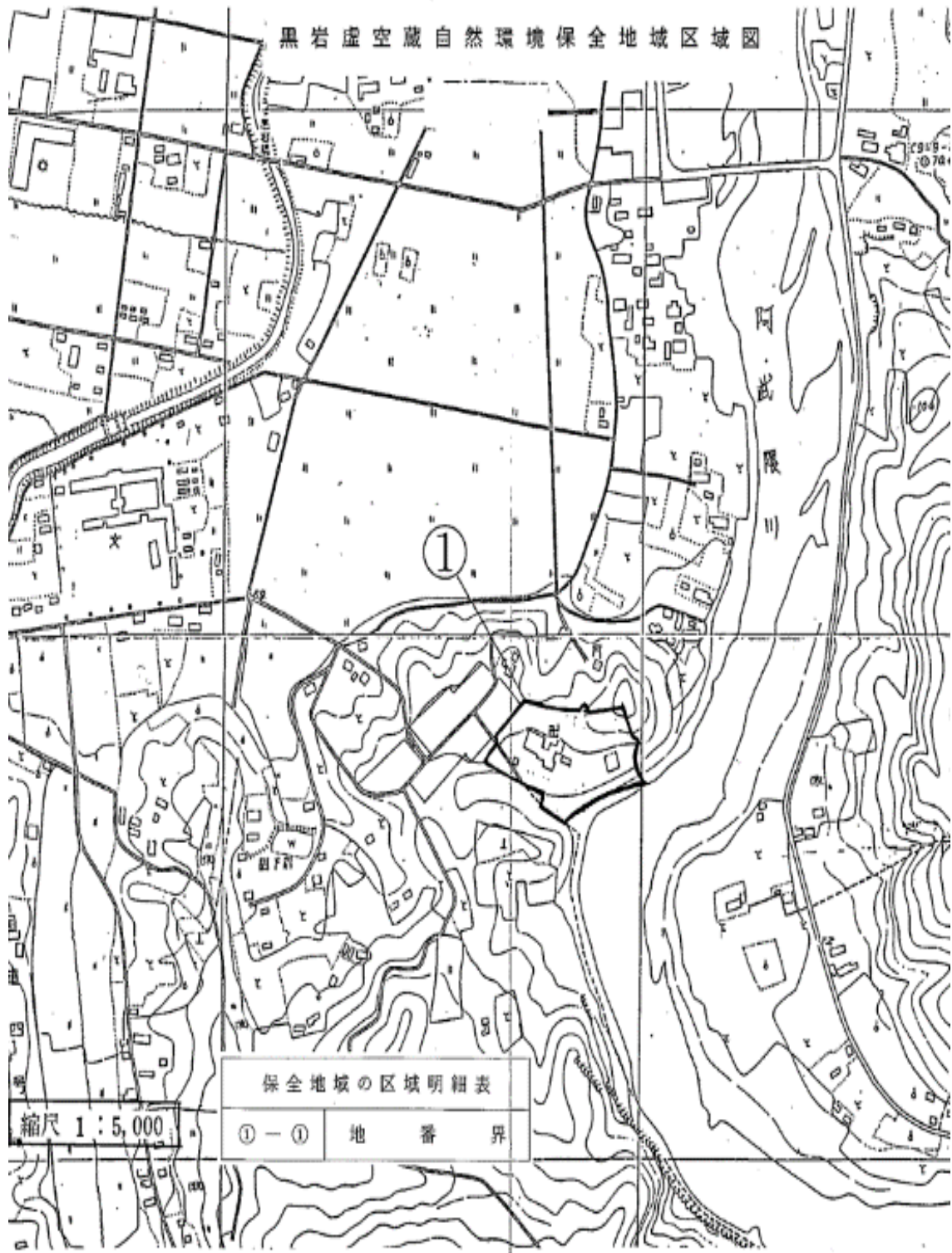
区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別面積(ka)	0	0	0	0	0	1.6	0	0	1.6
地区別面積 (ka)	0			1.6			1.6		
地区別比率 (%)	0			100			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識		福島県自然環境保全条例施行規則第 37 条の定めによる。	新設	制札、境界柱を含む。

黒岩虚空蔵自然環境保全地域区域図



縮尺 1 : 5,000

保全地域の区域明細表	
① - ①	地番界

高松山自然環境保全地域

指 定 書 保全計画書

昭和 62 年 3 月

福 島 県

高松山自然環境保全地域位置図



縮尺 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

高松山自然環境保全地域

(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

1 指定理由

本地域は、安達郡白沢村西南部に位置する阿武隈川右岸の丘陵地の地域である。

阿武隈山系を構成する古期（二畳紀から三畳紀）花崗岩類の巨岩が点在露頭している地域で、樹齢 200 年以上のモミ、アカマツが生育し、その周辺にはコナラの自然林等からなっている。

このように、本地域は、樹齢の高い樹林地として価値が高く、良好な自然状態を保持しているため、これと一体となった自然環境を保全するため、自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域は標高 318.3 メートルの丘陵地で、半自然林としてのコナラ林とアカマツ林、人工林としてのスギ植林が主に見られる。アカマツ林は、高松山の山頂附近に小規模に見られ、胸高直径約 35 センチメートル、樹高約 10 メートルの比較的高樹齢のものが生育しており、低木層にはリョウブ、ネジキ、ハナヒリノキ等が、草本層にはウスノキ、ヤマツツジ等が生育している。

コナラ林は、若齢林であり、高木層にはコナラのほか、カスミザクラ、ホウノキ等が亜高木層や低木層にはリョウブ、コバノトネリコ、ガマズミ等が生育しており、また、草本層にはチゴユリ、タガネソウ等が生育している。

本地域において、特筆すべき点としては、モミ、スギ等の大木のほか、シラカシ、ヒマラヤスギ、ソメイヨシノ等の植栽木がかなり成長して生育していることである。

(2) 野生動物

リス、ノウサギ等のほか、キジ、ツグミ、カケス、キビタキ等の鳥類も数多く生息している。

(3) 地形、地質

本地域は、阿武隈山系を構成する古期（二畳紀から三畳紀）花崗岩類から成り、その巨岩が点在露出している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、本宮町東方の白沢村南西地域、阿武隈川から東側に500～600メートルほど離れた二本松丘陵地の区域である。

(2) 位置及び区域

安達郡白沢村糠沢字高松の一部

(3) 面積

6.2ヘクタール

(4) 土地所有関係

民有地（6.2ha）

〈 保 全 計 画 書 〉

高松山自然環境保全地域に関する保全計画 (保全計画決定 昭和 62 年 3 月 24 日 県告示第 355 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、標高 318.3 メートルの丘陵地で、阿武隈山地でも低標高地に類し、半自然林としてのコナラ林とアカマツ林、人工林としてのスギ植林が主に見られ、その中に薬師堂、高松神社及び高松観音寺等がある。

アカマツ林は、高松山の山頂附近に小規模に見られ、胸高直径約 35 センチメートル、樹高約 10 メートルの比較的高樹齢のものが生育している。高木層にはアカマツのほかは見られず、亜高木層も発達していない。低木層にはリョウブ、ネジキ、ハナヒリノキ等が、草本層にはウスノキ、ヤマツツジ、ヒカゲスゲ等が生育している。

当地方における代表的半自然林であるコナラ林は、本地域においては若樹林である。高木層にはコナラが優先し、そのほか、樹高約 10 メートルのカスミザクラ、ハウノキ、クリ等が生育している。亜高木層や低木層にはリョウブ、コバノトネリコ、ガマズミ、ネジキ等が生育し、草本層にはチゴユリ、タガネソウ等が生育しているほか、アズマネザサも低照度の中で比較的高密度に見られる。

野生動物としては、リス、ノウサギ等のほか、キジ、ツグミ、カケス、キビタキ等の鳥類も数多く生息している。

本地域において特筆すべき点としては、高松山山頂附近の高松神社境内のモミ（胸高直径 55cm、樹高約 20m）、スギ（胸高直径 45cm、樹高約 18m）等の大木のほか、シラカシ、ヒマラヤスギ、ソメイヨシノ等の植栽木がかなり成長しており、優れた自然景観を有し、また高松山の下部、薬師堂附近には、モミの成木（胸高直径 90cm、樹高約 25m）が生育していることである。

地形、地質について見れば、本地域は阿武隈山系を構成する古期（二畳紀から三畳紀）花崗岩類から成り、その巨岩が点在露出した地域である。

(2) 権利制限関係等の概要

該当なし

(3) 指定及び保全のための規制に関する方針

ア 指定に関する方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づく普通地区とする。

イ 規制に関する方針

上記条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
高松山 普通地区	安達郡白沢村糠 沢字高松の一部	別添図面 のとおり	6.2ha	民有地 6.2ha	保全地域の 区域全体

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別面積(ha)	0	0	0	0	0	6.2	0	0	6.2
地区別面積(ha)	0			6.2			6.2		
地区別比率(%)	0			100			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

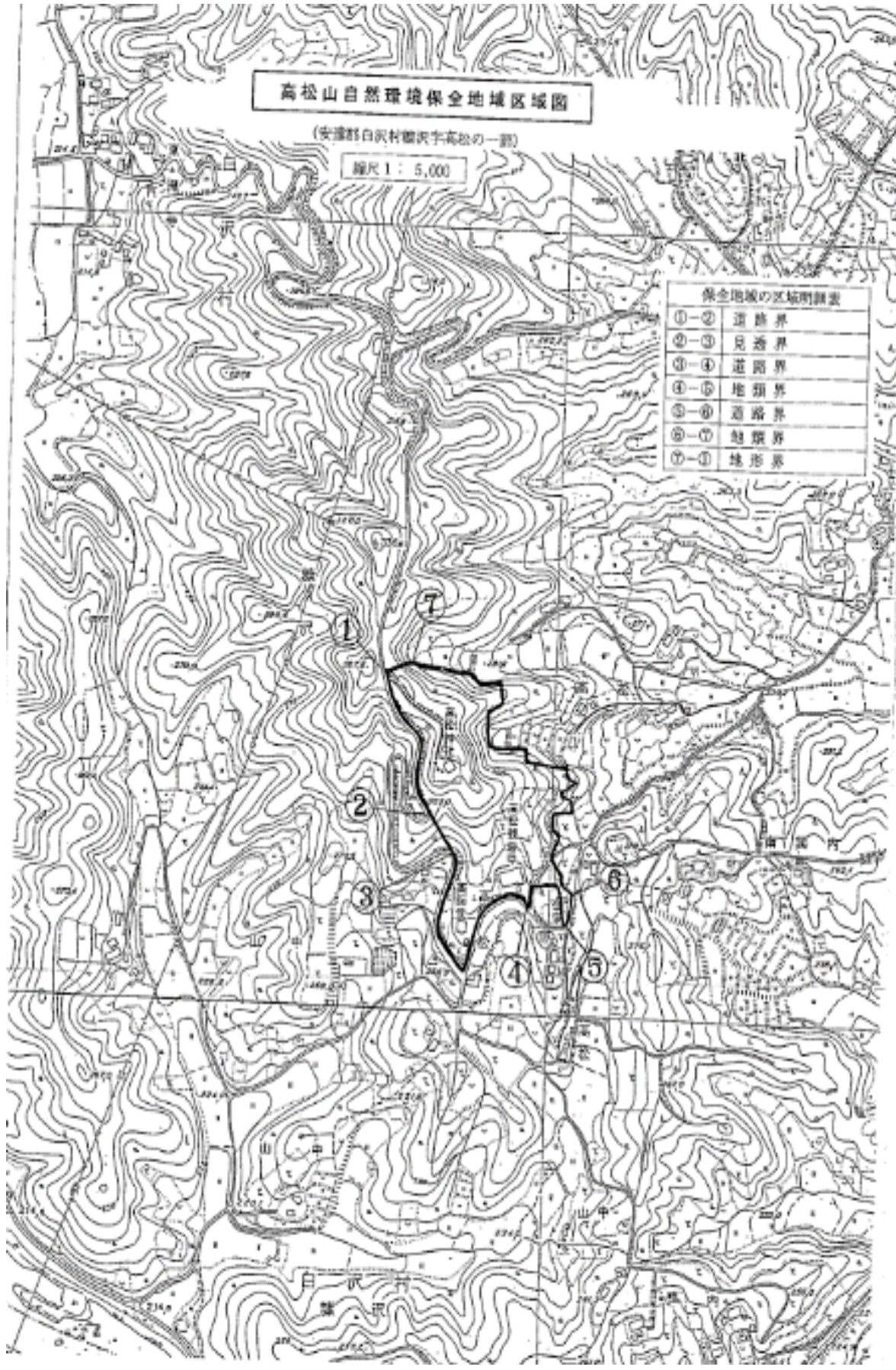
施設の名称、種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識		福島県自然環境保 全条例施行規則第 37条の定めによる	新設	制札、 境界柱 を含む

高松山自然環境保全地域区域図

(安濃郡白沢村大字高松の一部)

縮尺 1 : 5,000

①-②	道路界
②-③	見通界
③-④	道路界
④-⑤	地類界
⑤-⑥	道路界
⑥-⑦	越境界
⑦-⑧	地形界



福島県自然環境保全地域

たか まつ やま 高 松 山



■所在地

安達郡白沢村糠沢字高松地内

■面積

6.2ha

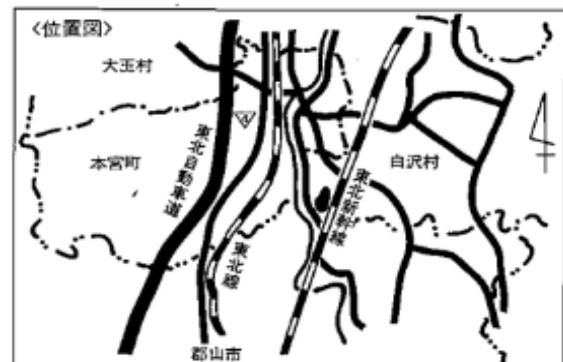
- 指定 本地域は、安達郡白沢村西南部に位置する阿武隈川右岸の丘陵地で、阿武隈山系を構成する古期（二畳紀から三畳紀）花崗岩類の巨岩が点在露頭し、樹齢200年以上のモミ、高樹齢のアカマツ等が成育しており、良好な自然状態を保持しています。

これらを一体として保全するため、昭和49年3月22日に福島県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域に指定されています。

- 自然環境の概要 本地域は、植生としては、半自然林としてのコナラ林とアカマツ林、人工林としてのスギ植林が主ですが、モミ、スギ等の大木及び高樹齢のアカマツ等が成育しており、またシラカシ、ヒマラヤスギ、ソメイヨシノ等の植栽木もかなり成長して見られます。

野生動物としては、リス、ノウサギ等のほか、キジ、ツグミ、カケス、キビタキ等の鳥類も数多く生息しています。

- 保全計画の概要 地域全域が普通地区であり、一定規模以上の工作物の新・改・増築や土地の形質変更などを行うときは、県知事に届け出なければならないことになっています。



■自然を大切にしましょう。ゴミは捨てないで持ち帰りましょう。■

発行者 福島県保健環境部環境保全課
福島市杉妻町2番16号 TEL 0245(21)1111(平成元年3月発行)

福島県自然環境保全地域

いわ 岩 づの 角 さん 山



■所在地

安達郡白沢村和田字東屋口地内

■面積

12.5ha

- 指定 本地域は、安達郡白沢村北部に位置する阿武隈山地の丘陵地で、阿武隈山系を構成する古期（二畳紀から三畳紀）花崗岩類の巨岩が折り重なるようにして集積し、樹齢300年以上のケヤキ、スギ等がその巨岩の集積に根をはわせ、すぐれた自然環境を形成しています。

これらを一体として保全するため、昭和49年3月22日に福島県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域に指定されています。

- 自然環境の概要 本地域は、植生としては、人工林としてのスギ植林、半自然林としてのコナラ林が主ですが、スギの大木もかなり見られ、また、ケヤキ、モミ、アスナロ等の巨木も成育しています。

野生動物としては、リス、ノウサギ等のほか、オオルリ、キビタキ、ウグイス等の鳥類も数多く生息しています。

本地域の地質は、直径10メートルにも及ぶ花崗閃緑岩の集積とその風化物質で構成されており、幅30～40センチメートルのペグマタイト（巨晶花崗岩）やその節理も多数見られ、地質学上価値があります。



- 保全計画の概要 地域全域が普通地区であり、一定規模以上の工作物の新・改・増築や土地の形質変更などを行うときは、県知事に届け出なければならないことになっています。

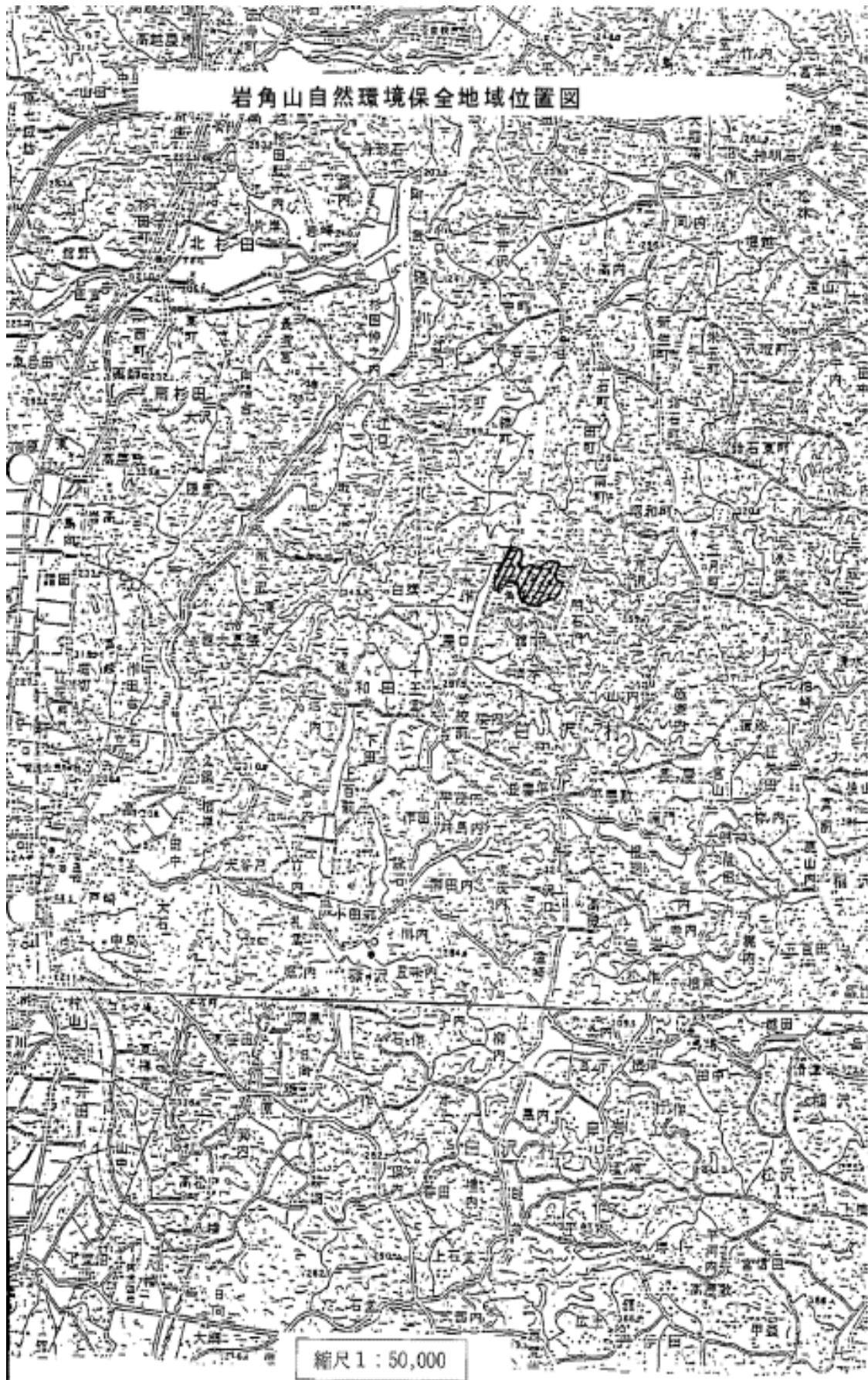
岩角山自然環境保全地域

指 定 書 保全計画書

昭和 62 年 3 月

福 島 県

岩角山自然環境保全地域位置図



縮尺 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

岩角山自然環境保全地域

(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

1 指 定 理 由

本地域は、安達郡白沢村北部に位置する阿武隈山地の丘陵地の地域で、阿武隈山系を構成する古期（二畳紀から三畳紀）花崗岩類から成り、直径 10 メートルに及ぶ花崗閃緑岩の巨岩が折り重なるようにして集積しており、地形は風化物の侵食流出による、いわゆる阿武隈の準平原化された丘状の凸地形で、樹齢 300 年以上のケヤキ、スギ等が巨岩の集積に根をはわせている。

このように、本地域は、地形、地質上特異性、雄大性を有し、また、樹齢の特に高い樹林があるので、これと一体となったすぐれた自然環境を保全するため、自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域は、標高 338 メートルの丘陵地で、人工林としてのスギ植林、半自然林としてのコナラ林が主に見られる。

スギ植林は、西国三十三観音が線刻されている場所に多く見られ、ケヤキ、モミなどの自然植生の中に献木として植栽されたと思われる高樹齢のスギの大木もかなり見られる。

高樹齢のスギ植林には、イタヤカエデ、アワブキ等が生育し、その林下にはヤブツバキ、ケヤキ、ユキヤナギ等の低木のほか、草本層にテイカカズラ、イヌワラビ等が生育している。また、若樹林ではあるが、まとまったスギ植林としては、山頂附近の北西に面した斜面にあり、高木層にはスギのみが生育し、低木層にはカヤが、草本層にはナライシダ等のシダ植物のほか、ハイドクソウ等が生育している。

コナラ林は、岩角山の北西部に見られ、大部分は若樹林である。

高木層にはコナラのほか、クリ、エコツキ等が生育しており、低木層にはアズマネザサ、コゴメウツギ等が生育してい

る。

本地域において、特筆すべき点としては、西国三十三観音が線刻されている附近にスギ（胸高直径 50～140cm、樹高 20～30m）、ケヤキ（胸高直径 65～100cm、樹高 25～30m）、モミ（胸高直径約 70cm、樹高約 25cm）、アスナロ（樹高約 200 年）等の巨木が見られる点である。

(2) 野生動物

リス、ノウサギ等のほか、オオルリ、キビタキ、ウグイス、サンショウクイ、ヒヨドリ、キジ、カケス、ツグミ等の鳥類も数多く生息している。

(3) 地形、地質

本地域の地質は、阿武隈山系を構成する古期花崗岩類より成り、直径 10 メートルにも及ぶ花崗岩類より成り、直径 10 メートルにも及ぶ花崗閃緑岩の集積とその風化（赤色の粘土状）物質で構成され、地形はこの風化物の侵食、流出による、いわゆる阿武隈の準平原化された丘状の凸地形を形成している。また、幅 30～40cm のペグマタイト（巨晶花崗岩）やその節理も多数見られ、地質学上価値が高い。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、白沢村北部に位置し、阿武隈川から東側へ 2.5 キロメートルほど離れた二本松丘陵地の区域である。

(2) 位置及び区域

安達郡白沢村和田字東屋口の一部

(3) 面積

12.5 ヘクタール

(4) 土地所有関係

民有地（12.5ha）

〈 保 全 計 画 書 〉

岩角山自然環境保全地域に関する保全計画 (保全計画決定 昭和 62 年 3 月 24 日 県告示第 355 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生、野生動物

本地域は、標高 338 メートルの丘陵地で、代表的な植生は、人工林としてのスギ植林、半自然林としてのコナラ林であり、その中に中世の密教道場として開山されたいろしい岩角寺のほか、岩肌に線刻された西国三十三観音等がある。

スギ植林は、西国三十三観音が線刻されている場所に多く見られ、ケヤキ、モミなどの自然植生の中に献木として植栽されたと思われる高樹齢のスギの大木もかなり見られる。高樹齢のスギ植林には、まばらにイタヤカエデ、アワブキ、イヌシデ、カヤ等が生育し、その林下には、ヤブツバキ、ケヤキ、ユキヤナギ等の低木のほか、草本層にテイカカズラ、イヌワラビ、ミズヒキ、スゲ類等が生育している。

また、若齢林ではあるが、まとまったスギ植林としては、山頂附近の北西に面した斜面にあり、高木層にはスギのみが生育し、低木層にはカヤが、草本層にはナライシダ等のシダ植物のほか、ハイドクソウ、テイカカズラ等が生育している。

コナラ林は、岩角山の北西部に見られ、大部分は若齢林である。高木層にはコナラのほか、クリ、エゴノキ、ウワミズザクラ等が生育しており、低木層にはアズマネザサ、コゴメウツギ、タガネソウ等が生育している。

本地域において、特筆すべき点としては、西国三十三観音が線刻されている附近にスギ（胸高直径 50～140cm、樹高約 25m）、アスナロ（樹齢約 200 年）等の巨木が見られる点である。

野生動物としては、リス、ノウサギ等のほか、オオルリ、キビタキ、ウグイス、サンショウクイ、ヒヨドリ、キジ、カケス、ツグミ等の鳥類も数多く生息している。

イ 地形、地質

本地域の地質は、阿武隈山系を構成する古期花崗岩類より

成り、直径 10 メートルにも及ぶ花崗閃緑岩の集積とその風化（赤色の粘土状）物質で構成され、地形は、この風化物の浸食・流出による、いわゆる阿武隈の準平原化された丘状の凸地形を形成している。また、幅 30～40cm のペグマタイト（巨晶花崗岩）や、その節理も多数見られ、地質学上価値が高い。

- (2) 権利制限関係等の概要
福島県文化財保護条例により県の史跡名勝天然記念物に指定されている。
- (3) 指定及び保全のための規制に関する方針
ア 指定に関する方針
福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づく普通地区とする。
イ 規制に関する方針
上記条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。
- (4) 保全施設に関する方針
ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
岩角山 普通地区	安達郡白沢村和田字東屋口の一部	別添図面 のとおり	12.5ha	民有地 12.5ha	保全地域の 区域全域

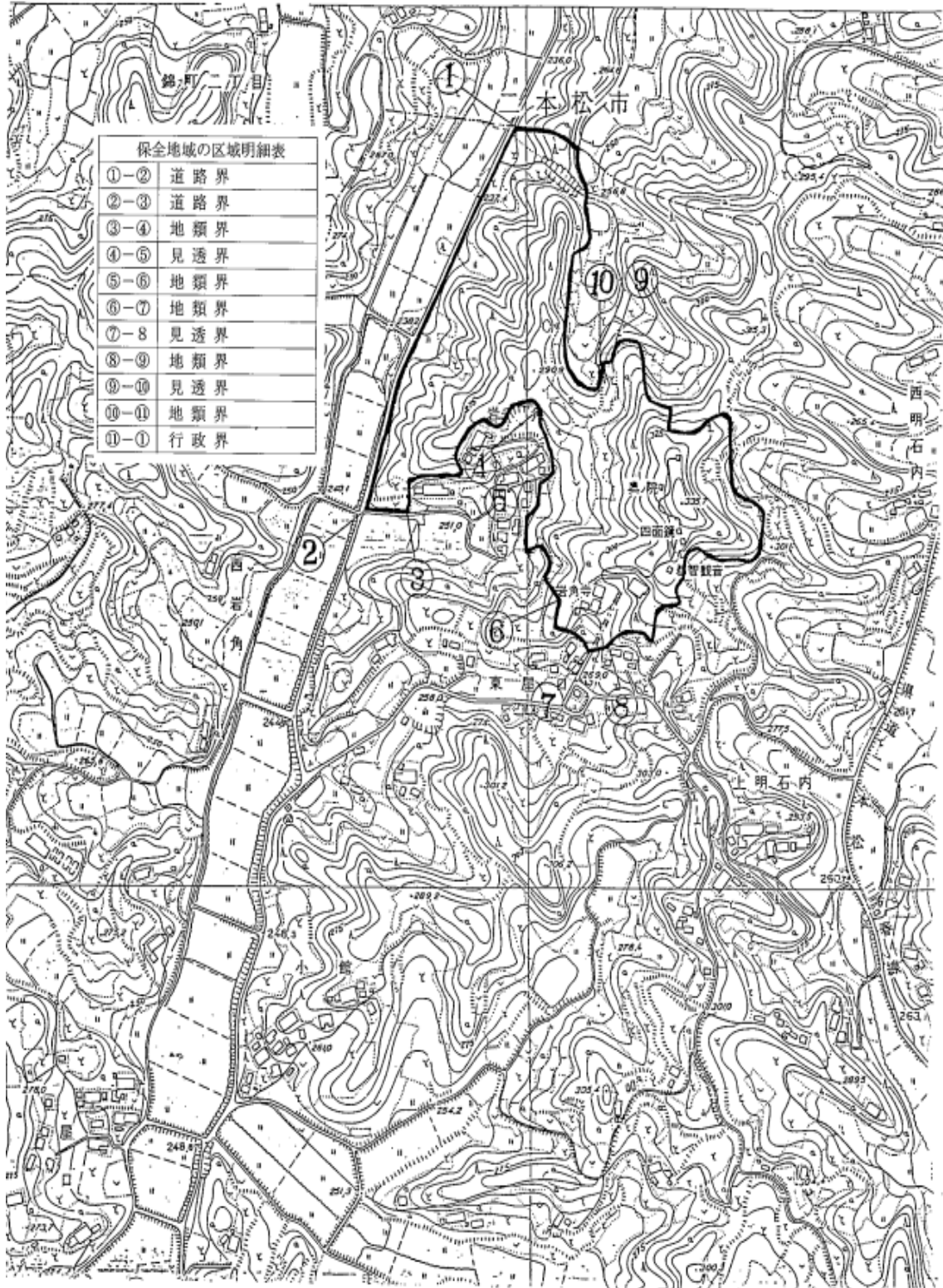
総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別面積 (ha)	0	0	0	0	0	12.5	0	0	12.5
地区別面積 (ha)	0			12.5			12.5		
地区別比率 (%)	0			100			100		

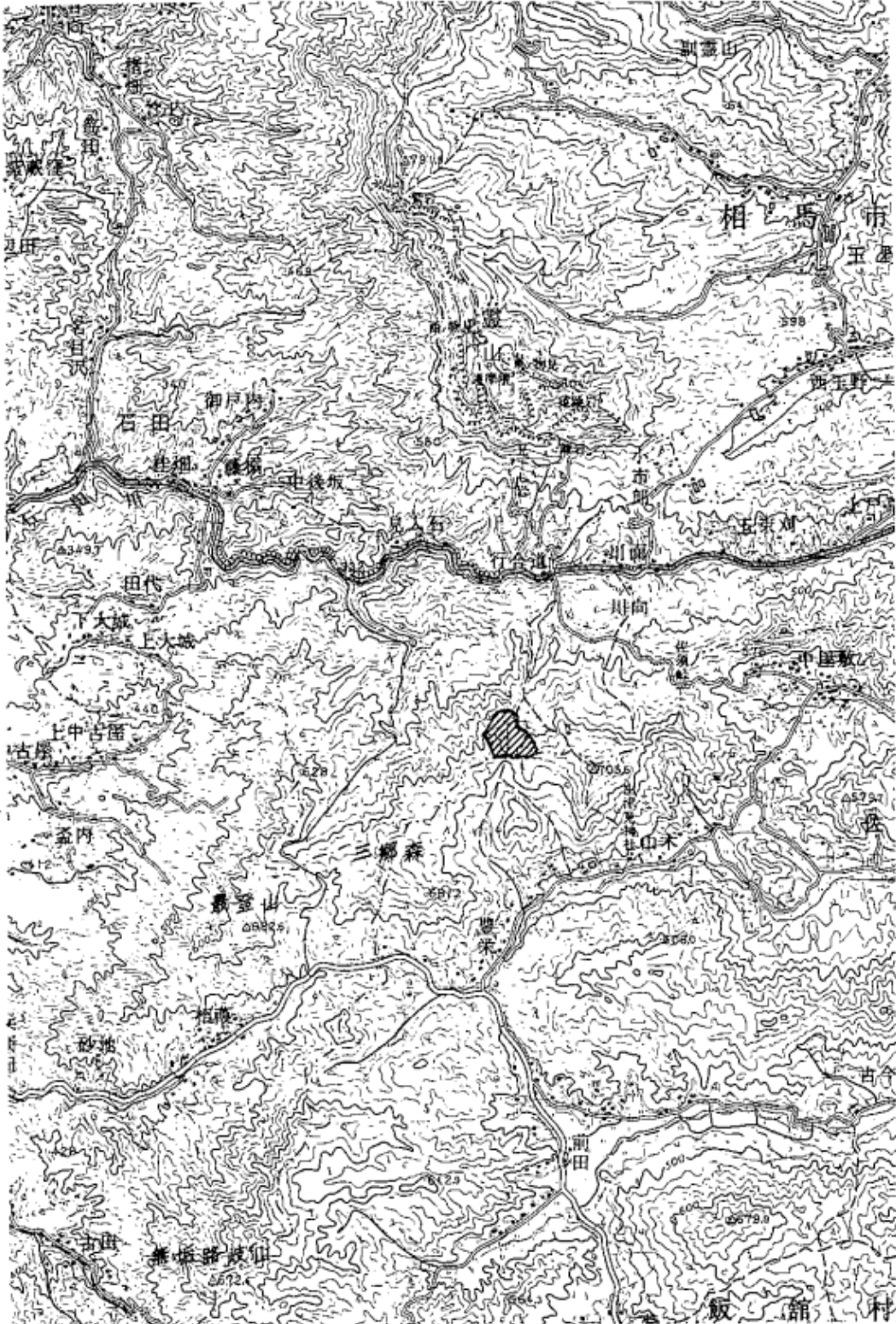
岩角山自然環境保全地域区域図

(安達郡白沢村和田字東屋口の一部)

縮尺 1 : 5,000



石田ブヨメキ自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉
石田ブヨメキ自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は、標高約 600 メートルの山域にある阿武隈山地では数少ない湿原を中心とした地域で、当山地としては、稀少性の高いミズバショウ、リュウキンカ等の湿原植物が生育する等優れた自然環境を形成している。

このように本地域は、稀少性の高い植物が生育し、学術的にも貴重な湿原であるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 4 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

本地域には、4ヶ所の低層湿原が発達しているが、植生は皆同じでハンノキ群落、ミズナラ群落となっており、木本類としては、ハンノキ、ミズナラ、アカマツ、ノリウツギ等、草本類はミズバショウ、リュウキンカ、ミズチドリ、ノアザミ、オグルマ、トモエソウ、サワヒヨドリ、ゴマナ、ハンゴンソウ、サワギキョウ、クサレダマ、ノチドメ、アリノトウグサ、アケボノソウ、ウメバチソウ、トリアシショウマ、カキラン、ノハナショウブ、ヒメシロネ、オニスゲ、シカクイ等が生育している。

湿原の周囲は、ミズナラ、カラマツ、アカマツの樹林地となっており、その組成植物は、木本類としては、ネジキ、コゴメウツギ、アクシバ、ヤマツツジ、クロウメモドキ等、草本類はヤブレガサ、センボンヤリ、キキョウ、オミナエシ、アキギリ、リンドウ、イチヤクソウ、アケボノスミレ等が生育している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、伊達郡霊山町東南部に位置し、相馬郡飯舘村との境界付近に存在する 4ヶ所の山足湿原を中心とする区域である。

(2) 位置及び区域

福島県伊達郡霊山町大字石田の一部

- (3) 面積
9.50 ヘクタール
- (4) 土地所有関係
民有地 (9.50ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

石田ブヨメキ自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域の湿原は、阿武隈山地では数少ない湿原の一つであり、植生はハンノキ群落、ミズナラ群落となっていて、ミズバショウ、リュウキンカ、カキラン、ミズチドリ、ノハナショウブ等の湿原植物をはじめ豊富な植物相をもっている。

(2) 権利制限関係等の概要

該当なし

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

ア 学術的価値の高い湿原全域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

イ 湿原植物の保護を図るため、特別地区全域を野生動植物保護地区に指定し、同条例第 16 条第 3 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 湿原植物の生育に人為による影響を避けるため、保護柵を設置する。

ウ 野生動植物の増殖をはかるために植生復元施設を設置する。

エ 地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

2 地区の指定に関する事項
 特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
石田ブヨメキ 北特別地区	福島県伊達郡霊山町大字石田の一部 別添図面のとおり	0.11ha	民有地 0.11ha	保全地域の 区域のうち 湿原の地域
石田ブヨメキ 東特別地区	同上	0.11ha	民有地 0.11ha	
石田ブヨメキ 中央特別地区	同上	0.18ha	民有地 0.18ha	
石田ブヨメキ 西特別地区	同上		民有地 0.30ha	
合計		0.70ha	民有地 0.70ha	

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0.70	0	0	8.80	0	0	9.50
地区別面積 (ha)	0.70			8.80			9.50		
地区別比率 (ha)	7.36			92.64			100		

3 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
石田ブヨメキ北野生動植物保護地区	(植物) ミズバショウ、リュウキンカ、カキラン、ミズチドリ、ノハナショウブ、アケボノソウ、ヒメシロネ、ゴマナ、ハンゴンソウ、トモエソウ、ウメバチソウ	福島県伊達郡霊山町大字石田の一部別添図面のとおり	0.11ha	民有地 0.11ha	石田ブヨメキ北特別地区全域とする。
石田ブヨメキ東野生動植物保護地区	同上	同上	0.11ha	民有地 0.11ha	石田ブヨメキ東特別地区全域とする。
石田ブヨメキ中央野生動植物保護地区	同上	同上	0.18ha	民有地 0.18ha	石田ブヨメキ中央特別地区全域とする。
石田ブヨメキ西野生動植物保護地区	同上	同上	0.30ha	民有地 0.30ha	石田ブヨメキ西特別地区全域とする。
合計			0.70ha	民有地 0.70ha	

(2) 福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
石田ブヨメキ北特別地区 福島県伊達郡霊山町大字石田の一部別添図面のとおり	択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。	0.70ha	民有地 0.70ha
石田ブヨメキ東特別地区 福島県伊達郡霊山町大字石田の一部別添図面のとおり			
石田ブヨメキ中央特別地区 福島県伊達郡霊山町大字石田の一部別添図面のとおり			
石田ブヨメキ西特別地区 福島県伊達郡霊山町大字石田野一部別添図面のとおり			

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

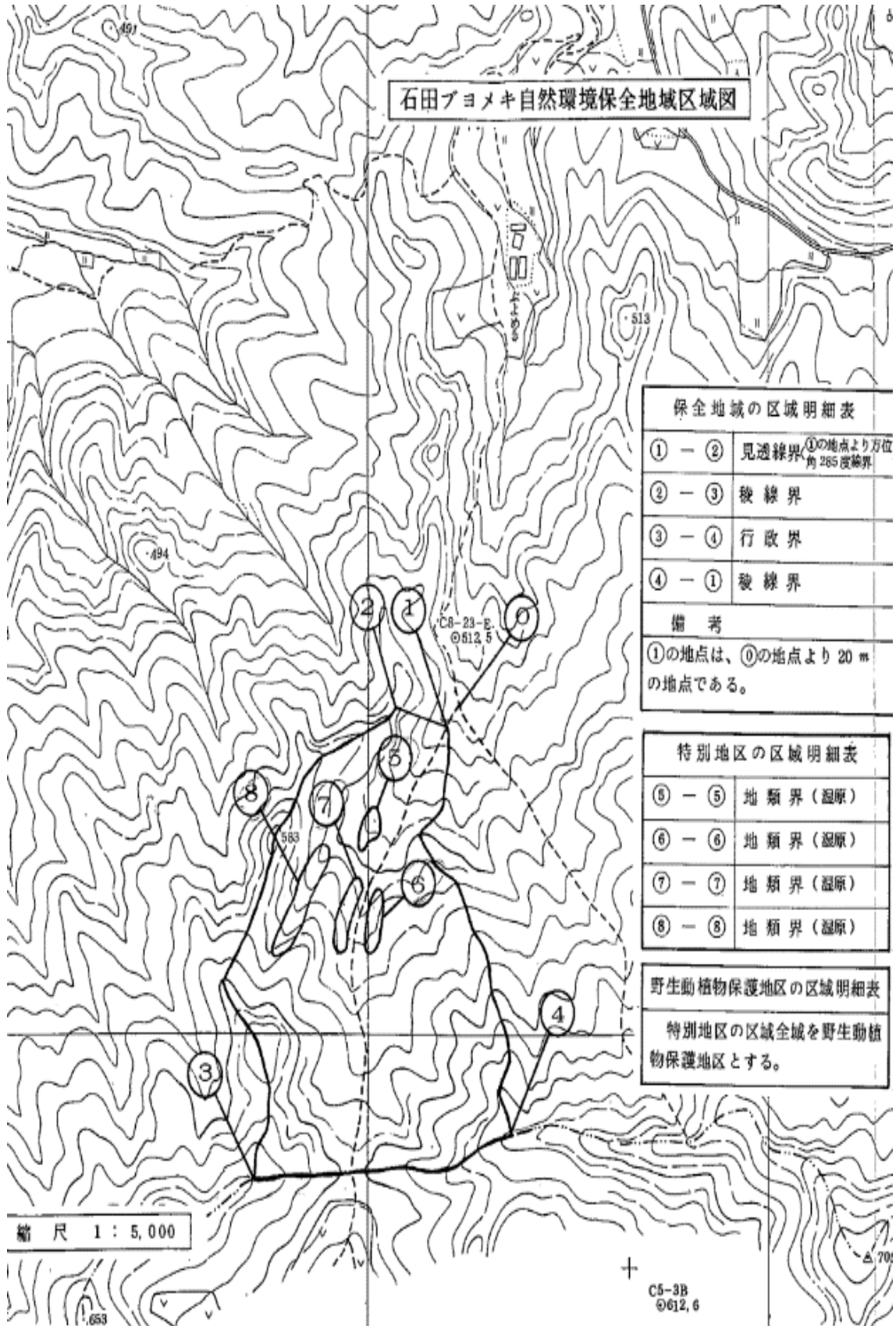
伐採方法・限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	0.70	0	0	0	0	0	0.70
方法・限度別面積 (ha)	0			0.70			0			0.70		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
保護柵			//	
植生復元施設				除草・森林の管理を含む
巡視歩道			一部新設	木道も含む

石田ブヨメキ自然環境保全地域区域図



保全地域の区域明細表

① - ②	見透線界 ^① の地点より方位角 285 度線界
② - ③	稜線界
③ - ④	行政界
④ - ①	稜線界

備考

①の地点は、②の地点より 20 m の地点である。

特別地区の区域明細表

⑤ - ⑤	地類界(湿原)
⑥ - ⑥	地類界(湿原)
⑦ - ⑦	地類界(湿原)
⑧ - ⑧	地類界(湿原)

野生動植物保護地区の区域明細表

特別地区の区域全域を野生動植物保護地区とする。

縮尺 1 : 5,000

C5-3B
⑥12,6

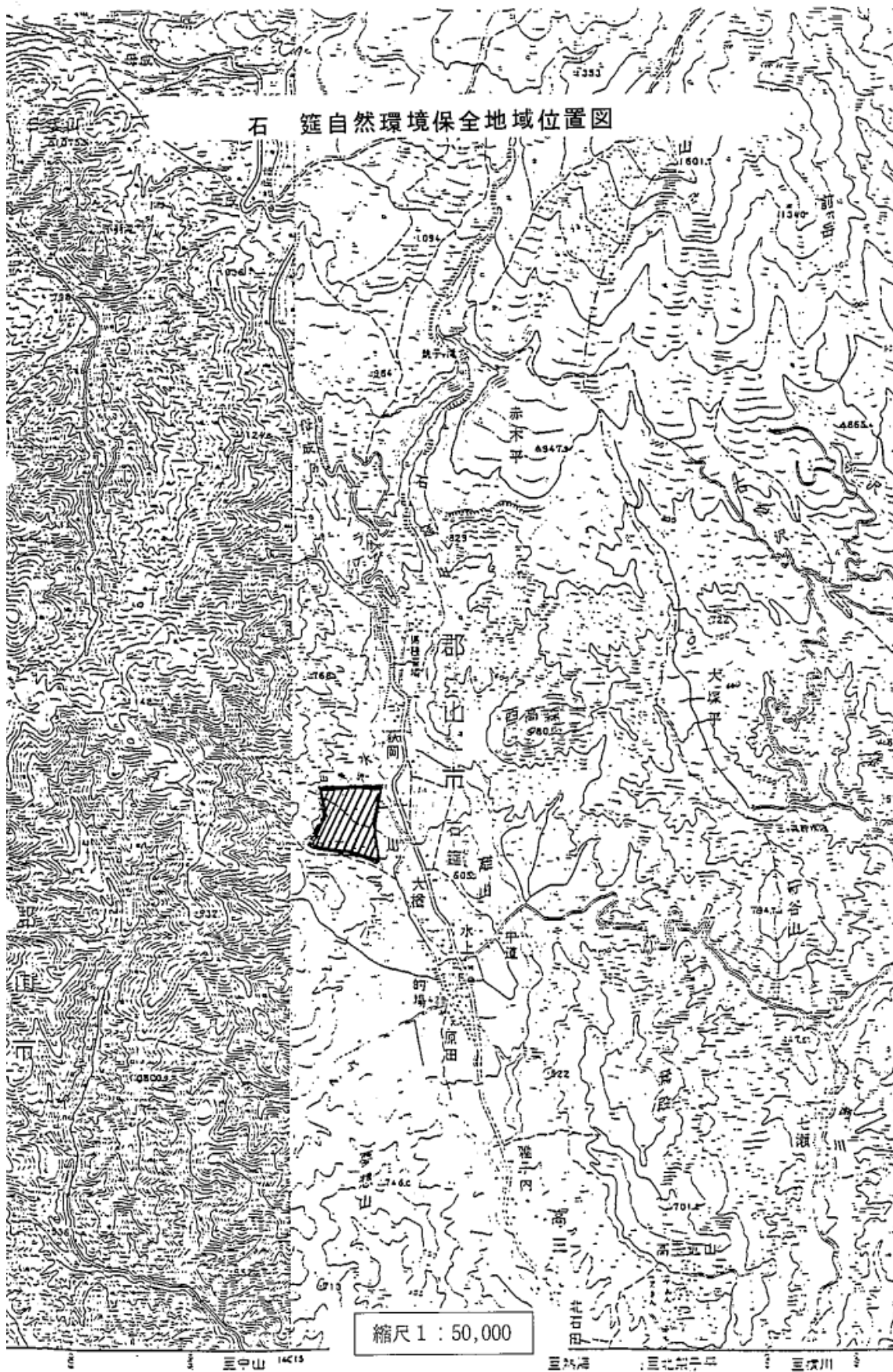
石筵自然環境保全地域

指 定 書 保全計画書

昭和 62 年 3 月

福 島 県

石 筵自然環境保全地域位置図



〈 指 定 書 〉

石筵自然環境保全地域

(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

1 指定理由

本地域は、安達太良山母成峠の南山麓に位置する地域で、クリの品種であるシダレグリが自生しており、稀少性の観点から価値が高く生育環境も維持されている。

したがって、シダレグリの自生地が区域及びこれと一体となっている地域を保全するため、自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

本地域は稀少性の観点から価値の高いクリの品種であるシダレグリが自生している。

シダレグリは、本邦中部山地帯の標徴種であるクリの品種として稀少価値があり、有用性の乏しさから絶滅が予想される種であり、植物学上には有意義な存在である。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、安達太良火山から流下する石筵川の支流水上川の西岸にあり、川桁山地の山葵沢の出口に形成された扇状地の区域である。

(2) 位置及び区域

郡山市熱海町石筵字割石の一部

(3) 面積

51.9 ヘクタール

(4) 土地所有関係

民有地 (51.9ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
石筵自然環境保全地域に関する保全計画
(保全計画決定 昭和 62 年 3 月 24 日 県告示第 355 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、稀少性の観点から価値の高いクリの品種であるシダレグリが自生している。

シダレグリは、本邦中部山地帯の標徴種であるクリの品種として稀少価値があり、有用性の乏しさから絶滅が予想される種であり、植物学上には有意義な存在である。

シダレグリは、牧草地の中に点在自生し、樹の下にはニワトコ、ノイバラ、ヤマウグイスカグラ等が生育している。

(2) 権利制限関係等の概要

福島県文化財保護条例により、県の天然記念物に指定されている。

(3) 指定及び保全のための規制に関する方針

ア 指定に関する方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づく普通地区とする。

イ 規制に関する方針

上記条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ シダレグリを保護するための保護柵を設置する。

2 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
石筵普通地区	郡山市熱海町石筵字割石の一部	別添図面のとおり	51.9ha	民有地 51.9ha	保全地域の区域全域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別面積 (ha)	0	0	0	0	0	51.9	0	0	51.9
地区別面積 (ha)	0			51.9			51.9		
地区別比率 (%)	0			100			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

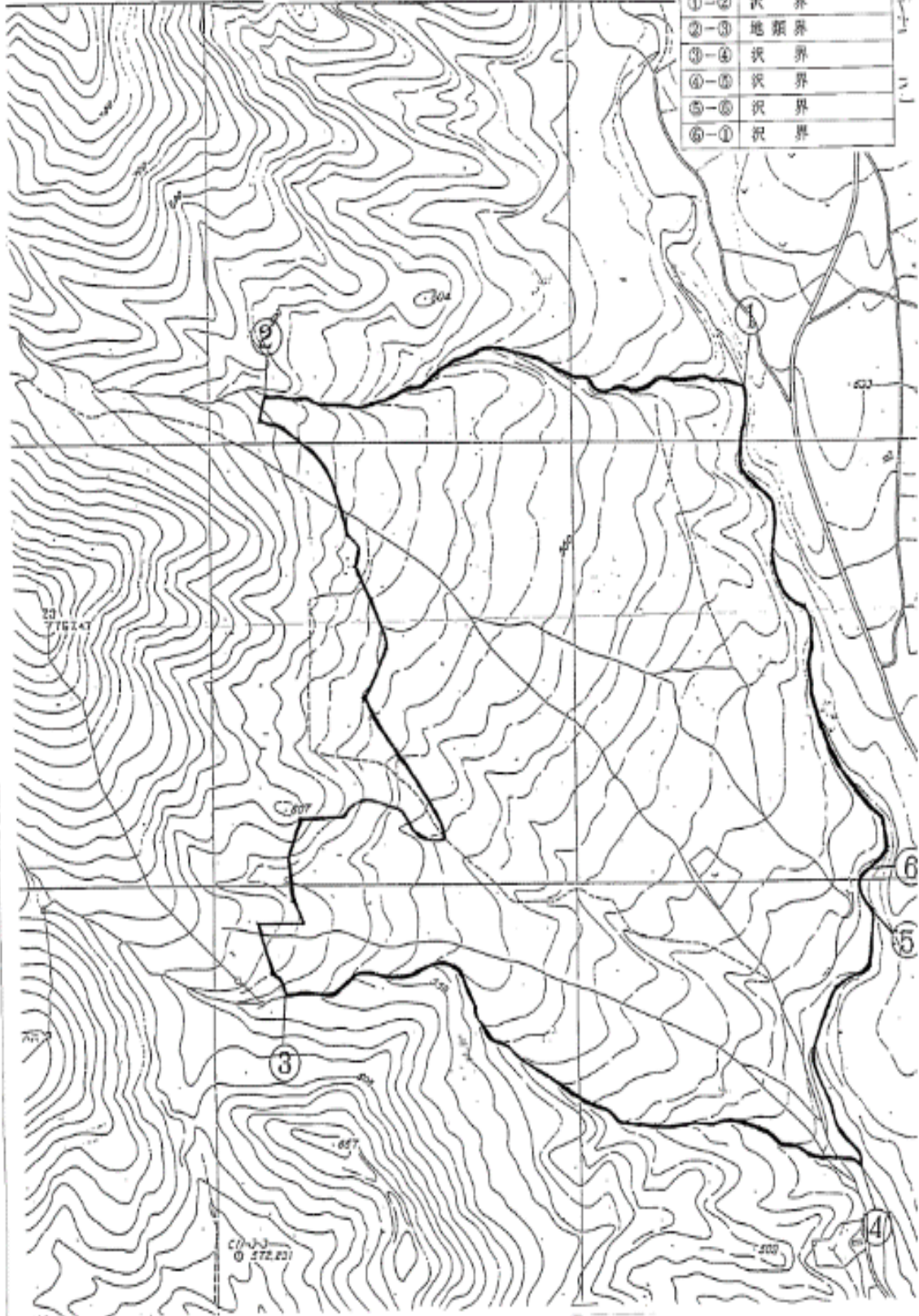
施設の名称、種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識		福島県自然環境保全 条例施行規則第 37 条の定めによる	新設	制札、境界柱 を含む
保護柵	シダレグリの 木の周囲	木製	新設	

石 碓 自然環境保全地域区域図

(郡山市熱海町石碓字割石の一部)

縮尺 1 : 5,000

①-②	沢 界
②-③	地 類 界
③-④	沢 界
④-⑤	沢 界
⑤-⑥	沢 界
⑥-①	沢 界

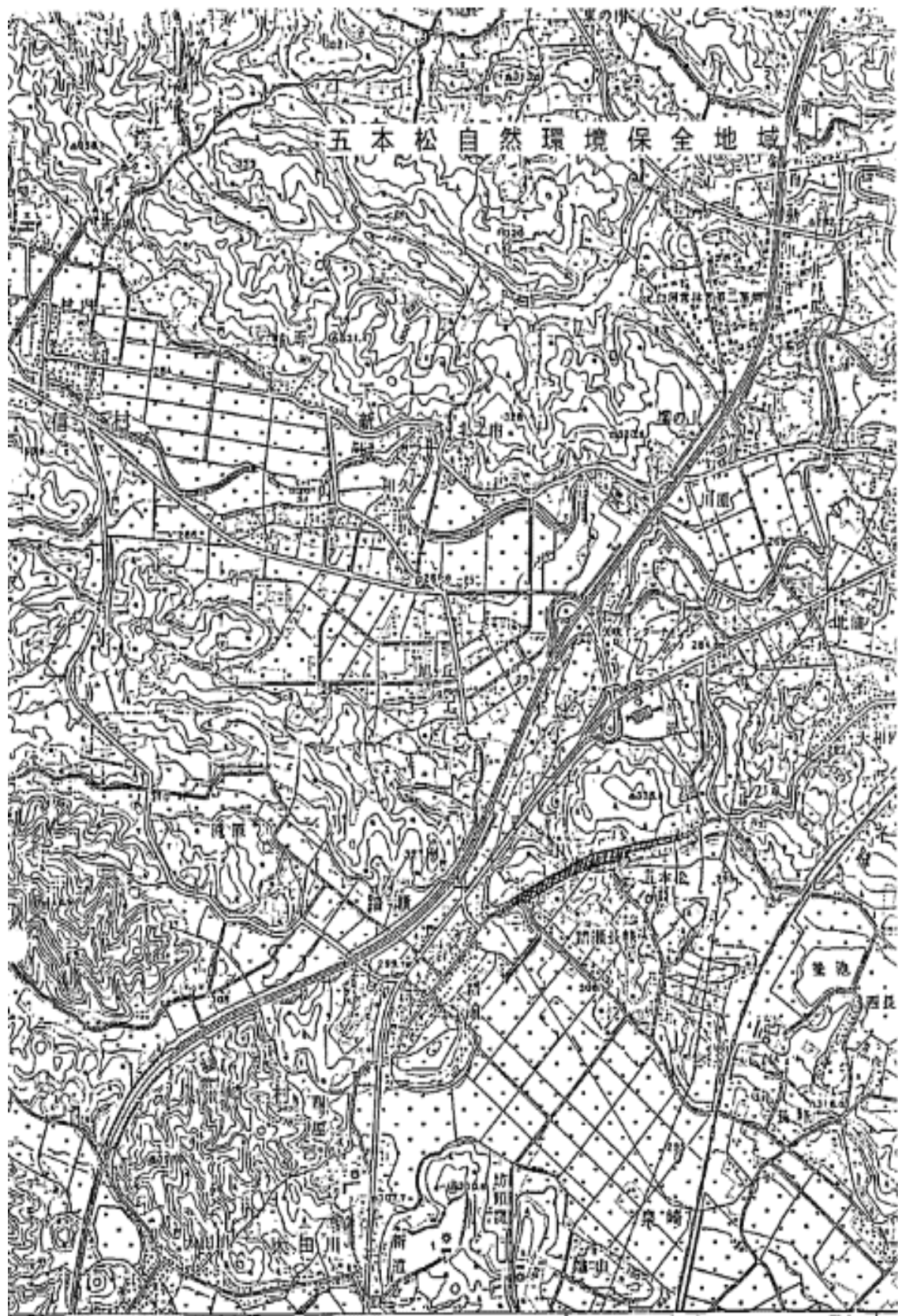


五本松自然環境保全地域

指 定 書 保全計画書

昭和 61 年 3 月

福 島 県



位置図 1 : 25.000

〈 指 定 書 〉
五本松自然環境保全地域
(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

1 指定理由

本地域は、西白河郡泉崎村と矢吹町にまたがる地域で、樹齢 150 年～170 年におよぶアカマツが生育している。このように、本地域は樹齢が特に高く、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める区域であるので、これを保全するため、自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

植生

本地域は、西白河郡泉崎村と矢吹町にまたがる旧国道 4 号（陸羽街道）に沿った地域で、樹齢 150 年～170 年に及ぶ植栽されたアカマツが約 700 メートルにわたり並木として生育している。

このように、本松並木は高樹齢で生育状態が傑出しており、学術的価値を有する人工林である。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、西白河郡泉崎村と矢吹町にまたがる旧国道 4 号線（陸羽街道）沿いの地域で、道路の両側はアカマツの並木となっている。

(2) 位置及び区域

西白河郡泉崎村大字踏瀬及び同郡矢吹町赤沢の一部

(3) 面積

1.2 ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地 (0.5ha)、民有地 (0.7ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

五本松自然環境保全地域に関する保全計画 (保全計画決定 昭和 61 年 3 月 28 日 県告示第 555 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、西白河郡泉崎村と矢吹町にまたがる旧国道 4 号（陸羽街道）に沿った地域で、樹齢 150 年～170 年におよぶ植栽されたアカマツが約 700 メートルにわたり並木として生育している。

このように、本松並木は高樹齢で生育状態が傑出しており、学術的価値を有する人工林である。

(2) 権利制限関係等の概要

史蹟五本松の松並木として、矢吹町文化財保護条例により史蹟名勝天然記念物に指定されている。

(3) 指定及び保全のための規制に関する方針

ア 指定に関する方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づく普通地区とする。

イ 規制に関する方針

上記条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
五本松自然環境保全地域普通地区	西白河郡泉崎村大字踏瀬の一部 西白河郡矢吹町赤沢の一部	別添図面のとおりに	1.2ha	公有地 0.5ha 民有地 0.7ha	保全地域の区域全域

総括表

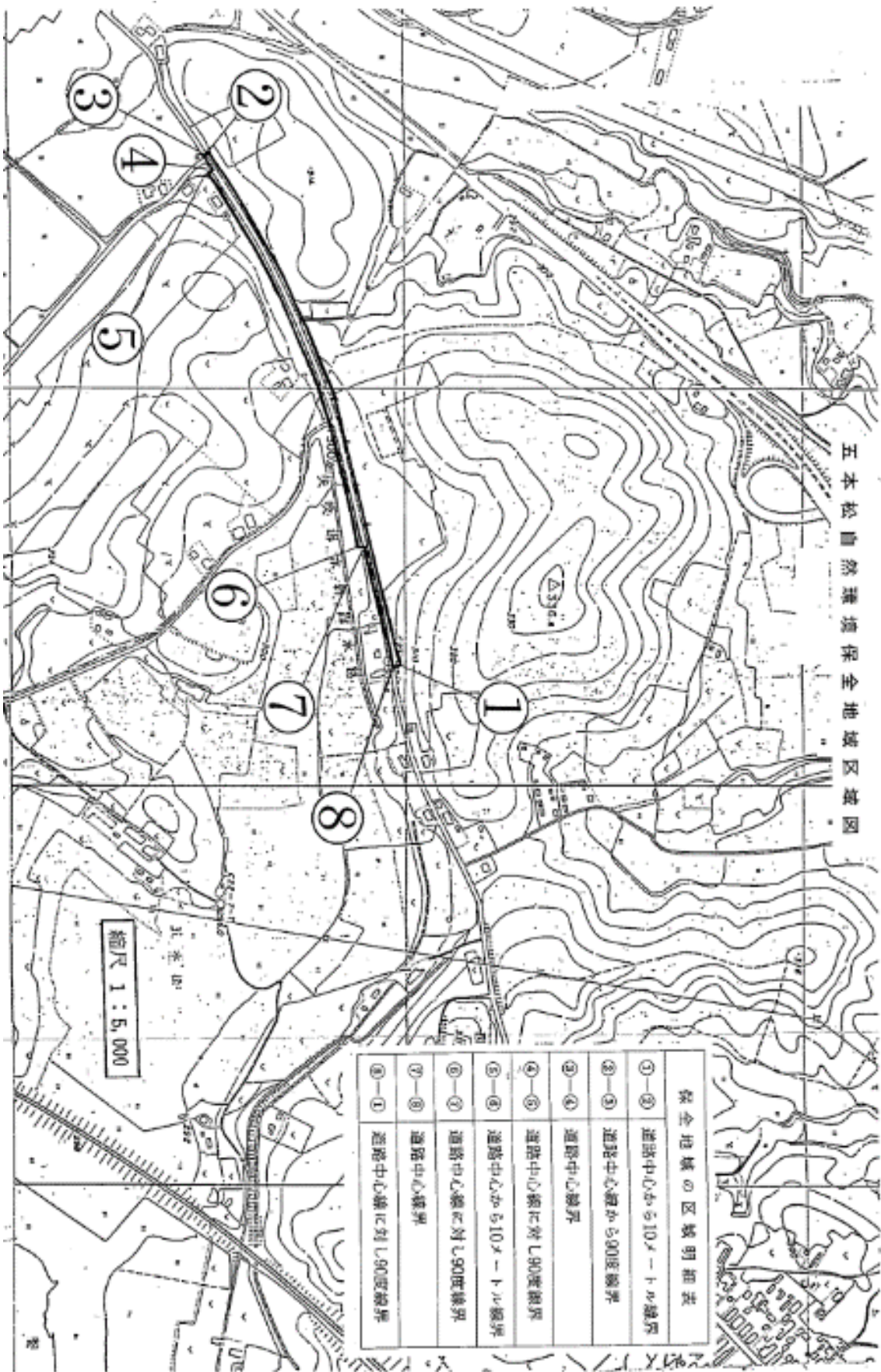
区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別面積 (ha)	0	0	0	0	0.5	0.7	0	0.5	0.7
地区別面積 (ha)	0			1.2			1.2		
地区別比率 (ha)	0			100			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名 称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識		福島県自然環境保全条例 施行規則第37条の定めによる。	新設	制札、境界 柱を含む。

五本松自然環境保全地域区域図



保全地域の区划明細表

①-②	道路中心から10メートル境界
③-④	道路中心線から90度境界
⑤-⑥	道路中心線に対し90度境界
⑦-⑧	道路中心から10メートル境界
⑨-⑩	道路中心線に対し90度境界
⑪-⑫	道路中心境界
⑬-⑭	道路中心線に対し90度境界
⑮-⑯	道路中心境界
⑰-⑱	道路中心線に対し90度境界
⑲-⑳	道路中心境界
㉑-㉒	道路中心線に対し90度境界

縮尺 1 : 5,000

恩賜林自然環境保全地域

指 定 書 保全計画書

昭和 61 年 3 月

福 島 県



至十軒南 至松倉 至瀬倉

位置図 1 : 25,000

〈 指 定 書 〉
恩賜林自然環境保全地域
(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

1 指定理由

本地域は、アカマツ、コナラ等を主とする自然性の高い樹林地であり、特にアカマツの生育状態が良く、すぐれた自然環境を形成しているため、これを保全するため、自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域は、平地の中に孤立した丘陵地で、アカマツ、コナラ等を主とする自然性の高い樹林地であり、アカマツの生育密度が高く、かつ、その樹勢がよく、すぐれた自然の状態を維持している。

(2) 野生動物

野生鳥類としては、キジバト、カワラヒワ、ムクドリ等が見られ、冬鳥としてカツラダカの渡来も見られる。昆虫類としては、蝶類が多く、キベリタテハ、クジャクチョウ、キタテハ等が見られる。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、西白河郡矢吹町の中央部に位置し、平坦な耕地の中にある樹林地の区域である。

(2) 位置及び区域

西白河郡矢吹町文京町の一部

(3) 面積

7.8 ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地 (6.4ha)

私有地 (1.4ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

恩賜林自然環境保全地域に関する保全計画 (保全計画決定 昭和 61 年 3 月 28 日 県告示第 555 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、平地の中に孤立した丘陵地で、アカマツ、コナラ等を主とする自然性の高い樹林地であり、アカマツの生育密度が高く、かつ、その樹勢がよく、すぐれた自然の状態を維持している。

また、野生鳥類も多く、シジュウカラ、キジバト、カワラヒワ、ムクドリ等が見られ、昆虫類では蝶類が多く、キベリタテハ、クジャクチョウ、キタテハ等が見られる。

(2) 権利制限関係等の概要

該当なし

(3) 指定及び保全のための規制に関する方針

ア 指定に関する方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づく普通地区とする。

イ 規制に関する方針

上記条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
恩賜林自然環境保全地域 普通地区	西白河郡矢吹町文京町の一部	別添図面のとおりに	7.8ha	公有地 6.4ha 民有地 1.4ha	保全地域の区域全域

総括表

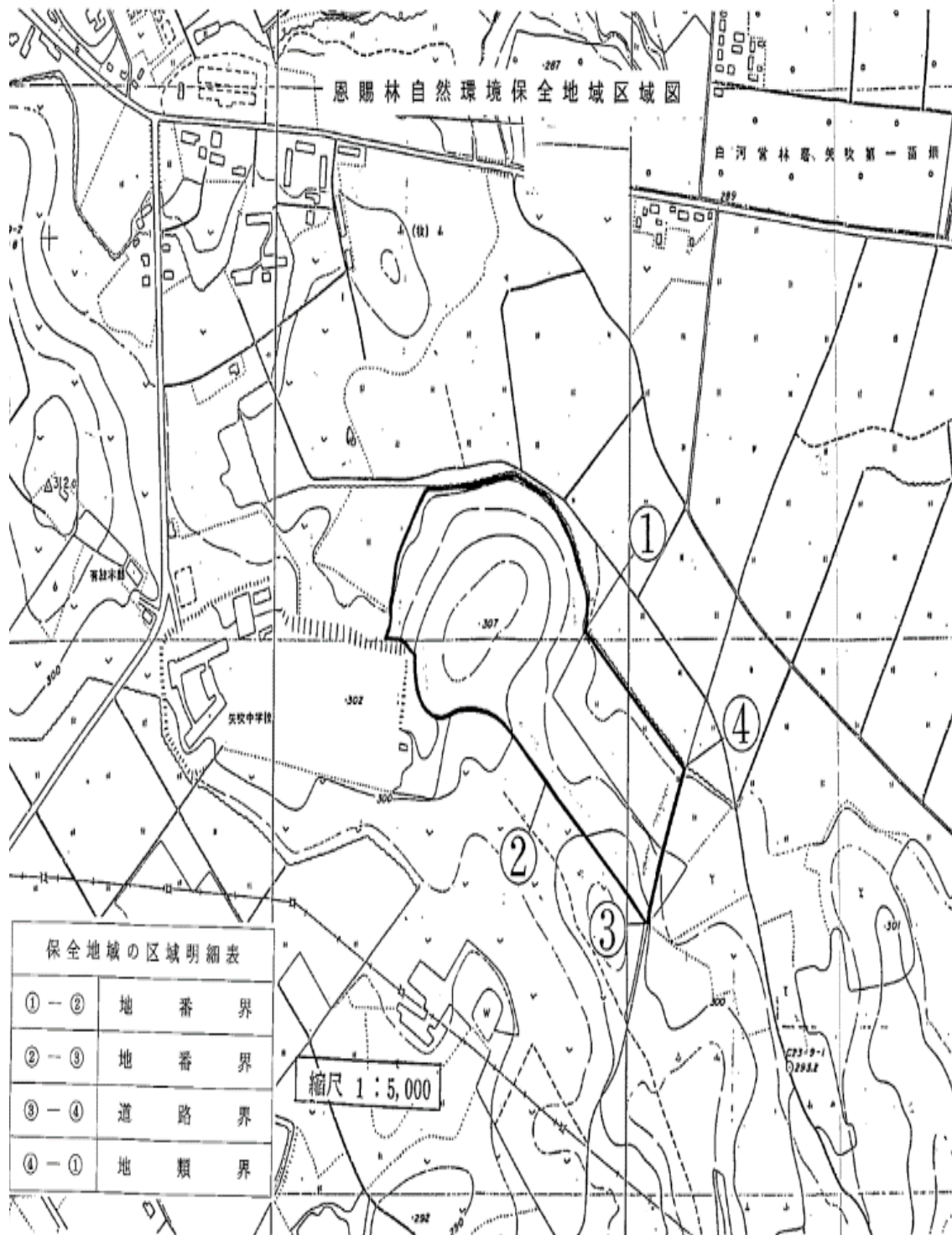
区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別面積 (ha)	0	0	0	0	6.4	1.4	0	6.4	1.4
地区別面積 (ha)	0			7.8			7.8		
地区別比率 (%)	0			100			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識		福島県自然環境 保全条例施行規 則第37条の定め による。	新設	制札、境界 柱を含む。

恩賜林自然環境保全地域区域図



白河管林署、矢吹第一苗圃

青森県

矢吹中学校

保全地域の区域明細表

① - ②	地番界
② - ③	地番界
③ - ④	道路界
④ - ①	地類界

縮尺 1 : 5,000

623-9-1
02932

茶白山自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

茶臼山自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

第 1 指定理由

本地域は、伊達郡霊山町のほぼ中央に位置する標高 225 メートルの小高い丘陵地（別名：古城山）で、カスミザクラ、ウワミズザクラの自生地としてすぐれた自然環境を形成している。

このように本地域は、学術的に価値の高いカスミザクラ、ウワミズザクラの自生地となっているので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 伊達郡霊山町
2. 面 積 7.80 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、伊達郡霊山町のほぼ中央部に位置する標高 225 メートルの小高い丘陵地で、カスミザクラ、ウワミズザクラの自生地となっており、その他高樹齢のソメイヨシノも生育している。また、赤松の巨木が一部に自然林を形成しており、すぐれた自然環境を維持している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

カスミザクラ、ウワミズザクラの自生地及び赤松の自然林の地域を自然環境保全地域普通地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

- イ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。
- ウ サクラ類を主とする現状の植生を維持するため、植生復元施設を設置する

(3) 地区の区域設定に関する計画

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
茶臼山 普通地区	伊達郡霊山町大 字掛田地内	別添図面 のとおり	7.80ha	私有地 7.80ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.80	0	0	7.80
地区別面積 (ha)	0			0			0			7.80			7.80		
地区別 (%)	0			0			0			100			100		

(4) 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	植生復元施設			〃	
3					

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び 終点	主要経 過地	工種	摘要
1	茶臼山自然環境保 全地域巡視歩道			新設	
2					

茶白山自然環境保全地域区域図

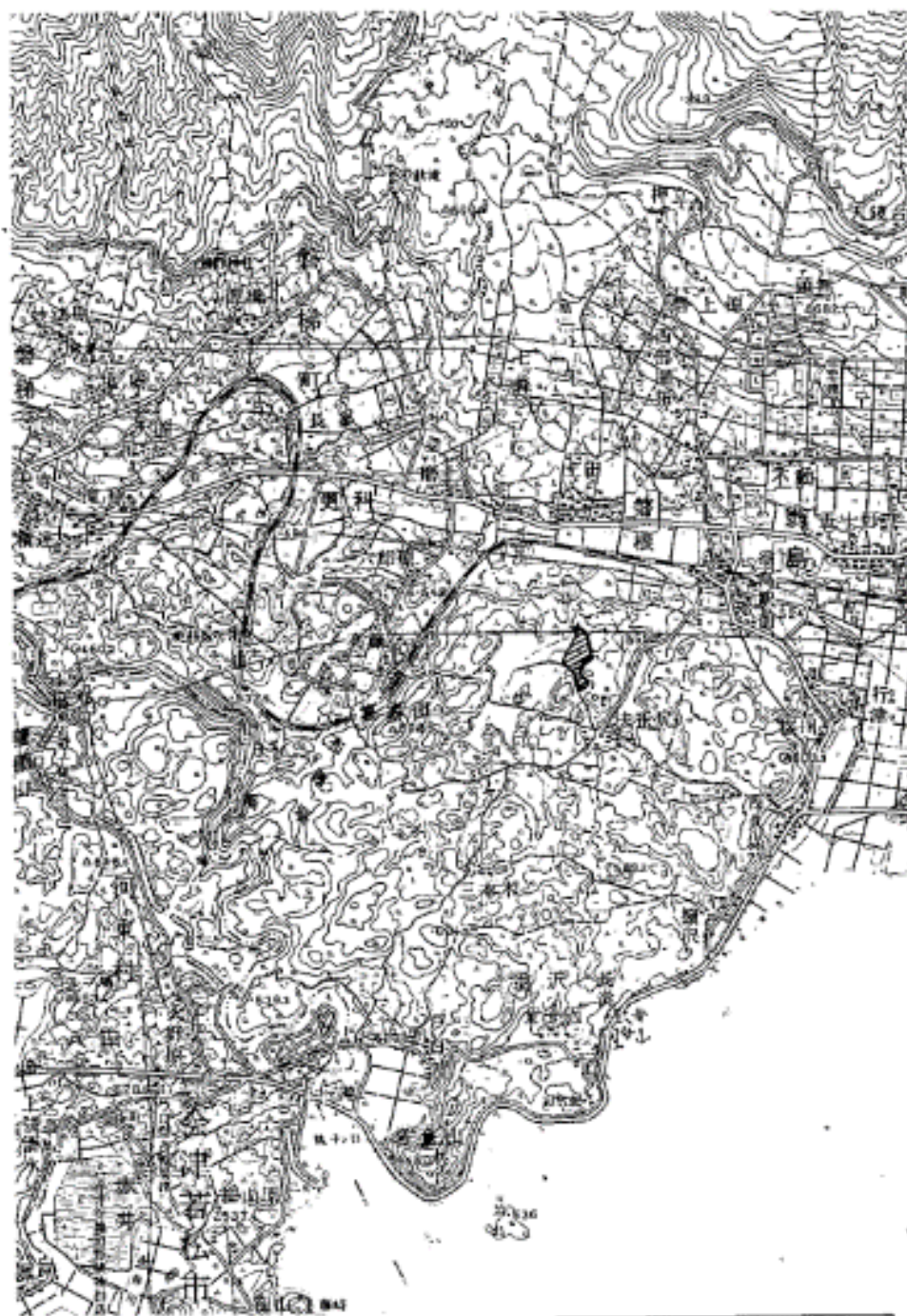


保全地域の区域明細表

①-②	所有別界
②-③	所有別界
③-①	所有別界

縮尺 1:5,000

法正尻湿原自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

法正尻湿原自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

第 1 指定理由

本地域は、耶麻郡磐梯町東南部に位置し、小起伏がある凹地に生じた湿原の地域で、現在残っている数少ない水田開墾以前の湿原である。湿原植物としては、サギソウ、トキソウ、カキラン、ミカズキグサ等が生育し、また、ホロムイソウ、ツルコケモモ等の亜寒帯植物もみられる。湿原に隣接する沼は、稀種であるモリアオガエルの生息地となっている。

このように本地域は、貴重な植物が生育し、稀少な動物も生息する湿原としてすぐれた自然環境を形成しているため、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 4 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 耶麻郡磐梯町
2. 面積 3.60 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、磐梯山の南方に位置し、比高 20 メートルの小丘にかこまれている低地に発達した湿原である。近辺の他の湿原は、ほとんど開墾され湿原の形をとどめていないが、本地域は、開墾からとり残され自然状態のまま、湿原として現在まで残されている。

植生は、ミズゴケ・ヌマガヤ群落となっており、中にサギソウも多くみられる。また、標高 540 メートルとあまり高くはないが、亜寒帯植物のホロムイソウ、ツルコケモモが多いということは注目に価する。その他、トキソウ、カキラン、ミカズキグサ、サワギキョウ、タチキボウシ、リュウキンカ、オオニガナ、ミズギク等の湿原植物が生育している。湿原に隣接する沼は、モリアオガエルの繁殖地となっている。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区、野生動植物保護地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

貴重な湿原植物が生育する地域及び稀少性の高い動物の生息する地域を特別地区に指定し、さらに同地区の区域全域をこれらの動植物を保護するため、野生動植物保護地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項及び第 16 条第 3 項の規定に基づいて規制するとともに、福島県自然保護指導員の巡視等を定期的に行ない保護すべき野生動植物の捕獲・採取の防止に努める。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保護すべき野生動植物の捕獲・採取禁止の標示板を設置する。

ウ 地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

エ 野生動植物の生息、生育に人為による影響を避けるため、保護柵を設置する。

オ 野生動植物の増殖をはかるために植生復元施設を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
法正尻湿原特別地区	耶麻郡磐梯町大字更科地内	別添図面のとおり	3.60ha	私有地 3.60ha	

(2) 野生動植物保護地区

野生動植物保護地区の区域は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
法正尻 湿原野 生動植 物保護 地区	(植物) ミズゴケ類、サギソ ウ、トキソウ、カキラン、ミ カズキグサ、タチギボウシ、 オオニガナ、サワギキョウ、 ミズギク、リュウキンカ、ホ ロムイソウ、ツルコケモモ (動物) モリアオガエル	耶麻郡 磐梯町 大字更 科地内	別添 図面 のと おり	3.60ha	私有地 3.60ha	

保全地域総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
小区分	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別	0	0	3.60	0	0	0	0	0	3.60	0	0	0	0	0	3.60
所有別面積 (ha)	0	0	3.60	0	0	0	0	0	3.60	0	0	0	0	0	3.60
地区別面積 (ha)	3.60			0			3.60			0			3.60		
地区別 (%)	100			0			100			0			100		

4 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことのできる木竹の伐採方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
法正尻湿原 特別地区	耶麻郡磐梯 町大字更科 地内	別添図面 のとおり	3.60ha	私有地 3.60ha	択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	0	0	0	0	0	3.60	0	0	0	0	0	3.60
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	3.60	0	0	0	0	0	3.60
伐採方法限度面積 (ha)	0			3.60			0			3.60		
// (%)	0			100			0			100		

5 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

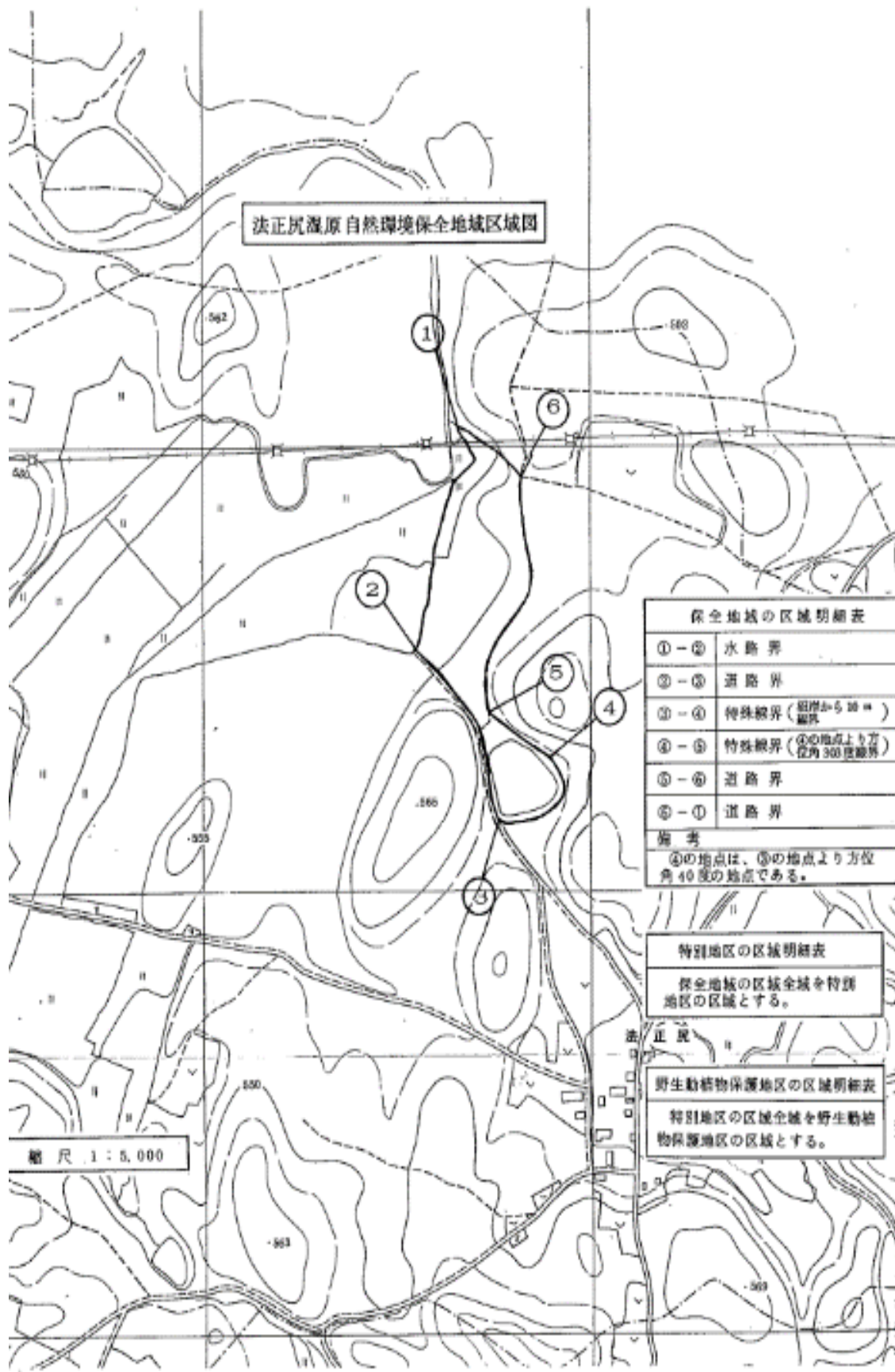
(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	標示板			〃	
3	保護柵			〃	
4	植生復元施設			〃	除草を含む

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	法正尻湿原自然 環境保全地域巡 視歩道			新設	木道
2					

法正尻深原自然環境保全地域区域図



縮尺 1 : 5,000

①-②	水路界
②-③	道路界
③-④	特殊線界 (③の地点から 20m 延長)
④-⑤	特殊線界 (④の地点より方位角 40 度の地点)
⑤-⑥	道路界
⑥-①	道路界

備考
④の地点は、⑤の地点より方位角 40 度の地点である。

特別地区の区域明細表
保全地域の区域全域を特別地区の区域とする。

野生動物保護地区の区域明細表
特別地区の区域全域を野生動物保護地区の区域とする。

熊川海岸自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

熊川海岸自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

第 1 指定理由

本地域は、双葉郡大熊町南部の太平洋側に位置する海食地形の地域で、浸食された海岸線は、10～20メートルの海食崖を形成し岬状になっている。

海面にとり残された岩礁には、ウミウが多数生息しているなど、すぐれた自然環境を形成している。

このように本地域は、学術的価値の高い特異な地形を呈しているため、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 3 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 双葉郡大熊町
2. 面積 1.80 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域の特質構造は、新第三紀層の多賀層群の堆積岩層であり、海岸線は、浸食により 10～20メートルの海食崖を形成し岬状になっている。突き出た岬は、天然の橋を形づくっており、成層模様の地層をみることができる。また、海面には、浸食されながらもとり残された岩礁があり、ウミウの恰好な生息地となっている。

本地域の植生は、海岸特有のクロマツ林となっており、低木層として、アセビ、シキミ、サカキ、ツバキ等が生育している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

海食地形を含むクロマツ林帯を自然環境保全地域普通地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

4 地区の区域設定に関する計画

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
熊川海岸 普通地区	双葉郡大熊町大字 熊川地内及び小良 浜地内	別添図面 のとおり	1.80ha	私有地 1.80ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
小区分	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.80	0	0	1.80
地区別面積 (ha)	0			0			0			1.80			1.80		
地区別 (%)	0			0			0			100			100		

5 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

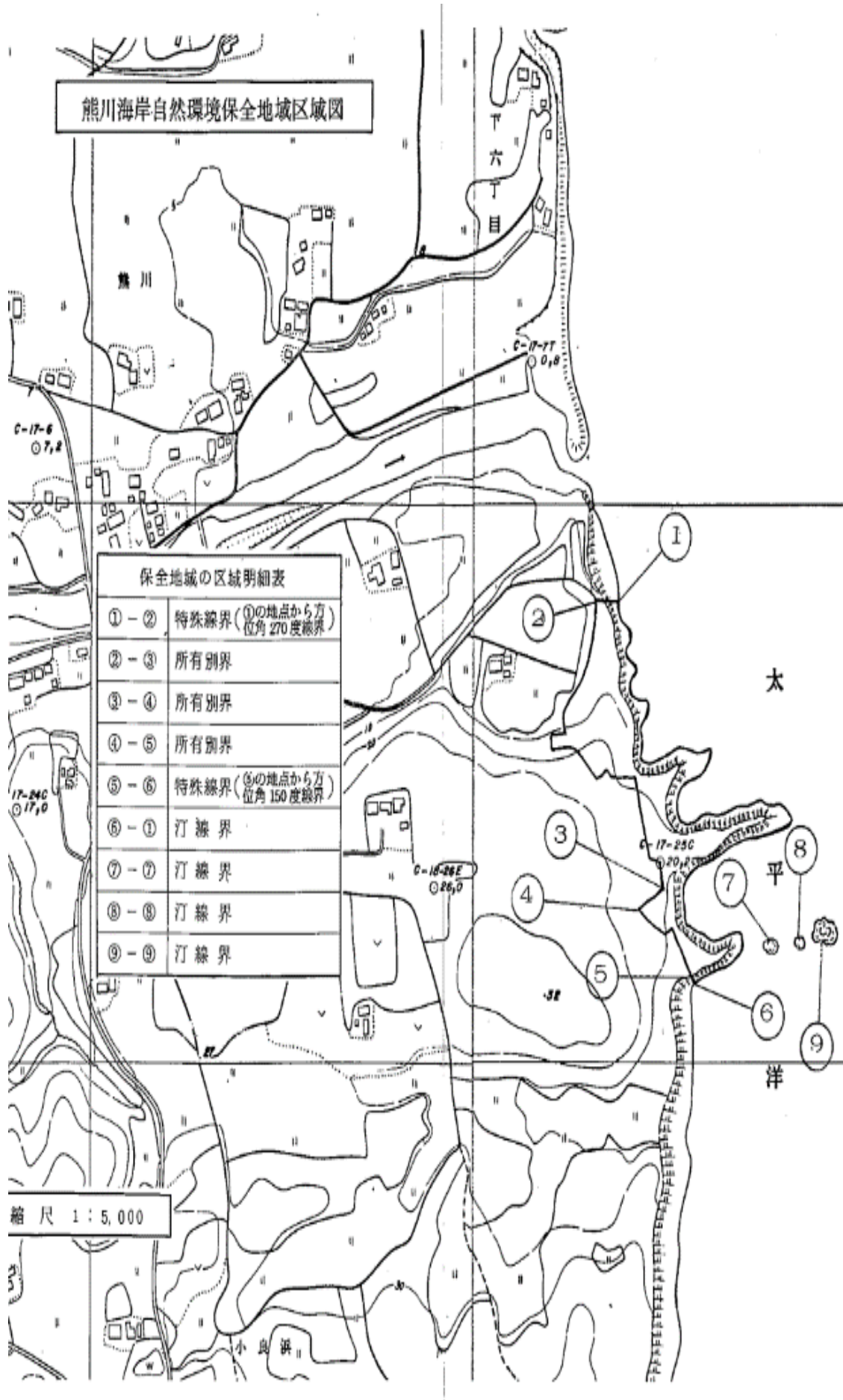
(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	熊川海岸自然環境保全地域巡視歩道			新設	
2					

熊川海岸自然環境保全地域区域図



①-②	特殊線界(①の地点から方位角 270 度線界)
②-③	所有別界
③-④	所有別界
④-⑤	所有別界
⑤-⑥	特殊線界(⑤の地点から方位角 150 度線界)
⑥-⑦	汀線界
⑦-⑧	汀線界
⑧-⑨	汀線界
⑨-⑨	汀線界

縮尺 1 : 5,000

大悲山自然環境保全地域



位置図 1 : 50, 000

大悲山自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

第 1 指定理由

本地域は、相馬郡小高町中央部に位置する小高い丘陵地で、北側斜面は、生育密度の高いヤマツツジの自生地となっている。

また、海食台地形を有している本地域では、クジラの化石等も多数発見されている。

このように本地域は、生育密度の高いヤマツツジの自生地としてすぐれた自然環境を形成しているので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 相馬郡小高町
2. 面積 6.10 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、標高 9 メートル足らずの小高い丘陵地であるが、北側の斜面一帯は、生育密度の高いヤマツツジの自生地となっており、ヤマザクラ、ソメイヨシノ等の桜類も数多く生育している。

本地域の地質構造は、新第三紀鮮新世堆積岩より形成されており、海食台地形として、特異であり、クジラの化石等も多数産出されている。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

ヤマツツジの自生する地域を自然環境保全地域普通地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

- ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。
- イ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。
- ウ ヤマツツジを保護するため、保護柵を設置する。

3 地区の区域設定に関する計画

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
大悲山 普通地区	相馬郡小 高町大字 泉沢地内	別添図面 のとおり	6.10ha	私有地 6.10ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
小区分	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.10	0	0	6.10
地区別面積 (ha)	0			0			0			6.10			6.10		
地区別 (%)	0			0			0			100			100		

4 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

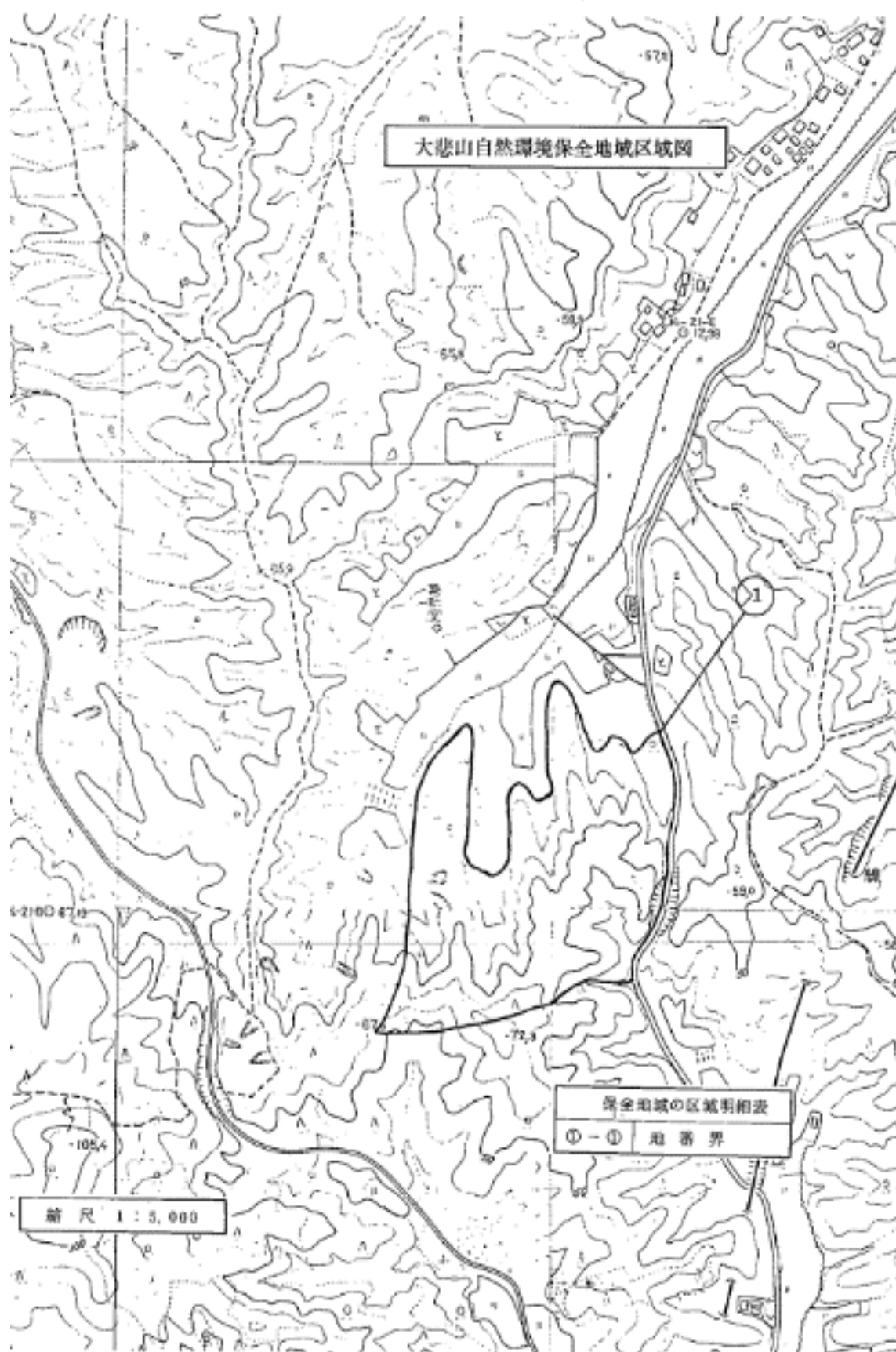
(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	保護柵			〃	
3					

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	大悲山自然環境 保全地域巡視歩 道			改良	
2					

大悲山自然環境保全地域区域図



保全地域の区域判別表

①-① 地番界

縮尺 1 : 5,000

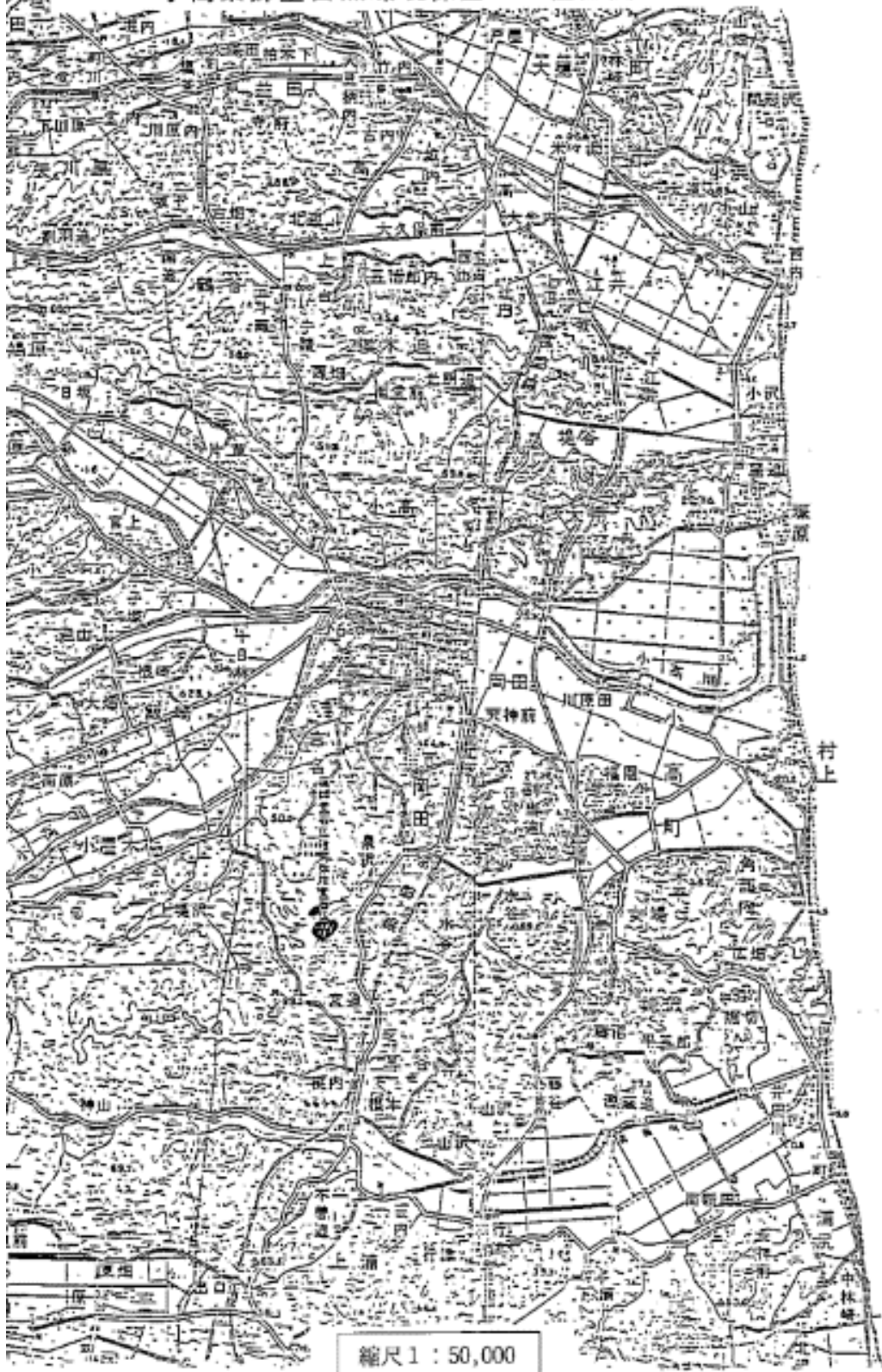
小高薬師堂自然環境保全地域

指 定 書 保全計画書

昭和 62 年 3 月
福 島 県



小高薬師堂自然环境保全地域位置図



縮尺 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

小高薬師堂自然環境保全地域

(地域指定 昭和 49 年 3 月 22 日 県告示第 265 号)

1 指 定 理 由

本地域は、相馬郡小高町中部の旧国道 6 号線の西側に隣接する樹林地で、樹齢 1000 年以上のスギをはじめ、ウラジロガシ、ヒサカキ、ヤブツバキ等の照葉樹、アカマツ、クリ、コナラ等が生育している。

また、本地域の地質は、新第三紀鮮新世堆積岩からなり、北部で露頭している。

このように、本地域は、樹齢の特に高い人工林等がすぐれた自然環境を形成しているため、これを保全するため、自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植 生

本地域は、相馬郡小高町中部に位置し、旧国道 6 号線の西側に近接する樹林地で、千手観音堂のある地域と薬師堂のある地域に二分されている。

千手観音堂のある地域においては、樹高 15~16 メートル、胸高直径 110 センチメートルのスギ(樹齢 140 年以上)が 8 本程度生育しており、また照葉樹林を形成するウラジロガシ、ヒサカキの下の低木として、ヤブツバキ、アセビ等が、草本層には暖帯系のコモチシダ、ベニシダ等が生育している。

薬師堂のある地域においては、樹齢 1000 年以上、胸高直径 2.2~2.8 メートルの大スギのほか、ウラジロガシ、ヒサカキ、ヤブツバキ、アセビ、ヤブコウジ等が生育し、また、このような照葉樹林に混生して、アカマツ、クリ、コナラ等も生育している。

(2) 地 質

本地域は、新第三紀鮮新世堆積岩から成り、本地域北部で露頭しており、一部に石仏群が刻まれている。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、小高町中部の旧国道6号線の西側に隣接する樹林地の区域である。

(2) 位置及び区域

相馬郡小高町大字泉沢の一部

(3) 面積

1.1ヘクタール

(4) 土地所有関係

民有地 (1.1ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

小高薬師堂自然環境保全地域に関する保全計画 (保全計画決定 昭和 62 年 3 月 24 日 県告示第 355 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、相馬郡小高町の中部に位置し、旧国道 6 号線の西側に近接する樹林地で、千手観音堂のある地域と薬師堂のある地域に二分されている。

千手観音堂のある地域においては、参道の両側や境界附近に樹齢 15～16 メートル、胸高直径 110 センチメートルのスギ（樹齢 140 年以上）が 8 本程度生育しており、照葉樹林を形成するウラジロガシ、ヒサカキの下の低木として、ヤブツバキ、アセビ、アカメガシワ等が、草本草には暖帯系のコモチシダ、ベニシダ等が生育している。

薬師堂のある地域においては、入口附近に樹齢 1000 年以上、胸高直径 2.2～2.8 メートルの大スギが生育しており、ウラジロガシ、ヒサカキ、ヤブツバキ、アセビ、さらにヤブコウジ、コモチシダ、ベニシダ等が生育している。また、このような照葉樹林に混生して、二次林としてのアカマツ、クリ、コナラ等も生育している。

本地域は、照葉樹林分布の北端に近い林と思われ、相馬郡ではめずらしいことである。

本地域の地質は、新第三紀鮮新世堆積岩から成り、本地域北部で露頭しており、一部に石仏群が刻まれている。

(2) 権利制限関係等の概要

薬師堂石仏等が国指定の史跡となっており、また、薬師堂の大杉は、大悲山の大杉として県の天然記念物に指定されている。

(3) 指定及び保全のための規制に関する方針

ア 指定に関する方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づく普通地区とする。

イ 規制に関する方針

上記条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
小高薬師堂 普通地区	相馬郡小高 町大字泉沢 の一部	別添図面の とおり	1.1ha	民有地 1.1ha	保全地 域の区 域全域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別面積 (ha)	0	0	0	0	0	1.1	0	0	1.1
地区別面積 (ha)	0			1.1			1.1		
地区別比率 (%)	0			100			100		

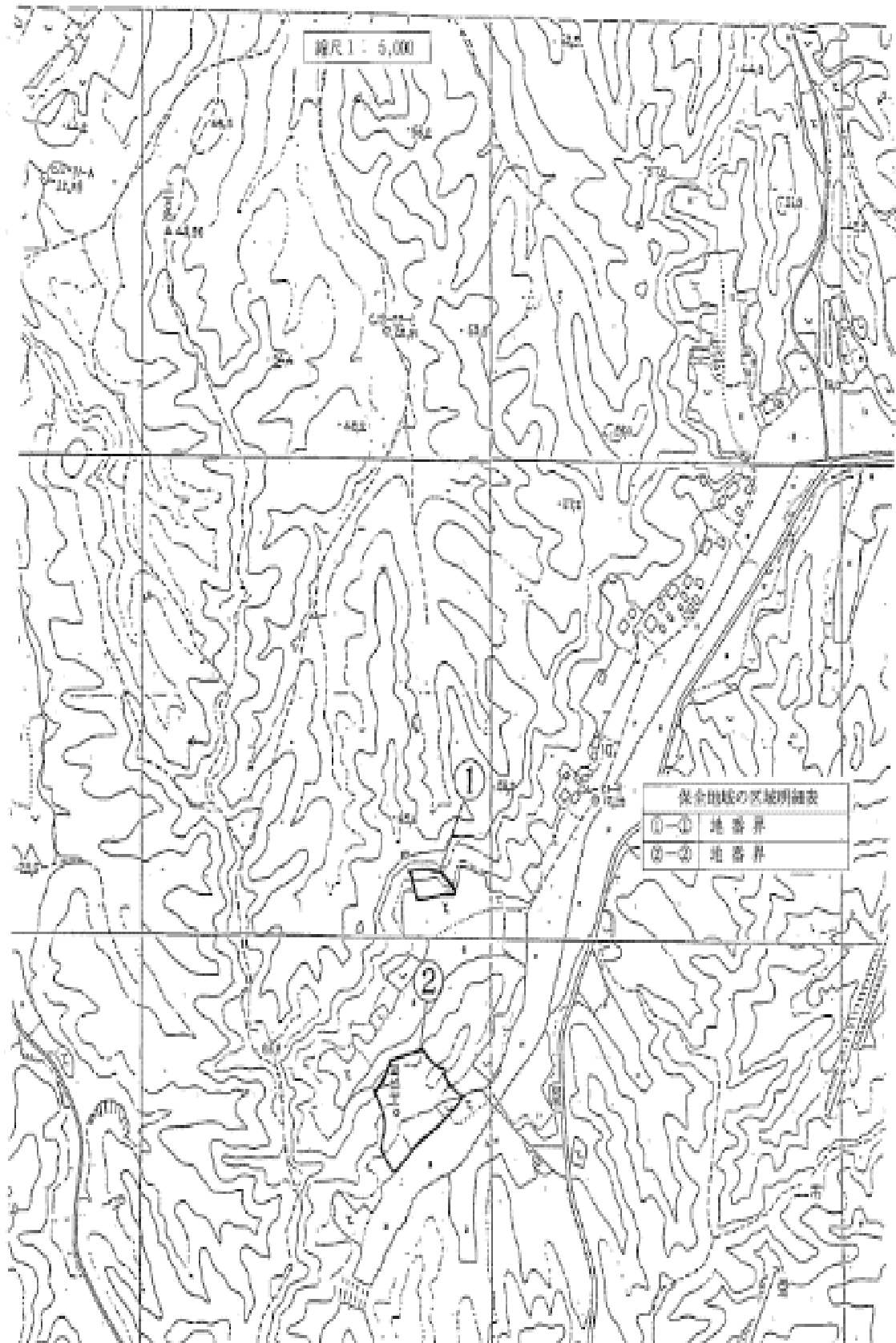
3 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称、種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識		福島県自然環境保全条例施行規則第37条の定めによる	新設	制札、境界柱を含む

5-7
小高区 石室自然環境保全地域区域図

(相馬郡小高町大字段沢の一部)



(善, 特)

浄土松自然環境保全地域



縮尺 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉
浄土松自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は、標高 347 メートルの浄土松山を中心とした地域で、山頂付近に特異なきのこ状を呈している白色凝灰岩の露頭が分布している。また、この凝灰岩の特異な地形に適応したアカマツの極相の状態を呈する天然林が生育している。

このように本地域は特異な地形を形成しており、また優れた天然林の地域となっているので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域の植生は、極相の状態を呈するアカマツの天然林であり、白色凝灰岩の特異な地形に適応して生育している。

また、下層植生は、マンサク、スズタケ、アブラツツジ、ウリハダカエデ等で一部には、アカマツーマンサク群落、アカマツースズタケ群落を構成しているところもみられる。

(2) 地形・地質

本地域一帯に分布している地層は、新生代第三紀中新統上部のもので、下部は白色凝灰岩であり、上部は凝灰岩質砂岩となっている。

下部においての風化作用が特に著しく、露頭は上部と下部との岩石の形が異なり、きのこ岩状を呈するようになったものである。その規模は、高さ 10 メートル、幅 8 メートルにも及び、約 0.5 ヘクタールにわたり巨大な奇岩群を形成している。また本地域の泥岩、頁岩中には動物化石（主に貝類）及び植物化石、（主にミズナラ）が産出されている。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は郡山市西部に位置する浄土松山を中心とした区域である。

(2) 位置及び区域

福島県郡山市逢逢瀬町多田野の一部

(3) 面積

35.00 ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地 (35.00ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
浄土松自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生

本地域の西部は、極相の状態を呈するアカマツの天然林となっており、白色凝灰岩の特異な地形に適応して生育している。

イ 地形

浄土松山の山頂付近は、きのこ状を呈する白色凝灰岩の露頭が分布し、巨大な奇岩群を形成している。

(2) 権利制限関係の概要

一部が県指定名勝及び天然記念物となっている。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

凝灰岩の特異な地形の地域及び極相状態を呈するアカマツの天然林の地域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 凝灰岩の特異な地形を保護するため保護柵を設置する。

ウ 極相の状態を呈するアカマツの天然林を病害虫から守るため病害虫駆除施設を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
浄土松 特別地区	福島県郡山市 逢瀬町多田野 の一部 別添図面のと おり	11.30ha	公有地 11.30ha	保全地域の区域のうち西部の特異な地形及び極相状態を呈する天然林の区域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	11.30	0	0	23.70	0	0	35.00	0
地区別面積 (ha)	11.30			23.70			35.00		
地区別比率 (%)	32.29			67.71			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県郡山市逢瀬町多田野の一部 別添図面のとおりに	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には小面積皆伐（1伐区的面積2ha以内、伐区は努めて分散させる。）を行うことができる。	11.30ha	公有地 11.30ha

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

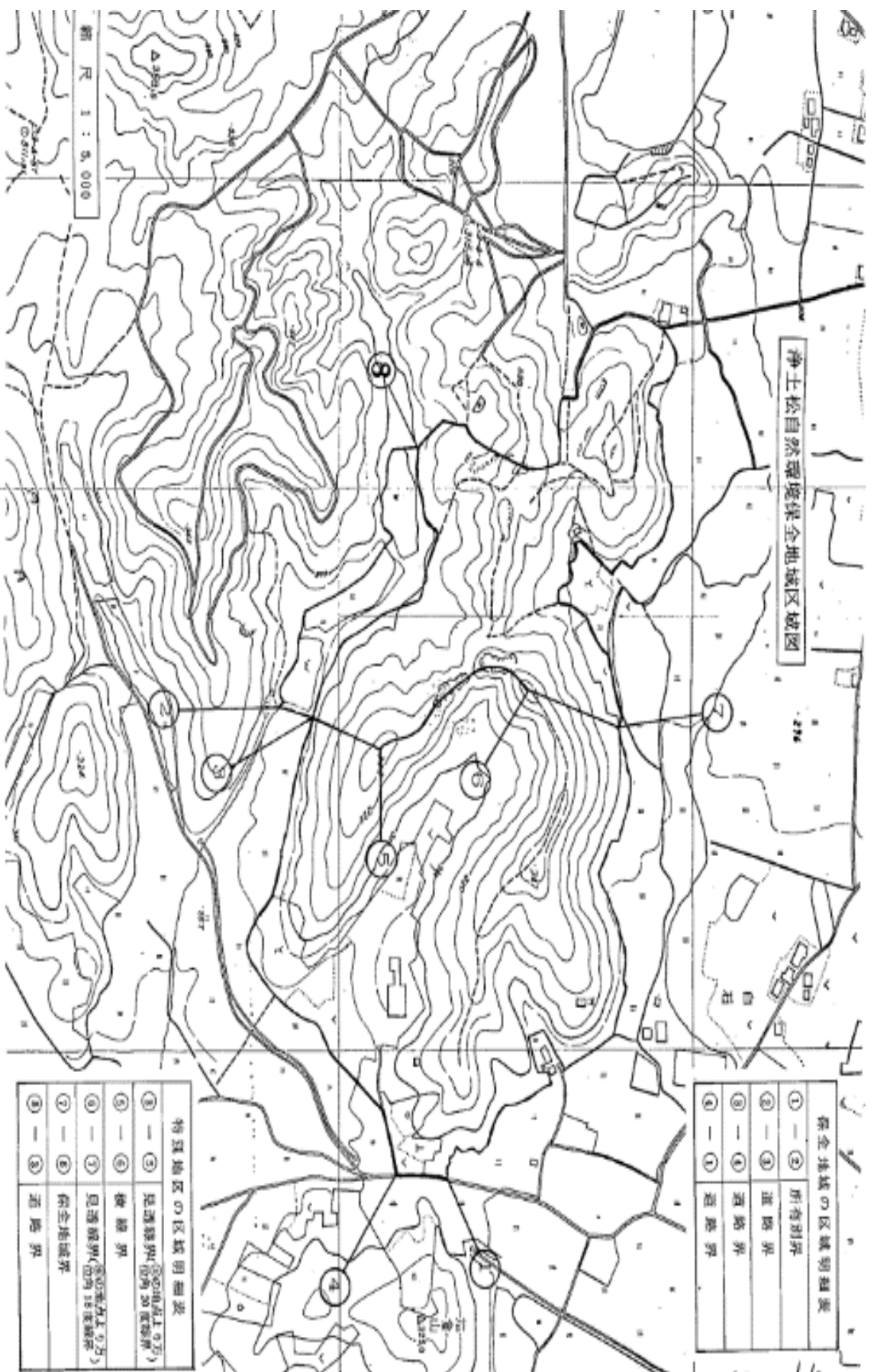
伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	0	11.30	0	0	0	0	0	11.30	0
方法・限度別面積 (ha)	0			11.30			0			11.30		
方法・限度別比率 (ha)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
保護柵			〃	
病害虫駆除施設			〃	

浄土松自然環境保全地域区域図



保全地域の区域明細表

①	—	②	所有別界
②	—	③	道階界
③	—	④	道路界
④	—	①	道路界

特異地区の区域明細表

⑧	—	③	尾道線界(昭和20年度)
⑤	—	⑥	横断界
⑥	—	⑦	尾道線界(昭和25年度)
⑦	—	⑧	保全地域界
⑧	—	⑤	道路界

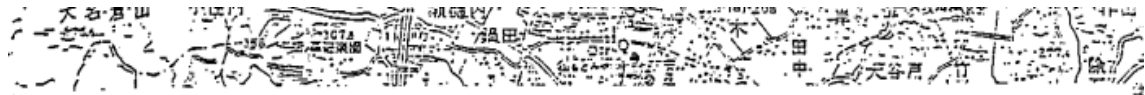
縮尺 1 : 5,000

奥州街道松並木自然環境保全地域

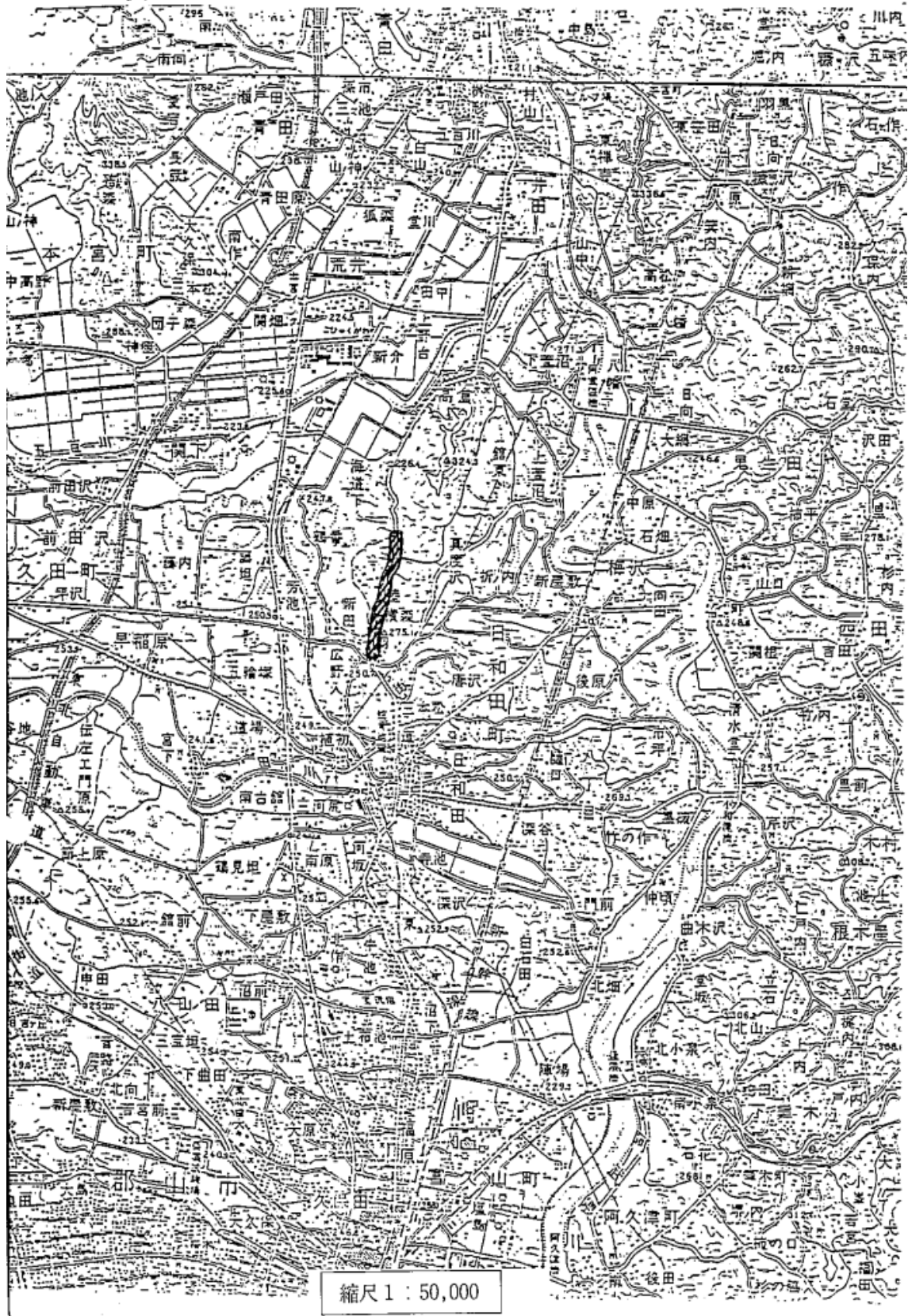
指 定 書 保全計画書

昭和 62 年 3 月

福 島 県



奥州街道松並木自然環境保全地域位置図



縮尺 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

奥州街道松並木自然環境保全地域

(地域指定 昭和 50 年 2 月 28 日 県告示第 179 号)

1 指 定 理 由

本地域は、郡山市北部の県道須賀川、二本松線（旧奥州街道）沿いの地区で、樹齢 150 年に及ぶアカマツが生育している。このように樹齢が特に高く、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める区域を自然環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当）

2 自然環境の概要

本地域は、郡山市北部の旧奥州街道沿いの地区で、樹齢 150 年に及ぶ植栽されたアカマツが約 1200 メートルにわたり並木として生育している。

このように、本松並木は、高樹齢で生育状態が傑出しており、学術的価値を有する人工林である。

3 区 域

(1) 区域の概要

本地域は、郡山市北部の高倉山丘陵西側に位置した旧奥州街道沿いの区域である。

(2) 位置及び区域

郡山市高倉字横森の一部及び字康申向の一部

(3) 面積

1.7 ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地 (1.7ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

奥州街道松並木自然環境保全地域に関する保全計画 (保全計画決定 昭和 62 年 3 月 24 日 県告示第 355 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、郡山市北部の旧奥州街道沿いの地区で、樹齢 150 年に及ぶ植栽されたアカマツが、約 1200 メートルにわたり並木として生育している。

このように、本松並木は、高樹齢で生育状態が傑出しており、学術的価値を有する人工林である。

(2) 権利制限関係等の概要

該当なし

(3) 指定及び保全のための規制に関する方針

ア 指定に関する方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づく普通地区とする。

イ 規定に関する方針

上記条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 病虫害防除の徹底を図る。

イ 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
奥州街道 松並木普 通地区	郡山市高倉字横 森の一部 郡山市高倉字康 甲向の一部	別添図面 のとおり	1.7ha	公有地 1.7ha	保全地域 の区域全 域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別面積 (ha)	0	0	0	0	1.7	0	0	1.7	0
地区別面積 (ha)	0			1.7			1.7		
地区別比率 (%)	0			100			100		

2 保全のための施設に関する事項

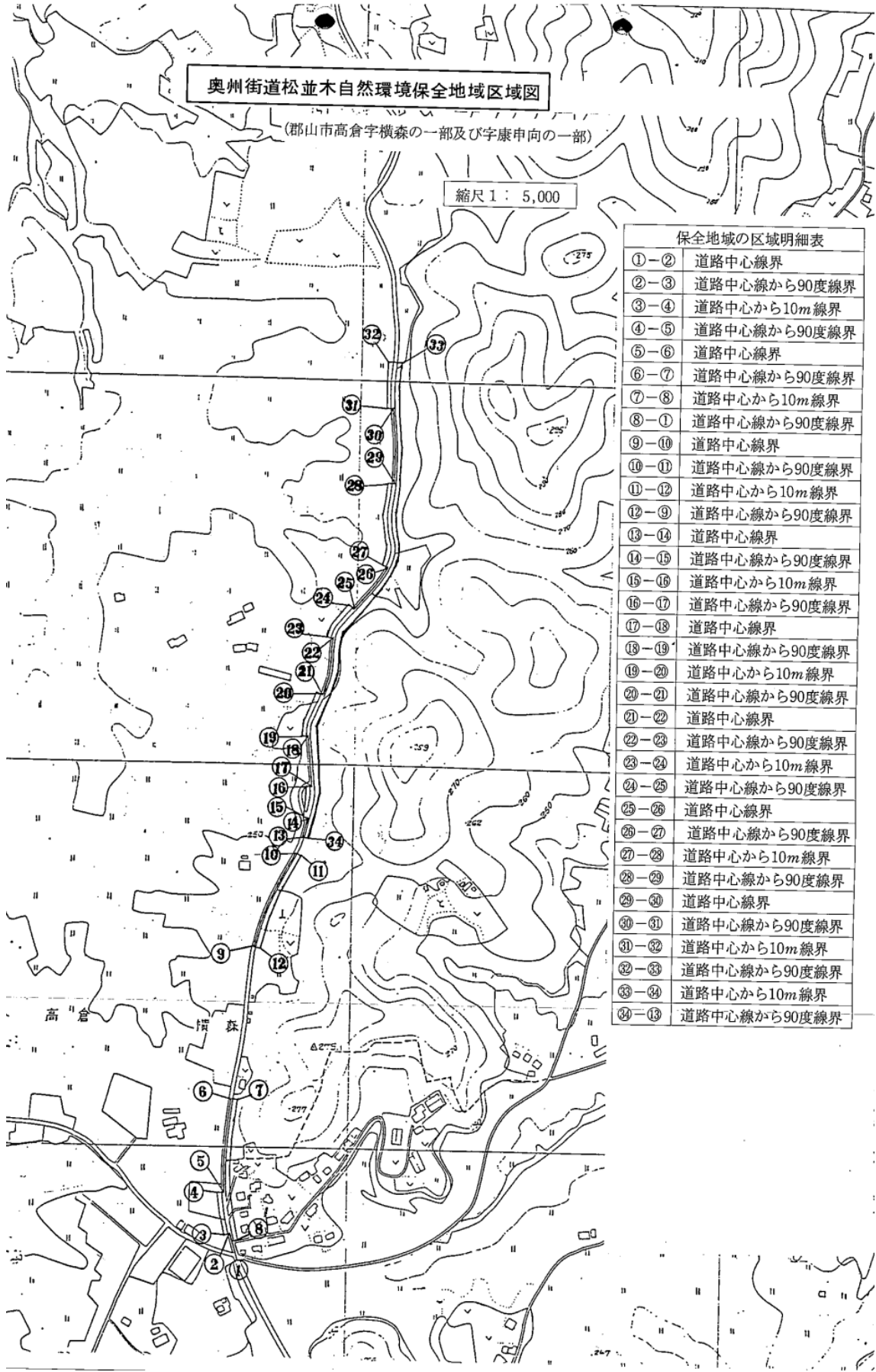
保全施設は、次のとおりとする。

施設の名 称、種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識		福島県自然環境保全条例 施行規則第37条の定めによる	新設	制札、境界 柱を含む

奥州街道松並木自然環境保全地域区域図

(郡山市高倉字横森の一部及び字康申向の一部)

縮尺 1 : 5,000



保全地域の区域明細表

①-②	道路中心線界
②-③	道路中心線から90度線界
③-④	道路中心から10m線界
④-⑤	道路中心線から90度線界
⑤-⑥	道路中心線界
⑥-⑦	道路中心線から90度線界
⑦-⑧	道路中心から10m線界
⑧-①	道路中心線から90度線界
⑨-⑩	道路中心線界
⑩-⑪	道路中心線から90度線界
⑪-⑫	道路中心から10m線界
⑫-⑨	道路中心線から90度線界
⑬-⑭	道路中心線界
⑭-⑮	道路中心線から90度線界
⑮-⑯	道路中心から10m線界
⑯-⑰	道路中心線から90度線界
⑰-⑱	道路中心線界
⑱-⑲	道路中心線から90度線界
⑲-⑳	道路中心から10m線界
⑳-㉑	道路中心線から90度線界
㉑-㉒	道路中心線界
㉒-㉓	道路中心線から90度線界
㉓-㉔	道路中心から10m線界
㉔-㉕	道路中心線から90度線界
㉕-㉖	道路中心線界
㉖-㉗	道路中心線から90度線界
㉗-㉘	道路中心から10m線界
㉘-㉙	道路中心線から90度線界
㉙-㉚	道路中心線界
㉚-㉛	道路中心線から90度線界
㉛-㉜	道路中心から10m線界
㉜-㉝	道路中心線から90度線界
㉝-㉞	道路中心から10m線界
㉞-㉟	道路中心線から90度線界

強滝自然環境保全地域



縮尺 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉
強滝自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は、鮫川の上流であり、流れの急なV字谷の溪谷をなしている。滝及び柱状節理等の河川浸食による特異な地形を呈している。溪谷周辺は、天然のアカシデーイヌシデ群落となっており、自然性の高い状態を維持している。

このように本地域は、河川浸食による特異な地形を形づくっており、周辺の自然も良好に維持されているので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。(福島県自然環境保全条例第12条第1項第3号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域は、原始性の高いアカシデーイヌシデ群落を形成しており、ミズナラ、イヌブナ、シデ類、カエデ類も多く生育している。特に、ミズナラ、カエデ類は樹齢の高いものが多く、また、アカシデーイヌシデ群落は典型的な本地方の植生であり貴重である。

構成樹種としては、イヌブナ、ミズナラ、アカシデ、ヌルデ、イボタノキ、ウワミズザクラ、ヤマザクラ、クリ、ミツバウツギ、ハリギリ、エゴノキ、モミ、ツノハシバミ、ムラサキシキブ、ネジキ、ハウノキ、リョウブ、ケヤキ、ヤマモミジ、アワブキ、サワシバ、イタヤカエデ、エンコウカエデ、ハウチワカエデ等である。

(2) 地形・地質

本地域は、鮫川上流のV字谷であり、流れの急な滑状の滝が連なっており、谷幅は極めて狭く、傾斜27度の流れの急な溪流には、落差3メートル、幅20メートルの滝が、また、その上流50メートルのところには、落差5メートル、幅20メートルの滝がある。

この地域の底盤を構成している花崗閃緑岩及び閃緑岩には節理が発達し、N70Eの方向のものが多く、いずれも垂直の割れ目である。節理の一片が5メートル、高さ8メートルのものも分布している。谷の両岸にも垂直の節理がみられ、溪谷及び滝は、岩石中の節理すなわち割れ目によってできたものである。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、東白川郡鮫川村の北部に位置し、鮫川上流のV字谷の溪谷を中心とした地域である。

(2) 位置及び区域

福島県東白川郡鮫川村大字西山及び赤坂東野の一部

(3) 面積

8.30ヘクタール

(4) 土地所有関係

国有地 (1.65ha)

公有地 (6.55ha)

民有地 (0.10ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
 強滝自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域のV字谷は、流れの急な滑状の滝が連なっており、その中には、落差5メートル、幅20メートルのものもある。また、谷の両岸及び底盤には、河川浸食によって形成された垂直の節理がみられ、一片が5メートル、高さ8メートルに及ぶものも分布している。

(2) 権利制限関係の概要

該当なし

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

滝及び柱状節理等の特異な地形の地域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
強滝 特別地区	福島県東白川郡鮫川村大字西山及び赤坂東野の一部別添図面のとおり	0.48ha	国有地 0.48ha	保全地域の区域のうち、滝及び柱状節理等の特異な地形の区域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
土地所有別面積 (ha)	0.48	0	0	1.17	6.55	0.10	1.65	6.55	0.10
地区別面積 (ha)	0.48			7.82			8.30		
地区別比率 (%)	5.78			94.22			100		

3 保全のための規制に関する事項

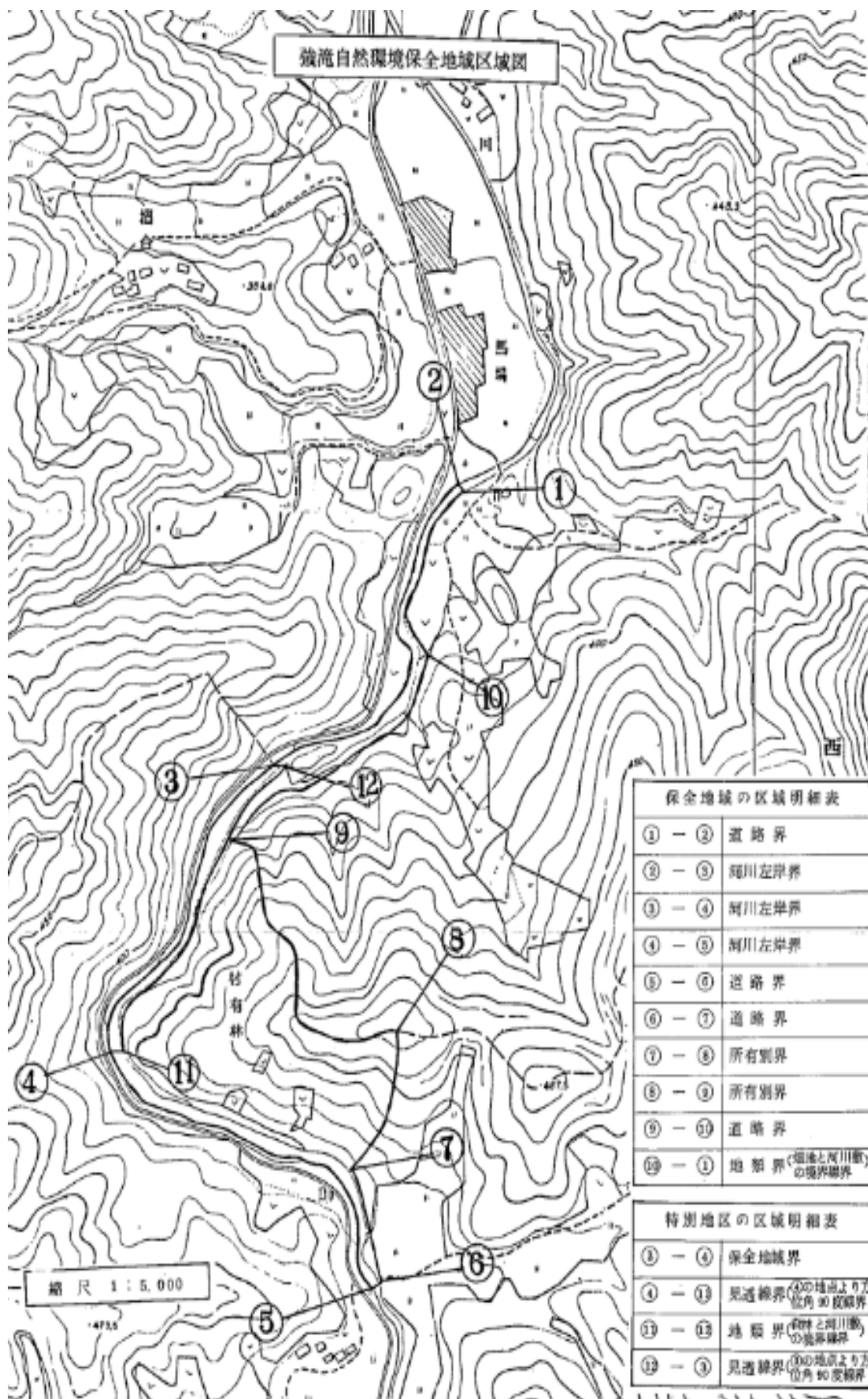
福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、無立木地のため、定めない。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む

強滝自然環境保全地域区域図



保全地域の区域明細表

① - ②	道路界
② - ⑤	河川左岸界
③ - ④	河川左岸界
④ - ⑤	河川左岸界
⑤ - ⑥	道路界
⑥ - ⑦	道路界
⑦ - ⑧	所有別界
⑧ - ⑨	所有別界
⑨ - ⑩	道路界
⑩ - ①	地類界 (畑地と河川敷) の境界線

特別地区の区域明細表

③ - ④	保全地域界
④ - ⑬	見通線界 (④の地点より方 位角 90 度線界)
⑬ - ⑭	地類界 (畑地と河川敷) の境界線
⑭ - ③	見通線界 (③の地点より方 位角 90 度線界)

江竜田自然環境保全地域



縮尺 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

江竜田自然環境保全地域

1 指 定 理 由

本地域は、渡瀬川の上流であり、本流と支流との合流点で断層による滝が発達し、また本流においては局部的急流をなして流下しており、地形的に特異な地域である。このほか、渓谷に沿った地域は、ヤマモミジ、コナラ、タカオカエデ等が生育しており、自然性の高い状態を維持している。

このように本地域は、特異な地形を形づくっており、周辺の自然も良好に維持されているので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。(福島県自然環境保全条例第12条第1項第3号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

本地域は、渡瀬川上流に位置し、支流が滝をなして本流と合流し、また、本流は局部的に急流をなしている。阿武隈山地の基盤を構成する古期変成岩に古期花崗閃緑岩が貫入し、接触部が片麻岩状花崗岩となり、その変成作用を強く受け、風化されにくい硬い地層と軟い地層とにより滝が生じたものである。

本流と支流との合流点で、垂直に流下している滝は、落差7メートル、幅10メートルに達している。この現象は、水量が多く、流れの強い本流と水量の少ない支流との間の下刻速度の差違が原因で起こる不協和的合流と、また、本流と支流の流れる方向が直角に合流する断層により生じたものである。

渡瀬川本流の渓谷は、片麻岩状花崗岩の片理が下流に傾き、上層が硬く、下層が浸食されやすく軟弱であるため、局部的急流(傾斜角30度)をなしている。

3 区 域

(1) 区域の概要

本地域は、東白川郡鮫川村の南西部に位置し、渡瀬川上流の滝及び渓谷を中心とした地域である。

(2) 位置及び区域

福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬の一部

- (3) 面積
4.10 ヘクタール
- (4) 土地所有関係
 - 国有地 (0.02ha)
 - 民有地 (4.08ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
江竜田自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

渡瀬川の本流と支流の合流点には、断層によって生じた滝が垂直に流下しており、落差7メートル、幅10メートルに達している。また本流の溪谷は、傾斜角30度の局部的急流をなしている。

(2) 権利制限関係の概要

該当なし

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

滝及び局部的急流となっている特異な地形の地域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
江竜田特別地区	福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬の一部 別添図面のとおり	1.60ha	国有地 0.01ha 民有地 1.59ha	保全地域の区域のうち滝及び局部的急流となっている区域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0.01	0	1.59	0.01	0	2.49	0.02	0	4.08
地区別面積 (ha)	1.60			2.50			4.10		
地区別比率 (%)	39.02			60.98			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県東白川郡鮫川村 大字渡瀬の一部 別添図面のとおり	択伐（現在蓄積の 30%以内）とする。	1.60ha	国有地 0.01ha 民有地 1.59ha

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	0.01	0	1.59	0	0	0	0.01	0	1.59
方法・限度別面積 (ha)	0			1.60			0			1.60		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
巡視歩道			改良	

江電田自然環境保全地域区域図

保全地域の区域明細表

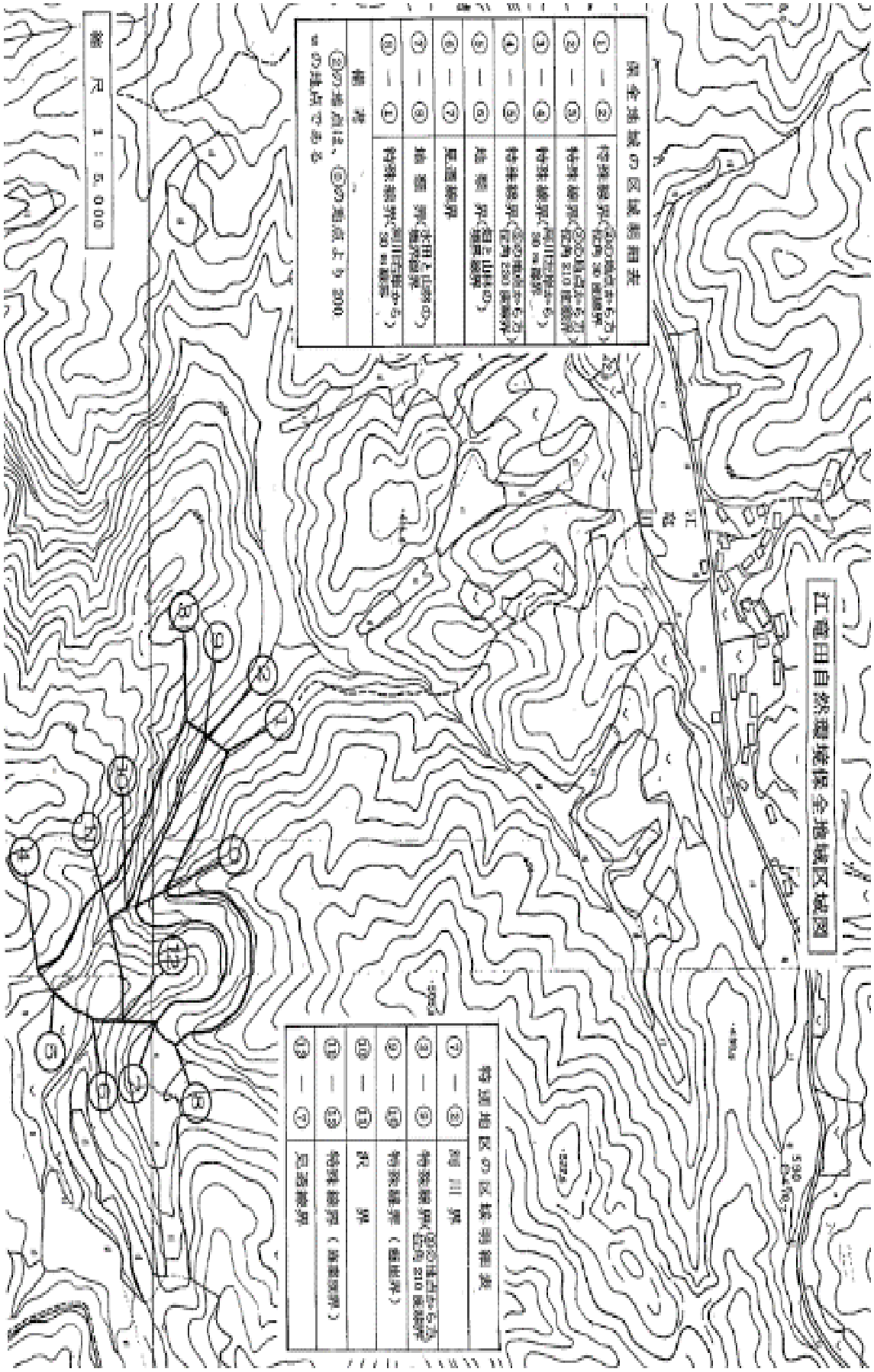
①	—	②	特殊境界(500m等高線から50m距離)
②	—	⑩	特殊境界(500m等高線から50m距離)
③	—	⑪	特殊境界(500m等高線から50m距離)
④	—	⑫	特殊境界(500m等高線から50m距離)
⑤	—	⑬	特殊境界(500m等高線から50m距離)
⑥	—	⑭	特殊境界(500m等高線から50m距離)
⑦	—	⑮	特殊境界(500m等高線から50m距離)
⑧	—	⑯	特殊境界(500m等高線から50m距離)
⑨	—	⑰	特殊境界(500m等高線から50m距離)

備考
 ②の地点は、③の地点より200mの地点である

特別地区の区域明細表

⑦	—	⑫	河川界
⑧	—	⑬	特殊境界(500m等高線から50m距離)
⑨	—	⑭	特殊境界(500m等高線)
⑩	—	⑮	河川界
⑪	—	⑯	特殊境界(500m等高線)
⑫	—	⑰	河川界

縮尺 1 : 5,000



西郷瀨自然環境保全地域



縮尺 1 : 50,000

< 指 定 書 >
西郷瀨自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は、阿武隈川の上流で、V字谷の溪谷をなしており、両岸には高さ約40メートルに及ぶ石英安山岩質溶結凝灰岩の典型的な柱状節理が発達している。

また、溪谷沿いは天然のブナーミズナラ群落となっており、自然性の高い状態を維持している。

このように本地域は、特異な地形・地質を形成しており、周辺の自然も良好に維持されているので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第12条第1項第3号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域の植生は、溪谷に沿った地域にブナーミズナラ群落が形成されており、さらに天然のケヤキ、カエデ、アカシデ、ヤマツツジ、ガマズミ、トウゴクミツバツツジ、ショウジョウソグ、ヒカゲソグ、シシガシラ等が生育している。

その他の地域は、コナラ群落が形成されており、アカマツ、ヤマツツジ、リョウブ、マンサク、タラノキ、ノイバラ等が生育している。

(2) 野生動物

野生動物としては、鳥類の生息が多く、キビタキ、シジュウカラ、メジロ、ウグイス、ホオジロ、モズ、カケス、アオジ、ヒワ、コゲラ、アカゲラ、アオゲラ等がみられる。

昆虫類では、蝶類が多く、メスアカミドリシジミ、フジミドリシジミ、ウラクロシジミ、ウラギンシジミ、サカハチチョウ、キベリタテハ、エルタテハ等が生息している。

その他、ツキノワグマ、キツネ、イタチ等の哺乳類、また、溪谷には、イワナ、ヤマメ、サンショウウオが生息している。

(3) 地形・地質

本地域は、阿武隈川上流の溪谷で、両岸には石英安山岩質溶結凝灰岩の見事な柱状節理が水面より10メートル位の高さま

で発達しており、雄大な峡谷を形成している。柱状節理は、第三紀末期阿武隈川沿いに流下堆積した白河石英安山岩質溶結凝灰岩層に、石英安山岩の岩脈が貫入して形成されたもので、峡谷の両岸約 2000 メートルにわたって発達している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、西白河郡西郷村の中央部に位置し、阿武隈川上流のV字谷の溪谷を中心とした区域である。

(2) 位置及び区域

福島県西白河郡西郷村大字鶴生の一部

(3) 面積

57.90 ヘクタール

(4) 土地所有関係

国有地 (5.76ha)

公有地 (32.64ha)

民有地 (19.50ha)

＜ 保 全 計 画 書 ＞
西郷瀨自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域の渓谷はV字谷をなしており、両岸に発達している石英安山岩質溶結凝灰岩の柱状節理は、高さ約40メートルに及び、また、延長約2000メートルにわたっていて、雄大な峡谷となっている。

(2) 権利制限関係の概要

一部が保健保安林に指定されている。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

石英安山岩質溶結凝灰岩の柱状節理が発達しているV字谷の地域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

イ 区域を明示するための標識を設置する。

ロ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
西郷瀨 特別地区	福島県西白河 郡西郷村大字 鶴生の一部 別添図面の通り	10.21ha	国有地 5.76ha 公有地 4.45ha	保全地域の区域のうち石英安山岩質溶結凝灰岩の柱状節理が発達しているV字谷の区域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
土地所有別面積 (ha)	5.76	4.45	0	0	28.19	19.50	5.76	32.64	19.50
地区別面積 (ha)	10.21			47.69			57.90		
地区別比率 (%)	17.63			82.37			100		

3 保全のための規制に関する事項

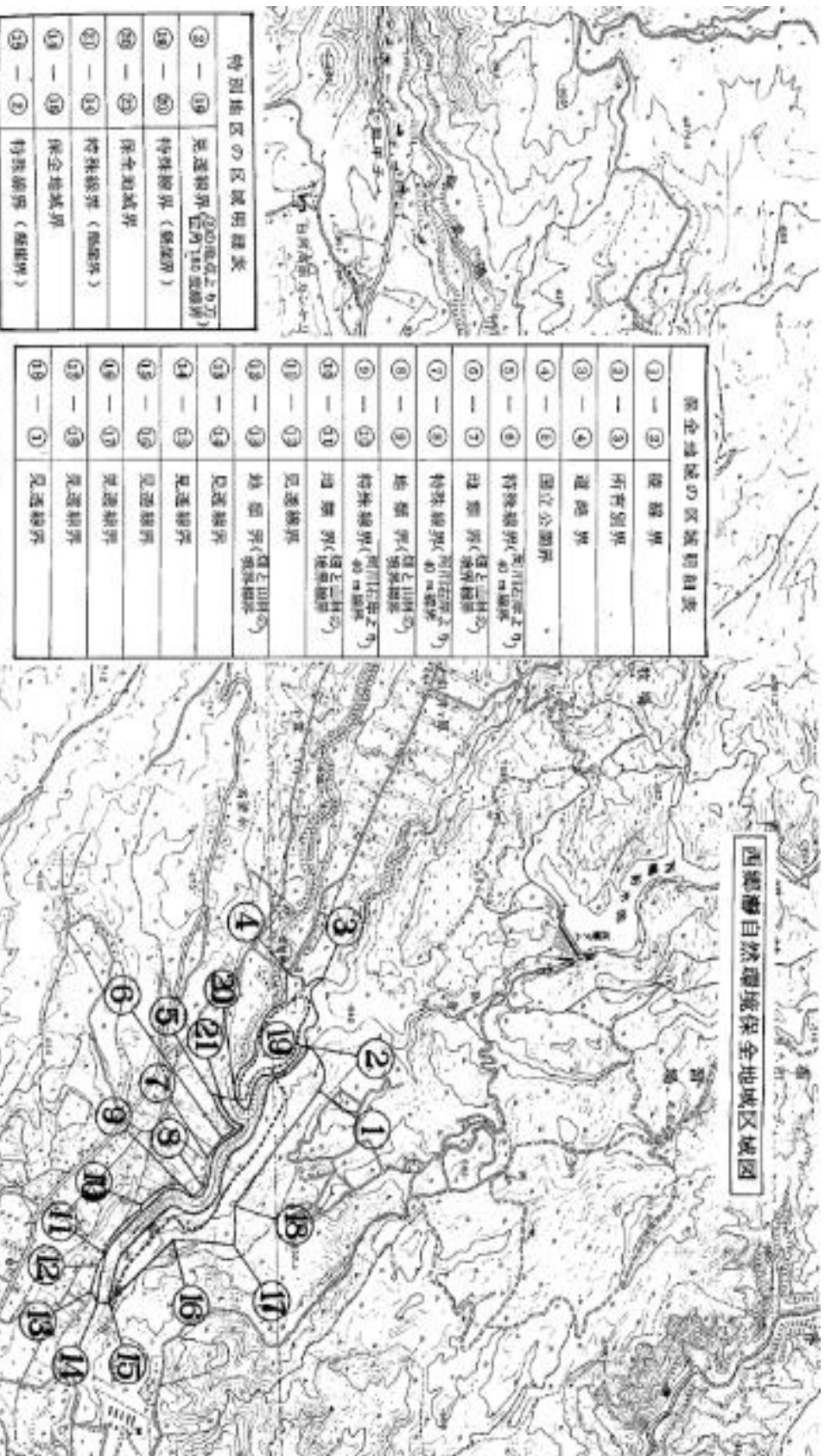
福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、無立木地のため定めない。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
巡視歩道			新設	

西郷藩自然環境保全地域区域図



①-③	境界界
②-③	所有境界
③-④	道路界
④-⑤	国立公園界
⑤-⑥	特別境界(美山地区上り)
⑥-⑦	境界界(美山地区上り)
⑦-⑧	特別境界(美山地区上り)
⑧-⑨	境界界(美山地区上り)
⑨-⑩	特別境界(美山地区上り)
⑩-⑪	境界界(美山地区上り)
⑪-⑫	見通境界
⑫-⑬	境界界(美山地区上り)
⑬-⑭	見通境界
⑭-⑮	境界界
⑮-⑯	見通境界
⑯-⑰	境界界
⑰-⑱	見通境界
⑱-⑲	境界界
⑲-⑳	見通境界
⑳-㉑	境界界
㉑-㉒	見通境界
㉒-㉓	境界界
㉓-㉔	見通境界
㉔-㉕	境界界
㉕-㉖	見通境界
㉖-㉗	境界界
㉗-㉘	見通境界
㉘-㉙	境界界
㉙-㉚	見通境界

㉑-㉒	見通境界(美山地区上り)
㉒-㉓	特別境界(美山地区上り)
㉓-㉔	保全地域界
㉔-㉕	特別境界(美山地区上り)
㉕-㉖	保全地域界
㉖-㉗	特別境界(美山地区上り)
㉗-㉘	保全地域界
㉘-㉙	特別境界(美山地区上り)
㉙-㉚	保全地域界

縮尺 1 : 25,000

宮床湿原自然環境保全地域



縮尺 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉
宮床湿原自然環境保全地域

1 指 定 理 由

本地域は、鹿水川上流の谷頭に発達した湿原を中心とした地域で、尾瀬ヶ原に次ぐ種類数を誇るミズゴケ類をはじめ、豊富な湿原植物が生育している。また、ハッチョウトンボ、ルリイトンボ等の稀少な昆虫類が生育しており、人為の影響をほとんど受けることなく極めて自然性の高い状態が維持されている。

このように本地域は、特異性・稀少性の高い野生動植物が生育、生息する極めて自然性の高い湿原であるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。(福島県自然環境保全条例第12条第1項第4号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域の湿原においては、低層湿原、中間湿原、高層湿原という湿原の発達段階が観察できる。低層湿原の池塘には、ヒツジグサ、ミツガシワ、ハリイ等の水生植物が生育し、池辺には、ミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ、モウセンゴケ等の食虫植物が生育しており、湿原全体はオオミズゴケによって被われている。

中間・高層湿原は、ヌマガヤーミズゴケ群落で、ムラサキゴケ、イボミズゴケ、チャミズゴケ、ハリミズゴケ、ヒメミズゴケ等が全面を被覆し、トキソウ、アサヒラン、カキラン、エゾリンドウ、ツルコケモモ、ワタスゲ、ミズギク、ウメバチソウ、タチギボウシ、アイバソウ、アギナシ、ハイイヌツゲ、オオイヌノハナヒゲ、ネジバナ等が生育し、場所によってはヤマドリゼンマイ、ミカツキグサ、ヒオウギアヤメ、ニッコウキスゲ等も生育している。また、湿原の一部には、稀少種ナガミノツルコケモモが生育しており、伝上山々麓からの湧水が湿原を横切って鹿水川に入る水辺には、ミズバショウ、ザゼンソウがみられる。

湿原周辺は、ノリウツギ、ズミ、ハンノキ等の低木林となっており、湿原をとりまく山地は、落葉広葉樹林で、コナラ、ミズナラ、ウワミズザクラ、ハウチワカエデ、イタヤカエデ、ツ

ノシバミ、マルバアオダモ、ヤマモミジ、ミヤマガマズミ、チシマザサ、エゾユズリハ等が生育している。また、希少種ヒメサユリも数多く見られる。

(2) 野生動物

日本産のトンボ科中最小で希少種でもあるハッチョウトンボをはじめ、ルリイトトンボ、キイトトンボ等も数多く生息している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、南会津郡南郷村東部に位置する標高約 1000 メートルの伝上山とその南方の山に挟まれた宮床湿原を中心とする地域である。

(2) 位置及び区域

福島県南会津郡南郷村大字宮床の一部

(3) 面積

54.10 ヘクタール

(4) 土地所有関係

民有地 (54.10ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

宮床湿原自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

宮床湿原は、低層湿原、中間湿原、高層湿原という湿原の発達段階が観察できる極めて自然性の高い湿原であり、ミズゴケ類やトキソウ、ツルコケモモ、ワタスゲ、ミズギク、ウメバチソウ等の豊富な湿原植物が生育しており、また、ハッチョウトンボ、ルリイトトンボ等の稀少な昆虫類が生息している。

(2) 権利制限関係の概要

該当なし

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

ア 極めて自然性の高い湿原全域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

イ 湿原植物及びハッチョウトンボの保護を図るため、特別地区全域を野生動植物保護地区に指定し、同条例第 16 条第 3 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ ハッチョウトンボの生息及び湿原植物の生育に人為による影響を避けるため保護柵を設置する。

ウ 湿原植物の生育を維持するため、植生復元施設を設置する。

エ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
宮床湿原特別地区	福島県南会津郡南郷村大字宮床の一部別添図面のとおり	8.00ha	民有地 8.00ha	保全地域の区域のうち湿原の区域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	8.00	0	0	46.10	0	0	54.10
地区別面積 (ha)	8.00			46.10			54.10		
地区別比率 (%)	14.78			85.22			100		

3 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
宮床湿原野生動植物保護地区	(植物) ミズゴケ、ヒツジグサ、ミツガシワ、ミカヅキグサ、ムラサキミミカキグサ、モウセンゴケ、アギナシ、ワタスゲ、トキソウ、アサヒラン、カキラン、エゾリンドウ、ミズギク、ウメバチソウ、ツルコケモモ、ヒオウギアヤメ、ニッコウキスゲ、ミズバショウ、ザゼンソウ、タチギボウシ (動物) ハッチョウトンボ	福島県南会津郡南郷村大字宮床の一部 別添図面のとおり	8.00ha	民有地 8.00ha	特別地区の区域全域

(2) 福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県南会津郡南郷村大字宮床の一部 別添図面のとおり	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積2ha以内、伐区は努めて分散させる。）を行うことができる。	8.00ha	民有地 8.00ha

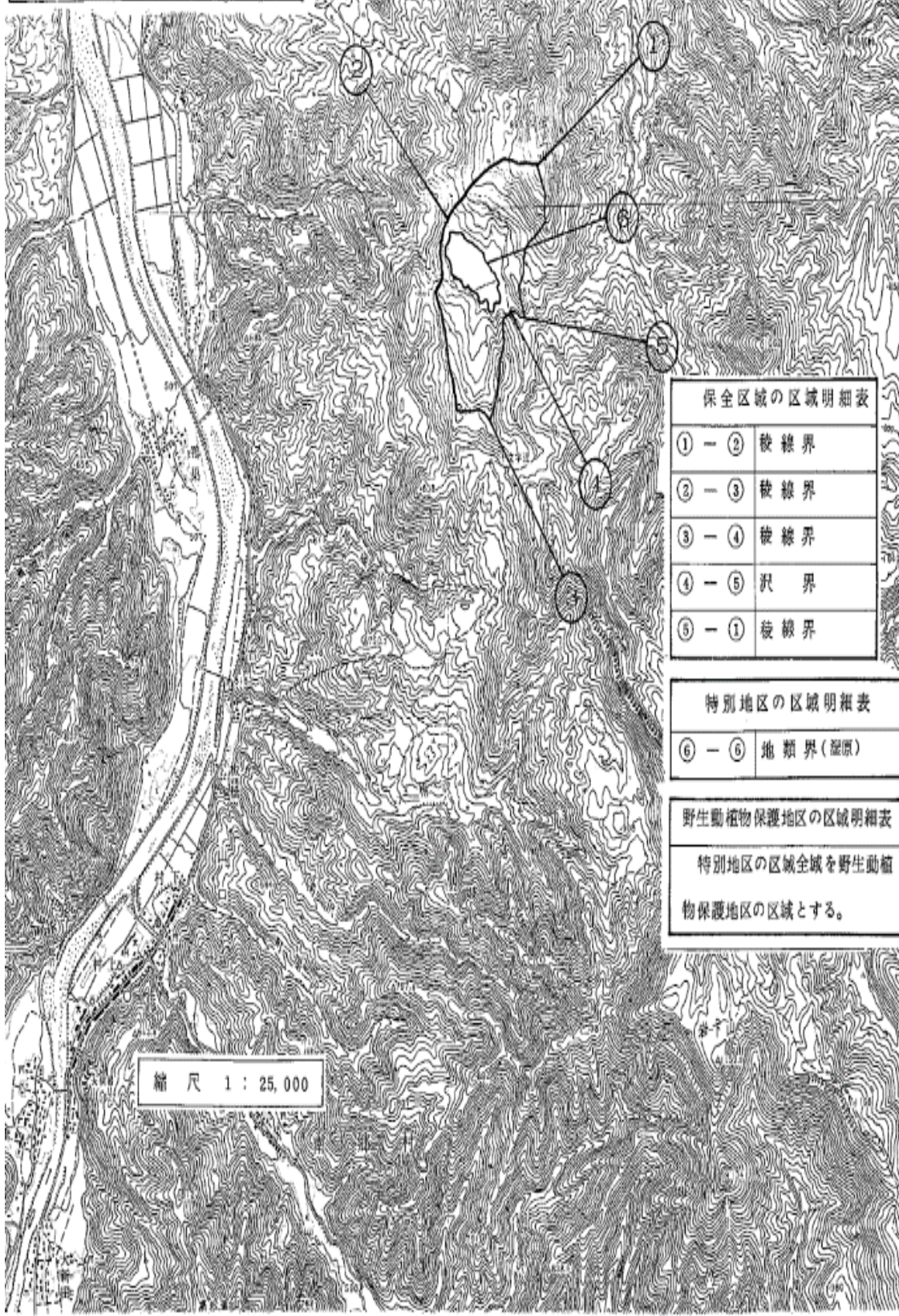
特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	8.00	0	0	0	0	0	8.00
方法・限度別面積 (ha)	0			8.00			0			8.00		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項
保全施設は次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
保護柵			//	
植生復元施設			//	
巡視歩道			//	木道

宮床湿原自然環境保全地域区域図



① - ②	稜線界
② - ③	稜線界
③ - ④	稜線界
④ - ⑤	沢界
⑤ - ①	稜線界

⑥ - ⑥	地類界(湿原)
-------	---------

野生動植物保護地区の区域明細表

特別地区の区域全域を野生動植物保護地区の区域とする。

縮尺 1 : 25,000

牛越館山自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

牛越館山自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 50 年 2 月 28 日 県告示第 179 号)

第 1 指定理由

本地域は、原町市の市街地の西部に位置する樹林地で、アカガシ、モミ等の天然林、その他多くの樹種からなり、野鳥が数多く生息し、また、昆虫相にも富んだすぐれた自然環境を形成している。

このように本地域は、自然性が高く、学術的にも貴重なものであるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 原町市
2. 面積 31.50 ヘクタール

第 3 保全計画

1 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生

本地域は、主としてアカガシ、モミの天然林、サクラ類、ツツジ類の樹林地となっており、その他、ナラ、クヌギ、カエデ、モウソウチク、スギ、ヤブツバキ等が生育している。

(2) 野生動物

野生動物としては、ホオジロ、ヒヨドリ、ムクドリ、カケス、セッカ等の平地性、山地性の種類の鳥類が混生しており、昆虫相も豊富で、ヒカゲチョウ類、モンキチョウ、モンシロチョウ、トンボ類、甲虫類、カメムシ類等が生息している。また、暖地性で浜通りだけに分布しているアオスジアゲハもしばしばみられる。

(3) 地形、地質

本地域の地質は、基盤となっている新生代新第三紀鮮新世の太田川層（龍の口層）と、これに不整合に重なる第四紀の礫層から構成されている。太田川層の中粒・粗粒砂岩からは、二枚貝と植物化石が、また、泥岩中からは、二枚貝とウ

二の化石が産出される。

2 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定に関する基本方針

野鳥の生息地とアカガシ、モミ等の天然林を含む樹林地を、自然環境保全地域普通地区に指定する。

(2) 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第17条第1項の規定に基づいて規制する。

(3) 保全施設に関する基本方針

保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

3 地区の区域設定に関する計画

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
牛越館山普通地区	原町市牛越地内及び石神地内	別添図面のとおり	31.50ha	国有地 0.40ha 公有地 1.10ha 私有地 30.00ha	

保全地域総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の区域			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.40	1.10	30.00	0.40	1.10	30.00
地区別面積 (ha)	0			0			0			31.50			31.50		
地区別 (%)	0			0			0			100			100		

4 保全のための施設に関する計画

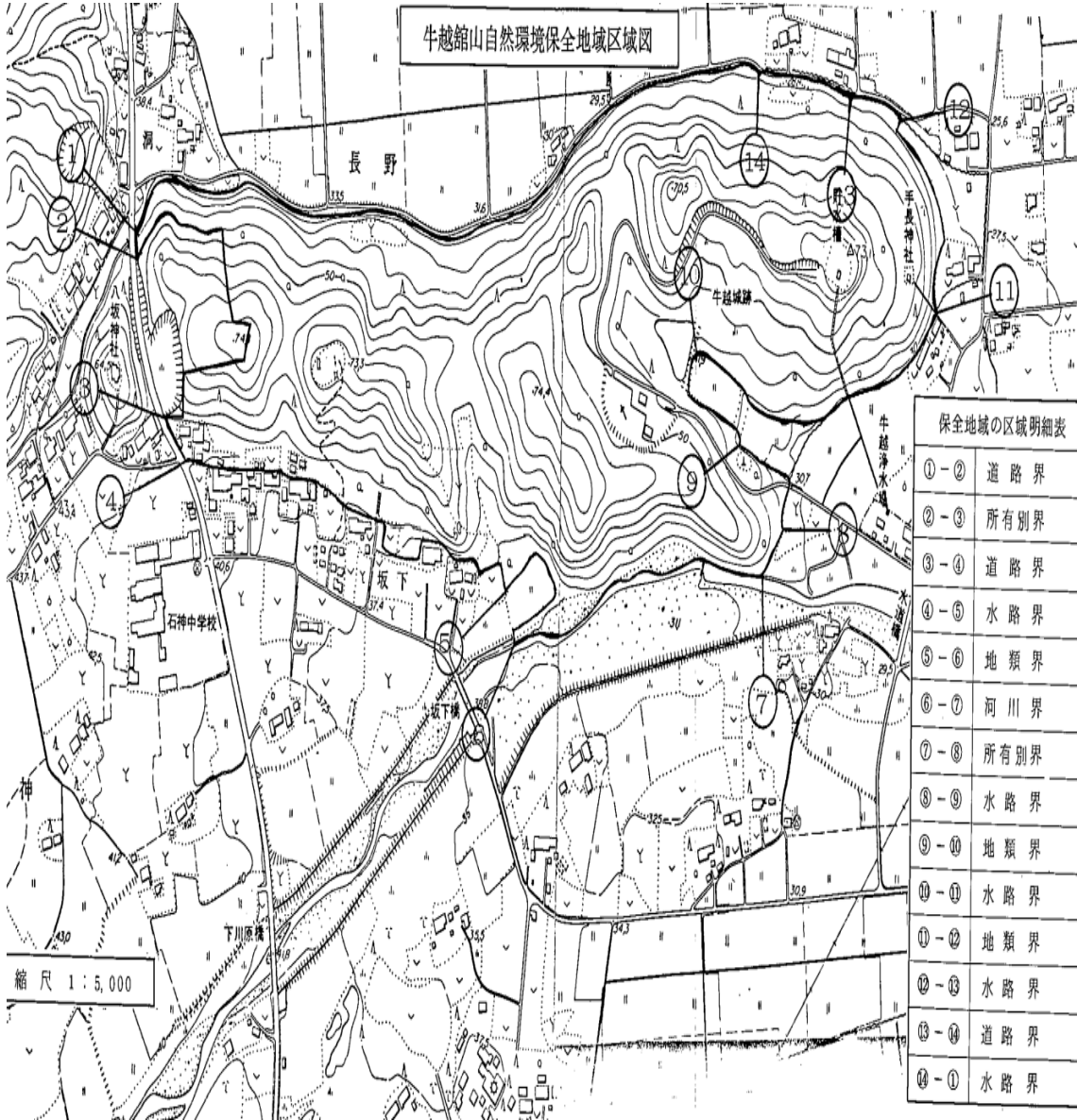
本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施す

る。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					

牛越縮山自然環境保全地域区域図



保全地域の区域明細表

①-②	道路界
②-③	所有別界
③-④	道路界
④-⑤	水路界
⑤-⑥	地類界
⑥-⑦	河川界
⑦-⑧	所有別界
⑧-⑨	水路界
⑨-⑩	地類界
⑩-⑪	水路界
⑪-⑫	地類界
⑫-⑬	水路界
⑬-⑭	道路界
⑭-①	水路界

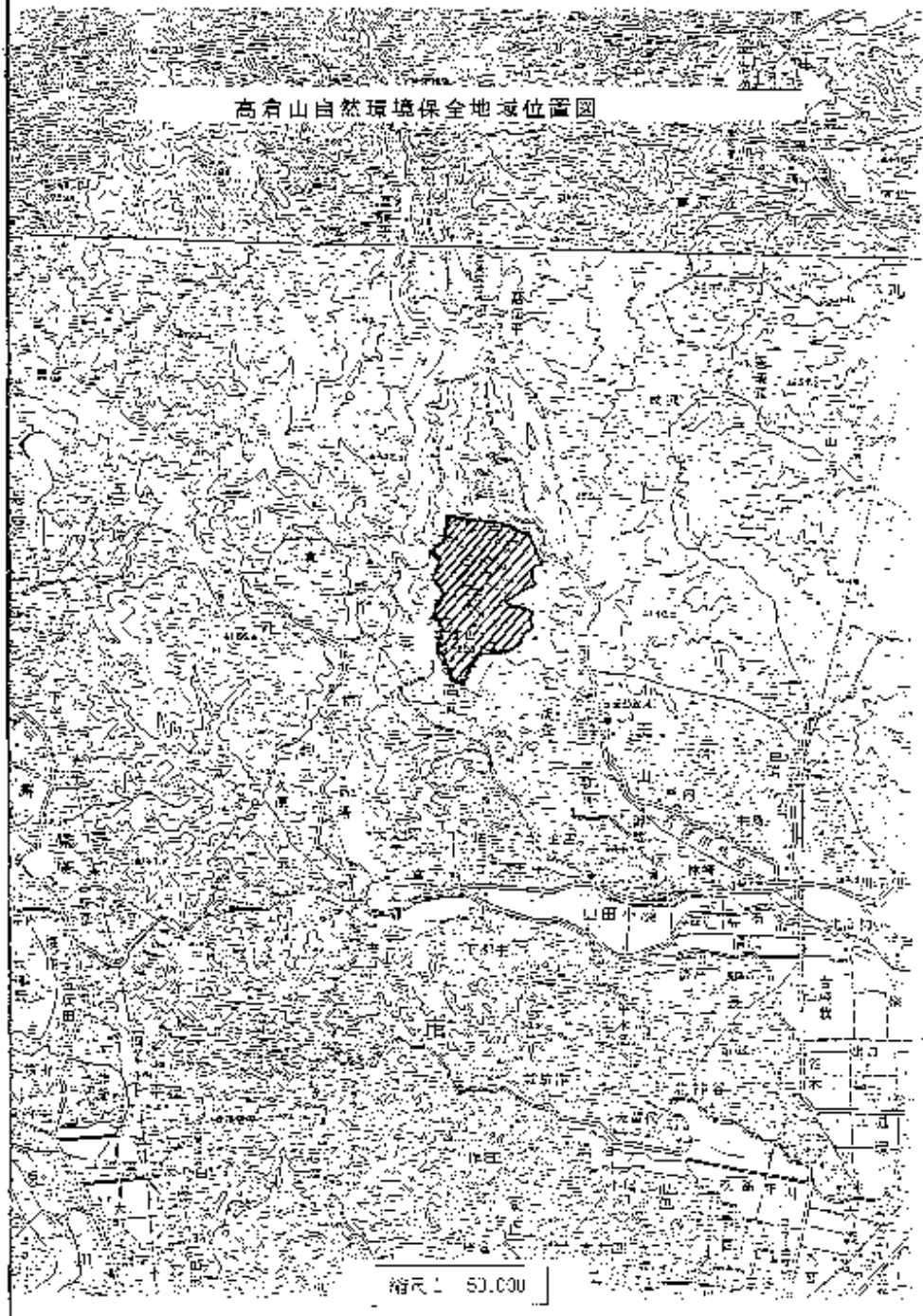
高倉山自然環境保全地域

指 定 書 保全計画書

昭和 62 年 3 月

福 島 県

高倉山自然環境保全地位圖



〈 指 定 書 〉

高倉山自然環境保全地域

(地域指定 昭和 50 年 2 月 28 日 県告示第 179 号)

1 指定理由

本地域は、いわき市北東部に位置する高倉山を中心とする地域で、約 2 億 4000 万年前の古生代二畳紀の地層が露出しており、樹齢約 200 年のアカマツ林及び暖帯性常緑樹と温帯性落葉樹との混交した天然林から成るすぐれた自然環境を形成している。

このように、本地域は、自然性が高い状態を維持し、学術的にも貴重なものであるので、このすぐれた自然環境を保全するため、自然環境保全地域として指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域は、スギ、ヒノキ、アカマツ等の植林及びコナラ、クヌギ林のほか、イヌシデ、ヤマザクラ林、リョウブ林等の自然林から構成されている。

スギ植林は、30 年生程度以下のものが多く、林床にはヤブツバキ、アオキ、フユザンショウ等の照葉樹林系の植物が生育しており、中でもフユザンショウは、植物分布上北限に近い種であり貴重である。

ヒノキ林は、スギ林とほぼ同じ立地にスギと混在しながら造林され、特に南向き沢沿い斜面に行われている。

アカマツ林は、本地域西縁の尾根筋や南向斜面にあり、樹齢は 30 年以下のものが多く、林床にはアセビ、ヒサカキ、イロハカエデ等のほかりョウブ、ネジキ等も生育している。尾根筋の最南端部にある高倉山古峰神社の境内には、樹齢約 100～200 年の周囲 90～120 センチメートルのアカマツの大木が 20 数本程度生育している。モミの大木も、本地域には各地に生育している。

コナラ、クヌギ林は、樹齢 10～30 年程度のものが多く、高木層、亜高木層としてコナラ、クヌギ、ケヤキ等のほか、イロハカエデ、ヤマザクラ、ウラジロガシ等の照葉樹林系の植物

が、また、低木層にヒサカキ、ツルグミ等の照葉樹林系の植物が生育している。ツルグミは、日本の北限に近いものである。

イヌシデ、ヤマザクラ林は、沢沿いにあり、高木、亜高木層としてイヌシデ、ヤマザクラ、アカガシ等が、低木層としてアオキ、ミヤマシキミ、ジャケツイバラ等が生育しており、中でもジャケツイバラは北限に近いものである。

リョウブ林は、本地域の西端境界にあり、高木、亜高木としてアカマツ、コナラ、ヤマザクラ等が、低木層としてアセビ、ヒサカキ、ヤブツバキ、ツクバネ等が生育している。

(2) 野生動物

獣類として、リス、イノシシ、キツネ、ノウサギ等が、鳥類として、セグロセキレイ、オオルリ、コゲラ、キジバト、ウグイス、ホオジロ、ハシボソガラス、ノスリ、モズ等が、昆虫類として、キイトトンボ、ルリシジミ、キボシアオゴミムシ、アカハナカミキリ等が生息する。

(3) 地形、地質

本地域の地質は、約2億4000万年前の古生代二畳紀高倉山層群柏平層で黒色粘板岩、砂岩などから成っている。

この層からは、三葉虫、アンモナイト、腕足類、二枚貝、蘚虫類など学術的に極めて価値の高い化石が産出され、特に三葉虫の産地は、当地方のほか岩手県など数県しかなく、保存状況の良好な本地域は、古生代後期の日本列島の地史解明に重要な地域となっている。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、いわき市北東部に位置する高倉山を中心とする区域である。

(2) 位置及び区域

いわき市四倉町玉山の一部

(3) 面積 99.2ヘクタール

(4) 土地所有関係 民有地 (99.2ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

高倉山自然環境保全地域に関する保全計画 (保全計画決定 昭和 62 年 3 月 24 日 県告示第 355 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生

本地域は、スギ、ヒノキ、アカマツ等の植林及び照葉樹林域の代表植生であるコナラ、クヌギ林のほか、イヌシデ、ヤマザクラ林、リョウブ林等の自然林から構成されている。

スギ、ヒノキは沢筋に、アカマツは中腹より尾根部にかけて植林されている。

スギ植林は、最大 30 年生程度以下のものが多く、林床にはヤブツバキ、アオキ、ウラジロガシ、フユザンショウ等の照葉樹林系の植物が生育しており、中でもフユザンショウは植物分布上北限に近い種であり貴重である。

ヒノキ林は、スギ林とほぼ同じ立地にスギと混在しながら造林され、特に南向き沢沿い斜面に行われている。

アカマツ林は、本地域西縁の尾根筋や南向斜面にあり、樹齢は 30 年以下のものが多く、林床にはアセビ、ヒサカキ、イロハカエデ、ヤマザクラ等のほか、リョウブ、ネジキ、ヤマツツジ等も生育している。尾根筋の最南端部にある高倉山古峰神社の境内には、樹齢約 100～200 年の周囲 90～120 センチメートルのアカマツの大木が 20 数本程度生育しており、また、境界木として残されたと思われるアカマツの大木も見られる。モミの大木も本地域には各地に生育している。

コナラ、クヌギ林は樹齢 10～30 年程度のものが多く、高木層、亜高木層としてコナラ、クヌギ、ケヤキ等のほか、イロハカエデ、ヤマザクラ、ウラジロガシ、ヤブツバキ等の照葉樹林系の植物が、また、低木層にヒサカキ、アセビ、ツルグミ等の照葉樹林系の植物が生育している。ツルグミは、日本の北限に近いものである。

イヌシデ、ヤマザクラ林は、沢沿いにあり、高木、亜高木層としてイヌシデ、ヤマザクラ、アカガシ、ウラジロガシ等が、低木層としてアオキ、ミヤマシキミ、ジャケツイバラ等が生育しており、中でもジャケツイバラは、北限に近いも

のである。

リョウブ林は、本地域の西端境界にあり、高木、亜高木としてアカマツ、コナラ、ヤマザクラ、モミ、リョウブ等が、低木層としてアセビ、ヒサカキ、ヤブツバキ、ツクバネ等が生育している。

(イ) 野生動物

獣類として、リス、イノシシ、キツネ、ノウサギ等が、鳥類として、セグロセキレイ、オオルリ、コゲラ、キジバト、ウグイス、ホオジロ、ハシボソガラス、ノスリ、モズ等が、昆虫類としてキイトンボ、ルリシジミ、キボシアオゴミムシ、アカハナカミキリ等が生息する。

(ウ) 地形、地質

本地域の地質は、約2億4000万年前の古生代二畳紀高倉山層群柏平層で、黒色粘板岩、砂岩などから成っている。

この層からは、三葉虫、アンモナイト、腕足類、二枚貝、蘚虫類など学術的に極めて価値の高い化石が産出され、特に三葉虫の産地は、当地方のほか岩手県など数県しかなく、保存状況の良好な本地域は、古生代後期の日本列島の地史解明に重要な地域となっている。

(2) 権利制限関係等の概要

いわき市文化財保護条例により、高倉山古生層として市の天然記念物に指定されている。

(3) 指定及び保全のための規制に関する方針

ア 指定に関する方針

福島県自然環境保全条例第17条第1項の規定に基づく普通地区とする。

イ 規制に関する方針

上記条例第17条第1項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
高倉山 普通地区	いわき市四倉 町玉山の一部	別添図面 のとおり	99.2ha	民有地 99.2ha	保全地域の 区域全域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別 面積 (ha)	0	0	0	0	0	99.2	0	0	99.2
地区別面積 (ha)	0			99.2			99.2		
地区別比率 (%)	0			100			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

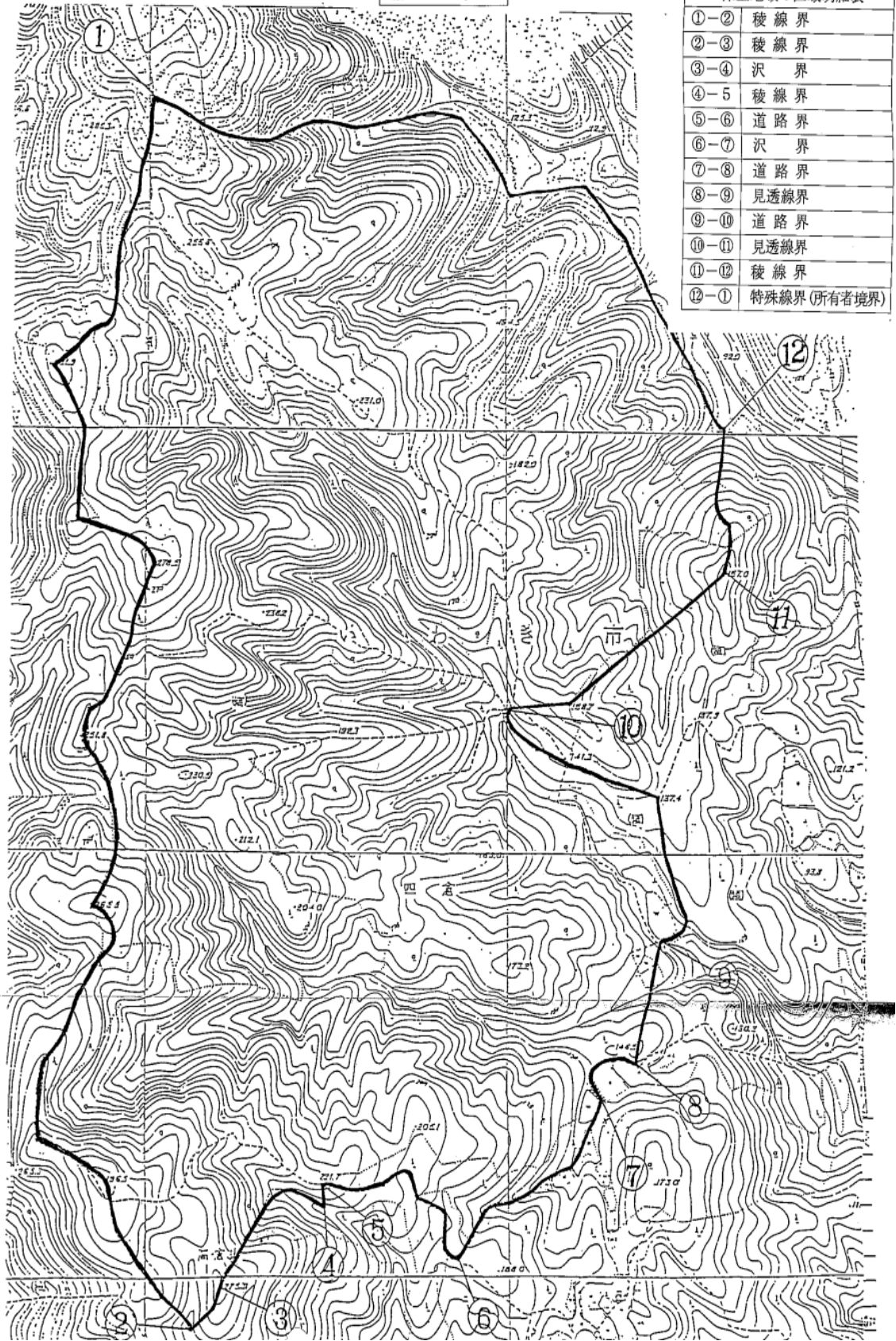
施設の名 称、種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識		福島県自然環境保全条例施 行規則第 37 条の定めによ る	新設	制札、境界 柱を含む

高倉山自然環境保〇地域区域図

(いわき市四倉町玉山の一部)

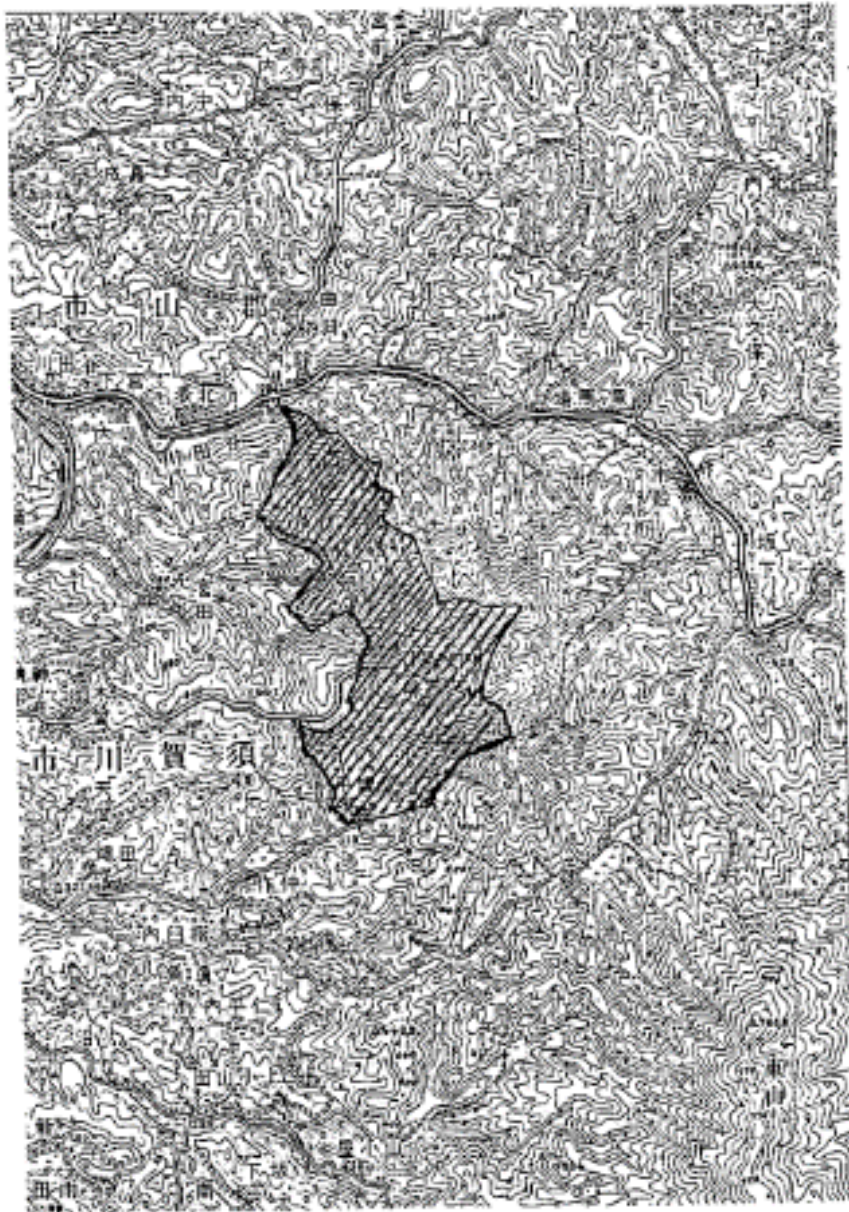
縮尺 1 : 5,000

①-②	稜線界
②-③	稜線界
③-④	沢界
④-⑤	稜線界
⑤-⑥	道路界
⑥-⑦	沢界
⑦-⑧	道路界
⑧-⑨	見透線界
⑨-⑩	道路界
⑩-⑪	見透線界
⑪-⑫	稜線界
⑫-①	特殊線界(所有者境界)



(普及)

宇津峯山自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

宇津峯山自然環境保全地域保全計画
(地区指定 昭和 50 年 2 月 28 日 県告示第 179 号)
(拡張地区指定 昭和 50 年 6 月 6 日 県告示第 643 号)

第 1 指定理由

本地域は、郡山市と須賀川市にまたがる標高 676.8 メートルの独立山で、雄大性を有し、トウホクサンショウウオ等の野生動物が生息するとともに自然性の高いシデ林等がみられる。

このように本地域は、すぐれた自然環境を形成しているため、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 3 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 郡山市及び須賀川市
2. 面積 355.60 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生

本地域の植生は、コナラーアカシデ群落、ミズナラークリ群落となっており、自然性の高い状態で山頂付近を中心に生育している。

また、本地域一帯の構成樹種は、コナラ、アカシデ、クマシデ、アセビ、イヌガヤ、ミズナラ、イタヤカエデ、クリ、ミズキ、リョウブ、カスミザクラ、ウリハダカエデ、ハリギリ、アカマツ、スギ等となっている。

草本層としては、山頂付近の草原にタガネソウ、アヤメの群落がある。

(2) 野生動物

本地域山峡部の多数の沢には、高密度でトウホクサンショウウオが生息している。また、ムササビ、ノウサギ等の哺乳類及びキジ、ヤマドリ、ヤマガラ、シジュウカラ、ハシボソガラス、カケス、イカル、ウソ、マヒワ、アオジ、ホオジロ、カシラダカ、メジロ、ヒガラ、キクイタダキ、モ

ズ、ヒヨドリ、サンコウチョウ、ムシクイ、ウグイス、ヤブサメ、ツグミ、アカハラ、コルリ、ヨタカ、アカゲラ、コゲラ、ツツドリ、オオタカ等の鳥類が生息している。

山頂付近の草原のアヤメ群落が散在しているところは、蝶の種類及び個体数ともに多いところである。

(3) 地形、地質

本地域の岩盤は、一般に黒雲母花崗岩が多く、これらの花崗岩に結晶片岩、ホルンフェルス等が接し、変成岩類は盆地状構造をなし、また、鉱物の産状は、南から北へ順に電気石、石英、長石、そしてザクロ石へと移行している。

さらに本地域は、岩石、鉱物の露頭が多く、ペグマタイトの中にザクロ石、透輝石、緑藤石、角閃石等のスカルン鉱物を産出し、石英と長斜石の巨大結晶の産出及び変成岩中の石綿の産出等がある。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定に関する基本方針

地形、地質学上貴重であり、また、自然性の高い植生を含むとともに、野生動物のすぐれた生息環境を形成している宇津峯山一帯の地域を自然環境保全地域普通地区に指定する。

(2) 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(3) 保全施設に関する基本方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ 野鳥の生息を維持するため、給餌施設を設置する。

ウ すぐれた地形を維持するため、砂防施設を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
宇津峯山普通地区	郡山市田村町地内 須賀川市大字塩田地内及び小倉地内	別添図面のとおり	355.60ha	国有地 0.30ha 公有地 257.00ha 私有地 98.30ha	

保全地域総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
小区分	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.30	257.00	98.30	0.30	257.00	98.30
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.30	257.00	98.30	0.30	257.00	98.30
地区別面積 (ha)	0			0			0			355.60			355.60		
地区別比率 (%)	0			0			0			100			100		

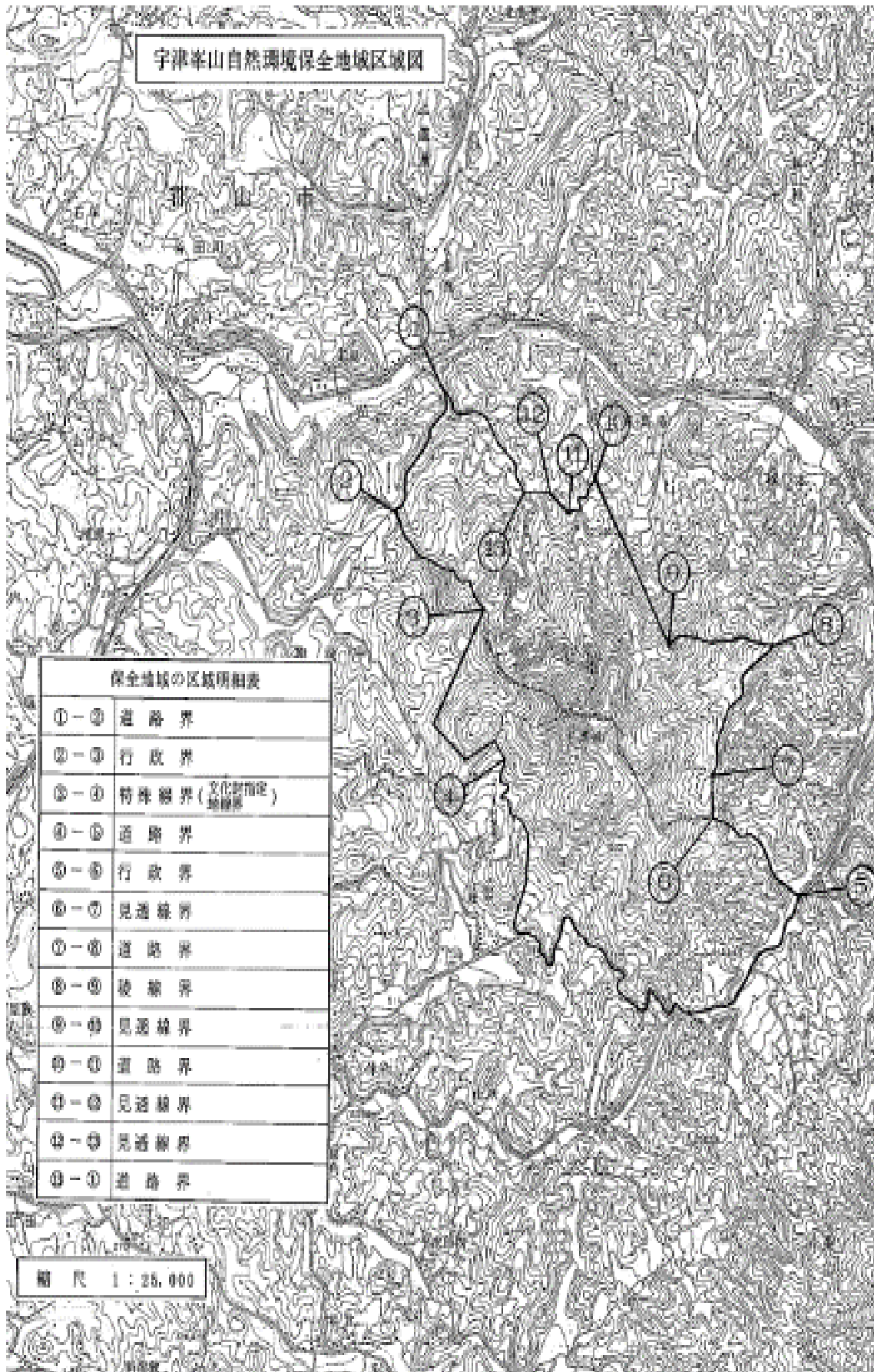
4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	給餌施設			〃	
3	砂防施設			〃	
4					

宇津峯山自然環境保全地域区域図

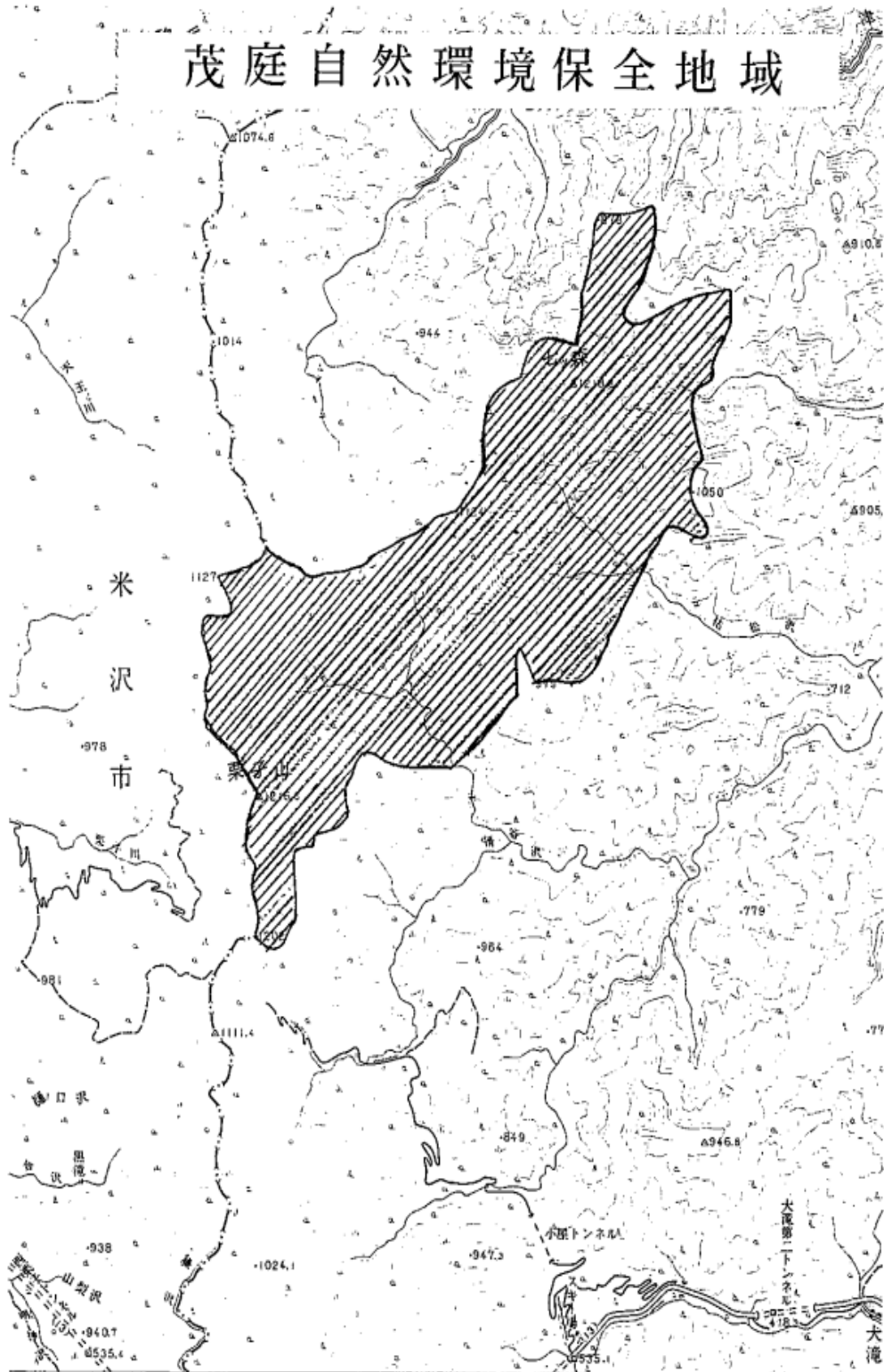


保全地域の区域明細表

①-②	道路界
②-③	行政界
③-④	特殊線界(文化財指定) 地蔵原
④-⑤	道路界
⑤-⑥	行政界
⑥-⑦	見通線界
⑦-⑧	道路界
⑧-⑨	稜線界
⑨-⑩	見通線界
⑩-⑪	道路界
⑪-⑫	見通線界
⑫-⑬	見通線界
⑬-⑭	見通線界
⑭-⑮	道路界

縮尺 1:25,000

茂庭自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

茂庭自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 50 年 6 月 6 日 県告示第 641 号)

第 1 指定理由

本地域は、福島市西部に位置し、七ツ森山（標高 1,218.8m）を中心とした地域で、樹齢 100 年以上のブナの天然林からなっており、ニホンザルの群れのほか、ニホンカモシカ、ツキノワグマが生息しているなど極めて自然性の高い状態を維持している。

このように本地域は、すぐれた天然林として、また、稀少性の高い野生動物の生息地としての価値が高いため、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号の指定要件に該当）

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 福島市
2. 面積 861.58 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生

本地域の植生は、高木層として、胸高直径 60～100 センチメートル、樹高 15～20 メートルのブナを中心にミズナラ、ヒメコマツ、トチノキ、ホオノキ、クロベ等が生育している。亜高木層としては、ハウチワカエデ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ等のカエデ類が豊富である。低木層としては、ハイイヌガヤ、ヒメアオキ、リョウブ、ムシカリ、イヌツゲ、クロモジ、エゾユズリハ、アズマシャクナゲ、チシマザサ等が生育しており、また、バイカツツジ、ドウダンツツジ、トウゴクミツバツツジ、ホツツジ、アブラツツジ、ムラサキヤシオツツジ、ヤマツツジ等のツツジ類の豊富なのが目立つ。草本層としては、イワウチワがほぼ全域にあらわれている。その他、オウレン、ジュウモンジシダ、リョウメンシダ、ツクバネソウがある。さらに、チャボスズゴケ、リスゴケ、カラフトキンモウゴケ等のコケ類も豊富である。

(2) 野生動物

野生動物としては、ニホンザルの群れがみられるほか、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等が生息しており、キセキレイ、ホオジロ、ウグイス、コガラ、キビタキ等の鳥類のすぐれた繁殖地となっている。また、昆虫類では、メダカオオキバネカクシの北限となっており、その他コムラサキ、ルリコンボウハバチ、クロハサミムシ、ペレーキスジシガバチ、クジミドリシジミ等が豊富である。

(3) 地形・地質

本地域は、結晶片岩をとりこむ花崗閃緑岩からなる山地で、長い期間浸食を受けつつ、典型的な浸食地形のV字谷をつくっており、黒雲母結晶片岩を主とする結晶片岩とこれを貫入する花崗閃緑岩が分布する。結晶片岩は、古生代の堆積岩が変成作用を受けて形成されたものであり、この変成作用が行われたころ、花崗閃緑岩が貫入形成され、以後、浸食削剝が続き、深部が露出するようになった。結晶片岩や花崗閃緑岩のなかには、後期の熱変質による緑簾石や石英等の鉱物も含まれ、学術的に価値の高いものである。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマの生息する高樹齢のブナ林の地域を特別地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

(A) 特別地区については、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(B) 普通地区については、同条例第17条第1項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
茂庭特別地区	福島市茂庭地内	別添図面のとおり	110.60ha	国有地 110.60ha	

(2) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
茂庭普通地区	福島市茂庭地内	別添図面のとおり	750.98ha	国有地 750.98ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	110.60	0	0	110.60	0	0	750.98	0	0	861.58	0	0
地区別面積 (ha)	0			110.60			110.60			750.98			861.58		
地区別比率 (%)	0			12.84			12.84			87.16			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことのできる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
茂庭特別地区	福島市茂庭地内	別添図面のとおり	110.60 ha	国有地 110.60ha	原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（現在蓄積の10%以内）を行うことができる。また、保安林の機能を維持又は強化を図るため林相を改良する必要がある場合であって森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合は、森林法施行規則第22条の4に規定する択伐率による択伐を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積(ha)	110.60	0	0	0	0	0	0	0	0	110.60	0	0
伐採方法限度面積(ha)	110.60			0			0			110.60		
伐採方法限度面積(%)	100			0			0			100		

5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

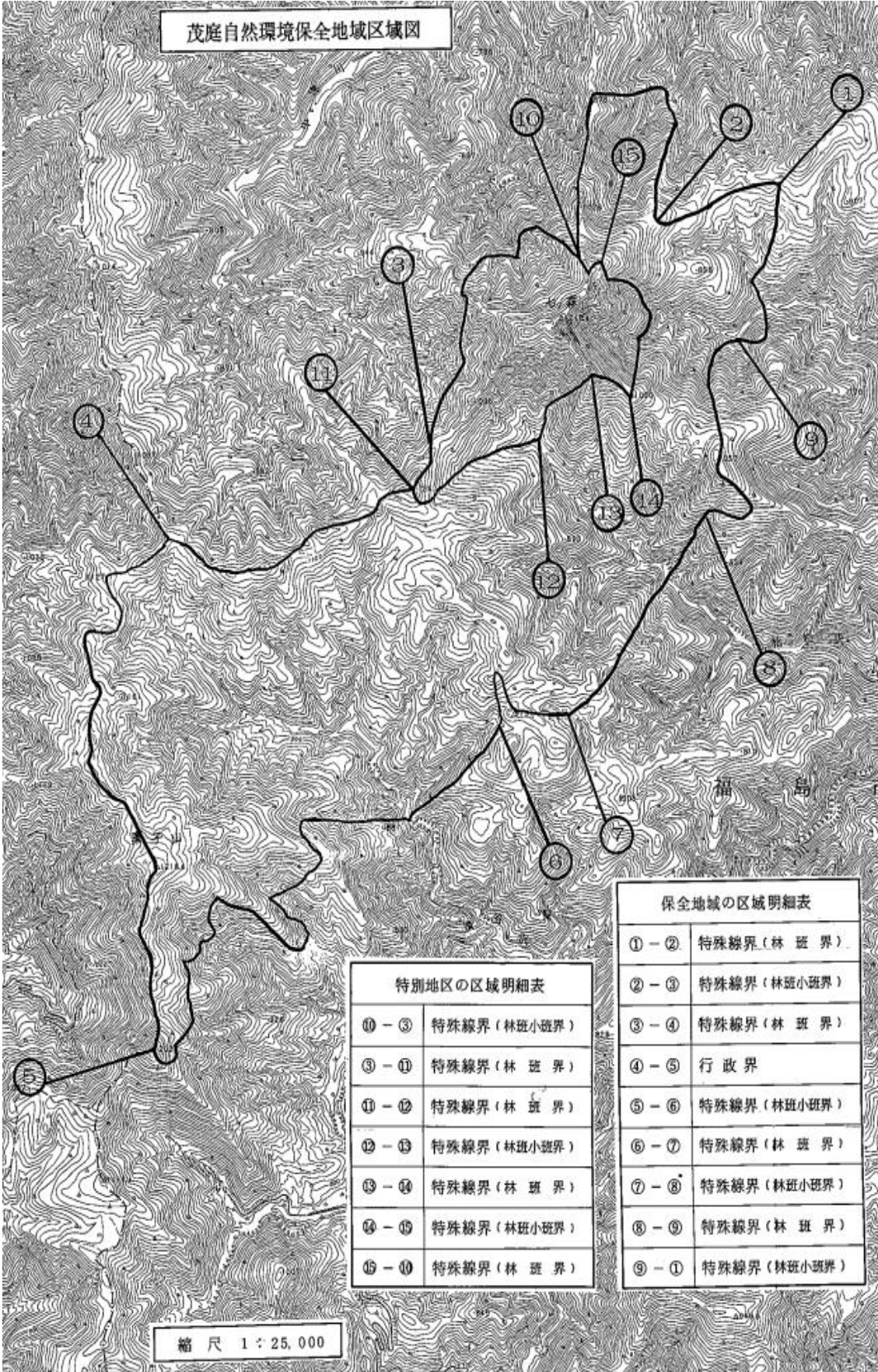
(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類の	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					

(2) 巡視歩道等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	茂庭自然環境保全地域 巡視歩道			改良	
2					

茂庭自然環境保全地域区域図

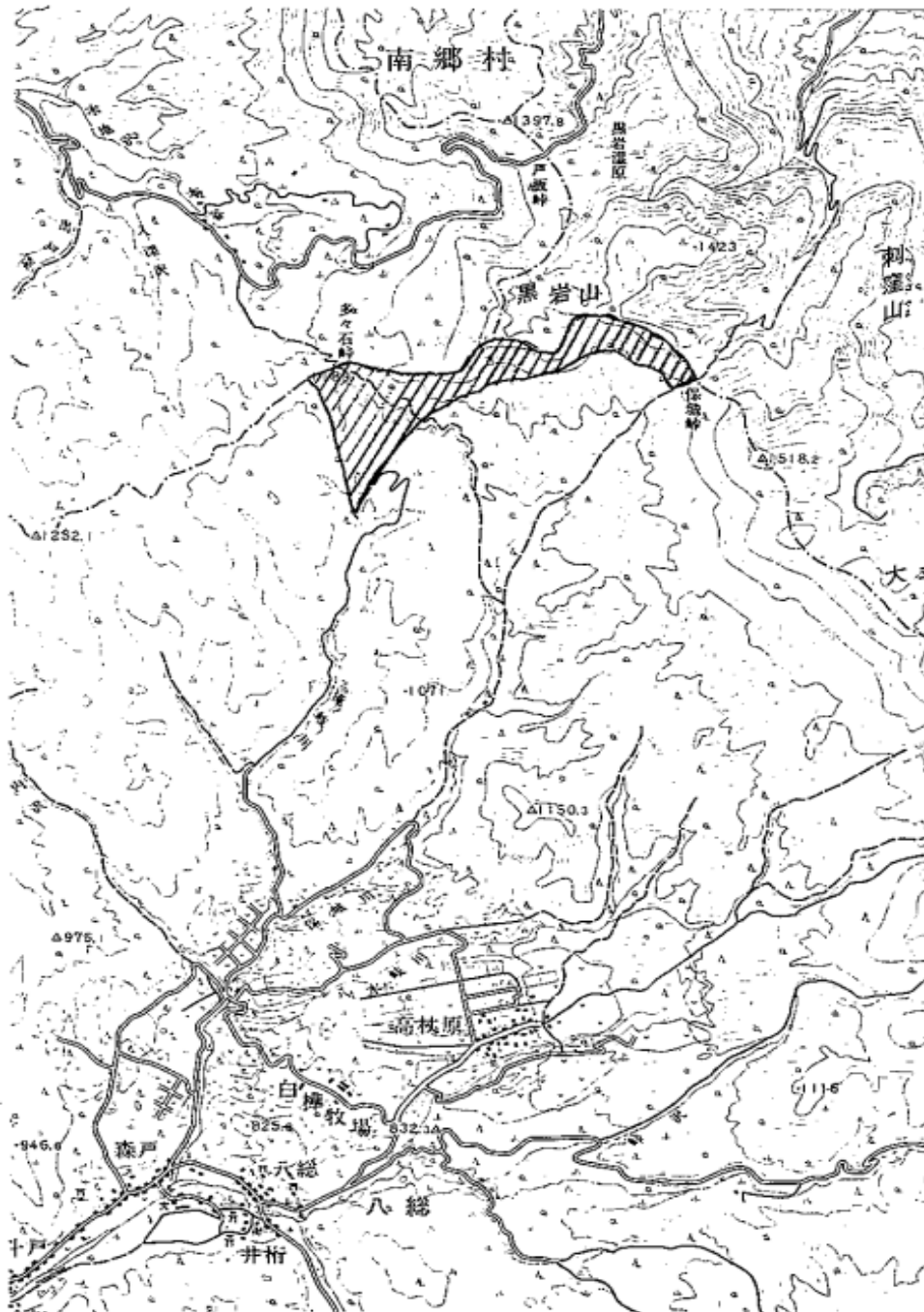


⑩ - ③	特殊線界(林班小班界)
③ - ⑪	特殊線界(林班界)
⑪ - ⑫	特殊線界(林班界)
⑫ - ⑬	特殊線界(林班小班界)
⑬ - ⑭	特殊線界(林班界)
⑭ - ⑮	特殊線界(林班小班界)
⑮ - ⑩	特殊線界(林班界)

① - ②	特殊線界(林班界)
② - ③	特殊線界(林班小班界)
③ - ④	特殊線界(林班界)
④ - ⑤	行政界
⑤ - ⑥	特殊線界(林班小班界)
⑥ - ⑦	特殊線界(林班界)
⑦ - ⑧	特殊線界(林班小班界)
⑧ - ⑨	特殊線界(林班界)
⑨ - ①	特殊線界(林班小班界)

縮尺 1 : 25,000

黒岩山自然環境保全地域



位置図 1 : 50, 000

黒岩山自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 50 年 6 月 6 日 県告示第 641 号)

第 1 指定理由

本地域は、南会津郡館岩村北部に位置する黒岩山（標高 1,440m）山稜の地域で、裏日本ブナ林の代表的な天然林からなり、一部ではシラカバを、また、山頂近くではクロベを混交している。林床はチシマザサに被われており、山頂付近ではアヅマシヤクナゲが繁茂している。また、稜線にはヤマグルマ群落がみられる。さらに、本地域一帯に野生動物として、ニホンカモシカが生息している。

このように本地域は、すぐれた天然林の地域で、きわめて自然性の高い状態を維持し、学術的にも貴重なものであるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号の指定要件に該当）

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 南会津郡館岩村
2. 面積 72.32 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、南会津郡館岩村への北側からの入口である保城峠と戸坂峠とに挟まれた、館岩村を屏風のように圍繞する山岳の一峰である黒岩山の地域で、原始性を維持している東日本ブナ林の代表的森林である。ブナ林は、一部ではシラカバを混交し、また山頂近くでは、クロベを混交している。林床はチシマザサに被われており、山頂付近ではアヅマシヤクナゲが繁茂している。さらに稜線一帯には、飯豊山々麓を北限とするヤマグルマ群落をはじめ、ベニサラサドウタン、コメツツジ、オオバキスミレ、イワカガミ、アヅマシヤクナゲ等があり、極めて自然性の高い状態を保っている。

また、野生動物としては、ニホンカモシカをはじめ、テン、キツネ、タヌキ等の獣類が生息し、鳥類も豊富である。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

ブナの原生林の地域を特別地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
黒岩山特別地区	南会津郡館岩村 大字森戸地内	別添図面のとおりに	72.32ha	国有地 72.32ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	72.32	0	0	72.32	0	0	0	0	0	72.32	0	0
地区別面積 (ha)	0			72.32			72.32			0			72.32		
地区別面積 (%)	0			100			100			0			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
黒岩山特別地区	南会津郡館岩村大字森戸地内	別添図面のとおり	72.32 ha	国有地 72.32ha	原則として択伐（現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐（1伐区の面積2ha以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

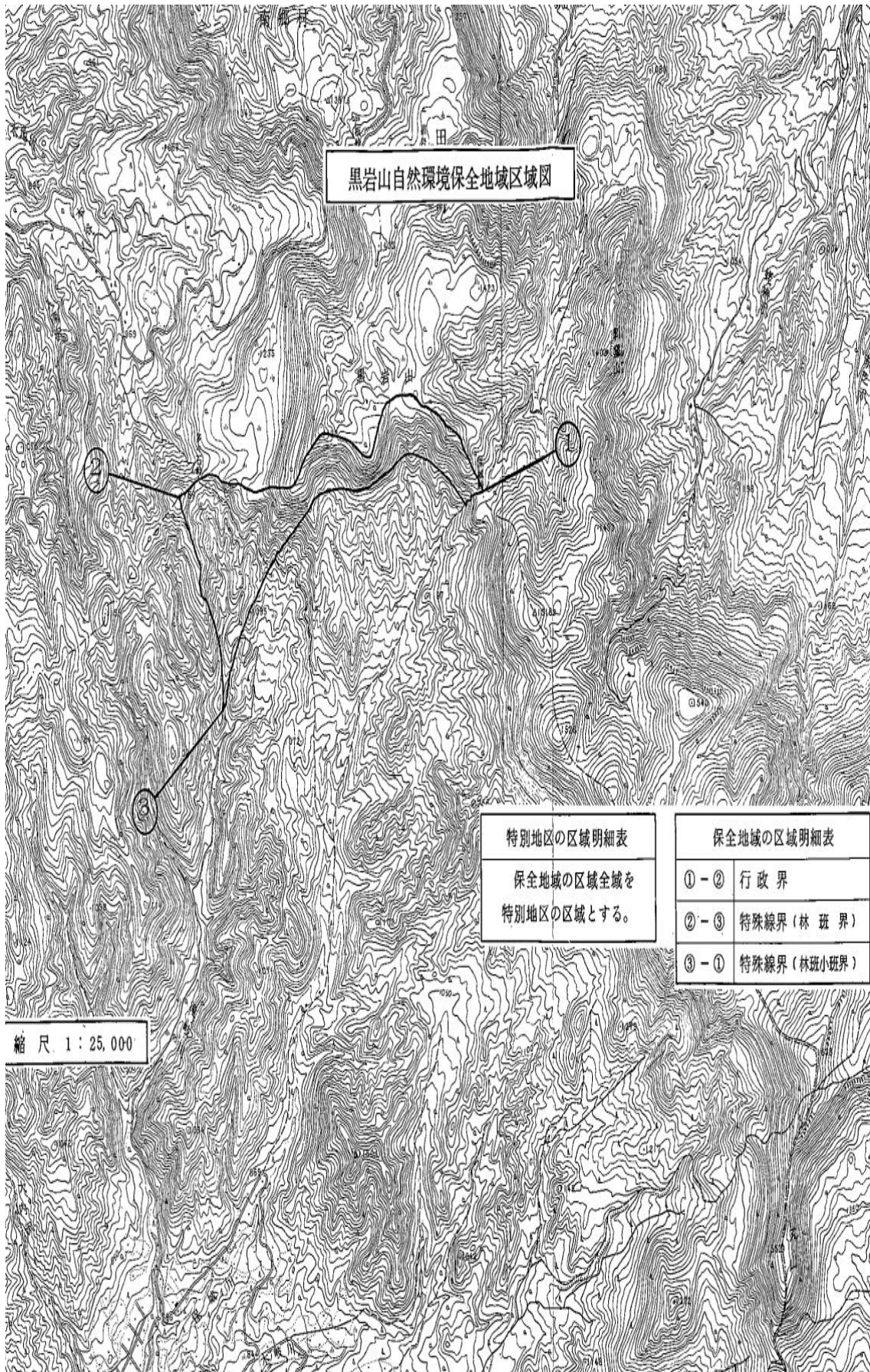
伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	72.32	0	0	0	0	0	72.32	0	0
伐採方法限度面積 (ha)	0			72.32			0			72.32		
伐採方法限度面積 (%)	0			100			0			100		

5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					



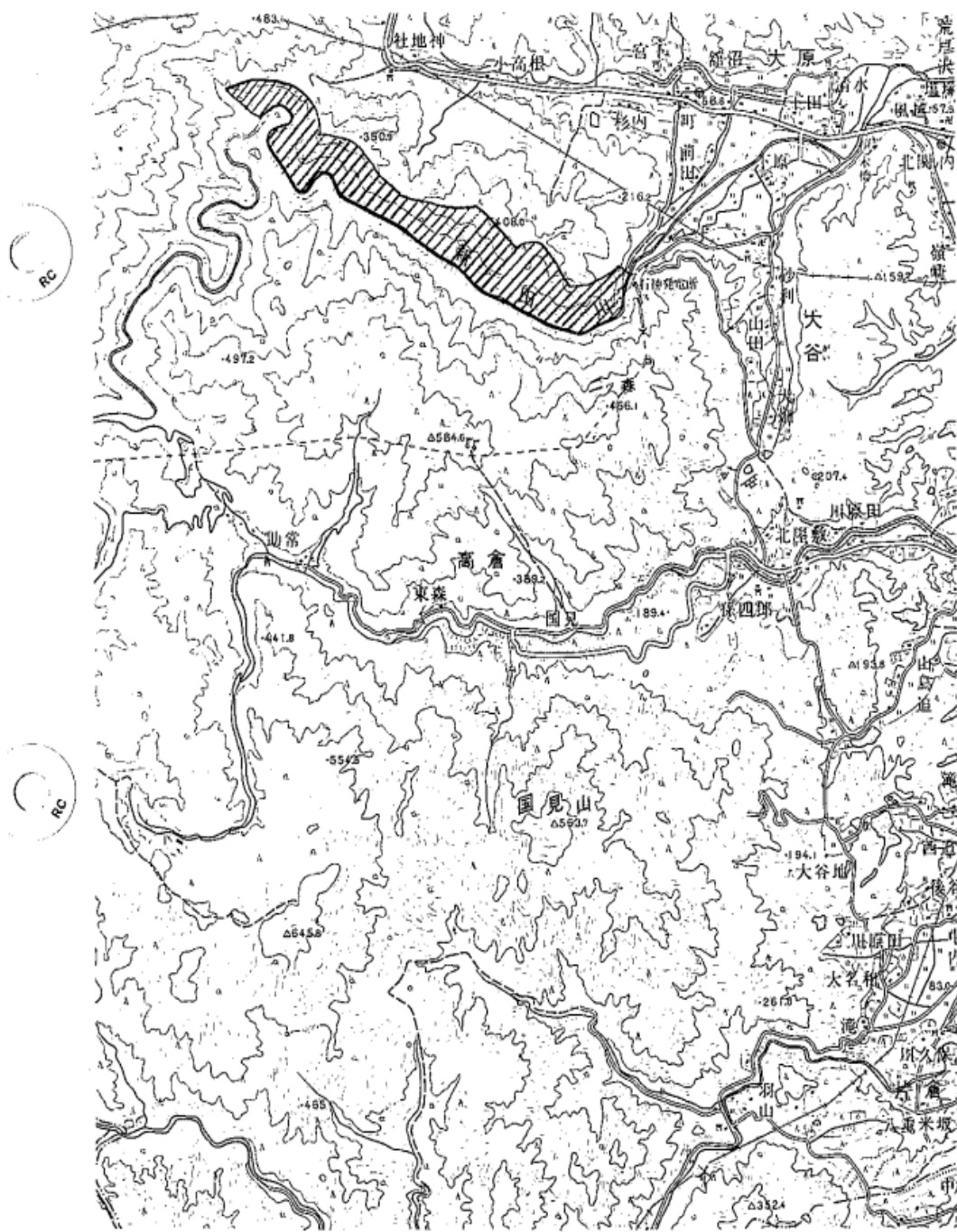
黒岩山自然環境保全地域区域図

特別地区の区域明細表	
保全地域の区域全域を特別地区の区域とする。	

保全地域の区域明細表	
①-②	行政界
②-③	特殊線界(林班界)
③-①	特殊線界(林班小班界)

縮尺 1:25,000

新田川溪谷自然環境保全地域



位置図 1 : 50, 000

新田川溪谷自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 50 年 6 月 6 日 県告示第 641 号)

第 1 指定理由

本地域は、本県相馬地方に発達している古生層（相馬古生層・二畳系からデボン系）の粘板岩及び結晶片岩、中生代に貫入した花崗岩及び花崗閃緑岩を基盤とする地域で、東西に発達した新田川の浸食作用により、急峻な谷壁の溪谷を形成している。溪谷は、樹齢 100 年以上のモミ、ケヤキ、イヌブナ等の天然林からなり、阿武隈山地下部の極相林の一つとして貴重な存在である。また、本地域は、100～150 個体と推定されるニホンザルの生息地でもある。

このように本地域は、人為によって影響を受けていない天然林の地域で、地形、地質上も特異性、雄大性を有し、また、野生動物の生息地としても稀少性が高いので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の指定要件に該当）

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 原町市
2. 面積 122.38 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生

本地域は、溪谷を被う天然林からなる地域で、阿武隈山地下部の数少ない極相林の一つとして貴重である。

天然林の構成樹種は、樹齢 100 年以上のモミ、イヌブナ、イヌシデ、ケヤキ、トチ、サウグルミ、イタヤカエデ等があり、特にモミ、ケヤキには、樹齢 250 年以上で、胸高直径 100 センチメートル以上のものがある。

(2) 野生動物

本地域は、100～150 個体と推定されるニホンザルの生息地で、阿武隈山地のような低山帯で、しかも個体数の多いこ

とは稀れである。また、ヒヨドリ、ヤマガラ、キツツキ、コガラ等の鳥類、ヒメキマダラヒカゲ、オナガアゲハ、カラスアゲハ、ヒカゲチョウ類、オオゴキブリ（北限）等の昆虫類が豊富である。

(3) 地形・地質

本地域は、相馬古生層（二畳系からデボン系）の粘板岩及び結晶片岩、中生代に貫入した花崗岩及び花崗閃緑岩を基盤としている。粘板岩は花崗閃緑岩に接する地域でホルンフェルス（変成岩）に変化し、また結晶片岩は、著しい片理をもつものと弱い片理をもつものに分けられ、種類としては、石墨片岩、雲母片岩、緑泥片岩が認められる。この基盤が、東西に発達する新田川の浸食作用によって急崖をなす溪谷を形成している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

極相の状態を呈するモミ、イヌブナ等の天然林の地域を特別地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

(A) 特別地区については、福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

(B) 普通地区については、同条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
新田川溪谷特別地区	原町市大原字和田城地内	別添図面のとおり	90.64ha	国有地 90.64ha	

(2) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
新田川溪谷 普通地区	原町市大原字 和田城地内	別添図面 のとおり	31.74ha	国有地 31.74ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	90.64	0	0	90.64	0	0	31.74	0	0	122.38	0	0
地区別面積 (ha)	0			90.64			90.64			31.74			122.38		
地区別 (%)	0			74.06			74.06			25.94			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項の規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
新田川 溪谷特 別地区	原町市 大原字 和田城 地内	別添 図面 のと おり	90.64ha	国有地 90.64ha	原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木伐採（現在蓄積の10%以内）を行うことができる。また、保安林の機能の維持又は強化をはかるため、林相を改良する必要がある場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合は、森林法施行規則第22条の4に規定する択伐率による択伐を行うことができる。

特別地区内木竹の伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別												
所有別面積 (ha)	90.64	0	0	0	0	0	0	0	0	90.64	0	0
伐採方法限度面積 (ha)	90.64			0			0			90.64		
〃 (%)	100			0			0			100		

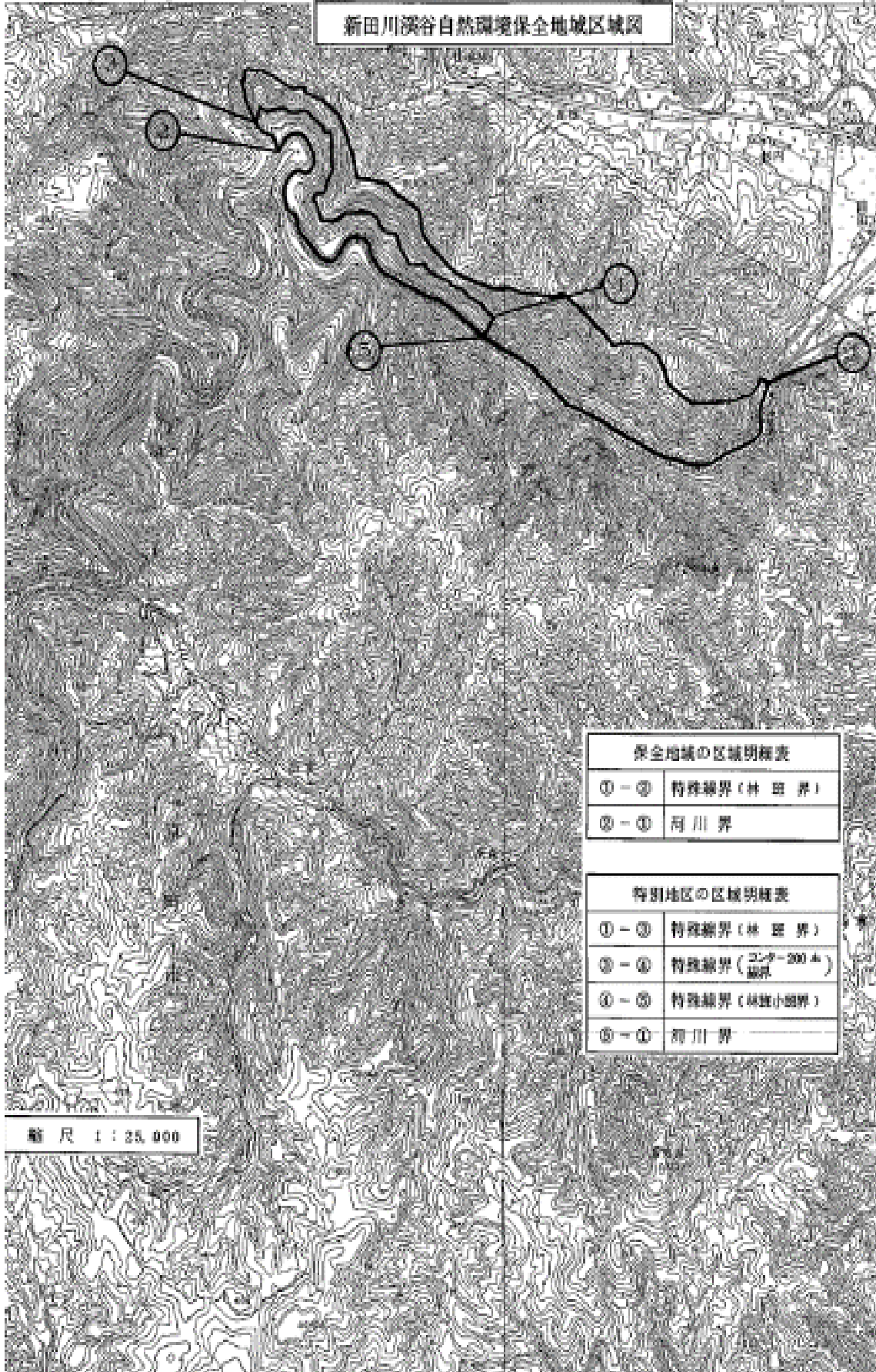
5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					

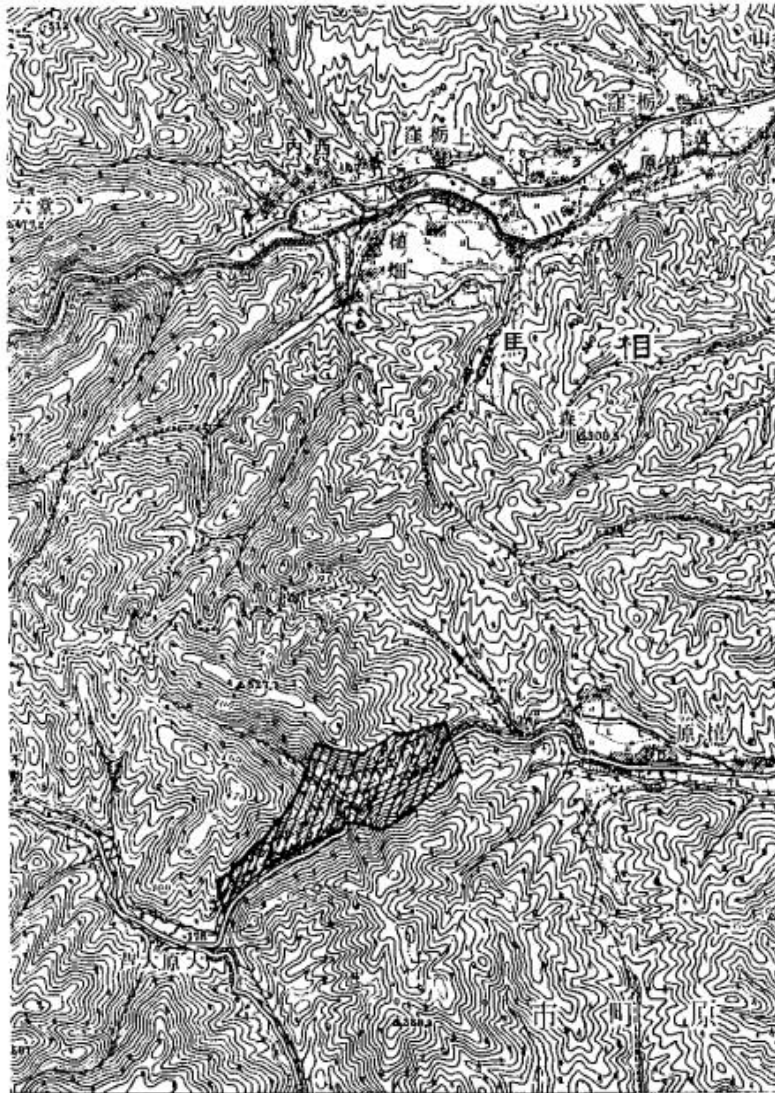
新田川溪谷自然環境保全地域区域図



保全地域の区域明細表	
① - ②	特殊線界 (林田界)
② - ③	河川界
特別地区の区域明細表	
① - ②	特殊線界 (林田界)
② - ④	特殊線界 (30m-200m 幅)
④ - ⑤	特殊線界 (林田小田界)
⑤ - ③	河川界

縮尺 1 : 25,000

禧原自然環境保全地域



位置図 1 : 50, 000

禧原自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 50 年 6 月 6 日 県告示第 641 号)

第 1 指定理由

本地域は、相馬郡鹿島町西部に位置する上真野川上流の渓谷の地域である。イタヤカエデ、イヌシデ、アカシデ等を混交するモミ、ケヤキを主とした天然林からなり、阿武隈山地では数少ない極相林を呈している。また、溪流にはカジカガエル、カスミサンショウウオ、モリアオガエル等の稀少な両生類が生息している。

このように本地域は、モミ、ケヤキの天然林が、阿武隈山地では数少ない極相林を呈し、学術的にも貴重であるので自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

- 1 関係市町村 相馬郡鹿島町
- 2 面積 70.84 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生

本地域は、樹高約 20 メートルに及ぶモミ、ケヤキ等の天然林の地域で阿武隈山地下部の数少ない極相林の一つとして貴重である。

天然林の構成樹種には、高木層としてモミ、ケヤキ、イタヤカエデ、ヤマモミジ、イヌシデ、アカシデ、アサダ等、低木層としてコクサギ、サンショウ、ミヤマガマズミ、イヌガヤ等、草本層としてテイカカズラ、チゴユリ、モミジハグマ等がある。

(2) 野生動物

本地域には、カジカガエル、カスミサンショウウオ、モリアオガエル等の稀少性の高い両生類が生息し、また鳥類としては、ホオジロ、ウグイス、ヒヨドリ、シジュウカラ、コガラ等の留鳥を始め、夏期には、オオルリ、ヤブサメ、キビタ

キ、サンコウチョウ等が渡来し、さらに獣類としては、リス、ムササビ、イタチ等が生息する。

(3) 地形、地質

本地域は、本県相馬地方に発達している相馬古生層が、溪谷を形成している地域である。

相馬古生層は、二畳系からデボン系の地層からなり、各時代の標準化石を産出しており、わが国の古生代地質史解明のために貴重な地域である。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

極相の状態を呈するモミ、ケヤキ等の天然林の地域を特別地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

(A) 特別地区については、福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

(B) 普通地区については、同条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
檜原特別地区	相馬郡鹿島町檜原地内	別添図面のとおり	62.34ha	国有地 62.34ha	

(2) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
檜原普通地区	相馬郡鹿島町檜原地内	別添図面のとおり	8.50ha	私有地 8.50ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計								
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	62.34	0	0	62.34	0	0	0	0	8.50	62.34	0	8.50
地区別面積 (ha)	0			62.34			62.34			8.50			70.84		
地区別 (%)	0			88.00			88.00			12.00			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
榊原特別地区	相馬郡鹿島町榊原地内	別添図面のとおり	62.34ha	国有地 62.34ha	択伐（現在蓄積の30%以内）とする。

特別地区内木竹伐採総括表

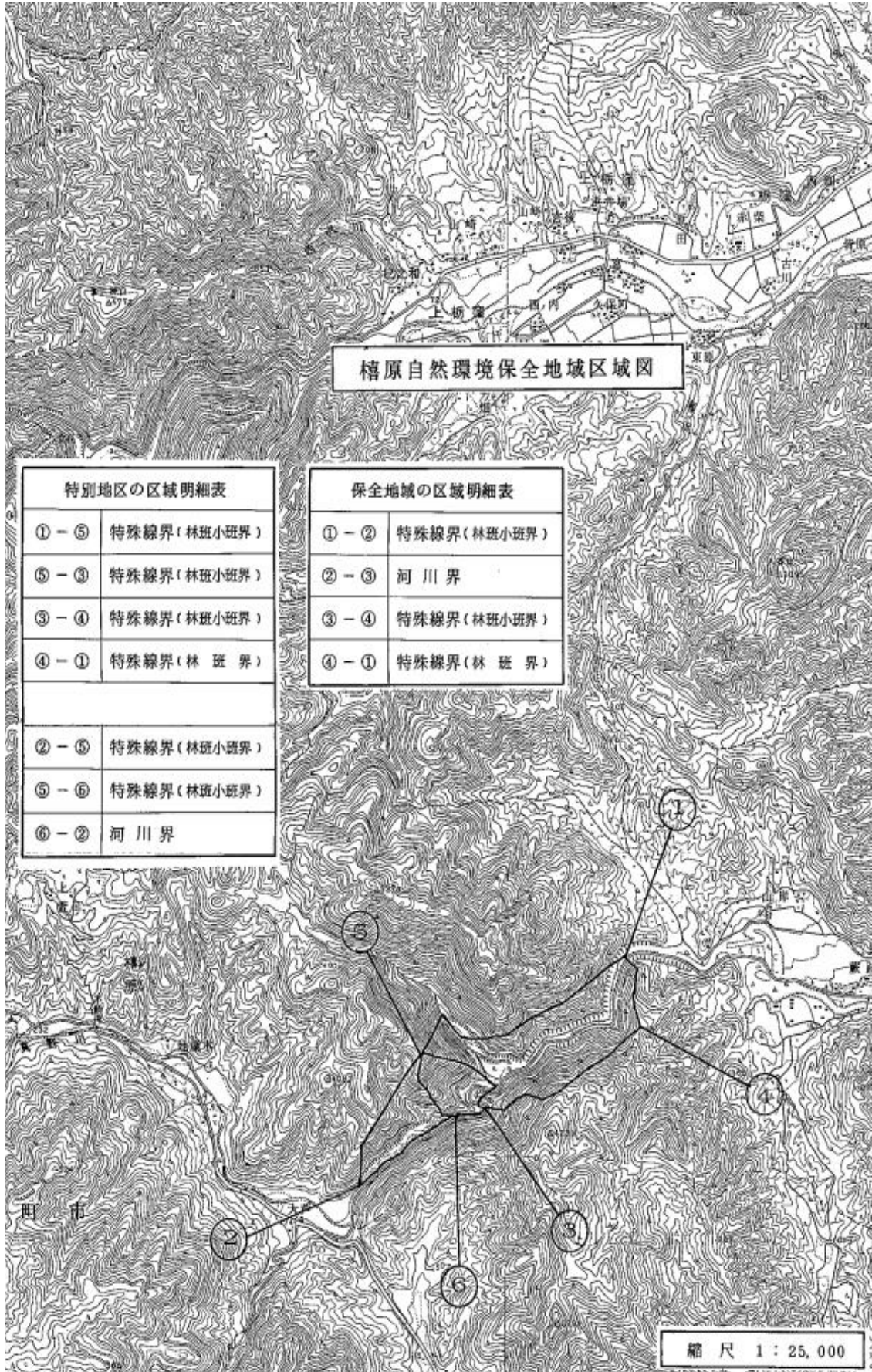
伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	62.34	0	0	0	0	0	62.34	0	0
伐採方法限度面積 (ha)	0			62.34			0			62.34		
〃 (%)	0			100			0			100		

5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					



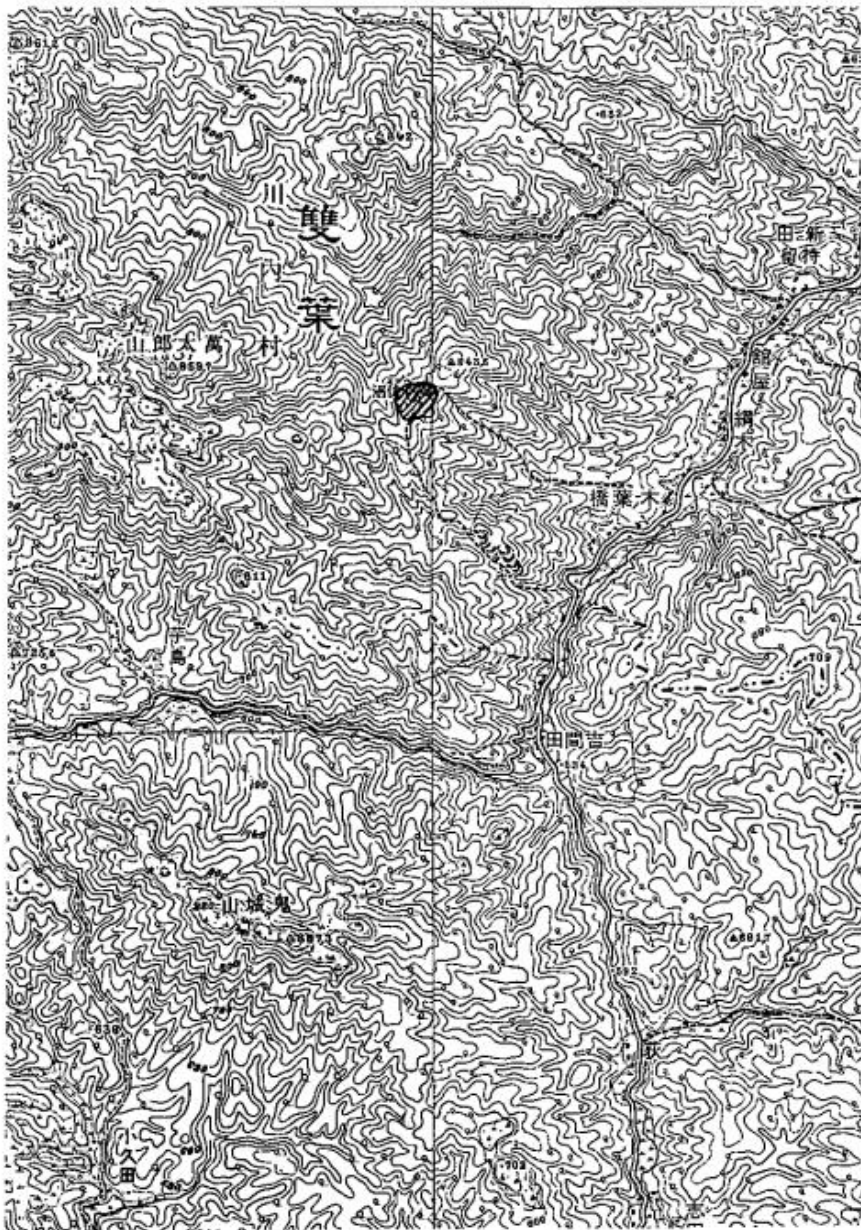
檜原自然環境保全地域区域図

① - ⑤	特殊線界(林班小班界)
⑤ - ③	特殊線界(林班小班界)
③ - ④	特殊線界(林班小班界)
④ - ①	特殊線界(林班界)
② - ⑤	特殊線界(林班小班界)
⑤ - ⑥	特殊線界(林班小班界)
⑥ - ②	河川界

① - ②	特殊線界(林班小班界)
② - ③	河川界
③ - ④	特殊線界(林班小班界)
④ - ①	特殊線界(林班界)

縮尺 1 : 25,000

平伏沼自然環境保全地域



位置図 1 : 50, 000

平伏沼自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 50 年 6 月 6 日 県告示第 641 号)

第 1 指定理由

本地域は、双葉郡川内村の西部に位置する阿武隈高原の一峰平伏山（標高 842m）の山頂付近にある平伏沼を中心とする地域で、平伏沼は、周囲のミズナラ、イヌエンジュ、ハウチワカエデ等の天然林とともに、稀少性の高いモリアオガエルの生息地としてすぐれた自然環境を形成している。

このように本地域は、稀少性の高い野生動物のすぐれた生息地として、学術的に貴重であるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当）

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 双葉郡川内村
2. 面積 3.60 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生

本地域の植生は、平伏沼付近のミズナラを中心とする天然林とその周辺のアカマツ林からなっている。

天然林の構成樹種は、ミズナラを優占種として、高木層にイヌエンジュ、ハウチワカエデ、ミズキ等、低木層にコゴメウツギ、ヤマハギ、ヤマツツジ、アセビ、リョウブ、モガミザサ等があり、極めて自然性の高い状態が保たれており、沼の貯水のために重要な機能をはたしている。

(2) 野生動物

本地域の平伏沼は、モリアオガエルの生息地で、阿武隈高原の低地に見られるのが貴重であるとして国の天然記念物に指定されている。沼の周囲は、ミズナラを中心とする天然林で、モリアオガエルの産卵場所となっており、良好な生息環境を形成している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

モリアオガエルの生息環境を形成する沼及び沼周辺のミズナラの自然林の地域を特別地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

(A) 特別地区については、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(B) 普通地区については、同条例第17条第1項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

イ モリアオガエルの生息に人為による影響を避けるため、保護柵を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
平伏沼特別地区	双葉郡川内村大字上川内地内	別添図面のとおりに	2.14ha	国有地 2.14ha	

(2) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
平伏沼普通地区	双葉郡川内村大字上川内地内	別添図面のとおりに	1.46ha	公有地 1.46ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計								
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	2.14	0	0	2.14	0	0	0	1.46	0	2.14	1.46	0
地区別面積 (ha)	0			2.14			2.14			1.46			3.60		
地区別 (%)	0			59.44			2.14			40.56			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
平伏沼特別地区	双葉郡川内村大字上川内地内	別添図面のとおり	2.14ha	国有地 2.14ha	原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変えるなど自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には、単木択伐（択伐率現在蓄積の10%以内）を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	2.14	0	0	0	0	0	0	0	0	2.14	0	0
伐採方法限度面積 (ha)	2.14			0			0			2.14		
〃 (%)	100			0			0			100		

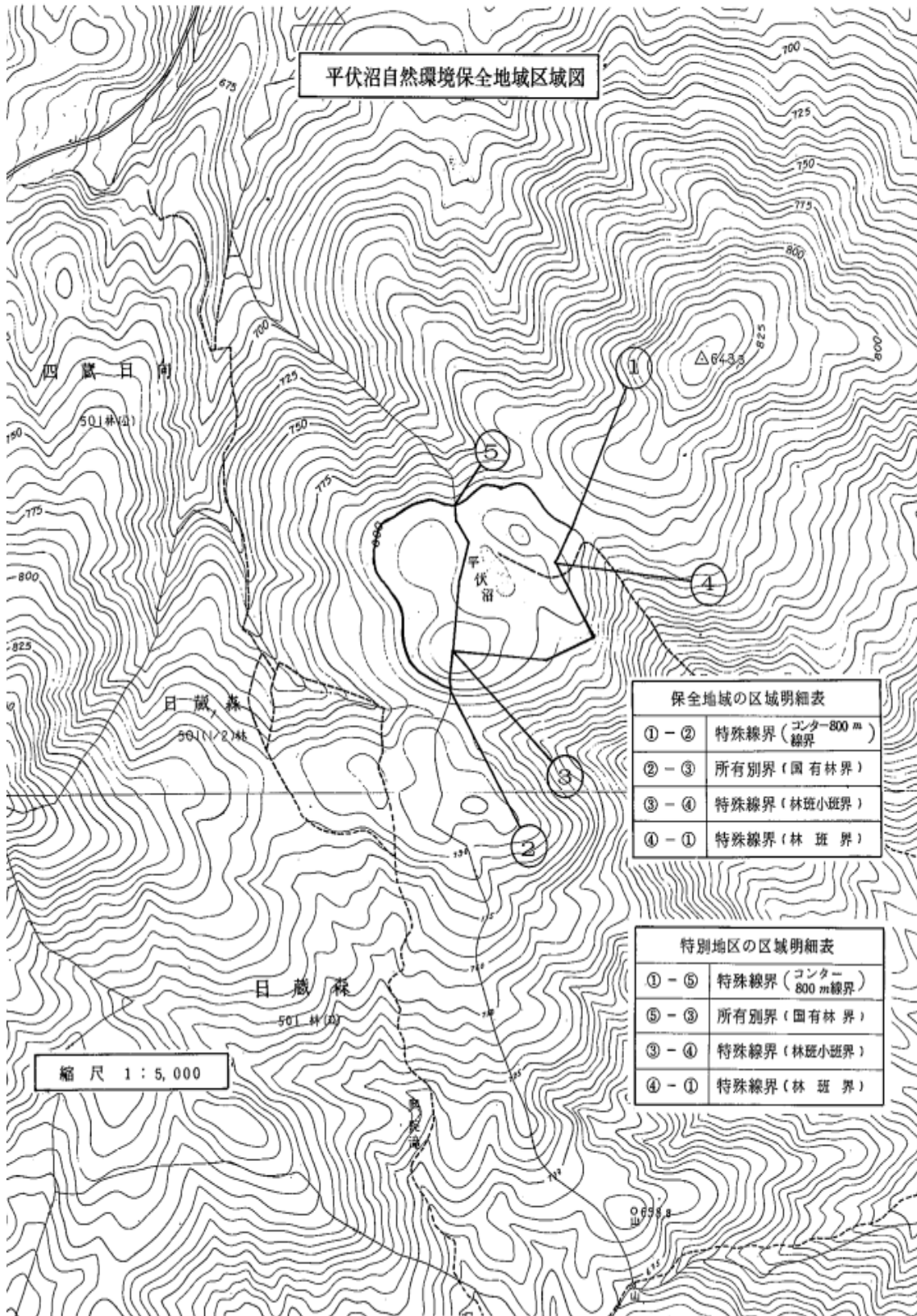
5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	保護柵			//	
3					

平伏沼自然環境保全地域区域図



保全地域の区域明細表

① - ②	特殊線界 (コンター800 m 線界)
② - ③	所有別界 (国有林界)
③ - ④	特殊線界 (林班小班界)
④ - ①	特殊線界 (林班界)

特別地区の区域明細表

① - ⑤	特殊線界 (コンター 800 m 線界)
⑤ - ③	所有別界 (国有林界)
③ - ④	特殊線界 (林班小班界)
④ - ①	特殊線界 (林班界)

縮尺 1 : 5,000

関山自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

関山自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 50 年 6 月 6 日 県告示第 641 号)

第 1 指定理由

本地域は、白河市南部に位置し、この地域で最も高い独立山で、石英安山岩質凝灰岩の急峻な地形を形成しており、また、野鳥の生息地としてすぐれた自然環境を形成している。

このように本地域は、学術的にも貴重な地形、地質の地域であるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 3 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 白河市
2. 面積 190.50 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生

本地域の植生は、山頂付近が、クリーコナラ群落となっており、その他の地域は、アカマツ、ヒノキ、スギの樹林地となっている。

本地域の構成樹種は、高木層として、アカマツ、ヒノキ、コナラ、ケヤキ、スギ、クリ、低木層として、ヤマツツジ、アブラチャン、トウゴクミツバツツジ、マンサク、リョウブ、タラノキ、コシアブラ、ヤマウルシ、ホツツジ、アオダモ、ヤシャブシ、イヌザンショウ、ヌルデ、ツクバウツギ、ニシキギ等が生育している。草本層としては、ススキ、オカトラノオ、ワラビ、タチツボスミレ、チヂミザサ、ヤマハッカ、ヒトリシズカ、トコロ、キンミズヒキ、ヨメナ、キツリフネ、ヌスビトハギ、ミツバ、セリ、ミズヒキ、ウド、フキ、イヌドウナ、アカソ、キケマン、ジュウモンジシダ等がみられる。

(2) 野生動物

本地域に生息している野鳥は、シジュウカラ、ヤマガラ、ヒヨドリ、キセキレイ、ホホジロ、ウソ、フクロウ、キジ、ヤマドリ、マヒワ、ウグイス、メジロ、アカゲラ、トビ、カケス、セグロセキレイ、モズ、カケス、キジバト、アカハラ、アオゲラ、ヒバリ等であり、その個体数も多い。

昆虫類については、豊富な植生に伴い、昆虫相は恵まれており、平地性の種類が多く、キアゲハ、スジホソヤマキチョウ、コムスジ、モンシロチョウ、コジャノメスジグロチョウ、クロヒカゲ、ノシメトンボ、アキアカネ、オニヤンマ、カントク、コオロギ、マルハナバチ、チッチゼミ、エゾゼミ等が生息している。

(3) 地形、地質

本地域には、両輝石安山岩が分布しており、その安山岩は、第三紀中新世後期に、下位の大久保層を貫き噴出し、関山々頂付近に標式的に発達したものである。斑晶の量がきわめて少なく石基は玻璃状を呈している。また、節理の種類も多様で、ほとんどが柱状と板状を呈しているが、方状、球状なども見られ学術的に貴重である。このように種類が多いということは、岩石ができた後に生じたいわゆる二次的節理と思われる。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

石英安山岩質凝灰岩の急峻な地形及び安山岩の節理等学術的に貴重な地域を自然環境保全地域普通地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第17条第1項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
関山普通地区	白河市大字関辺地内	別添図面のとおりに	190.50ha	私有地 190.50ha	

保全地域総括表

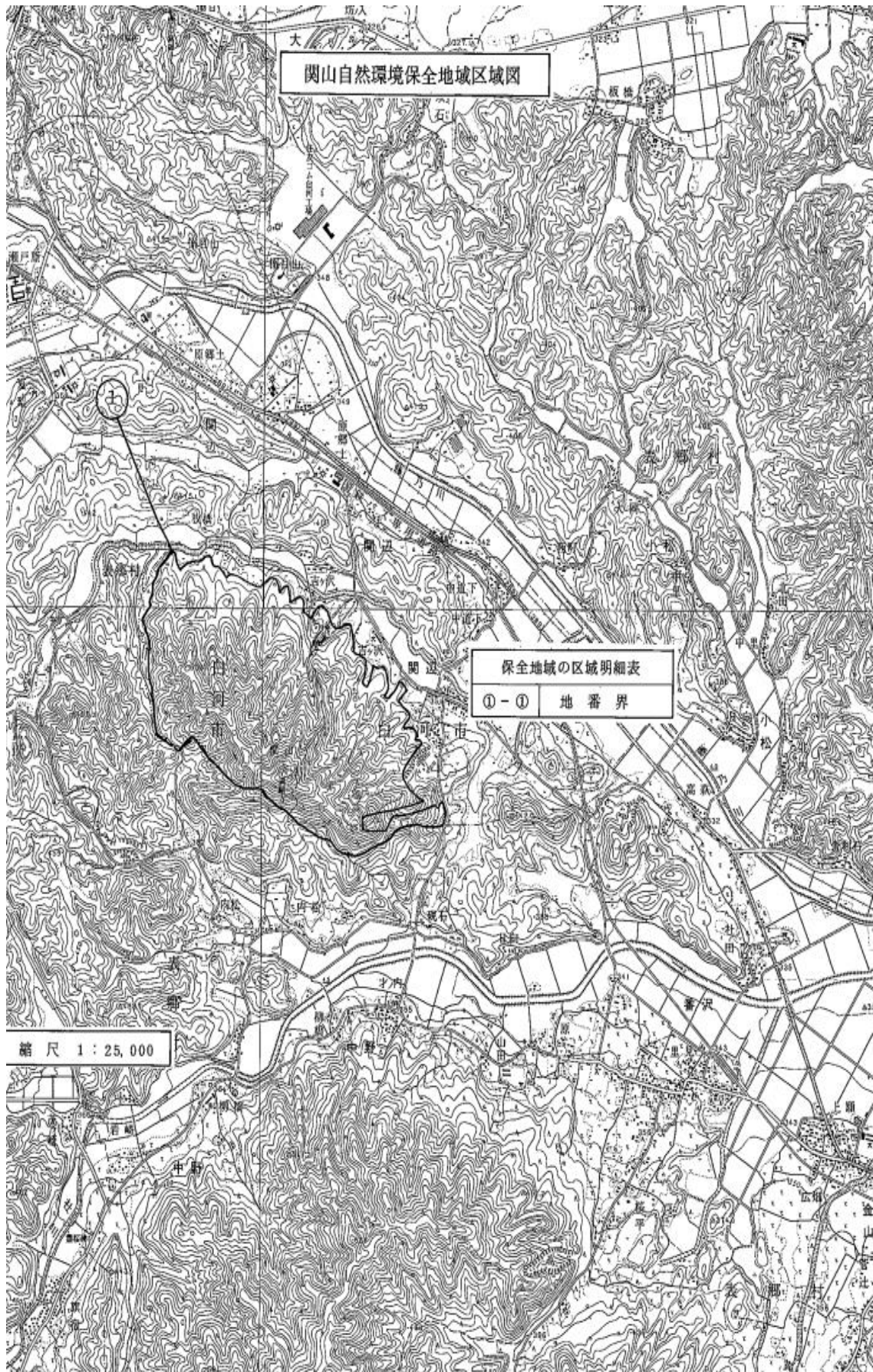
区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国用地	公有地	私有地	国用地	公有地	私有地
小区分	国用地	公有地	私有地	国用地	公有地	私有地	国用地	公有地	私有地						
所有別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190.50	0	0	190.50
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190.50	0	0	190.50
域区別面積 (ha)	0			0			0			190.50			190.50		
地区別 (%)	0			0			0			100			100		

4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					



関山自然環境保全地域区域図

保全地域の区域明細表

①-①	地番界
-----	-----

縮尺 1 : 25,000

安座自然環境保全地域



位置図 1 : 50, 000

安座自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 50 年 6 月 6 日 県告示第 641 号)

第 1 指定理由

本地域は、耶麻郡西会津町西部、新潟県との県境に位置し、植生分布上北限である稀少性の高いコウヤマキ及びヒメサユリの自生地であり、西日本から山形西部のみに分布しているギフチョウの本県唯一の生息地である。また、緑色凝灰岩が露出し、風食によって特異な景観を有するなど地形上価値の高い地域である。

このように本地域は、稀少性の高い野生動植物の自生及び生息地であり、特異な地形の地域であるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 耶麻郡西会津町
2. 面積 131.20 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生

本地域には、植生分布上北限であるコウヤマキが自生し、また、福島、宮城、山形、新潟県境付近のごく限られた地域にしか分布していないヒメサユリが自生している。さらに、コアニチドリ、コシノカンアオイ、エチゴキジムシロ、アワガタスミレ、ナガハシスミレ、ツシマナナカマド、ウラジロイタヤ等の裏日本型植物、イブキジャコウソウ、オニシオガマ、トウキヤマスカシユリ、オオコメツツジ等の高山植物が生育するなど、学術的に極めて価値が高い地域である。

(2) 野生動物

本地域には、コシノカンアオイを食草とし、西日本から山形西部のみに分布しているギフチョウの本県唯一の生息地であり、これは本種の分布東限として、また、繁殖力、移動力の弱い同種の特質からみて貴重である。

(3) 地形・地質

本地域は、第三紀層に属する緑色凝灰岩で特異な風食地形を有しており雄大である。地質は、下部が利田層、上部が縄沢層とそれぞれ整合的に移り変わっている。岩質は、上部が火山礫あるいは浮石質の緑色凝灰岩、凝灰角礫岩及び砂岩質凝灰岩、下部が泥岩、砂岩をはさむ砂質凝灰岩であり、地質構造は背斜構造の一翼となっている。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区、野生動植物保護地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

ギフチョウの生息する地域並びにコウヤマキ及びヒメサユリの自生する地域を特別地区に指定し、さらに同地区の区域全域を、ギフチョウ、ヒメサユリを保護するため、野生動植物保護地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

(A) 特別地区及び野生動植物保護地区については、福島県自然環境保全条例第15条第4項及び第16条第3項の規定に基づいて規制するとともに、福島県自然保護指導員の巡視等を定期的に行い、保護すべき野生動植物の捕獲、採取の防止に努める。

(B) 普通地区については、同条例第17条第1項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保護すべき野生動植物の捕獲、採取禁止の標示板を設置する。

3 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
安座特別地区	耶麻郡西会津町大字安座地内	別添図面のとおり	20.40ha	私有地 20.40ha	

(2) 野生動植物保護地区

野生動植物保護地区の区域は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置		区域	総面積	土地所有別面積	摘要
安座野生動植物保護地区	〔動物〕 ギフチョウ 〔植物〕 ヒメサユリ	耶麻郡西会津町大字安座地内		別添図面 のとおり	20.40ha	私有地 20.40ha	

(3) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
安座普通地区	耶麻郡西会津町大字安座地内	別添図面 のとおり	110.80ha	私有地 110.80ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	20.40	0	0	0	0	0	20.40	0	0	110.80	0	0	131.20
地区別面積 (ha)	20.40			0			20.40			110.80			131.20		
地区別 (%)	15.54			0			15.54			84.46			100		

4 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第 15 条第 3 項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
安座特別地区	耶麻郡西会津町大字安座地内	別添図面のとおり	20.40ha	私有地 20.40ha	原則として択伐（択伐率現在蓄積の 30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐（1 伐区の面積 2 ha 以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別												
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	20.40	0	0	0	0	0	20.40
伐採方法限度面積 (ha)	0			20.40			0			20.40		
〃 (%)	0			100			0			100		

5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	表示板			〃	
3					

安座自然環境保全地域区域図

保全地域の区域明細表

①-②	稜線界
②-③	稜線界
③-④	稜線界
④-⑤	沢界
⑤-⑥	見通線界
⑥-⑦	稜線界
⑦-⑧	沢界
⑧-⑨	地類界
⑨-⑩	地類界
⑩-⑪	道路界
⑪-⑫	地類界
⑫-⑬	沢界
⑬-⑭	河川界

特別地区の区域明細表

②-③	稜線界
⑧-⑯	道路界
⑬-⑰	沢界
⑰-⑱	稜線界
⑲-⑳	特殊線界(コンタ-350m) 線界
㉑-㉒	稜線界
㉓-㉔	特殊線界(コンタ-440m) 線界
㉕-㉖	稜線界
㉗-㉘	特殊線界(コンタ-410m) 線界
㉙-㉚	稜線界

野生動植物保護地区の区域明細表

特別地区の区域全域を野生動植物保護地区とする

縮尺 1 : 25,000



安座（拡張）自然環境保全地域保全計画
（拡張地域指定 昭和 52 年 10 月 28 日 県告示第 1204 号）

第 1 指定理由

本地域は、既に耶麻郡西会津町安座地内に指定されている安座自然環境保全地域の拡張地域である。緑色凝灰岩に貫入した流紋岩の大岩峰のある地域で、流紋岩に発達した柱状の大節理が露出し、露出断面の角材を重ねたような様は圧巻である。流紋岩柱状節理の露岩上には、イワヒバ、ヒモカズラ等の稀少性の高いシダ類が生育し、ネズミサン、チチツパベンケイ、ムツクワガタ、シモツケ、イブキジャコウソウ、ヤマスカシユリ等の稀産種も生育している。また、岩が風化して落下堆積した崖錐には、隔離分布のコウヤマキがみられる。

このように本地域は、地形・地質上特異な地域で、また稀少性の高い植物の自生する地域であるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の指定要件に該当）

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 耶麻郡西会津町
2. 面積 149.75 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 地形・地質

新生代第三紀中新世に緑色凝灰岩に貫入した流紋岩の大岩峰のある地域で、流紋岩の岩脈は、幅約 300～400m で大久保南方の不動尊付近を東端に北西にのび本地域を通り九才坂峠（標高 568m）に達するもので、

比高 250～300m の大岩峰を形成している。この流紋岩の発達した大節理は、直径 15～20cm 程度の柱状節理で、露出する断面は角材を重ねたような状態であり、このように大規模で典型的な節理は、例をみない。

(2) 植生

硬い岩質の流紋岩の地域と比較的軟らかい岩質の緑色凝灰岩の地域とでは、対照的に植生が異なる。

流紋岩柱状節理の露岩上には、イワヒバ、ヒモカズラなどの稀少性の高いシダ類が饒産している。また、ネズミサン、チチッパベンケイ、ムツクワガタ、シモツケ、イブキジャコウソウ、ヤマスカシユリなどの稀産種が比較的濃密に生育している。岩が風化して落下堆積した崖錐にはコウヤマキ、ヒメサユリ等からなる特異な植生状態がみられる。コウヤマキは日本特産の樹木で四国、近畿、中部山岳に分布、関東には産しないとされ、本地域一帯は隔離分布の著例である。

緑色凝灰岩の地域一帯の植生概況は、高木層にアカマツ、ヒメコマツ、コウヤマキ等、亜高木層にマルバマンサク、コシアブラ等がある。低木層には、オクチョウジザクラ、コメツツジ等の他、裏日本系のサイゴクミツバツツジ、ホナガクマヤナギ等がある。草本層には、稀産種アクガタケスミレ、トウゴクサバノオ、ヒメサユリ等、また裏日本系のテリハタチツボスミレ、コシノカンアオイ、エチゴキジムシロ等がある。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区、野生動植物保護地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア. 指定に関する基本方針

流紋岩の岩峰の地域で、稀少性の高い植物の自生する地域を特別地区に指定し、さらに同地区の区域全域を、稀少性の高い植物を保護するため、野生動植物保護地区に指定する。

イ. 規制に関する基本方針

(A) 特別地区及び野生動植物保護地区については、福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項及び第 16 条第 3 項に基づいて規制するとともに福島県自然保護指導員の巡視等を定期的に行い保護すべき野生植物の採取の防止に努める。

(B) 普通地区については、同条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

- イ 保護すべき野生植物の採取禁止の標示板を設置する。
- ウ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

3 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
安座特別地区	耶麻郡西会津町 大字野沢地内	別添図面の とおり	37.25ha	私有地 37.25ha	

(2) 野生動植物保護地区

野生動植物保護地区の区域は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生植物の種類	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
安座野生動植物保護地区	イワヒバ、ヒモカズラ、ネズミサシ、チチッパベンケイ、ムツクワガタ、シモツケ、イブキジャコウソウ、ヤマスカシユリ	耶麻郡西会津町大字野沢地内	別添図面の とおり	37.25ha	私有地 37.25ha	

(3) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
安座普通地区	耶麻郡西会津町 大字野沢地内	別添図面の とおり	112.50ha	私有地 112.50ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計								
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	37.25	0	0	0	0	0	37.25	0	0	112.50	0	0	149.75
地区別面積 (ha)	37.25			0			37.25			112.50			149.75		
地区別面積 (%)	24.87			0			24.87			75.13			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
安座特別地区	耶麻郡西会津町大字野沢地内	別添図面のとおり	37.25ha	私有地 37.25ha	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化をおよぼすおそれの少ない場合は、小面積皆伐（1伐区2ha以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	37.25	0	0	0	0	0	37.25
伐採方法限度面積 (ha)	0			37.25			0			37.25		
〃 (%)	0			100			0			100		

5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	標示板			〃	
3					

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	安座自然環境保全地域巡視歩道			新設	
2					

安座（拡張）自然環境保全地域区域図

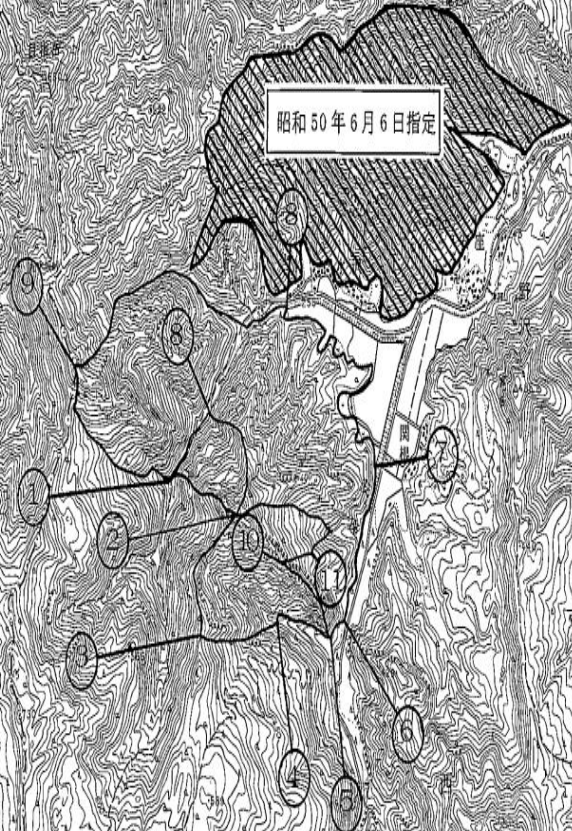
昭和50年6月6日指定

①-②	稜線界
②-⑥	稜線界
⑥-①	河川界
②-③	稜線界
③-④	沢界
④-⑤	特殊線界(沢より50m線界)
⑤-⑩	稜線界
⑩-⑪	稜線界
⑪-②	沢界

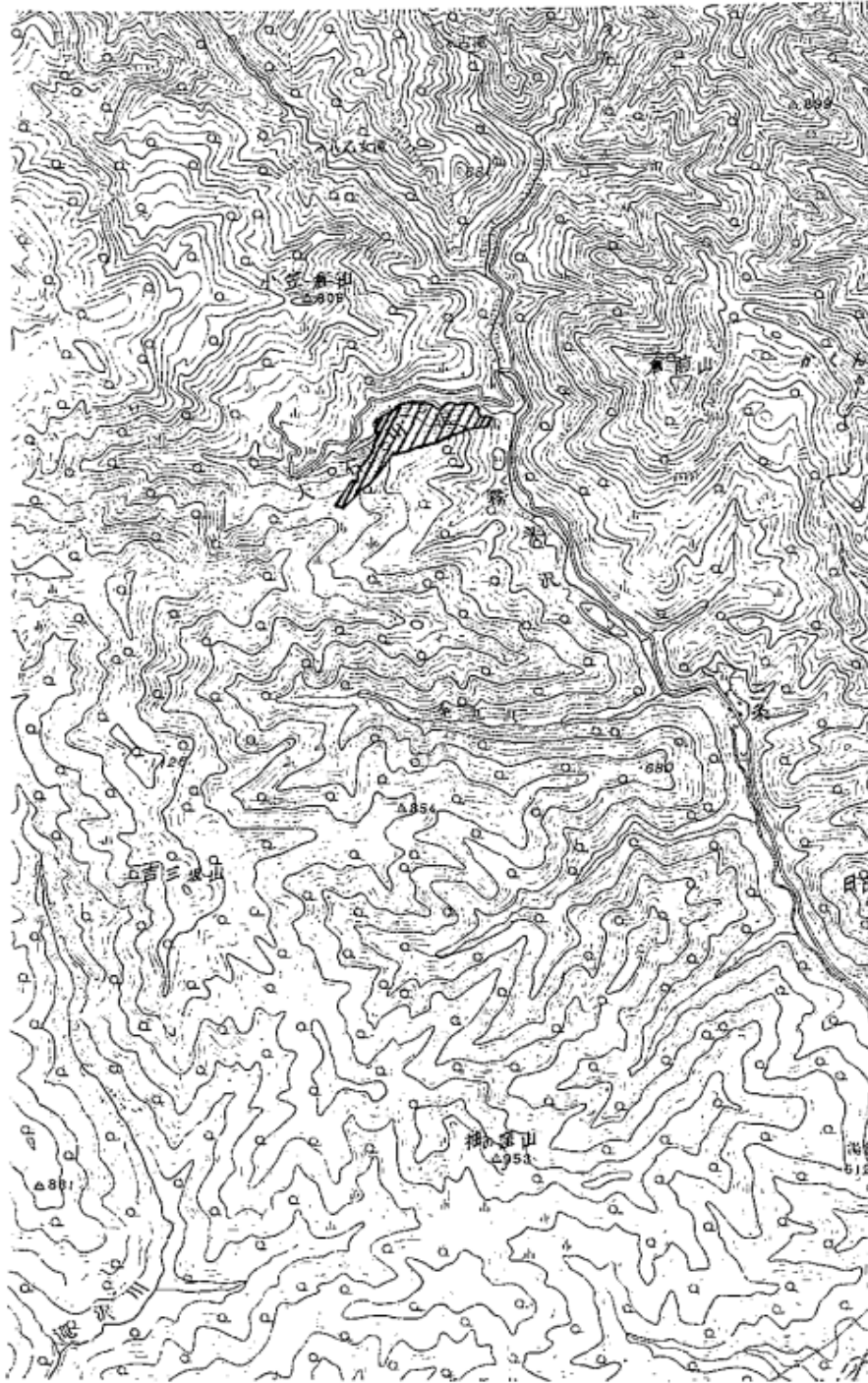
①-②	稜線界
②-③	稜線界
③-④	沢界
④-⑤	特殊線界(沢より50m線界)
⑤-⑥	稜線界
⑥-⑦	河川界
⑦-⑧	地類界
⑧-⑨	沢界
⑨-①	沢界

野生動植物保護地区の区域明細表
 特別地区の区域全域を野生動植物保護地区の区域とする。

縮尺 1:25,000



三条自然環境保全地域



位置図 1 : 50, 000

三条自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和51年6月22日 県告示第931号)

第1 指定理由

本地域は、大沼郡金山町北部に位置する大石田沢の南斜面の地域で、植物地理学上裏日本系に属する天然スギ（アシオスギ…いわゆるウラスギ系の天然スギ）の自生林の地域である。本地域の天然スギは、生育密度及び広がりの方では、本県で最もすぐれており、天然スギ自体の稀少性に加えて特異性が高い。

このように本地域は、稀少性及び特異性の高い植生の地域で、学術的にも貴重なもので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第12条第1項第5号の指定要件に該当)

第2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 大沼郡金山町
2. 面積 24.95 ヘクタール

第3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、大沼郡金山町の大石田沢南斜面の地域で、流紋岩が新第三紀系の緑色角礫凝灰岩を貫き形成された急峻な岩峰の斜面の地域である。

本地域には、植物地理学上裏日本系に属する天然スギ（アシオスギ…いわゆるウラスギ系の天然スギ）の自生林がある。天然スギの他は、ブナ・チシマザサ群集に属するブナ林が占めている。

本地域の天然スギの自生林は、生育密度及び広がりの方で、本県で最もすぐれており、天然スギ自体の稀少性に加えて、特異性が高く学術的にも貴重なものである。

ブナ林は、ブナ・チシマザサ群集に属するが、チシマザサは倭小で、ヒメモチ、オオバクロモジ、マルバマンサク等の裏日本型の植物が林床を被っている。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

生育密度及び広がりの中で、本県で最もすぐれている天然スギの自生林の地域を特別地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
三条特別地区	大沼郡金山町 大字本名地内	別添図面のとおり	24.95ha	国有地 24.95ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	24.95	0	0	24.95	0	0	0	0	0	24.95	0	0
地区別面積 (ha)	0			24.95			24.95			0			24.95		
地区別 (%)	0			100			100			0			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことのできる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法と限度
三条特別地区	大沼郡 金山町 大字本 名地内	別添図 面のと おり	24.95 ha	国有地 24.95 ha	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積は2ha以内、伐区はつとめて分散させる）を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	24.95	0	0	0	0	0	24.95	0	0
伐採方法限度面積 (ha)	0			24.95			0			24.95		
“ (%)	0			100			0			100		

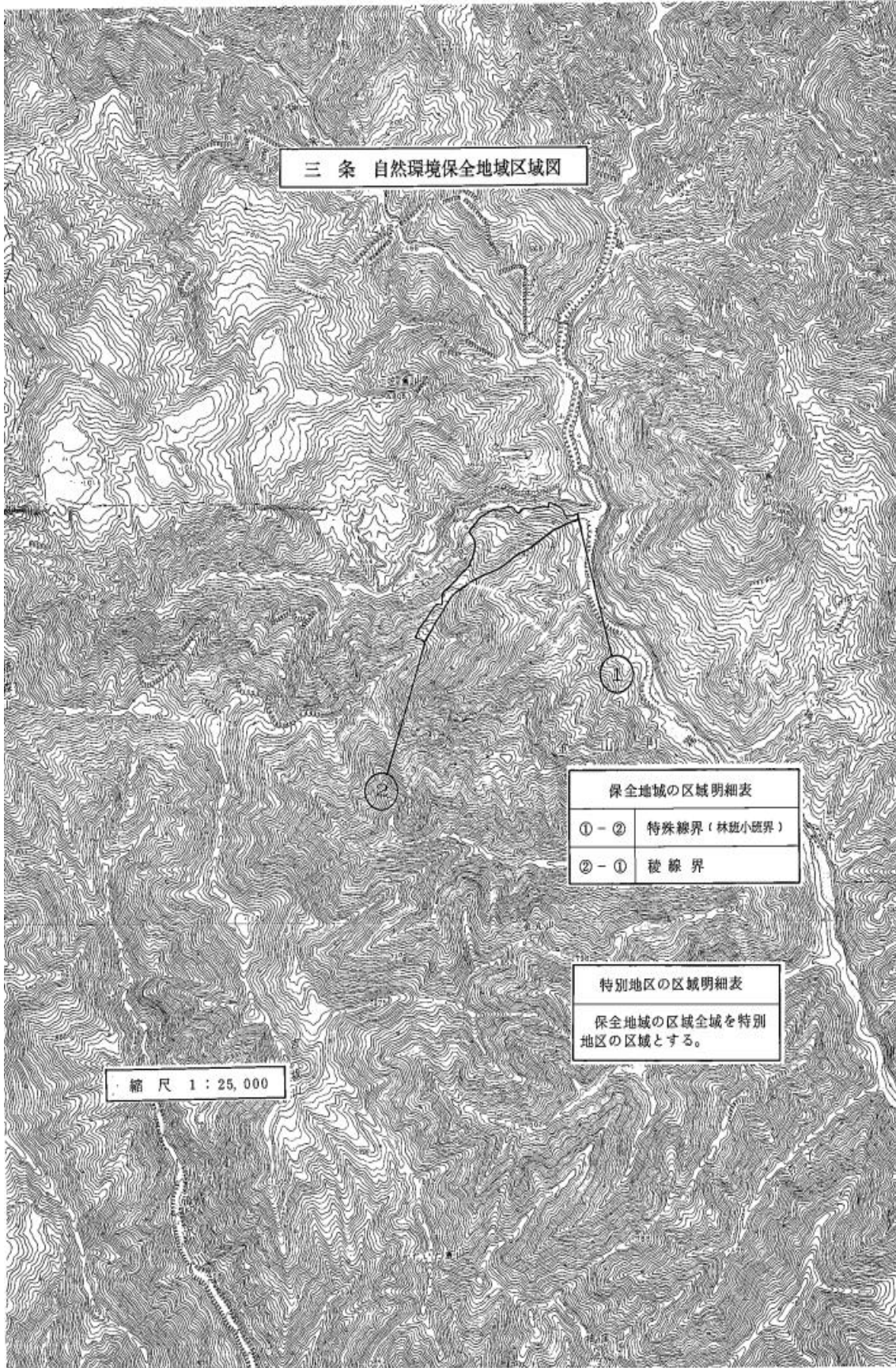
5 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					

三条 自然環境保全地域区域図



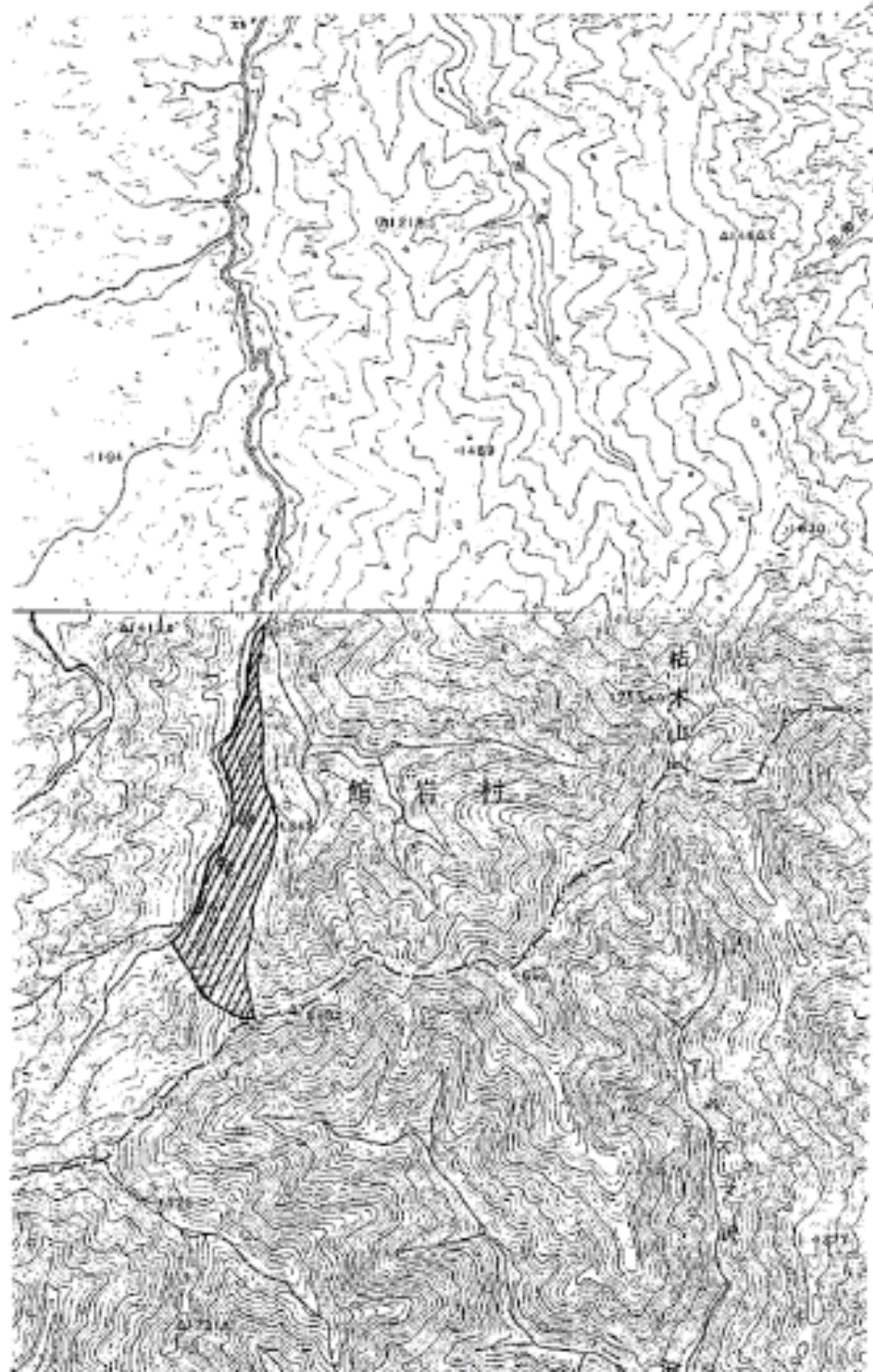
① - ②	特殊線界（林班小班界）
② - ①	稜線界

特別地区の区域明細表

保全地域の区域全城を特別地区の区域とする。

縮尺 1 : 25,000

新道沢自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

新道沢自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 51 年 6 月 22 日 県告示第 931 号)

第 1 指定理由

本地域は、南会津郡館岩村南端、本県と栃木県との県境に位置する地域で、植物分布上北限にあたるチョウセンゴヨウの本県唯一の自生地である。チョウセンゴヨウは稜線の区域にコメツガ、アオモリトドマツ、ヒメコマツ等を混交して高さ 30 メートルに及ぶ自然林を形成している。

このように本地域は、稀少性の高い植物の自生する地域であるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 5 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 南会津郡館岩村
2. 面積 76.68 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、本県で唯一と思われるチョウセンゴヨウの自生する地域で、チョウセンゴヨウの植物分布上北限にあたる。

チョウセンゴヨウは、本地域の稜線の地域にコメツガ、ヒメゴヨウマツ、アオモリトドマツ、トウヒ等の針葉樹林を混交して自生し、高さ 30 メートルに及ぶ樹林を形成している。本地域稜線の地域には、他にクロベが繁茂し、一部にアズマシャクナゲがみられる。

なお、本地域周辺の中復の地域は、原始性の高いブナ林の地域で一部日当たりのよいところに、ミズナラ、ダケカンバ、ウダイカンバがみられ、他にシナノキ、ハリギリ、オオバクロモジ、キハダ等が生育し、また、沢の地域には、トチノキ、サワグルミ、カツラ等が生育し、林床は、チシマザサ、イヌガヤ、ハリブキに被われている。

野生動物としては、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類が生息している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア. 指定に関する基本方針

植物分布上北限にあたる本県唯一のチョウセンゴヨウの自然林の地域を特別地区に指定する。

イ. 規制に関する基本方針

(A) 特別地区については、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(B) 普通地区については、同条例第17条第1項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
新道沢特別地区	南会津郡舘岩村大字湯ノ花字新道沢地内	別添図面のとおりに	25.60ha	国有地 25.60ha	

(2) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
新道沢普通地区	南会津郡舘岩村大字湯ノ花字新道沢地内	別添図面のとおりに	51.08ha	国有地 51.08ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計								
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	25.60	0	0	25.60	0	0	51.08	0	0	76.68	0	0
地区別面積 (ha)	0			25.60			25.60			51.08			76.68		
地区別 (%)	0			33.39			33.39			66.61			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第 15 条第 3 項に規定する知事の許可を受けないで行うことのできる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法と限度
新道特別地区	南会津郡舘岩村大字湯ノ花字新道地内	別添図面のとおり	25.60 ha	国有地 25.60 ha	原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率現在蓄積の 10%以内）を行うことができる。また、保安林の機能の維持又は強化を図るため、林相を改良する必要がある場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合は、森林法施行規則 22 条の 4 に規定する択伐率による択伐を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	25.60	0	0	0	0	0	0	0	0	25.60	0	0
伐採方法限度面積 (ha)	25.60			0			0			25.60		
〃 (%)	100			0			0			100		

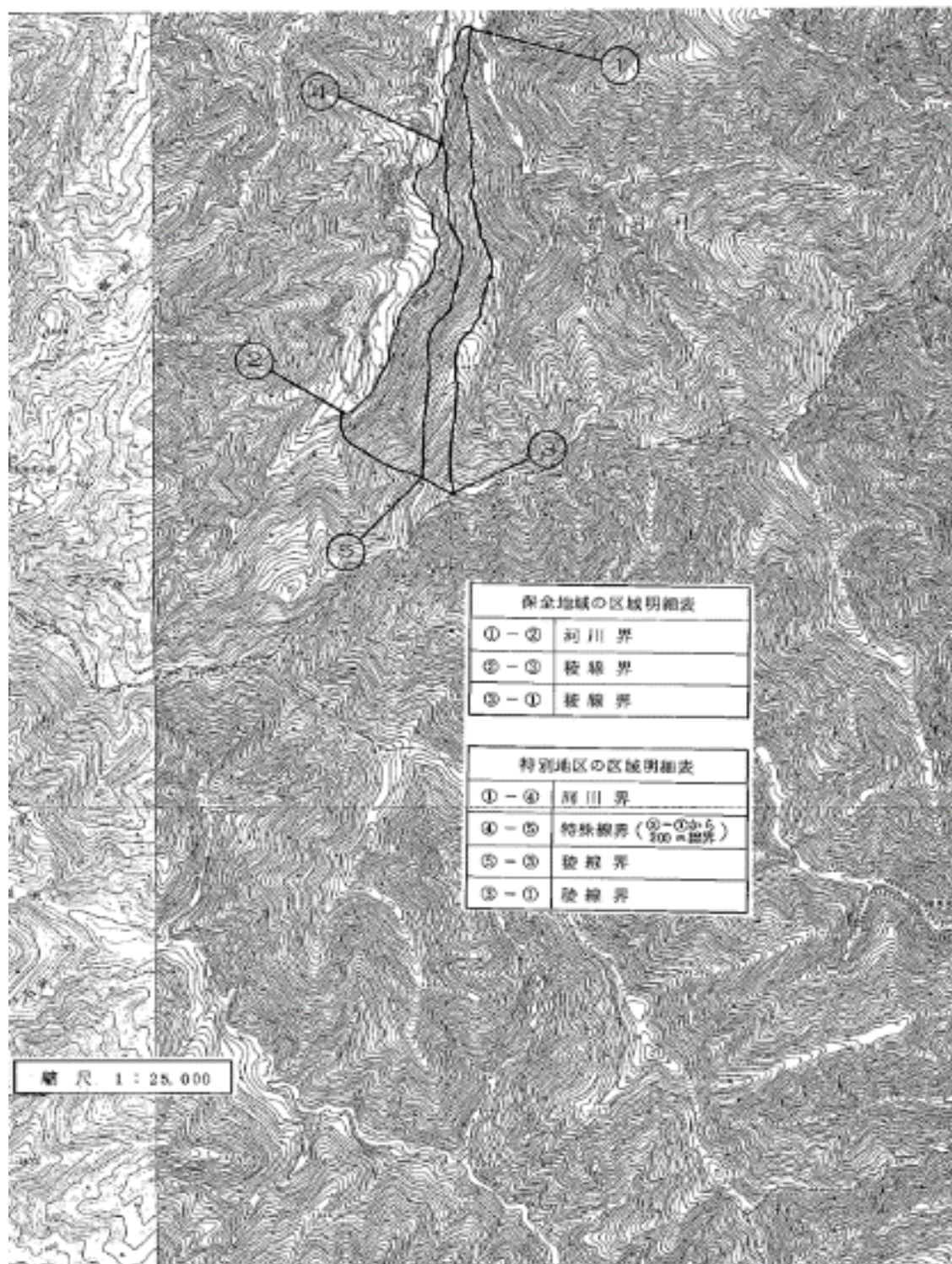
5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					

新道沢自然環境保全地域区域図

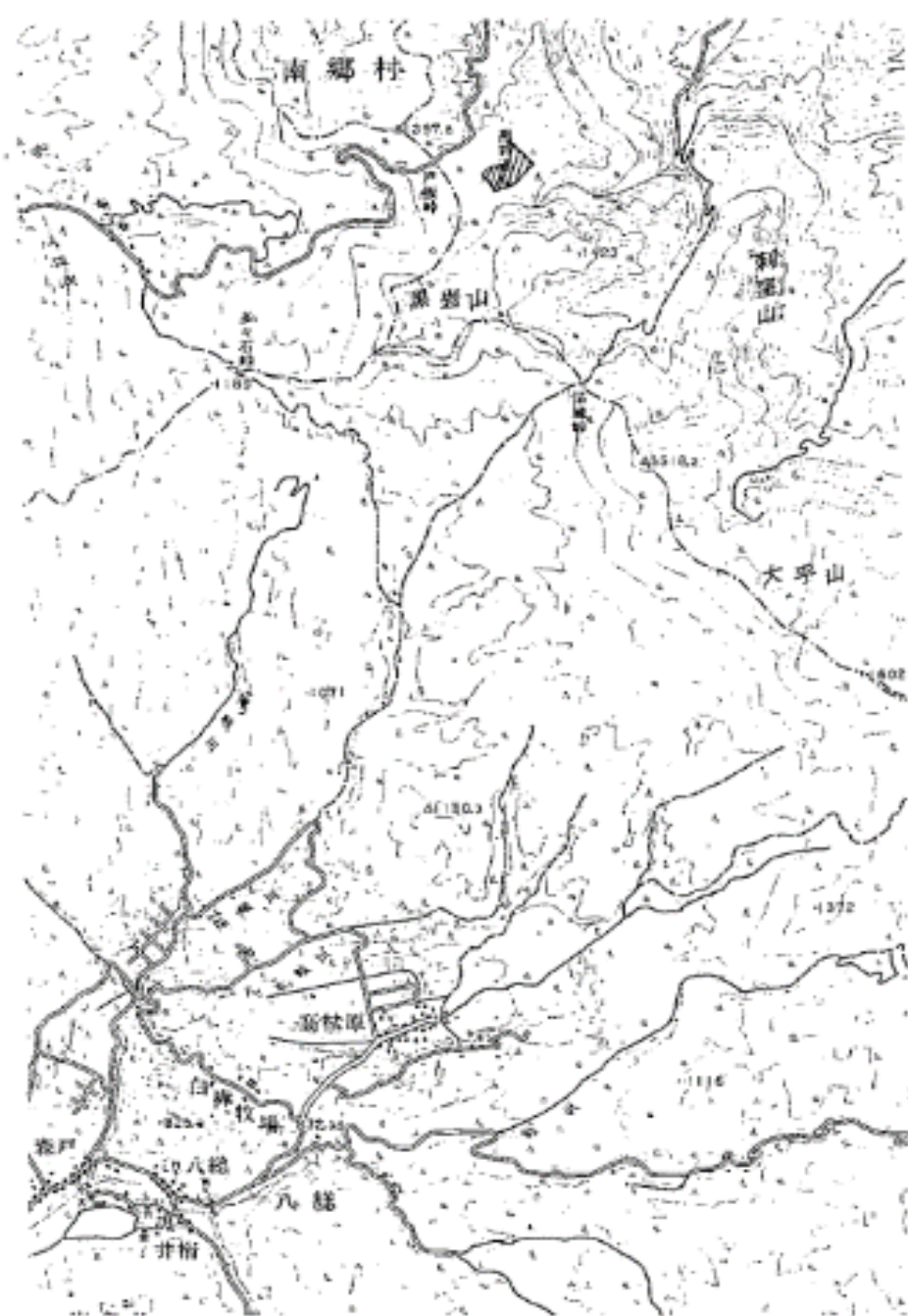


①-②	河川界
②-③	稜線界
③-①	稜線界

①-②	河川界
④-⑤	特殊線界 (②-①から500m以内)
⑤-③	稜線界
③-①	稜線界

縮尺 1 : 25,000

黒岩湿原自然環境保全地域



位置図 1 : 50, 000

黒岩湿原自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和51年6月22日 県告示第931号)

第1 指定理由

本地域は、南会津郡田島町西端に位置し、黒岩山系の北方に突き出た稜線上に発達した山上湿原の地域で、人為による影響をほとんど受けることなく、原始性の高い自然状態を維持している。湿原には、ヌマガヤ、ミズゴケ、ワタスゲ、カワズスゲ、ツルコケモモが生じ、また、クロベ、ハクサンシャクナゲ、ウラジロヨウラク等の低木群落があり、さらに湿原周囲は、南方系の植物であるヤマグルマが繁茂している。

このように本地域は、原始性の高い自然状態を維持している湿原として価値が高いので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第12条第1項第4号の指定要件に該当)

第2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 南会津郡田島町
2. 面積 3.70ヘクタール

第3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、南会津郡田島町と館岩村との町村界に聳える黒岩山(標高1336m)の北方に突き出た山稜に発達し、人為による影響をほとんど受けることなく、原始性の高い自然状態を保っている湿原の地域で、山上湿原としても価値が高い。

湿原は、全域にわたってヌマガヤが生じ、ミズゴケ、ワタスゲ、カワズスゲ、ミツバオウレン、モウセンゴケ、ツルコケモモ等が生育し、南縁にはコバイケイの群落がある。

また、湿原中には、低木群落が点在し、クロベ、ハクサンシャクナゲ、ウラジロヨウラク、オオバスノキ、ヤマグルマ、ウスノキ、ミヤマホツツジ、アカモノ、イワナシ等が生育している。

さらに、湿原周囲は、南方系の植物であるヤマグルマが全面

を被っており、注目に値する。他にクロベ、アカミノイヌツゲ、タムシバ等が生育している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区、野生動植物保護地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア. 指定に関する基本方針

原始性の高い状態の湿原及びその周辺の地域を特別地区に指定し、さらに同地区の区域全域を湿原植物等を保護するため、野生動植物保護地区に指定する。

イ. 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項及び第 16 条第 3 項の規定に基づいて規制するとともに、福島県自然保護指導員の巡視等を定期的に行い、保護すべき野生植物の採取防止に努める。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保護すべき野生植物の採取禁止の標示板を設置する。

ウ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
黒岩湿原 特別地区	南会津郡田島町大字 針生字屋滝山地内	別添図面 のとおり	3.70ha	私有地 3.70ha	

(2) 野生動植物保護地区

野生動植物保護地区の区域は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生植物の種類	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
黒岩 湿原 野生 動植 物保 護地 区	ミズゴケ類、ワタスゲ、ミ ツバオウレン、モウセンゴ ケ、ツルコケモモ、コバイ ケイ、ハクサンシャクナ ゲ、ウラジロヨウラク、オ オバスノキ、ミヤマホツツ ジ	南会津 郡田島 町大字 針生字 昼滝地 内	別添 図面 のと おり	3.70ha	私有地 3.70ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	3.70	0	0	0	0	0	3.70	0	0	0	0	0	3.70
地区別面積 (ha)	3.70			0			3.70			0			3.70		
地区別面積 (%)	100			0			100			0			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法と限度
黒岩湿原特別地区	南会津郡田島町大字針生字昼滝地内	別添図面のとおりに	3.70ha	私有地 3.70ha	原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率現在蓄積の10%以内）を行うことができる。また、保安林の機能の維持又は強化を図るため、林相を改良する必要がある場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合は、森林法施行規則22条の4に規定する択伐率による択伐を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	37.25	0	0	0	0	0	37.25
伐採方法限度面積 (ha)	0			37.25			0			37.25		
〃 (%)	0			100			0			100		

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	3.70	0	0	0	0	0	0	0	0	3.70
伐採方法限度面積 (ha)	3.70			0			0			3.70		
〃 (%)	100			0			0			100		

5 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

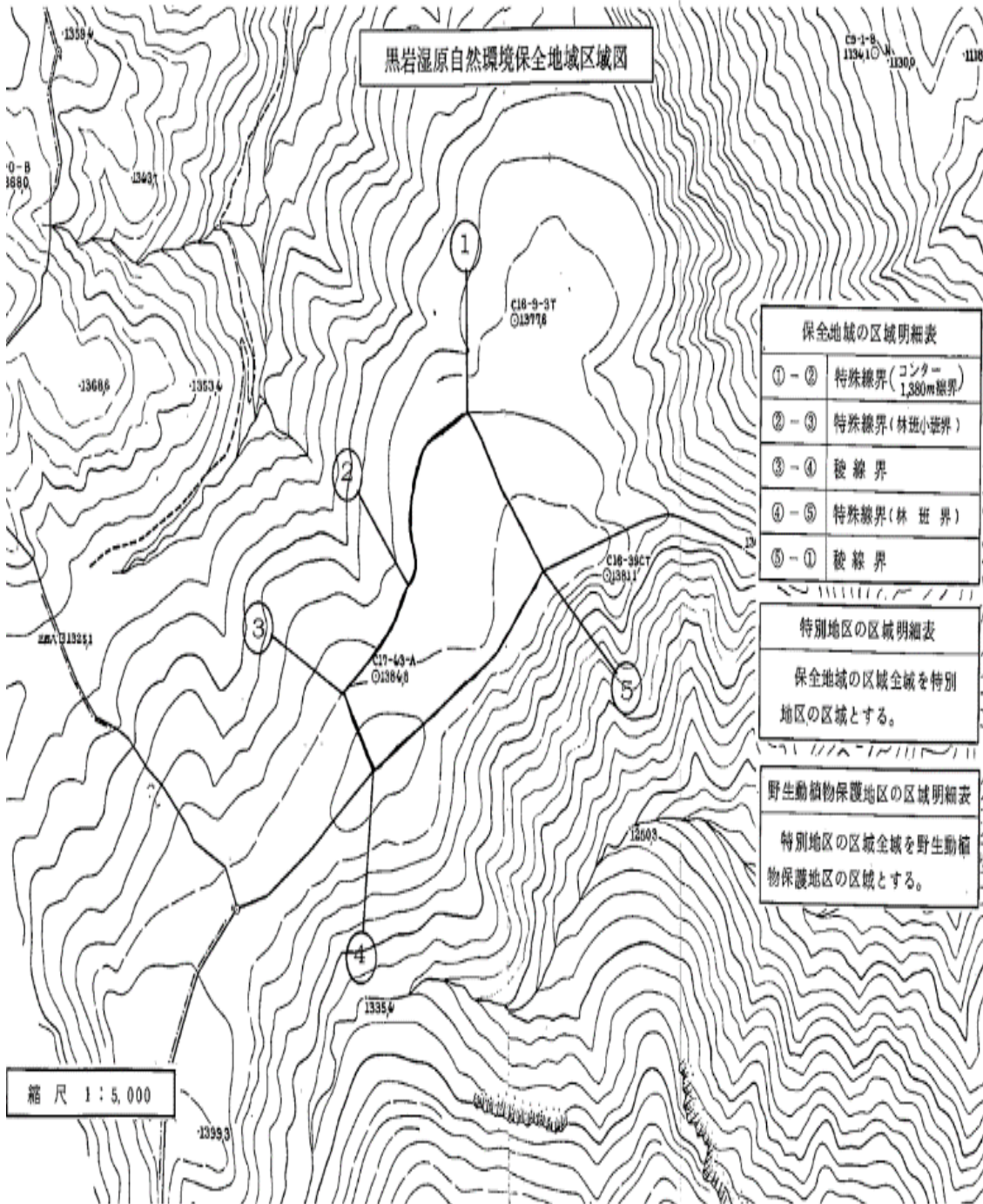
(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	標示板			〃	
3					

(2) 巡視歩道等表

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	黒岩湿原自然環境保全地域巡視歩道			新設	木道
2					

黒岩湿原自然環境保全地域区域図



①-②	特殊線界(コンター 1,380m境界)
②-③	特殊線界(林道小境界)
③-④	稜線界
④-⑤	特殊線界(林道界)
⑤-①	稜線界

特別地区の区域明細表

保全地域の区域全域を特別地区の区域とする。

野生動物保護地区の区域明細表

特別地区の区域全域を野生動物保護地区の区域とする。

縮尺 1:5,000

福島県自然環境保全地域
矢の原湿原

■所在地 大沼郡昭和村大字大芦地内及び下中津川地内

■面積 54.32ha

■指定 本地域は、大沼郡昭和村の中央に位置する矢の原高原の窪地に発達した湿原の地域で、北部は、ヨシースゲ群落の低層湿原で、ハンノキ等の帯状低木材があり、南部はカルガモ等の鳥類、ハッチョウトンボ等の稀少な昆虫類が生息している矢の原沼及びヌマガヤーミズゴケ群落の高層湿原の地域であり、すぐれた自然環境を形成しています。

これらを保全するため、昭和51年6月22日に福島県自然環境保全地域に指定されています。

■自然環境の概要 本地域は、670mの矢の原高原の窪地に生じた湿原の地域で、北部一帯はヨシ、スゲ類を主とする低層湿原の地域で、流れに沿ってハンノキを主とするサワフタギ等が混生した帯状低木材です。

また、南部の沼及び高層湿原の矢の原沼には、ヒツジグサ等の水生植物、タヌキモ等の食虫植物が生育し、カルガモ等の鳥類、ハッチョウトンボ等の昆虫類も生息しています。

本地域は、新第三紀系の凝灰質砂岩、凝灰質シルト岩等の上部を石英安山岩質凝灰岩が被覆する地質構造をもつ地域で、窪地にできた過去の沼沢地が湿原化したものです。

■保全計画の概要 カルガモ等の鳥類、ハッチョウトンボ等の稀少な昆虫類が生息している沼の地域、ヨシースゲ群落の低層湿原の地域及びヌマガヤーミズゴケ群落の高層湿原の地域が特別地域に指定されており、工作物の新、改、増築や土地の形質変更などの行為は、県知事の許可を受けなければしてはならないことになっています。



矢の原湿原自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

矢の原湿原自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 51 年 6 月 22 日 県告示第 931 号)

第 1 指定理由

本地域は、大沼郡昭和村のほぼ中央に位置する矢の原高原の窪地に発達した湿原の地域で、北部は、ヨシ・スゲ群落の低層湿原の地域で、流れに沿ってハンノキ等の帯状低木林があり、南部は、矢の原沼及びヌマガヤ・ミズゴケ群落の高層湿原の地域で、矢の原沼には、カルガモ、カイツブリ等の鳥類、ハッチョウトンボ等の稀少な昆虫類が生息している。

このように本地域は、自然性の高い湿原の地域として貴重であるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 4 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 大沼郡昭和村
2. 面積 54.32 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生・野生動物

本地域は、標高 670 メートルの矢の原高原の窪地に生じた湿原の地域で、北部一帯は、ヨシ、スゲ類を主とする低層湿原の地域で、流れに沿ってハンノキを主とするサワフタギ、イソノキ、ハイイヌツゲが混生した帯状低木林がある。

また、南部の沼及び高層湿原の地域である矢の原沼には、ヒツジグサ、ミツガシワ、ヒルムシロ等の水性植物が水面を被い、水中には食虫植物のタヌキモが生育している。

沼周辺には、イヌツゲ、イソノキ、サワフタギ、ハンノキ等の湿原低木林がある。本地域南西部は、ヌマガヤ・ミズゴケ群落の高層湿原で、ミズバショウ、サワトンボ、トキソウ、アサヒラン、サギスゲ、モウセンゴケ、ミミカキグサ等が生育している。

野生動物としては、南部の矢の原沼に、カルガモ、カイツ

ブリ、ヒクイナ、シギ類等の鳥類、ハッチョウトンボ、チョウトンボ、ショウジョウトンボ等の昆虫類が生息している。

(2) 地形・地質

本地域は、新第三紀系の凝灰岩砂岩、凝灰質シルト岩等の巨層の上部を石英安山岩質凝灰岩が被覆する地質構造をもつ地域で、石英安山岩質溶結岩の特性上、その地形は、凹凸に富んでおり、本地域の矢の原沼及び湿原は、この窪地にできた過去の沼沢地が湿原化したものである。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

カルガモ、カイツブリ等の鳥類、ハッチョウトンボ等の稀少な昆虫類が生息している沼の地域、ヨシースゲ群落の低層湿原の地域及びヌマガヤーミスゴケ群落の高層湿原の地域を特別地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

- (A) 特別地区については、福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。
- (B) 普通地区については、同条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

- イ 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。
- ロ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
矢の原湿原特別地区	大沼郡昭和村大字大芦地内及び下中津川地内	別添図面のとおりに	20.62ha	国有地 4.52ha 私有地 16.10ha	

(2) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
矢の原湿原普通地区	大沼郡昭和村大字大芦地内及び下中津川地内	別添図面のおり	33.70ha	国有地 12.02ha 私有地 21.68ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	4.52	0	16.10	4.52	0	16.10	12.02	0	21.68	16.54	0	37.78
地区別面積 (ha)	0			20.62			20.62			33.70			54.32		
地区別 (%)	0			37.96			37.96			62.04			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
矢の原湿原特別地区	大沼郡昭和村大字大芦地内及び下中津川地内	別添図面のおり	20.62ha	国有地 4.52ha 私有地 16.10ha	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積は2ha以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法・限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別												
所有別面積 (ha)	0	0	0	4.52	0	16.10	0	0	0	4.52	0	16.10
伐採方法限度面積 (ha)	0			20.62			0			20.62		
〃 (%)	0			100			0			100		

5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	巡視歩道	別添図面のとおり		改良	一部木道

矢の原湿原自然環境保全地域区域図



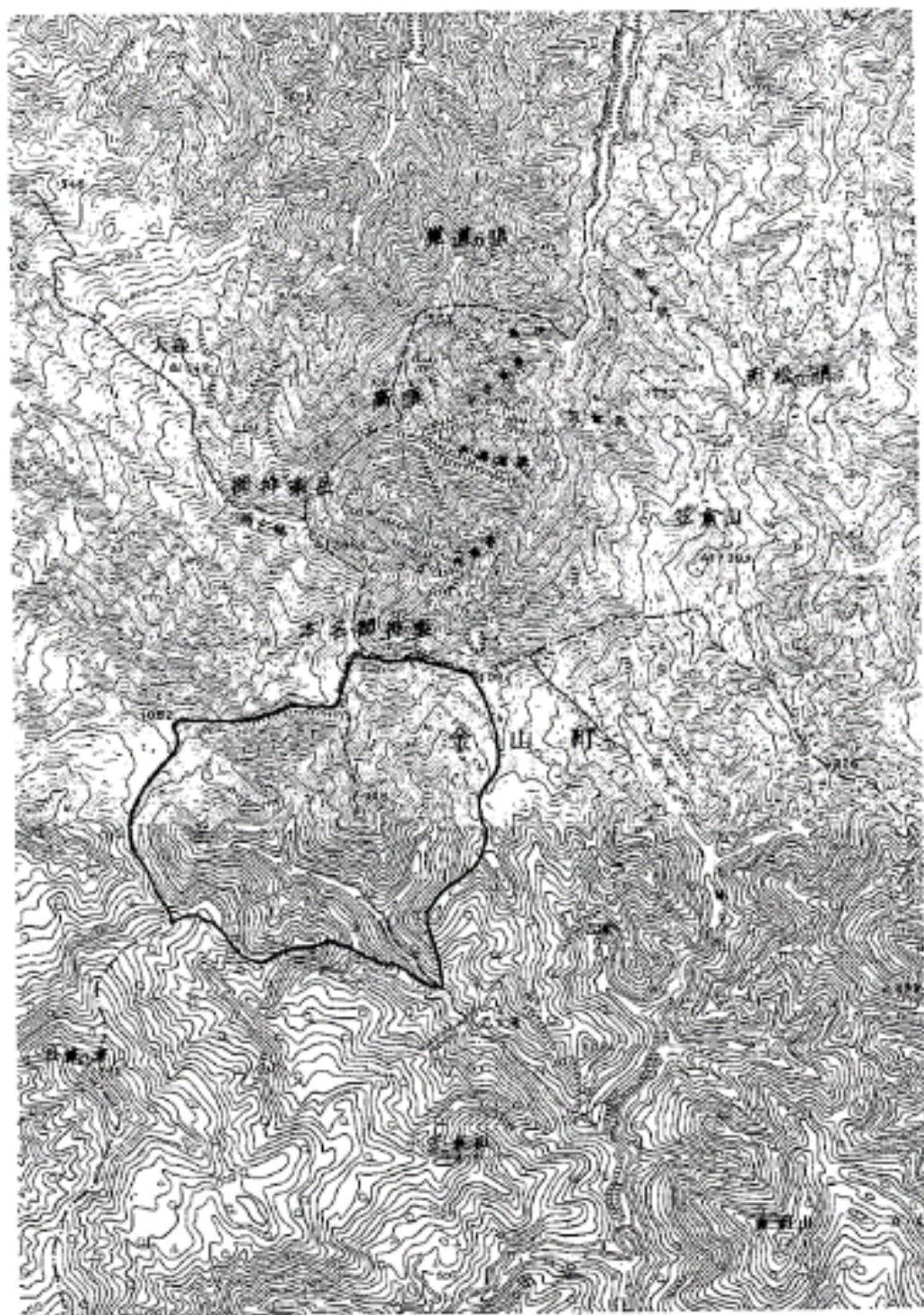
縮尺 1 : 25,000

保全地域の区域細則表	
①-②	地類界
②-③	特殊線界(林道小遊路)
③-④	樹線界
④-⑤	遊路界

特別地区の区域細則表	
⑤-⑥	地類界
⑥-⑦	地類界

----	透視歩道
------	------

本名御神楽岳自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

本名御神楽岳自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 51 年 6 月 22 日 県告示第 931 号)

第 1 指定理由

本地域は、大沼郡金山町北端に位置し、本県と新潟県の県境に聳える本名御神楽岳からのびる山稜に囲まれた地域で、豪雪地帯のため頻発する雪崩によって特有な浸食地形をなしている。植生は、浸食作用による露岩の地域にヒメコマツ、ミヤマナラ等の低木林、山腹にブナーチシマザサ群集に属する原始性の高いブナ林及び植物地理学上裏日本系に属する天然スギの自生林からなっている。また、野生動物として、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマネ等が生息している。

このように本地域は、特異な地形の地域で、原始性の高いすぐれた天然林の地域であるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 大沼郡金山町
2. 面積 444.82 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 植生・野生動物

本地域は、大部分ブナの天然林の地域であるが、植物地理学上裏日本系に属する天然スギ（アシオスギ……いわゆるウラスギ）の自生林の地域があり、さらに、雪崩によって形成された氷（雪）食地形の露岩の地域には、僅かにヒメコマツ、ミヤマナラの低木林がある。

天然スギは、標高 600～900 メートルの地域に多いが、一部には標高 1100 メートルの地域にも分布しており、多雪傾斜地であるが、成木は直幹の樹形を形成している。

ブナ林は、ブナーチシマザサ群集に属し、原始性の高い巨木の密林をなしている。林床は、ヒメモチ、オオバクロモ

ジ、マルバマンサク等の裏日本型の植物相及び倭小なチシマザサが被っている。

本名御神楽岳頂上近くの前ヶ岳付近の風衝地は、ミヤマナラを主とする低木林で、マルバマンサク、リョウブ等が生育し、雪崩による露岩の地域には、稜線上の岩石の割目にヒメコマツ、ミヤマナラ、マルバマンサク、コメツツジ、ホツツジ等が生育している。

なお、本地域には、草本層で稀少産種のアワガタケスミレ、コウメバチソウ、アズマシログネソウが生育している。

野生動物としては、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型哺乳類、ヤマネ等の稀少性の高い動物が生息している。

(2) 地形・地質

本地域は、本県と新潟県との県境に聳える本名御神楽岳（標高 1266m）からの山稜に囲まれた地域で、緑色角礫凝灰岩および緑色凝灰岩並びにこれらに貫入した流紋岩および安山岩からなる地質構造をもっている。

豪雪地帯のため、頻発する雪崩の浸食作用を受け、岩肌の露出する急峻な岩峰が形成され、大小数多い溪谷は、その形状がV字谷でなく、氷雪の浸食によるカール状をなしている。この急峻な地形の下部には、激しい浸食作用により流出した土砂が崖錐となって堆積している。また、本地域南部では、緑色凝灰岩の上に噴出した流紋岩が約 500 メートルの厚さで急峻な地形を形成している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

原始性の高いブナの天然林及び天然スギの自生林の地域を含む、雪崩による特有な浸食地形の地域を特別地区に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

- イ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。
- ウ 管理者の滞在又は避難のための管理舎を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
本名御神 楽岳特別 地区	大沼郡金 山町大字 本名地内	別添図面 のとおり	444.82ha	国有地 444.82ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	444.82	0	0	444.82	0	0	0	0	0	444.82	0	0
地区別面積 (ha)	0			444.82			444.82			0			444.82		
地区別 (%)	0			100			100			0			100		

4 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことのできる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
本名御神 楽岳特別 地区	大沼郡金 山町大字 本名地内	別添図面 のとおり	444.82ha	国有地 444.82ha	択伐（択伐率現 在蓄積の30%以 内）とする。

特別地区内木竹伐採総括表

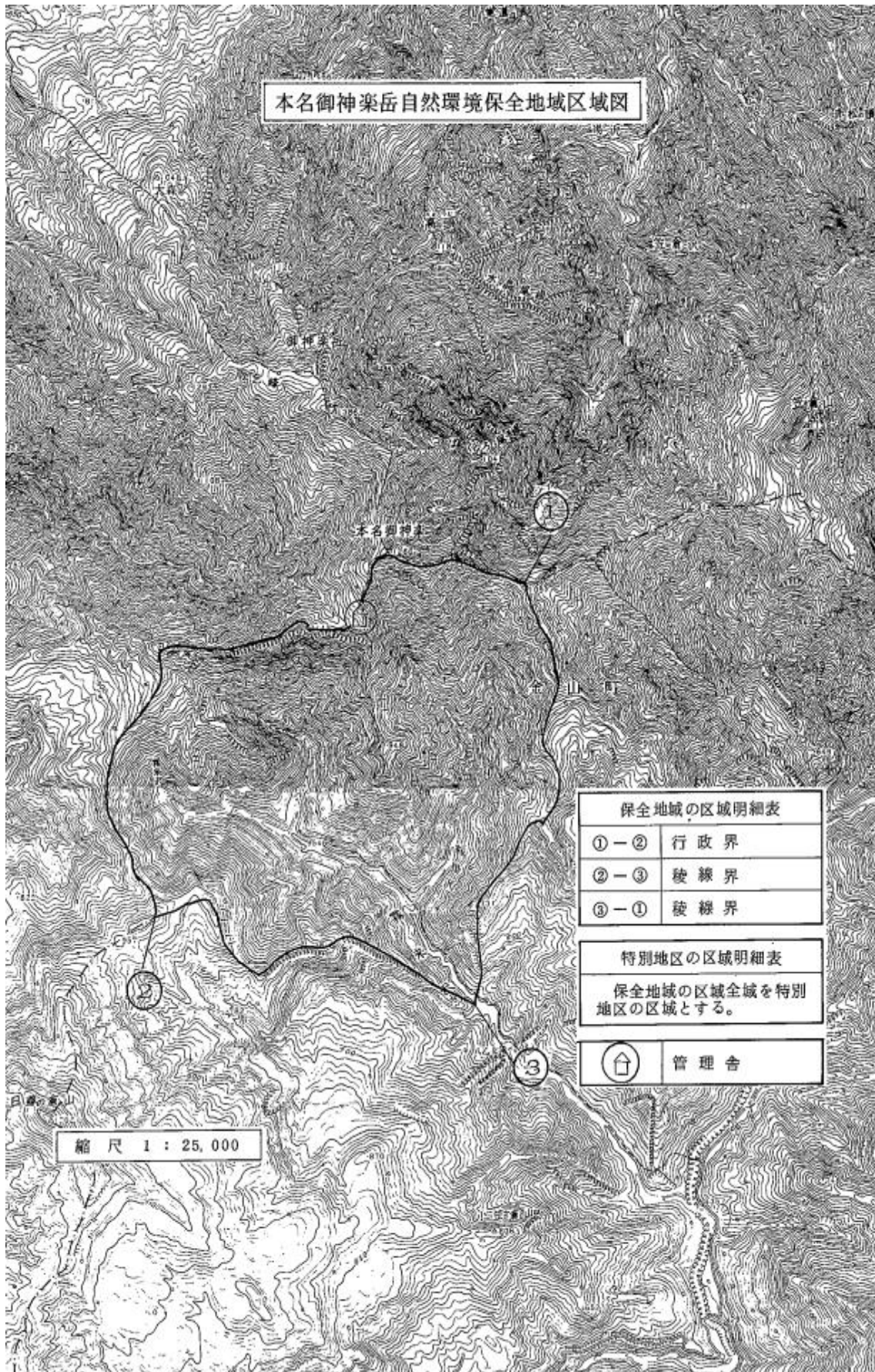
伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	444.82	0	0	0	0	0	444.82	0	0
伐採方法限度面積 (ha)	0			444.82			0			444.82		
〃 (%)	0			100			0			100		

5. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。


番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	巡視歩道			改良	
3	管理舎	別添図面のとおり		新設	

本名御神楽岳自然環境保全地域区域図



①-②	行政界
②-③	稜線界
③-①	稜線界

特別地区の区域明細表
保全地域の区域全域を特別地区の区域とする。

	管理舎
---	-----

縮尺 1 : 25,000

福島県自然環境保全地域

おおとだけ 大戸岳

■所在地 会津若松市大戸町大字高川地内

■面積 115.47ha

■指定 本地域は、会津若松市及び南会津郡下郷町にまたがる大戸岳（標高 1415.9m）の北東斜面に当り、他に見ることのできない高密度のヒノキアスナロの天然林のほか、ヒメコマツ、クロベ等の常緑針葉樹に、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が混在生育し、すぐれた自然環境を形成しています。

これらを保全するため、昭和 52 年 10 月 28 日に福島県自然環境保全条例により、自然環境保全地域に指定されています。

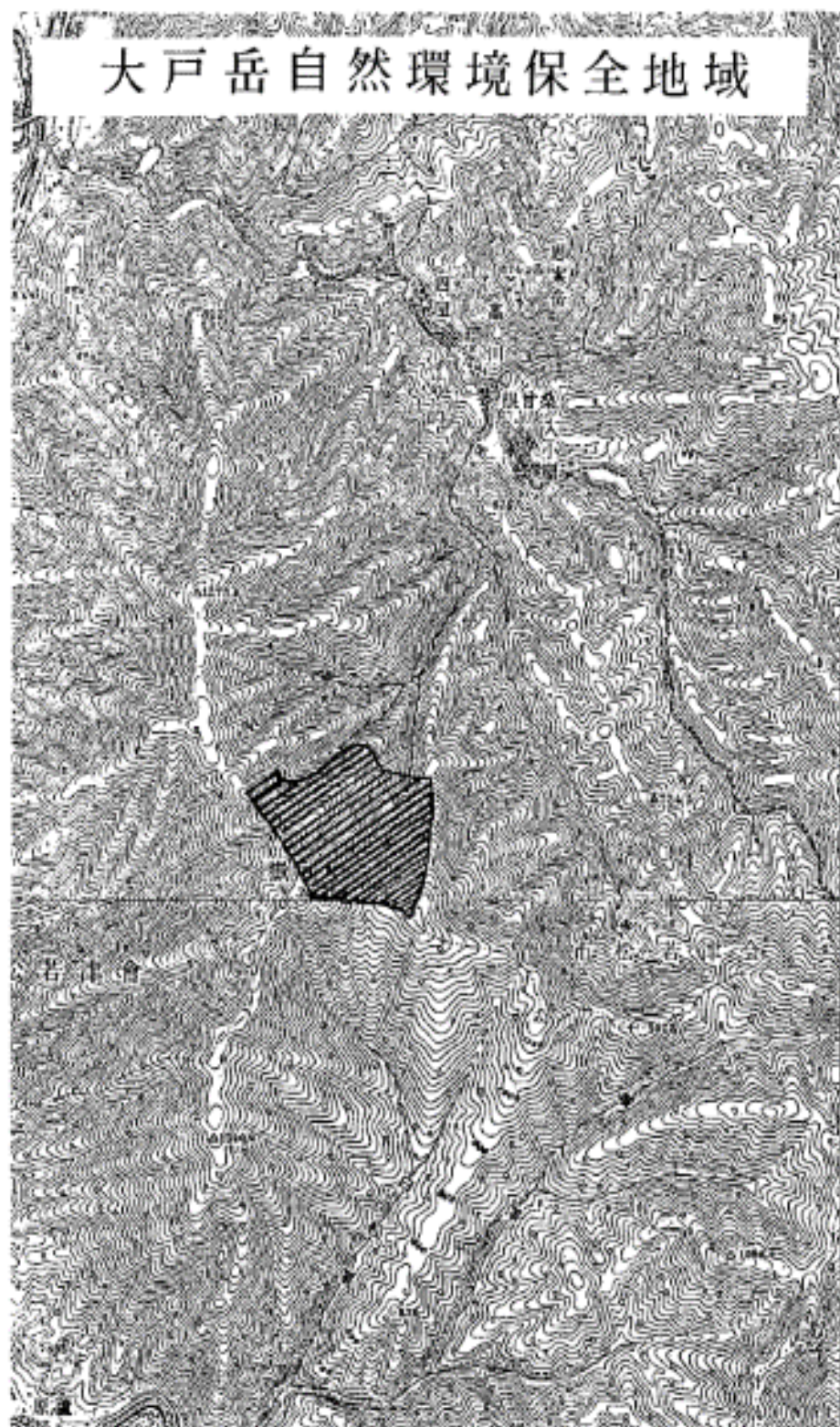
■自然環境の概要 大戸岳は、この地方の最高峰であり、本地域に生育しているヒノキアスナロはアスナロの変種であって、10m²の中に 8～15 本と密度が高く、胸高直径 40cm、樹高 20m にも達するものも数多く、このような高密度の天然林は、他に見ることができないものです。

このヒノキアスナロの天然林を囲む形で標高 900～1300m 一帯にヒメコマツ、クロベ等の常緑針葉樹にブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が混じる針、広混合林が発達し、標高 1300m 以上になると風衝地となり、クロベ等の低木層、イワカガミ等の草木層がある。また、露岩断崖に生育するツガザクラは、中部以西、四国地方の高山に分布が限定されている貴重な植物です。

■保全計画の概要 ヒノキアスナロの天然林、風衝低木材及びツガザクラの生育する露岩断崖を含む地域を保全するため、地域の全部が特別地区に指定されており、工作物の新、改、増築や土地の形質変更などの行為は、県知事の許可を受けなければしてはならないことになっています。



大戸岳自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

大戸岳自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 52 年 10 月 28 日 県告示第 1203 号)

第 1 指定理由

本地域は、会津若松市及び南会津郡下郷町に跨る大戸岳（標高 1415.9m）の北東斜面に当り、ヒメコマツ、クロベ、ヒノキアスナロ（アスナロの変種）の常緑針葉樹に、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が混じる針・広混交林に覆われた地域であるが、その中に生育密度の高い、ヒノキアスナロの天然林が分布し、すぐれた自然環境を形成している。

このように本地域は、他に見ることのできない高密度のヒノキアスナロの天然林が存在するすぐれた自然環境を形成しているため、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号の指定要件に該当）

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 会津若松市
2. 面積 115.47 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

大戸岳は、会津若松市及び南会津郡下郷町に跨る標高 1415.9m の山で、この地方の最高峰である。本地域に生育しているヒノキアスナロは、球果の丸いアスナロの変種であって、10m² の中に 8～15 本と密度が高く、胸高直径 40cm、樹高 20m にも達するものも数多く見受けられ、天然のヒノキアスナロ純林を形成している。このヒノキアスナロは、本県各地で見ることができが、このように密度の高い天然林を構成しているものは、他に見ることができない。

このヒノキアスナロの天然林を囲む形で、標高 900～1300m 一帯は、ヒメコマツ、クロベ、ヒノキアスナロの常緑針葉樹にブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が混じる針・広混交林が発達しており亜高木層として、マルバマンサク、ハウチワカエデ、イタヤカエデが見られ、低木層としては、アズマシャクナゲが豊

富である。

標高 1300m 以上になると、風衝地となりクロベ、ヤマグルマ、サラサドウダン、オオバスノキ、オオカメノキ等の低木層が発達しており、草本層としては、イワカガミ、マイズルソウ、アカモノ群落がある。露岩断崖には、ツガザクラ、イワカガミ、アカモノ、オサシダが生えている。特に、ツガザクラは、中部以西・四国地方の高山に分布が限定されているため、本地域のツガザクラは貴重な植物である。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア. 指定に関する基本方針

ヒノキアスナロの天然林、風衝低木林及びツガザクラの生育する露岩断崖を含む地域を特別地区に指定する。

イ. 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア. 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

イ. 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
大戸岳特別地区	会津若松市大戸町大字高川地内	別添図面のとおり	115.47ha	国有地 115.47ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	0	0	0	115.47	0	0	115.47	0	0	0	0	0	115.47	0	0
地区別面積 (ha)	0			115.47			115.47			0			115.47		
地区別 (%)	0			100			100			0			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
大戸岳特別地区	会津若松市大戸町大字高川地内	別添図面のとおり	115.47ha	国有地 115.47ha	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積は2ha以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	115.47	0	0	0	0	0	115.47	0	0
伐採方法限度面積 (ha)	0			115.47			0			115.47		
“ (%)	0			100			0			100		

5 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

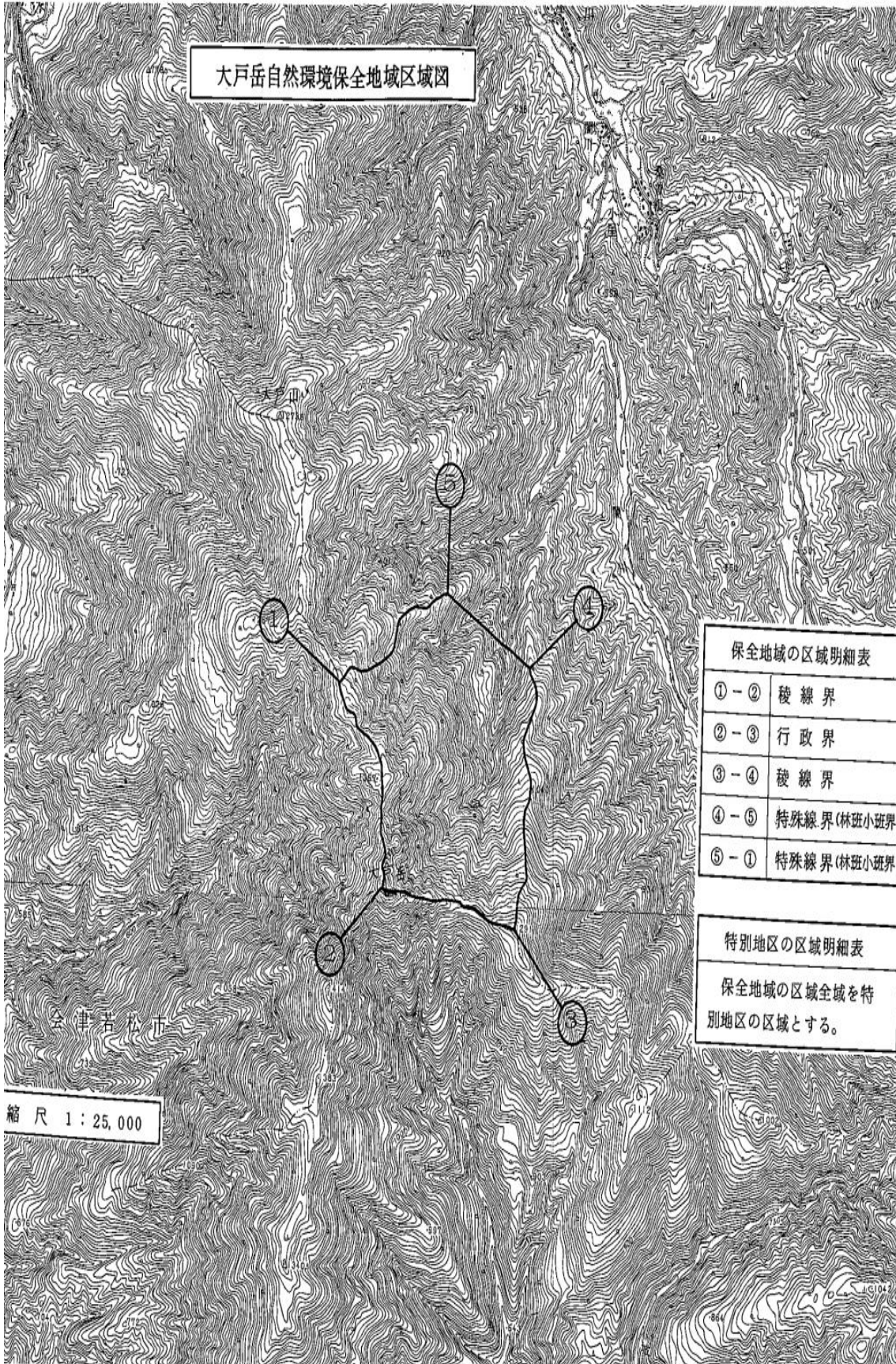
(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	大戸岳自然環境保全地域巡視歩道			改良	
2					

大戸岳自然環境保全地域区域図



保全地域の区域明細表

①-②	稜線界
②-③	行政界
③-④	稜線界
④-⑤	特殊線界(林班小班界)
⑤-①	特殊線界(林班小班界)

特別地区の区域明細表

保全地域の区域全域を特別地区の区域とする。

縮尺 1 : 25,000

七ヶ岳自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 52 年 10 月 28 日 県告示第 1203 号)

第 1 指定理由

本地域は、南会津東部の最高峰七ヶ岳（標高 1635.8m）を中心とする急峻な山岳地形の地域で、七ヶ岳から北東にのび約 2.5km にわたって岩峰を連ねて下岳（1509.8m）にいたる山稜、七ヶ岳から北西にのび太平山（1550.0m）にいたる山稜及び南西にのび丸山（1501.0m）にいたる山稜の地域である。植生は、山稜の露岩部に高山性ないし亜高山性植物群、稀少性、原産性の点で価値の高いキャラボク等が生育し、また、丸山と七ヶ岳の鉤形に連なる稜線に圍繞された山麓にうつそうと茂るブナの原生林がある。

このように本地域は、岩峰の連なる特異な山岳地形の地域であり、また、高山性ないし亜高山植物群、ブナの原生林などからなる植生上価値の高い地域でもあるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の指定要件に該当）

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 南会津郡田島町
2. 面積 520.35 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 地形・地質

南会津東部の最高峰七ヶ岳（標高 1635.8m）を中心とする急峻な山岳地形の地域で、七ヶ岳から北東にのび約 2.5km にわたって岩峰を連ねて下岳（1509.8m）にいたる山稜、七ヶ岳から北西にのび太平山（1550.0m）にいたる山稜及び南西にのび丸山（1501.0m）にいたる山稜の地域である。これらの山稜は、標高 1000m 以上に分布している七ヶ岳石英安山岩質溶結凝灰岩からなっている。

この凝灰岩に、平均 2m×2m×1m 程度の方状節理が発達し、本地域の特異な地形である急峻な岩峰を形成しており、

また岩洞等の奇観を形づくっている。

岩質は、角閃石を含む黒雲母石英安山岩質凝灰岩で、色は灰白色で、固結度はそれほど大きくはない。

(2) 植生

七ヶ岳から下岳にわたって7岩峰が連なる稜線及び七ヶ岳と丸山を連ねる稜線上の露岩の地域に生じている高山性ないし亜高山性植物群、七ヶ岳と丸山とを鉤形に連ねる稜線に圍繞された山麓にうつそうと茂るブナの原生林等からなる植生である。

露岩の地域は、風当たりが強く、貧養土のうえ寒冷のため、高山性ないし亜高山性植物群が生じ、経済的林木が生育しないため自然状態がよく保存されており、キャラボクの自生地、アズマシャクナゲとハクサンシャクナゲの混交群落、ヒトツバカエデ林などの注目すべき植生もみられる。高山性ないし亜高山性植物群の生育概況は、七ヶ岳を第一峰とし、下岳を第七峰とする稜線についてみると以下のとおりである。

第一峰、第二峰は、風衝低木林ばかりである。ミヤマナラ、コメツツジ、ウラジロヨウラク、ハナヒリノキ、オオバスノキ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、ウスノキ、コケモモ、ハクサンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、リョウブ、アカミノイヌツゲ、ナナカマド、タムシバ、ヤマグルマ、クロベ、ミヤママタタビ、チシマザサ等の低樹木、草本では、オオバキスミレ、ネバリノギラン、イワカガミ、キジムシロ等がある。第三峰、第四峰には、キャラボクが相当の密度で生じており、枝張り7～8mに達するものもある。クロベの低大木もあり、ヒトツバカエデが多くなる。コハウチワカエデ、ハウチワカエデ、ミネカエデ、ネコシデ、ヤマグルマ、アスナロ等もあり、樹高3～4mに達するものがある。低木層には、ハクサンシャクナゲ、アズマシャクナゲが混生し、アカミノイヌツゲ、キャラボクがある。草本層にゴゼンタチバナ、クルマユリ、ツバメオモト、マイズルソウ、カラマツソウが多く、シラネワラビ、ミヤマワラビ、オクヤマシダ等の亜高山性のシダがある。

第五峰、第六峰にはブナの古木が点在する。稜線から西部には、ヒトツバカエデの林分がある。キャラボクの大木が点在しているのは特異である。草本では、オオカサモチ、クル

マユリ、ホタルサイコが多い。第七峰は三高地からなっている。ヒトツバカエデに交わりブナが出てきている。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区、野生動植物保護地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア. 指定に関する基本方針

七ヶ岳から下岳にいたる山稜及び七ヶ岳から丸山にいたる山稜の地域を特別地区に指定し、さらに同地区の区域全域をキャラボク及び亜高山ないし高山植物を保護するため、野生動植物保護地区に指定する。

イ. 規制に関する基本方針

(A) 特別地区及び野生動植物保護地区については、福島県自然環境保全条例第15条第4項及び第16条第3項の規定に基づいて規制するとともに、福島県自然保護指導員の巡視等を定期的に行い保護すべき野生植物の採取の防止に努める。

(B) 普通地区については、同条例第17条第1項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア. 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

イ. 保護すべき野生植物の採取禁止の標示板を設置する。

ウ. 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

3 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
七ヶ岳特別地区	南会津郡田島町 大字針生、糸沢 及び藤生地内	別添図面 のとおり	217.19ha	国有地 52.10ha 公有地 165.09ha	

(2) 野生動植物保護地区

野生動植物保護地区の区域は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生植物の種類	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
七ヶ岳野生動植物保護地区	キャラボク、コメツツジ、ウラジロヨウラク、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、コケモモ、ハクサンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、イワカガミ、ゴゼンタチバナ、クルマユリ、ツバメオモト、マイズルソウ、カラマツソウ、オオカサモチ、オオバキスミレ	南会津郡田島町大字針生、糸沢及び藤生地内	別添図面のとおり	217.19 ha	国有地 52.10ha 公有地 165.09ha	

(3) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
七ヶ岳普通地区	南会津郡田島町大字針生、糸沢及び藤生地内	別添図面のとおり	303.16ha	国有地 103.11ha 公有地 200.05ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						
所有別面積 (ha)	52.10	165.09	0	0	0	0	52.10	165.09	0	103.11	200.05	0	155.21	365.14	0
地区別面積 (ha)	217.19			0			217.19			303.16			520.35		
地区別 (%)	41.74			0			41.74			58.26			100		

4. 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
七ヶ岳特別地区	南会津郡田島町大字系沢、針生及び藤生地内	別添図面のとおり	217.19ha	国有地 52.10ha 公有地 165.09ha	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積は2ha以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別												
所有別面積 (ha)	0	0	0	52.10	165.09	0	0	0	0	52.10	165.09	0
伐採方法限度面積 (ha)	0			217.19			0			217.19		
〃 (%)	0			100			0			100		

5 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	標示板			〃	
3					

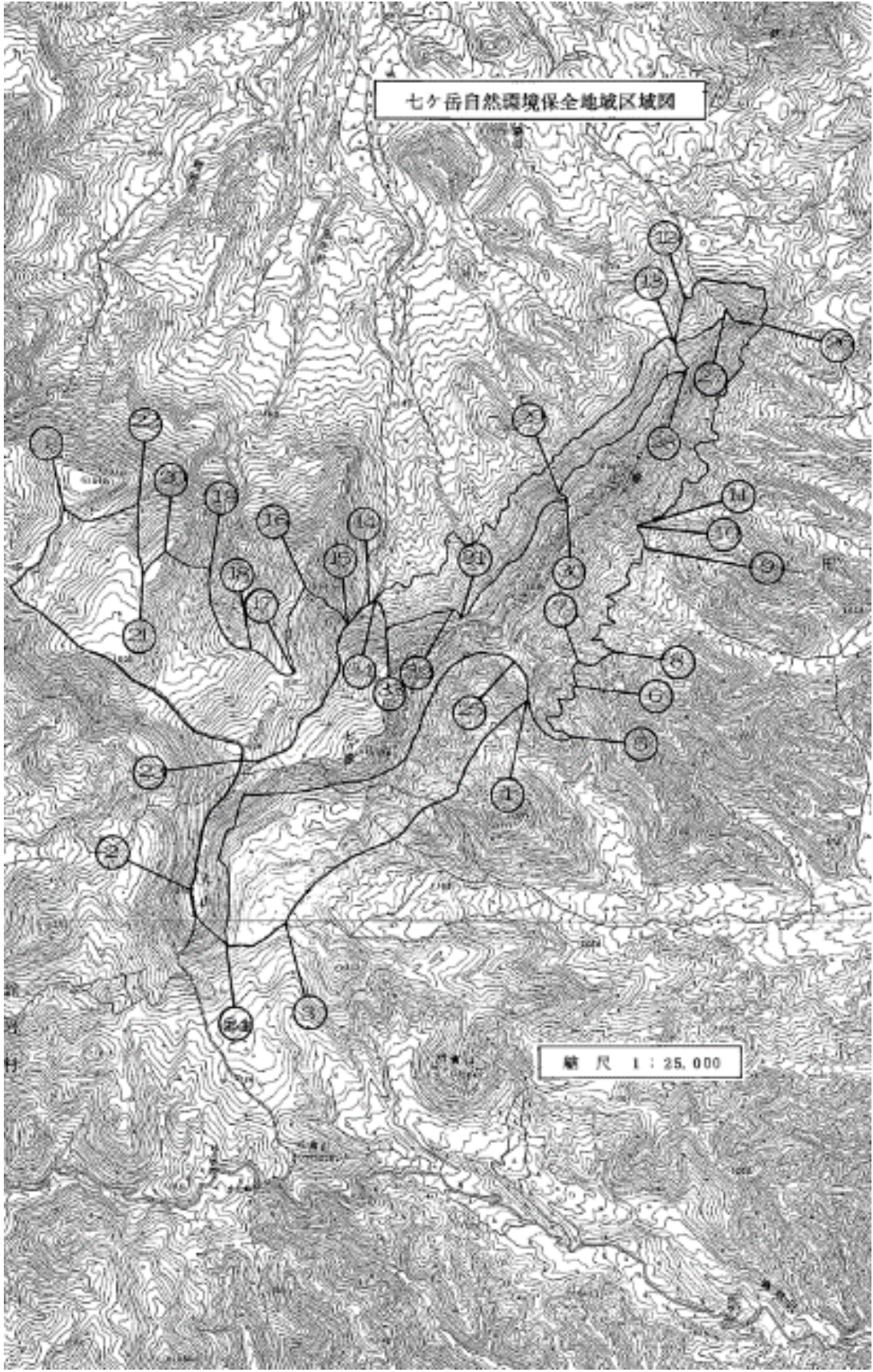
(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	七ヶ岳自然環境保全地域巡視歩道			改良	
2					

特別地区の区域明細表		保全地域の区域明細表	
⑳-㉑	稜線界	①-②	稜線界
㉑-㉒	稜線界	②-③	稜線界
㉒-㉓	特殊線界（林班小班界）	③-④	特殊線界（林班小班界）
㉓-㉔	稜線界	④-⑤	稜線界
㉔-㉕	稜線界	⑤-⑥	特殊線界 （コンター1200m 線界）
㉕-㉖	特殊線界 （コンター1200m 線界）	⑥-⑦	沢界
㉖-㉗	沢界	⑦-⑧	稜線界
㉗-㉘	稜線界	⑧-⑨	特殊線界 （コンター1200m 線界）
㉘-㉙	特殊線界 （コンター1200m 線界）	⑨-⑩	沢界
㉙-㉚	沢界	⑩-⑪	稜線界
㉚-㉛	稜線界	⑪-⑫	特殊線界 （コンター1200m 線界）
㉛-㉜	特殊線界 （コンター1200m 線界）	⑫-⑬	沢界
㉜-㉝	稜線界	⑬-⑭	特殊線界 （コンター1300m 線界）
㉝-㉞	特殊線界 （コンター1300m 線界）	⑭-⑮	沢界
㉞-㉟	沢界	⑮-⑯	稜線界
㉟-㊱	特殊線界 （コンター1400m 線界）	⑯-⑰	稜線界
㊱-㊲	沢界	⑰-⑱	沢界
㊲-㊳	特殊線界 （コンター1450m 線界）	⑱-⑲	稜線界
㊳-㊴	沢界	⑲-⑳	沢界
㊴-㊵	特殊線界 （コンター1400m 線界）	㉑-㉒	稜線界
㊵-㊶	沢界	㉒-㉓	沢界
㊶-㊷	特殊線界 （コンター1300m 線界）	㉓-㉔	沢界
㊷-㊸	沢界		
㊸-㊹	沢界		

<p>野生動植物保護地区の区域明細表</p> <p>特別地区の区域全域を野生動植物保護地区とする。</p>

七ヶ岳自然環境保全地域区域図



縮尺 1 : 25,000

木地夜鷹山自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

木地夜鷹山自然環境保全地域保全計画
(地域指定 昭和 52 年 10 月 28 日 県告示第 1203 号)

第 1 指定理由

本地域は、耶麻郡西会津町南西部に位置し、新潟県との県境をなす高陽山と（標高 899.3m）、木地夜鷹山（標高 856.7m）、夜鷹山（標高 814.6m）、狐戻し屋根などを連ねる山稜及び金山町との境界をなす高陽山、二王杉山（標高 907.5m）を結ぶ山稜の西側及び北側の地域で、台倉山（標高 863.1m）と日向倉山（標高 771.5m）を結ぶ夜鷹山に入り込んだ地域で、緑色凝灰岩の岩峰が連なる急峻な地形をなし、狐戻し屋根の大断崖、縞紋様の層理がある岩塊の露頭などがあり、特異な地形を呈している。

植生は、マルバマンサクブナ群集、ブナーミズナラ群落を中心として、雪崩常襲地低木林、天然スギ林、アカマツ林などの天然林からなる地域で、二王杉山北斜面及び百戸沼急崖部には、日本特産で一属一種の稀産種トガクシソウが群生している。この群生地は、既に知られているトガクシソウ産地の尾瀬に次ぐ産地として極めて貴重である。

このように本地域は、特異な地形の地域で、稀少性の高い植物の自生地を含む自然性の高い天然林の地域でもあるので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の指定要件に該当）

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 耶麻郡西会津町
2. 面積 459.50 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

(1) 地形・地質

高陽山（標高 899.3m）、木地夜鷹山（標高 856.7m）、狐戻し屋根を連ねる山稜の地域は、緑色凝灰岩の急峻な岩峰となっている。

二王杉山（標高 907.5m）及び台倉山（標高 863.1m）は安

山岩からなり、また、日向倉山には、緑色凝灰岩を貫き東西にのびる流紋岩の岩脈があり、節理が発達し岩峰を形成している。これらの地質をもつ本地域は、新生代第三紀中新世の火山活動による堆積物が標式的に発達しているところである。

夜鷹山（標高 814.6m）西側の狐戻し屋根の大断崖は、延長約 400m、頂上部の露岩は幅約 2m 位の狭い部屋で、比高約 200m と思われる。また、緑色凝灰岩は、角礫室で層理が発達し岩塊に美しい縞紋様を呈するなど稀少性が高い。

(2) 植生

台倉山と夜鷹山を結ぶ山稜及び木地夜鷹山、高陽山、二王杉山を結ぶ山稜に囲まれた地域は、マルバマンサクブナ群集ないしその代償植生であるブナーミズナラ群落、日向倉山から夜鷹山北斜面の地域は、アカマツ林、狐戻し屋根より大倉山（標高 950.2m）に向う山稜の大倉山よりの天然スギ林、木地夜鷹山々頂、狐戻し屋根周辺及び日向倉山々頂の地域は、露岩低木林、二王杉山北斜面及び百戸沼急峻部の湿性岩原の地域はトガクシソウ群落となっている。二王杉山北斜面及び百戸沼急峻部の湿性岩原の地域に群生しているトガクシソウは、本州中部以北に隔離分布している日本特産の一属一種の稀産種で、産地が限られており、本県では既に知られている尾瀬に次ぐ第二の産地として極めて貴重である。

主な植生の構成種概況は、以下のとおりである。

マルバマンサクブナ群集ないしその代償植生であるブナーミズナラ群落は、高木層にブナ、ミズナラ、ヒメコマツ等、亜高木層にアズキナシ、ナナカマド、コハウチワカエデ等、低木層にマルバマンサク、ミヤマガマズミ、タムシバ、ウラジロヨウラク、ホツツジ等、草本層としてはイワウチワ、ウスノキ、ママコナ、チゴユリ等が生育している。高木には、稀産種であるエゾデンダの着生がみられる。

アカマツ林は、露岩が多い乾性岩原の植生で、アカマツを優占種とし尾根筋にヒメコマツがある。

露岩低木林は、低木層にアカマツ、オオコメツツジ、サラサドウダン、ナナカマド、マルバマンサク等、草本層は、オオバキボウシを優占種としてウゴツクバネウツギ、

ネバリノギラン、コゴメバナ、ハネガヤ、カリヤスモドキ等がみられる。

崖錐部の湿潤な地域には、ミズゴケが生育しており、オニシオガマ、ウメバチソウ、ハクモウイノデ等がみられる。

また、本地域全般を通じて裏日本系植物（日本海要素）の代表的植物を網羅しているが、沢の植物相についてみると、亜高木-低木層にウラジロイタヤ、ホナガクマヤナギ等、草本層にタイリンヤマハッカ、シロバナイカリソウ、クロバナヒキオコシ、コアニチドリ、ホクリクネコノメソウ、エチゴルリソウ等がみられる。

さらに、トガクシソウ群落には、シダ類の稀少種ヒメハイカラゴケが岩に着生している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 特別地区、野生動植物保護地区の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア. 指定に関する基本方針

マルバマンサクーブナ群集ないしブナーミズナラ群落及び露岩低木林の植生をなす地形上特異な山稜の地域を特別地区に指定し、さらに同地区の区域内に、トガクシソウを保護するため野生動植物保護地区を指定する。

イ. 規制に関する基本方針

(A) 特別地区及び野生動植物保護地区については、福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項及び第 16 条第 3 項の規定に基づいて規制をするとともに、福島県自然保護指導員の巡視等を定期的に行い保護すべき野生動物の採取の防止に努める。

(B) 普通地区については、同条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

2. 保全施設に関する基本方針

ア. 特別地区の区域を明示するための標識を設置する。

イ. 保護すべき野生植物の採取禁止の標示板を設置する。

ウ. 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

(1) 特別地区

特別地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
木地夜鷹山特別地区	耶麻郡西会津町大字野沢地内及び下谷地内	別添図面のとお	128.75 ha	公有地 15.25ha 私有地 113.50ha	

(2) 野生動植物保護地区

野生動植物保護地区の区域は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生植物の種類	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
木地夜鷹山野生動植物保護地区	トガクシソウ	耶麻郡西会津町大字野沢地内及び下谷地内	別添図面のとお	52.25 ha	公有地 52.25ha 私有地 37.00ha	

(3) 普通地区

普通地区の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
木地夜鷹山普通地区	耶麻郡西会津町大字野沢地内及び下谷地内	別添図面のとお	330.75ha	公有地 14.25ha 私有地316.50ha	

区域設定総括表

区分	特別地区									普通地区			合計		
	野生動植物保護地区			その他の地区			小計			公有地	私有地	合計	公有地	私有地	
所有別	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地						国有地
所有別面積 (ha)	0	15.25	37.00	0	0	76.50	0	15.25	113.50	0	14.25	316.50	0	29.50	430.00
地区別面積 (ha)	52.25			76.50			128.75			330.75			459.50		
地区別 (%)	11.37			16.65			28.02			71.98			100		

4 保全のための規制に関する計画

特別地区の木竹の伐採に関する計画

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する知事の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	位置	区域	総面積	土地所有別面積	伐採の方法及び限度
木地夜鷹山特別地区	耶麻郡西会津町大字野沢地内及び下谷地内	別添図面のとおり	128.75ha	公有地 15.25ha 私有地 113.50ha	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積は2ha以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
所有別面積 (ha)	0	0	0	0	15.25	113.50	0	0	0	0	15.25	113.50
伐採方法限度面積 (ha)	0			128.75			0			128.75		
〃 (%)	0			100			0			100		

5 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	標示板			〃	
3					

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	木地夜鷹山自然環境保全地域巡視歩道			新設	
2					

木地夜鷹山自然環境保全地域区域図

保全地域の区域明細表

①-②	段線界
②-③	段線界
③-④	段線界
④-⑤	段線界
⑤-⑥	沢界
⑥-⑦	段線界
⑦-⑧	沢界
⑧-⑨	段線界
⑨-⑩	段線界
⑩-⑪	段線界
⑪-⑫	沢界
⑫-⑬	段線界
⑬-⑭	沢界
⑭-⑮	段線界
⑮-①	沢界

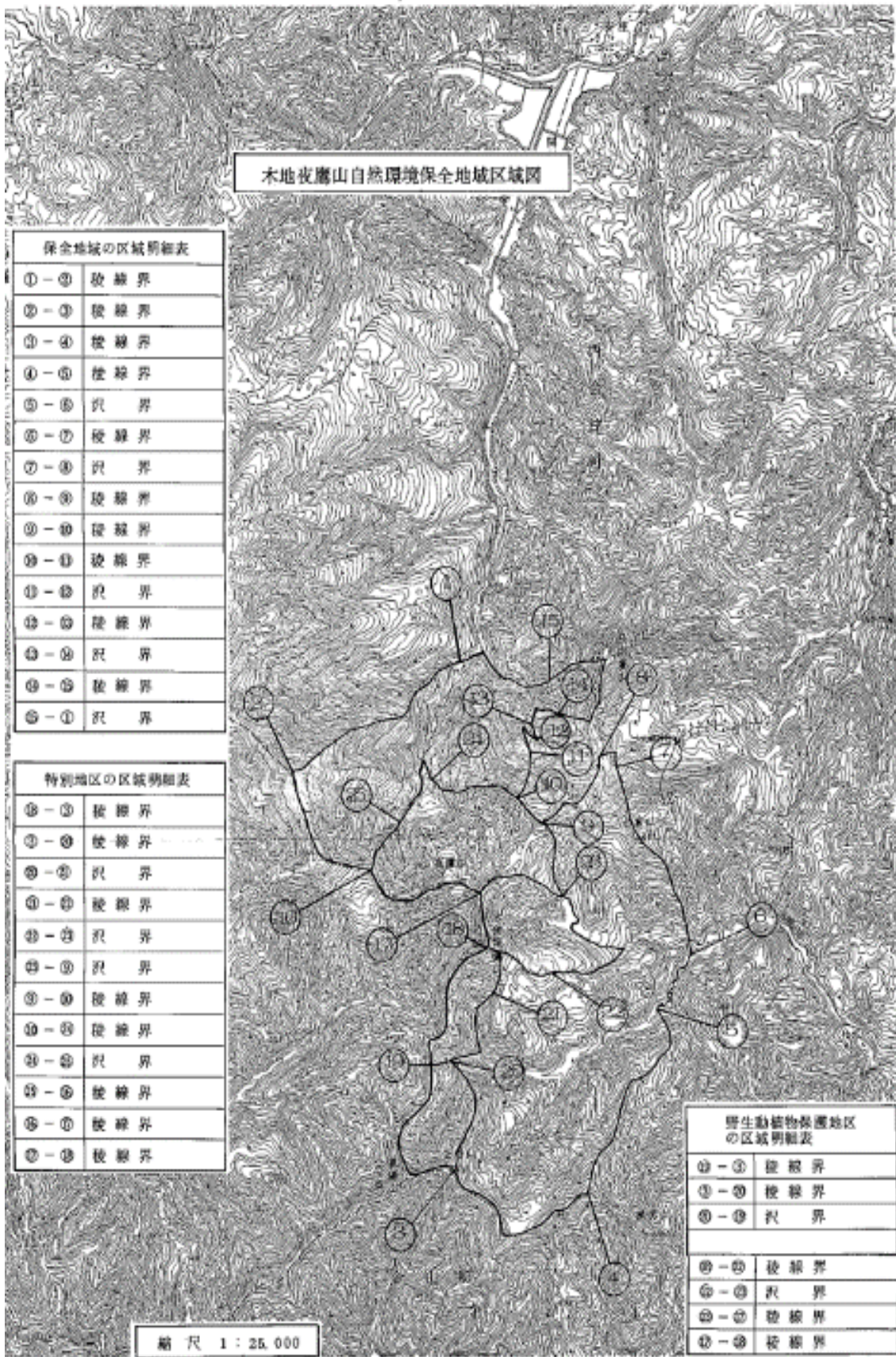
特別地区の区域明細表

⑬-⑭	段線界
⑭-⑮	段線界
⑮-⑯	沢界
⑰-⑱	段線界
⑲-⑳	沢界
㉑-㉒	沢界
㉓-㉔	段線界
㉕-㉖	段線界
㉗-㉘	沢界
㉙-㉚	段線界
㉛-㉜	段線界
㉝-㉞	段線界

野生動物保護地区の区域明細表

①-②	段線界
③-④	段線界
⑤-⑥	沢界
⑦-⑧	段線界
⑨-⑩	沢界
⑪-⑫	段線界

縮尺 1 : 25,000

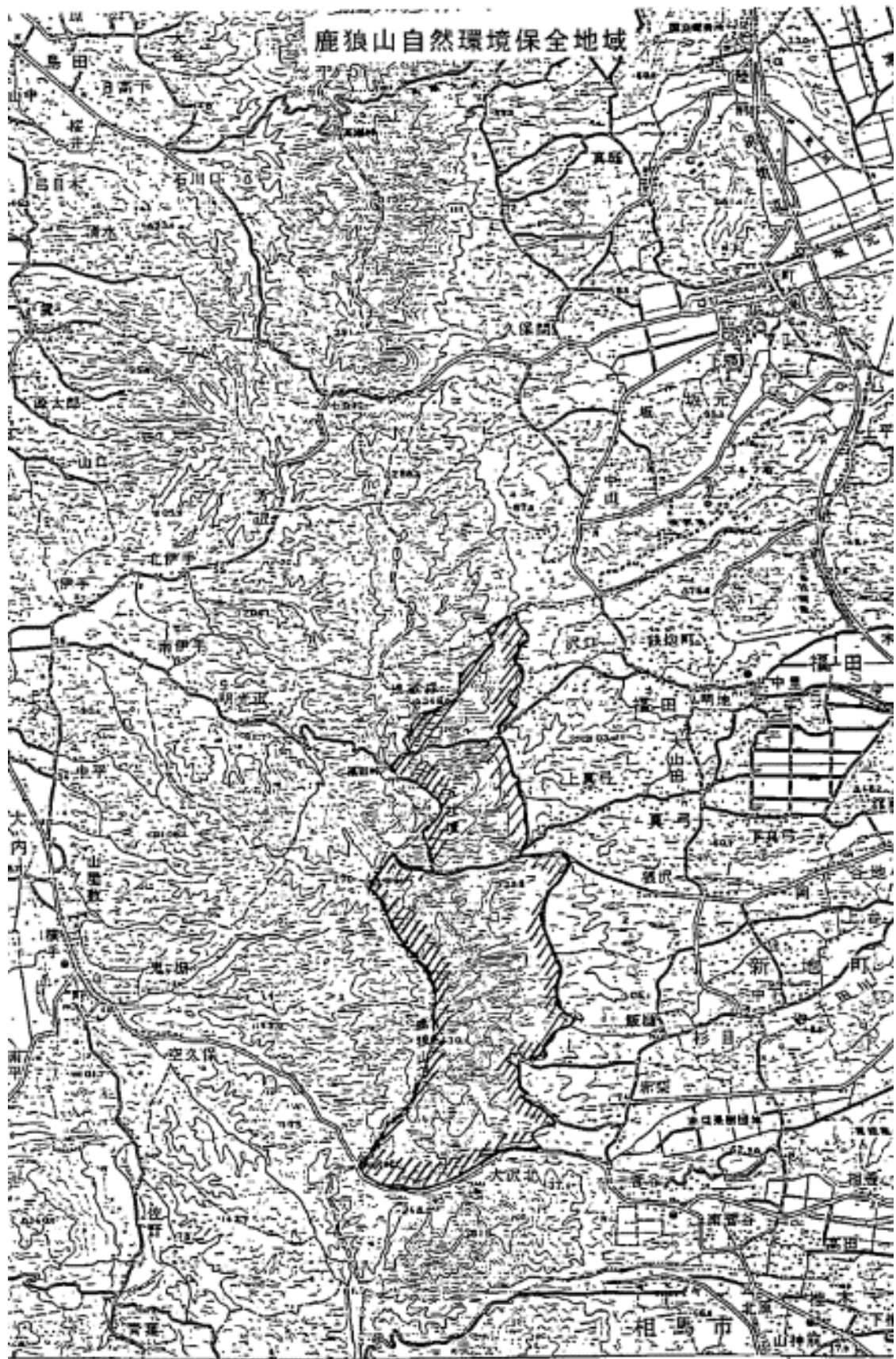


鹿狼山自然環境保全地域

指 定 書 保全計画書

昭和 61 年 3 月

福 島 県



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

鹿狼山自然環境保全地域

(地域指定 昭和 53 年 2 月 28 日 県告示第 267 号)

1 指 定 理 由

本地域は、相馬郡新地町の太平洋岸からの平坦地より峻立する鹿狼山を中心とした地域で、地形は雄大で、ケヤキの天然林をはじめ、イヌブナ、コナラ、アカマツ等が生育し、すぐれた自然環境を形成している。

このように、本地域は、自然性が高い状態を維持し、学術的にも貴重なものであるので、このすぐれた自然環境を保全するため、自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植 生

本地域は、鹿狼山（標高 430.0m）、五社壇（標高 351.5m）、地蔵森（標高 348.0m）を中心とした地域で、自然林としては、鹿狼山南部山陵傾斜面にイヌブナ、ケヤキ、イタヤカエデ等落葉広葉樹を主とした林が見られ、その林の代表的な群落としてイヌブナースズタケ群落がある。

これは、当地域で見られる自然林として数少ないもので、特に、胸高直径 1.8 メートルを越す高樹齢のケヤキは、すぐれた生育状態にある。

また、林床にはスズタケ、ジョウモンジシダ、イワシロイノデ、ナライシダ等のシダ植物のほか、スゲ類なども見られる。

したがって、この林分は当地方の気候的極相林を知る上で貴重である。

また、それ以外の自然林においても、高木層にコナラ、ケヤキ、クリ、カスミザクラ、低木層にヤマツツジ、ガマズミ、コゴメウツギ、草木層にノガリヤス、ヒカゲスゲ等が生育しており、尾根すじにはアカマツも生育している。

(2) 野生動物

鳥類としては、キジ、キセキレイ、セグロセキレイ等が生息し、夏鳥のカッコウ、オオルリの渡りも見られる。昆虫類とし

ては、ルリシジミ、スジグロチョウ、キチョウ、クロヒカゲ等が見られる。

また、哺乳類としては、リス、テン等が見られるほか、数多い大小の溪流には、サンショウウオも見られる。

(3) 地形・地質

本地域は、太平洋岸から続く低平な丘陵および台地から峻立する山地で、山腹斜面は急斜をなし、奥行きが深い谷が深く山体を刻んでいる地域となっている。

鹿狼山を主峰とする山地は、時代未詳の割山層からなり、東西両側の山麓部をほぼ南北に走る断層により、東側の丘陵地、西側の丘陵状山地から断ち切られ、地壘山地を形成し、新生代新第三紀の堆積岩類で構成されている。

鹿狼山附近一帯は、硬質緑色砂岩、珪質粘板岩等からなり、一部緑色片岩なども見られる割山層が広く分布している。

また、地蔵森から五社壇西側にかけて、ほぼ南北方向にのびる花崗岩（花崗内緑岩）の貫入もみられる。

同地域は、東側山麓部を南北に相馬断層が走り、西側山麓部を南南西から、ゆるく北北西に湾曲しながら大谷断層が走り、両断層の動きに強く規制された地質構造を特徴としており、その方向は、ほぼ南北性である。

3. 区域

(1) 区域の概要

本地域は、相馬郡新地町の西部に位置し、宮城県との県境をなす鹿狼山を中心とする山稜の東側斜面一帯の地域である。

(2) 位置及び区域

相馬郡新地町の一部

(3) 面積

502.5ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地（463.4ha）

私有地（39.1ha）

〈 保 全 計 画 書 〉

鹿狼山自然環境保全地域に関する保全計画
(保全計画決定 昭和 61 年 3 月 28 日 県告示第 555 号)

1. 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生

本地域は鹿狼山（標高 430.0m）、五社壇（標高 351.5m）、地蔵森（標高 348.0m）を中心とした地域で、自然林としては、鹿狼山南部山陵傾斜面にイヌブナ、ケヤキ、イタヤカエデ等、落葉広葉樹を主とした林が見られ、その林のうち代表的な群落としてイヌブナースズタケ群落があり、これは当地方丘陵地に見られる自然林として数少ないものである。

特に、この林内には、胸高直径 1.8 メートルを越す高樹齡のケヤキが残存している。

また、林床には尾根に近い場所では、スズタケが多く見られ谷すじに近いところでは、ジョウモンジシダ、イワシロイノデ、ナライシダ等のシダ植物のほか、スゲ類なども見られる。

したがって、この林分は当地方の気候的極相林を知る上で貴重な存在であり、この地域の山地丘陵地帯の代表的な原生林を推測できるものである。

また、それ以外の自然林は、高木層にコナラをはじめ、ケヤキ、クリ、カスミザクラ、低木層にヤマツツジ、ガマズミ、コゴメウツギ、草本層にノガリヤス、ヒカゲスゲ、タガネソウ等が生育し、尾根すじにアカマツ林が点在しており、特に地蔵森山頂附近のアカマツは高樹齡のものも生育している。

なお、一部は、スギ、ヒノキ等の植林地である。

イ 地形・地質

本地域は、太平洋岸から続く低平な丘陵および台地から峻立する山地で、山腹斜面は急斜をなし、奥行きが深い谷が深く山体を刻んでいる地域である。鹿狼山を主峰とする山地は、時代未詳の割山層からなり、東西両側の山麓部をほぼ南北に走る断層により、東側の丘陵地、西側の丘陵状山地から断ち切られ地壘山地を形成し、新生代新第三紀の堆積岩類で

構成されている。

鹿狼山附近一帯は、硬質緑色砂岩、珪質粘板岩等からなり、一部緑色片岩なども見られる割山層が広く分布している。

また、地蔵森から五社壇西側にかけて、ほぼ南北方向にのびる花崗岩（花崗内緑岩）の貫入も見られる。

同地域は、東側山麓部を南北に相馬断層が走り、西側山麓部を南南西からゆるく北北西に湾曲しながら、大谷断層が走り、両断層の動きに強く規制された地質構造を特徴としており、その方向はほぼ南北性である。

ウ 野生動物

鳥類としては、キジ、キセキレイ、セグロセキレイ、キジバト、ハシボソガラス、アオバズク、フクロウ、カケス、ウグイス、ヒヨドリ、コジュケイ、ホオジロ、シジュウカラ、コゲラ、メジロ、カワラヒワ等が生息し、夏鳥のカッコウ、オオルリの渡りも見られる。

昆虫類としては、ルリシジミ、スジグロチョウ、キチョウ、クロヒカゲ、コチャバネセセリ、オオミスジ、コフキゾウムシ、シロコブゾウムシ、マメコガネ、コクロナガオサムシ、ヨツボシモンシデムシ、チビエンマ、コガネ等が見られる。

また、リス、テン、コウモリの獣類のほか、数多い大小の溪流には両棲類のサンショウウオも見られる。

(2) 権利制限関係等の概要

一部が土砂流出防備保安林、水源かん養保安林及び保健保安林に指定されている。

(3) 指定及び保全のための規制に関する方針

ア 指定に関する方針

福島県自然環境保全条例第 17 条第 1 項の規定に基づく普通地区とする。

イ 規制に関する方針

上記条例第 17 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保全地域の区域を巡視するための巡視歩道を設置する。

2. 地区の指定に関する事項

普通地区は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	概要
鹿狼山自然環境保全地域 普通地区	相馬郡新地町の一部	別添図面のとおりに	502.5ha	公有地 463.4ha 民有地 39.1ha	保全地域の区域全域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有者別面積 (ha)	0	0	0	0	463.4	39.1	0	463.4	39.1
地区別面積 (ha)	0			502.5			502.5		
地区別比率 (%)	0			100			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識		福島県自然環境保全条例施行規則第37条の定めによる。	新設	制札、境界柱を含む。
巡視歩道		延長 0.7km	新設	

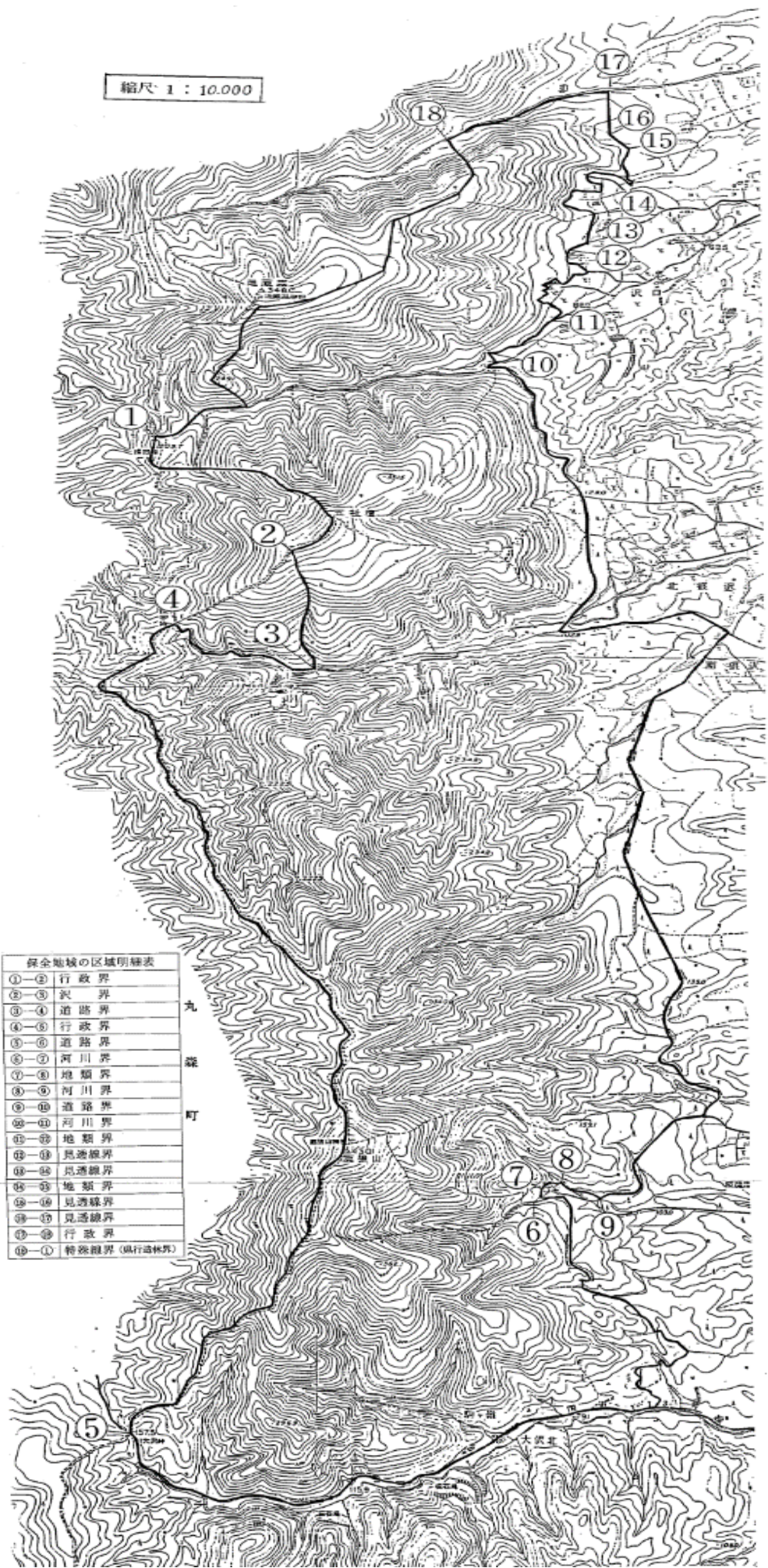
鹿嶋山自然環境保全地域区域図

縮尺 1 : 10,000

保全地域の区域明細表

①-②	行政界
②-③	沢界
③-④	道路界
④-⑤	行政界
⑤-⑥	道路界
⑥-⑦	河川界
⑦-⑧	地類界
⑧-⑨	河川界
⑨-⑩	道路界
⑩-⑪	河川界
⑪-⑫	地類界
⑫-⑬	見透線界
⑬-⑭	見透線界
⑭-⑮	地類界
⑮-⑯	見透線界
⑯-⑰	見透線界
⑰-⑱	行政界
⑱-①	特殊線界(県行遊林界)

丸
森
町



明神ヶ岳自然環境保全地域



位置図 1:50,000

〈 指 定 書 〉
明神ヶ岳自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は、極相の状態を呈するブナを主としたブナーミズナラ林となっており、生育密度が極めて高いため日光が遮断されチシマザサ等の林床植物の生育がほとんどみられない。このことは極めて自然性の高い地域であることを示唆している表れであり、本地域固有の林相であって、学術的に極めて貴重である。

このように本地域は、極相状態を呈するすぐれた天然林の地域として学術的価値が高いため、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

植物地理的分布上裏日本型のブナ林は、林床植物としてチシマザサを伴っているのが一般的となっているが、極めて自然状態がよく保たれている地域は、日光が遮断される程密生しているため、林床植物の生育を疎外することになり、チシマザサ等の林床植物を伴わない極相林となる。

本地域は、この典型的なものでブナを主とするブナーミズナラ林が極相の状を呈しており、密生しているため、チシマザサの侵入を許していない。僅かではあるが、低木層として、マルバマンサク、コハウチワカエデ、オオカメノキ等、草本層としては、シシガシラ、シノブカグマ等が生育している。

(2) 野生動物

動物相としては、当地方において一般的に生息が確認されているもので、きわだった特徴はないが、鳥類のなかでオオルリ、コマドリは注目すべきものである。

(3) 地形・地質

本地域一帯は、角せん岩、輝石安山岩質の角礫凝灰岩により構成されており、一部で絶壁を形成しているところもある。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、大沼郡会津高田町の西部に位置し、河沼郡柳津町との境界になっている山脈の主峰である明神ヶ岳（標高1074m）を中心とした地域で浸食された谷が幾筋にも走っている。

(2) 位置及び区域

大沼郡会津高田町大字西本地内及び河沼郡柳津町大字四つ谷地内の一部

国有林奥会津地域施業計画区坂下事業区（前橋営林局坂下営林署管内）15林班を小班の全部別添図面のとおり

(3) 面積

34.12ヘクタール

(4) 土地所有関係

国有地（15.99ha）

民有地（18.13ha）

〈 保 全 計 画 書 〉
明神ヶ岳自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、極相状態を呈するブナを主としたブナーミズナラ林となっており、胸高直径 40cm を越えるブナが密に生育し、これにミズナラを混え日光を遮っている。従って林床植物の生育状況は極めて悪く植物の種類も数も少ない。裏日本のブナ林は一般的にチシマザサを伴うが、密生している地域では、チシマザサの侵入を許さない。このことは自然が極めてよく保たれていることの証明であると共に、本地域固有の林相である。低木はマルバマンサク、コハウチワカエデ、オオカメノキが僅かに生育しており、草木ではシシガシラ、シノブカグマ等のシダ類が点在しているのみである。

(2) 権利制限関係等の概要

保安林（水源かん養保安林）

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

極相の状態を呈するブナを主としたブナーミズナラ林の地域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の推定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
明神ヶ岳 特別地区	福島県大沼郡会津高田町大字西本地内及び河沼郡柳津町大字四ツ谷地内の一部 国有林奥会津地域施業計画区坂下事業区（前橋営林局坂下営林署管内）15 林班を 小班の全部 別添図面のとおり	34. 12ha	国有地 15. 99ha 民有地 18. 13ha	保全地域の区域全域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	15.99	0	18.13	0	0	0	15.99	0	18.13
地区別面積 (ha)	34.12			0			34.12		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県大沼郡会津高田町大字西本地内及び河沼郡柳津町大字四ツ谷地内の一部 国有林奥会津地域施業計画区坂下事業区（前橋営林局坂下営林署管内）15林班を小班の全部別添図面のとおり	原則として択伐（現在蓄積の30%以内）とする。ただし森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には、小面積皆伐（1伐区的面積2ha以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。	34.12ha	国有地 15.99ha 民有地 18.13ha

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	15.99	0	18.13	0	0	0	15.99	0	18.13
方法・限度別比率 (ha)	0			34.12			0			34.12		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類 標識	位置	規模・構造	工種	摘要
			新設	制札、境界柱を含む



明神ヶ岳自然環境保全地域区域図

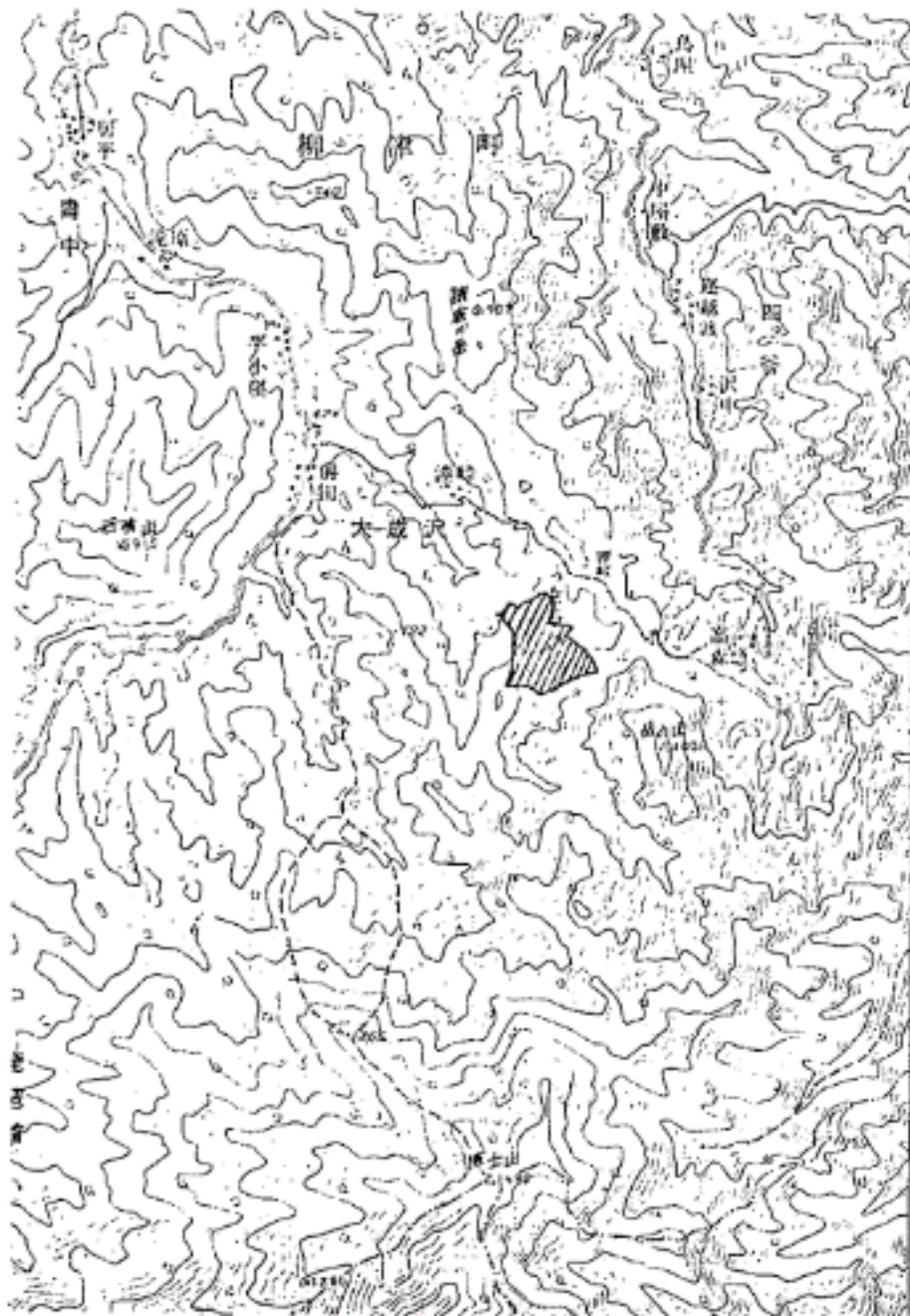
縮尺 1:25,000

①-②	沢 界
②-③	稜 線 界
③-④	稜 線 界
④-⑤	特殊線界 (コンター 1,000 m 線界)
⑤-⑥	稜 線 界
⑥-⑦	特殊線界 (コンター 850 m 線界)
⑦-⑧	所有別界 (国有林界)
⑧-①	行 政 界

保全地域の区域全域を特別地区の区域とする。

11 8

つむじ倉自然環境保全地域



位置図 1:50,000

〈 指 定 書 〉

つむじ倉自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は安山岩質角礫凝灰岩の節理面が浸食されて発達した上段 10 メートル、下段 55 メートルの落差をもつ 2 段の滝であるつむじ倉ヶ滝を中心とした地域で、滝周辺の断崖には、本地域が北限に近いヒメサジラン、高山植物とされているミヤママンネングサ、そして関東以西に産地が限られているウチョウラン等が自生するなどすぐれた自然環境を形成している。

このように本地域は地形的に特異性、雄大性を有し、2 段滝等の特異な自然現象と貴重な植物の自生地としての学術的価値が高いので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域を流れる杉山川の両側が急崖な地形となっているため、人為による影響を受けることなく、自然は極めてよく保たれている。従って植物の種類も豊富で、高木層としてヒメコマツ、ブナ、ミズナラ、イタヤカエデ、低木層としては、ヒョウタンボク、サイゴクミツバツツジ、ムラサキヤシオツツジ、ホツツジ、タムシバ等がみられる。草本層としてはイワウチワ、キバナイカリソウ、イワデンダ、ツルアリドオシ、シロヨメナ等が生育している。また、滝つぼ周辺の岩場や断崖には、関東以西に産地が限られているウチョウラン、高山植物とされているミヤママンネングサ、また本地域が北限に近いヒメサジラン、その他希産ランであるコアニチドリ、岩生シダのヒモカズラ、エゾヒメクラマゴケ等が生育している。

(2) 地形・地質及び自然環境

本地域の滝は、会津地区でみられる滝の中でも最も雄大なものであり、ほぼ垂直に落下し上段 10 メートル、下段 55 メートルの 2 段で大瀑布をなしている。この滝は博士山を源流とする杉山川が安山岩質角礫凝灰山の節理面を浸食したもので、滝つぼが 15 メートル程後退したため、滝つぼ周辺は直径

10メートル程の広さで、比高約150メートルの垂直の絶壁となっている。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、河沼郡柳津町の南東部に位置し、博士山を源とする杉山川によって浸食され、発達したつむじ倉ヶ滝を中心とした地域で、滝つぼ周辺は、比高100～150メートルの断崖となっている。

(2) 位置及び区域

河沼郡柳津町大字大成沢地内の一部

国有林奥会津地域施業計画区坂下事業区（前橋営林局坂下営林署管内）21－1林班あ小班、れ小班、た小班及びを小班内、別添図面のとおり。

(3) 面積

17.25ヘクタール

(4) 土地所有関係

国有地（10.00ha）

民有地（7.25ha）

〈 保 全 計 画 書 〉
つむじ倉自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生

滝周辺の岩場や断崖は、関東以西に産地が限られているウチョウラン、本州中部の高山に自生するミヤママンネングサ、本地域が北限に近いヒメサジラン、そして希産ランとされているコアニチドリや岩生シダのヒモカズラ等の自生地となっている。

イ 自然現象

博士山の山麓にあって滝沢川の支流である杉山川によって開析された地域にあるつむじ倉ヶ滝は、安山岩質角礫凝灰岩の節理面を浸食した2段の瀑布であり上段10m下段は55m、上下合わせて65mの落差をもつ雄大な滝である。傾斜がほとんどなく垂直に近く、滝つぼが15～16m程後退したため、滝つぼ周辺は直径10m程の広さで、比高約150mの垂直の絶壁となっている。

(2) 権利制限関係等の概要

該当なし

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

本地域全域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
つむじ倉 特別地区	福島県河沼郡柳津町大字大成沢地内国有林奥会津地域施業計画区坂下事業区（前橋営林局坂下営林署管内）21-1 林班あ小班、れ小班、た小班及びを小班内別添図面のとおり	17.25ha	国有地 10.00ha 民有地 7.25ha	保全地域の区域全域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	10.00	0	7.25	0	0	0	10.00	0	7.25
地区別面積 (ha)	17.25			0			17.25		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第 15 条第 3 項に規定する同条第 4 項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県河沼郡柳津町大字大成沢地内の一部 国有林奥会津地域施業計画区坂下事業区（前橋営林局坂下営林署管内）21-1 林班あ小班、れ小班、た小班及びを小班内別添図面のとおり	原則として択伐（現在蓄積の 30%以内）とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐（1 伐区の面積 2 ha 以内、伐区はつとめて分散させる）を行うことができる。	17.25ha	国有地 10.00ha 民有地 7.25ha

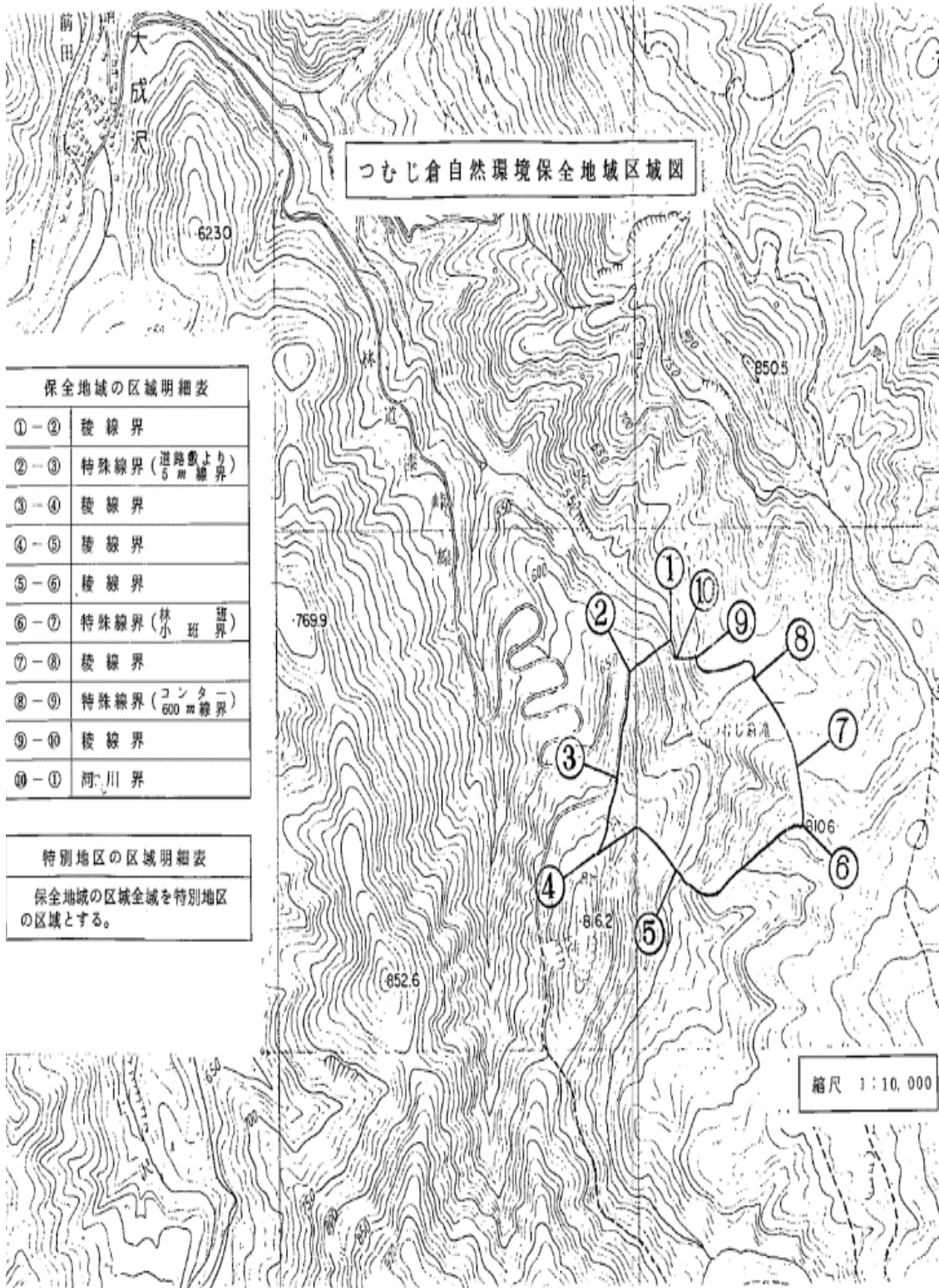
特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	10.00	0	7.25	0	0	0	10.00	0	7.25
方法・限度別面積 (ha)	0			17.25			0			17.25		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む



つむじ倉自然環境保全地域区域図

保全地域の区域明細表	
①-②	稜線界
②-③	特殊線界(道路敷より5m線界)
③-④	稜線界
④-⑤	稜線界
⑤-⑥	稜線界
⑥-⑦	特殊線界(林小班境界)
⑦-⑧	稜線界
⑧-⑨	特殊線界(コンター600m線界)
⑨-⑩	稜線界
⑩-⑪	河川界

特別地区の区域明細表
保全地域の区域全域を特別地区の区域とする。

縮尺 1:10,000

〈 指 定 書 〉
御齊所山自然環境保全地域

1 指 定 理 由

本地域は、カシ類を主とする暖帯性の照葉樹林から、イヌブナ、ミズナラ等を主とする温帯性の夏緑広葉樹林に移る移行部にあたり、移行地帯の標式的植生となっている。

また地質的にも学術的価値の高い御齊所式変成岩地帯となっている。

このように本地域は、暖帯性植生から温帯性植生への移行地帯であり、地質的にも特異性に富んだ地域として学術的価値が高いため、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第12条第1項第2号及び第3号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植 生

本地域は、植物地理的分布上暖帯性の照葉樹林から温帯性の夏緑広葉樹林への移行地帯で、照葉樹のカシ類と夏緑広葉樹のミズナラ、イヌブナが混交しており、いわば移行地帯の標式的植生である。

標高460メートルの御齊所山頂は、変成岩の露頭が現れているため、岩盤地に耐える植生となっており、高木層としてアカマツ、ヒメコマツ、イヌブナ、低木層としてアセビ、アオダモ、リョウブ、ウラシロノキ、ネシキ、タカノソメなどが生育している。御齊所山周辺は、ミズナラ、イヌブナ、モミ、イヌシデの混交林となっており、リョウブ、アブラツツジ、ヤマツツジ、クマシデ、サワシバ、ミツデカエデ、イロハモミジ、ヤブツバキ、ウラジロカシ、アカガシ、アカメカシワ、ムラサキシキブなど多種類の植物が生育しており、特に暖帯性植物であるウラジロカシ、アカガシ、ヤブツバキなどが混存しているのは、本地域の特徴とされている。またモミの大木には、暖帯性の着生ランであるモミラン、クモラン、カヤラン、ベニカヤラン、ヨウヤクランなどが見られ、本地域はこれらの北限に近い。

(2) 地質

本地域の地質は、緑色変岩やその他の結晶片岩類を主体とした御成所式変成岩によって構成されており、これの生成年代は、最近の学説では、先カンブリア代になる可能性のある岩層である。なお、この御成所式変成岩は、御成所一竹貫変成岩地帯として、我国の変成岩研究上代表的なもので、最古の歴史を誇っている。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、いわき市西部に位置し、標高 460 メートルの御成所山から鮫川にかけての地域で、一つの独立した山となっている。

(2) 位置及び区域

福島県いわき市田人町の一部

国有林磐城地域施業計画区勿来事業区（前橋営林局勿来営林署管内）71 林班つ小班及び 72 林班い小班の全部、別添図面のとおり。

(3) 面積

24.81 ヘクタール

(4) 土地所有関係

国有地（6.93ha）及び民有地（17.88ha）

〈 保 全 計 画 書 〉
御齊所山自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

(ア) 植生

御齊所山は急峻な地形で岩場には、アカマツ、ヒメコマツが生育しており、土壌堆積地には、ミズナラ、イヌブナ、イヌシデ等が生育しているが、地形の変化があるので、単独の林分はみられない。そのほかウラジロカシ、アカガシ、ヤブツバキ等の暖帯性植物が生育していることは、本地域の特徴であり、暖帯性植生から温帯性植生への移行地帯の標式的植生である。

(イ) 地質

本地域の基盤である御齊所式変成岩は、我国を代表する貴重な変成岩とされ、変成岩研究の最も古いものであり、また生成年代が最近の学説では先カンブリア代（10億年前）が有力となって、我国の地質では最古のものに近い。

(2) 権利制限関係等の概要

特別天然記念物（市指定）

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

本地域全域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
御齊所山 特別地区	福島県いわき市田人町の一部 国有林磐城地域施業計画 区勿来事業区（前橋営林 局勿来営林署管内） 71 林班つ小班及び 72 林 班い小班の全部 別添図面のとおり	24.81ha	国有地 6.93ha 民有地 17.88ha	保全地域 の区域全 域

総括表

区分	特別地区			普通地域			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	6.93	0	17.88	0	0	0	6.93	0	17.88
地区別面積 (ha)	24.81			0			24.81		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第 15 条第 3 項に規定する同条第 4 項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
いわき市田人町の一部 国有林磐城地域施業計画区勿来事業区（前橋営林局勿来営林署管内）71 林班つ小班及び 72 林班い小班の全部別添図面のとおり	原則として択伐（択伐率現在蓄積の 30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1 伐区的面積は 2 ha 以内、伐区はつとめて分散させる）を行うことができる。	24.81ha	国有地 6.93ha 民有地 17.88ha

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

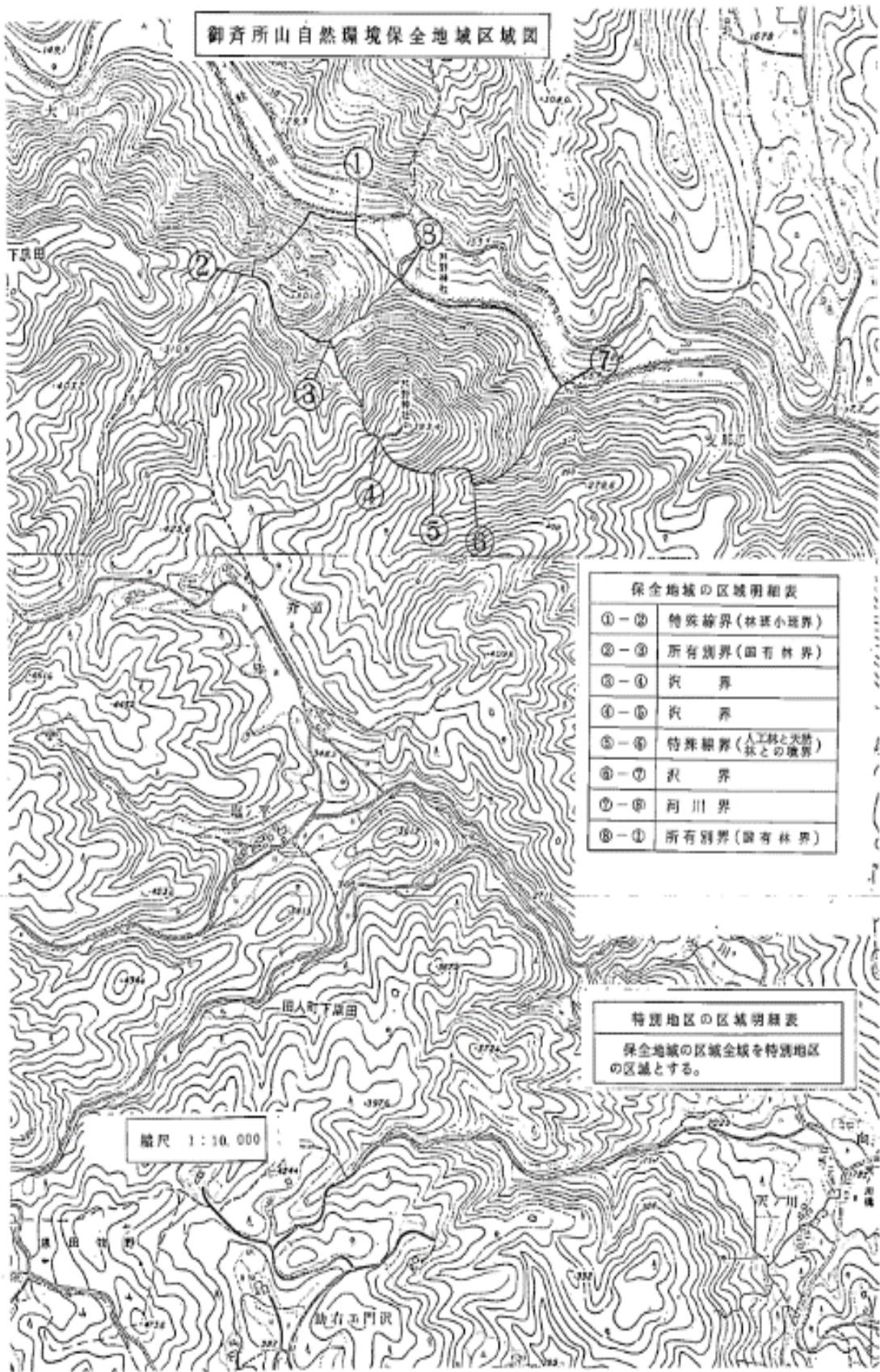
伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	6.93	0	17.88	0	0	0	6.93	0	17.88
方法・限度別面積 (ha)	0			24.81			0			24.81		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む

御齊所山自然環境保全地域区域図



保全地域の区域明細表

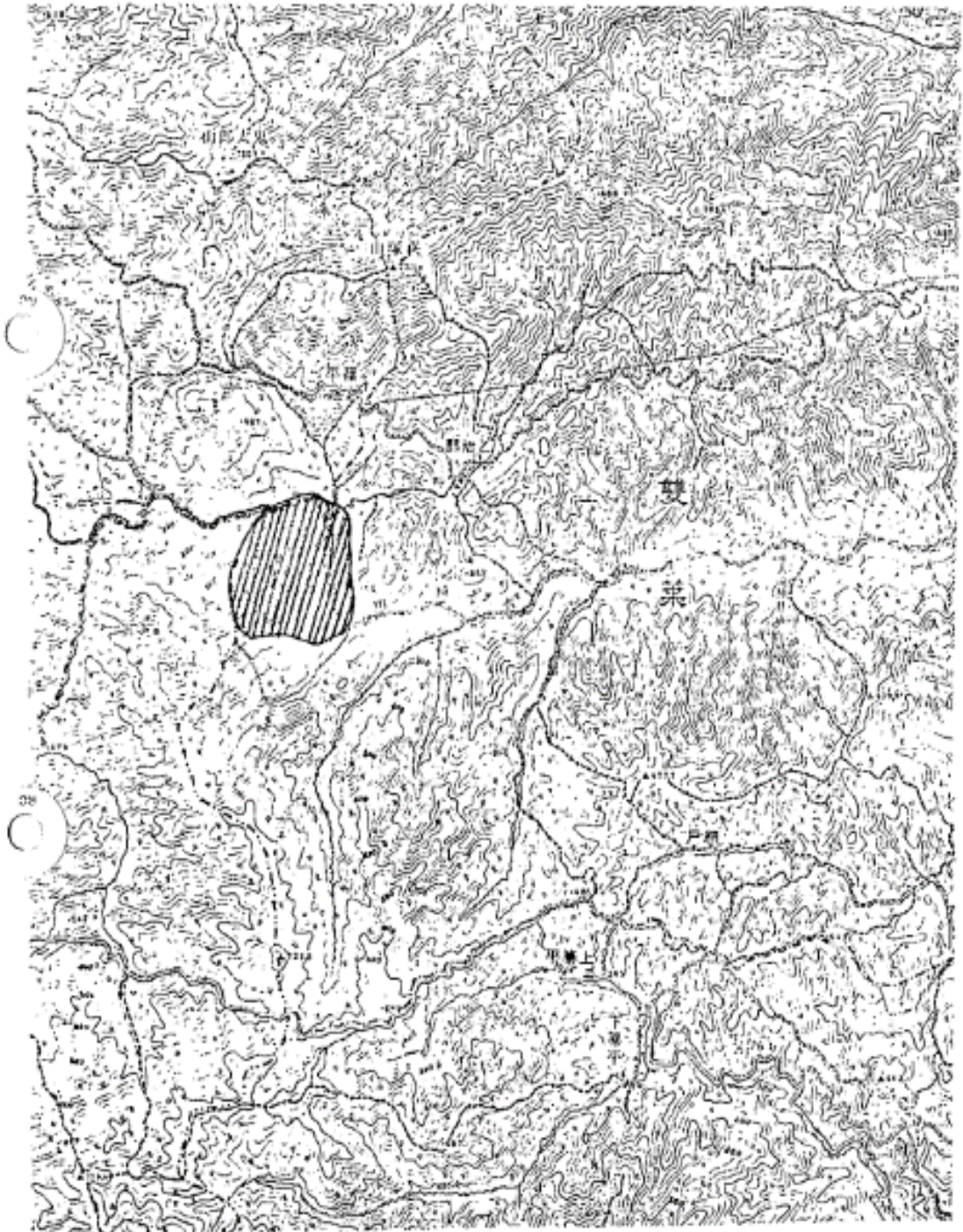
①-②	特殊線界(林道小境界)
②-③	所有別界(国有林界)
③-④	沢 界
④-⑤	沢 界
⑤-⑥	特殊線界(人工物と天然物の境界)
⑥-⑦	沢 界
⑦-⑧	河川界
⑧-⑩	所有別界(国有林界)

特別地区の区域明細表

保全地域の区域全域を特別地区の区域とする。

縮尺 1:10,000

木戸川自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

木戸川自然環境保全地域

1 指定理由

本地域はモミを交えたブナーミズナラ群落で、阿武隈山地の代表的極相林となっている。

また地形的には、阿武隈山地を東西に流れる木戸川が花崗岩を浸食して形成した常磐線沿線では最も雄大なV字谷となっている。

このように本地域は、阿武隈山地の代表的極相林として学術的価値が高く地形的にも雄大なV字谷のすぐれた自然環境を形成しているため、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第12条第1項第2号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域の植生は、モミを交えたブナーミズナラ群落となっており、阿武隈山地を代表する極相林である。モミには、胸高直径1メートルを越すものも数多くみられ、林床にはモミの稚樹が生育している。その他、高木層としては、アカシデ、クマシデ、サワシバ、クリ、ホオノキ、イタヤカエデ等が生育しており、林床には、オノオレ、マンサク、チドリノキ、ムシカリ、ムラサキシキブ、スズタケ、アズマネザサ、ミヤコザサ等が生育している。このような植生分布は、林床植生上太平洋沿岸気候帯のブナーズズタケ群団に属するものであり、生態分類上重要なものとされている。

(2) 野生動物

野生動物としては、溪流にアユ、イワナ、トウホクサンショウウオ、モリアオガエル、カジカガエル等が生育しているほか、一般的な動物相を呈しているが、昆虫類の中でイワキアオタマムシは、我国では、本地域のみに生息している貴重なものである。

(3) 地形・地質

本地域の基盤は、阿武隈山地を構成する花崗内緑岩類であり、時代は白亜紀後期で溪谷は、これが木戸川によって浸食

されV字谷となったものである。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、双葉郡檜葉町の西部に位置し、標高 620.4 メートル由線山から木戸川溪谷をまたぐ地域である。

(2) 位置及び区域

福島県双葉郡檜葉町の一部

国有林磐城地域施業計画区富岡事業区（前橋営林局富岡営林署管内）228 林班の全部並びに 211 林班い1 小班、い2 小班及びろ 小班内

別添図面のとおり

(3) 面積

114.73 ヘクタール

(4) 土地所有関係

国有地（114.73ha）

〈 保 全 計 画 書 〉
木戸川自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全地域に関する保全計画

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域の植生は阿武隈山地を代表する極相林で、モミを交えたブナーミズナラ群落となっており、構成樹種としては、アカシデ、クマシデ、オノオレ、チドリノキ、ムシカリ、スズタケ、アズマネザサ、ミヤコザサ等で、このような植生分布は、林床植生上太平洋沿岸気候帯のブナーミズナラ群団に属し貴重なものである。

(2) 権利制限関係等の概要

保安林（土砂流出防備保安林）砂防指定地

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

本地域全域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
木戸川特別地区	福島県双葉郡楡葉町の一部 国有林磐城地域施業計画区富岡事業区（前橋営林局富岡営林署管内） 228林班の全部並びに211林班 い1小班、い2小班及びろ小班内 別添図面のとおり	114.73ha	国有地 114.73ha	保全地域の区域全域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積(ha)	114.73	0	0	0	0	0	114.73	0	0
地区別面積(ha)	114.73			0			114.73		
地区別比率(%)	100			0			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県双葉郡楡葉町の一部 国有林磐城地域施業計画区、富岡事業区（前橋営林局富岡営林署管内）228林班の全部並びに211林班い1小班、い2小班及びろ小班内別添図面のとおり	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には小面積皆伐（1伐区的面積2ha以内、伐区はつとめて分散させる）を行うことができる。	114.73ha	国有地 114.73ha

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

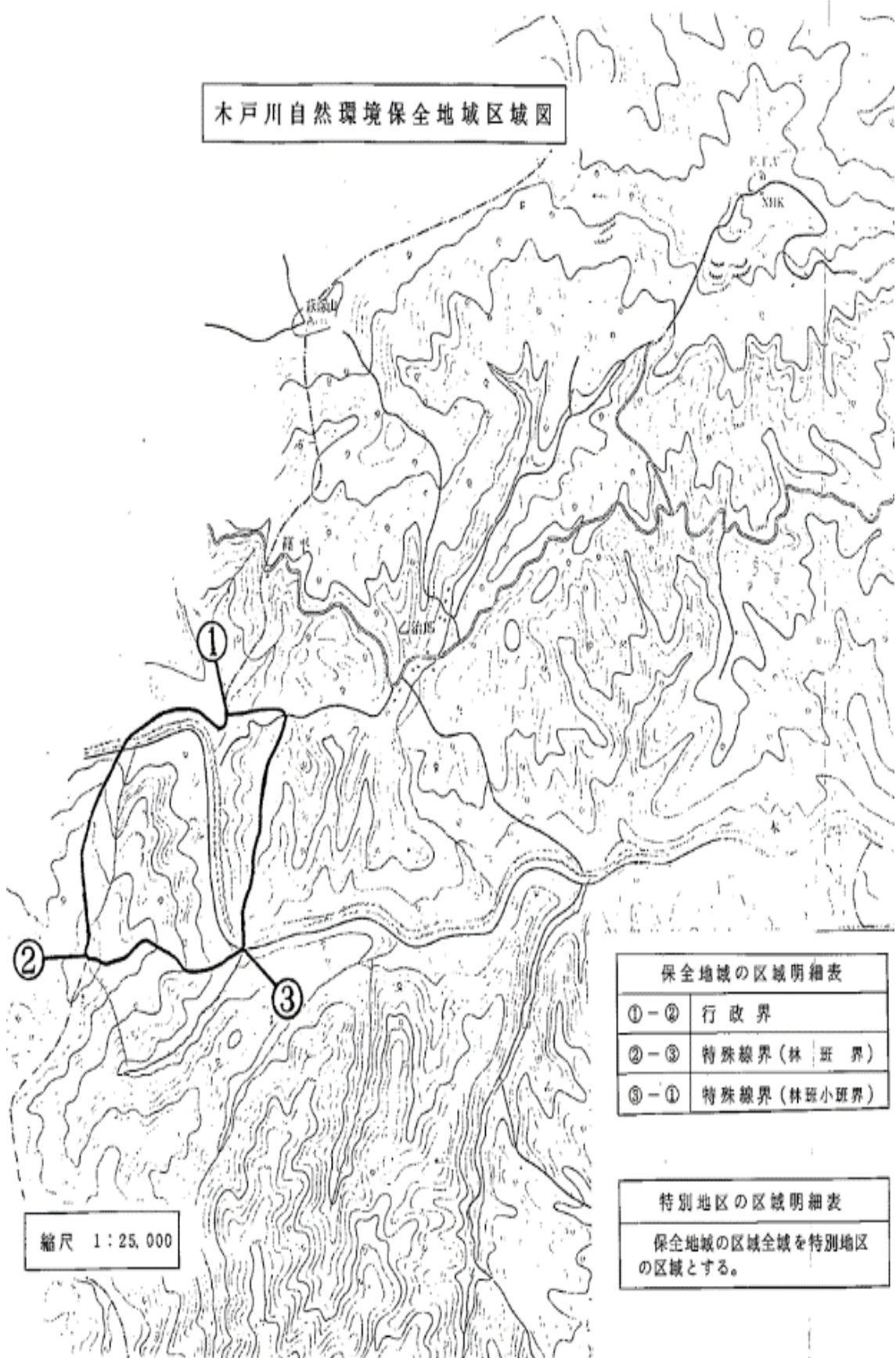
伐採方法・限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積(ha)	0	0	0	114.73	0	0	0	0	0	114.73	0	0
方法・限度別面積(ha)	0			114.73			0			114.73		
方法・限度別比率(%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む

木戸川自然環境保全地域区域図

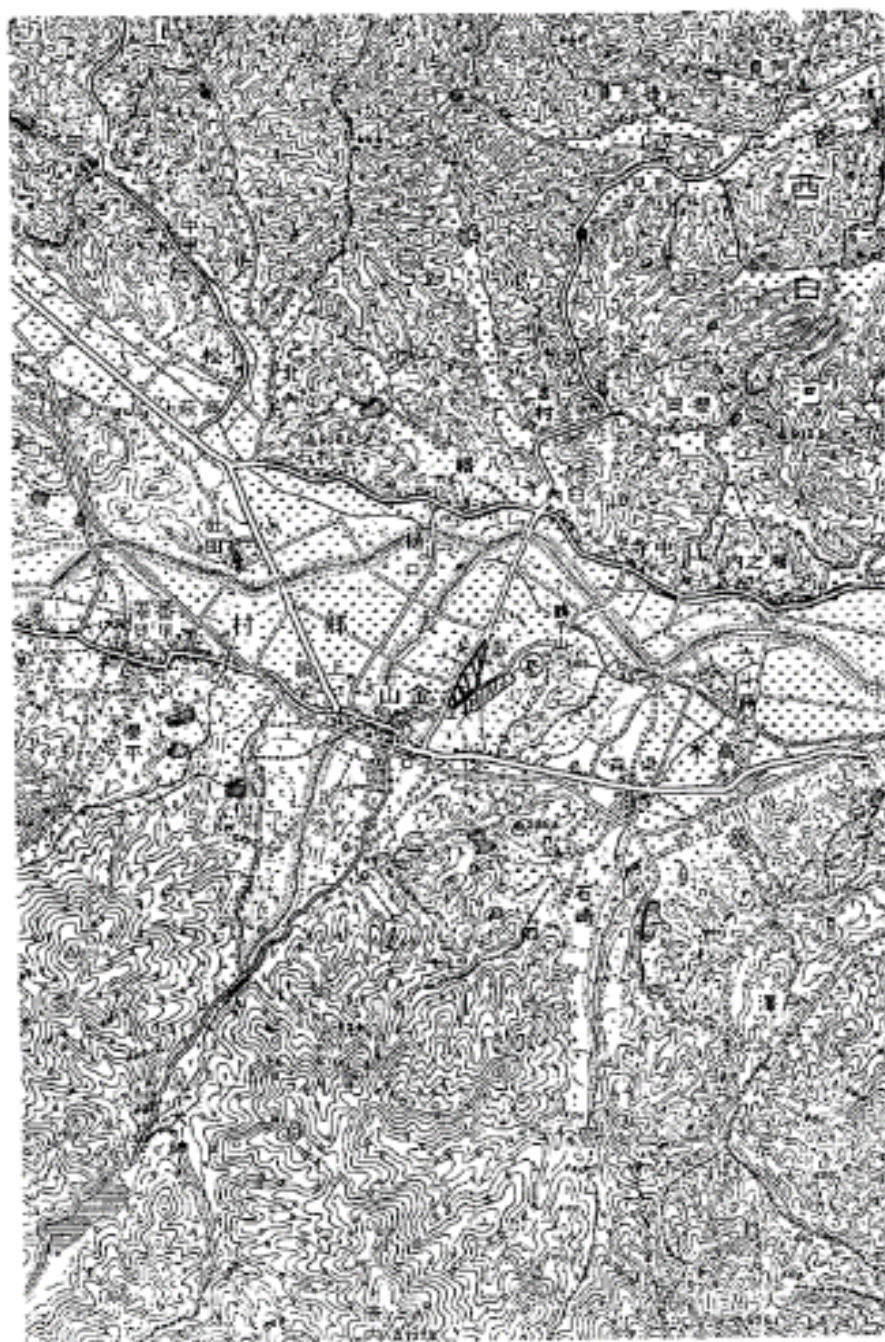


縮尺 1:25,000

①-②	行政界
②-③	特殊線界(林班界)
③-①	特殊線界(林班小班界)

保全地域の区域全域を特別地区の区域とする。	
-----------------------	--

金山自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉
金山自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は、我国において本地域のみに生育するビャッコイの自生地であり、学術的価値が極めて高い地域である。

このように本地域は、学術的価値が極めて高いビャッコイの自生地として、すぐれた自然環境を形成しているので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第12条第1項第5号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

本地域は、樹林の中を流れる自然の湧水路で、清流中には多年草のビャッコイが生育しており、我国における唯一の自生地となっている。

この自然湧水路周辺は、ビャッコイのほかツリフネソウミズヒキ群落となっており、流水路を下るにつれて、ヌマセリービャッコイ群落、ネコノメソウビャッコイ群落となっている。

このほかホソバノヨツバムグラ、ニッポンイヌノヒゲ、アオカヤツリ、ヌマガヤ、ヒメシロネ、ミズタガラシ等が生育している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域の区域は、西白河郡表郷村の中心に位置し、樹林の中を流れる自然湧水路及びその周囲一帯である。

(2) 位置及び区域

西白河郡表郷村大字金山の一部
別添図面のとおり

(3) 面積

1.40 ヘクタール

(4) 土地所有関係

国有地 (0.25ha) 民有地 (1.15ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
 金山自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ビャッコイは、本県の清流中に稀に生える多年草の植物であるが、現在確認されているのは、本地域だけである。

本地域は、自然湧水地であるので、水温及び水量にほとんど変化がなく、水質汚染の危惧もないすぐれた自然環境に恵まれていたため残存したものである。

(2) 権利制限関係等の概要

特別天然記念物（県指定）

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

ア. 自然湧水路一帯の地域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

イ. ビャッコイの保護を図るため、特別地区全域を野生動物植物保護地区に指定し、同条例第 16 条第 3 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア. 区域を明示するための標識を設置する。

イ. ビャッコイの生育に人為による影響を避けるため保護柵を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
金山特別地区	福島県西白河郡表郷村大字金山の一部 別添図面のおり	0.46ha	国有地 0.25ha 私有地 0.21ha	金山自然環境保全地域のうち、自然湧水路一帯の地区

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
土地所有別面積 (ha)	0.25	0	0.21	0	0	0.94	0.25	0	1.15
地区別面積 (ha)	0.46			0.94			1.40		
地区別比率 (%)	32.86			67.14			100		

3 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
金山野生動植物保護地区	(植物) ビャッコイ	福島県西白河郡表郷村大字金山の一部 別添図面のとおり	0.46ha	国有地 0.25ha 民有地 0.21ha	金山特別地域全域とする。

(2) 福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県西白河郡表郷村大字金山の一部 別添図面のとおり	択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。	0.46ha	国有地 0.25ha 民有地 0.21ha

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

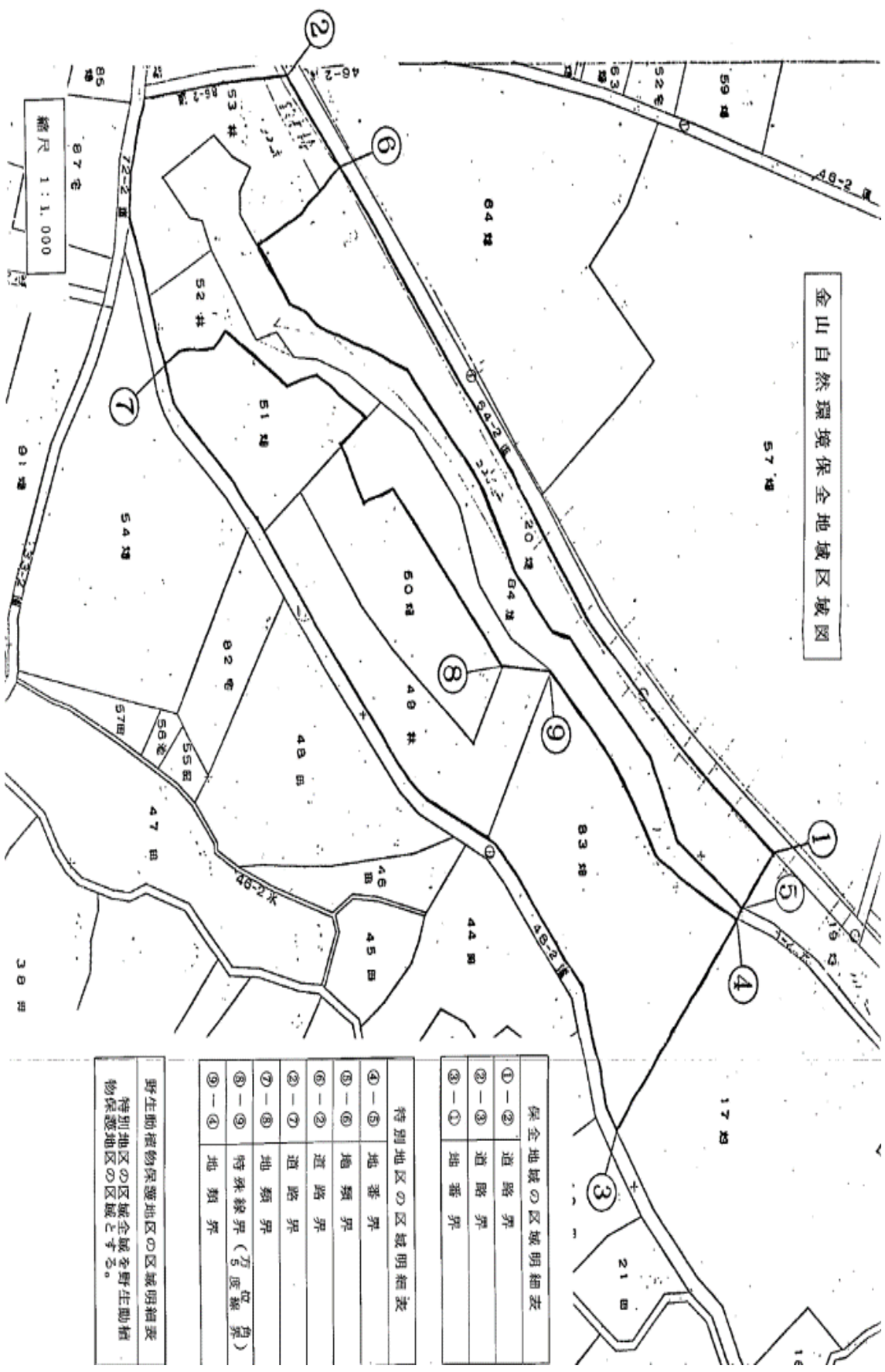
伐採方法・限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積(ha)	0	0	0	0.25	0	0.21	0	0	0	0.25	0	0.21
方法・限度別面積(ha)	0			0.46			0			0.46		
方法・限度別比率(%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
保護柵			〃	

金山自然環境保全地域区域図



保全地域の区域明細表

①-②	道路界
②-③	道路界
③-①	地番界

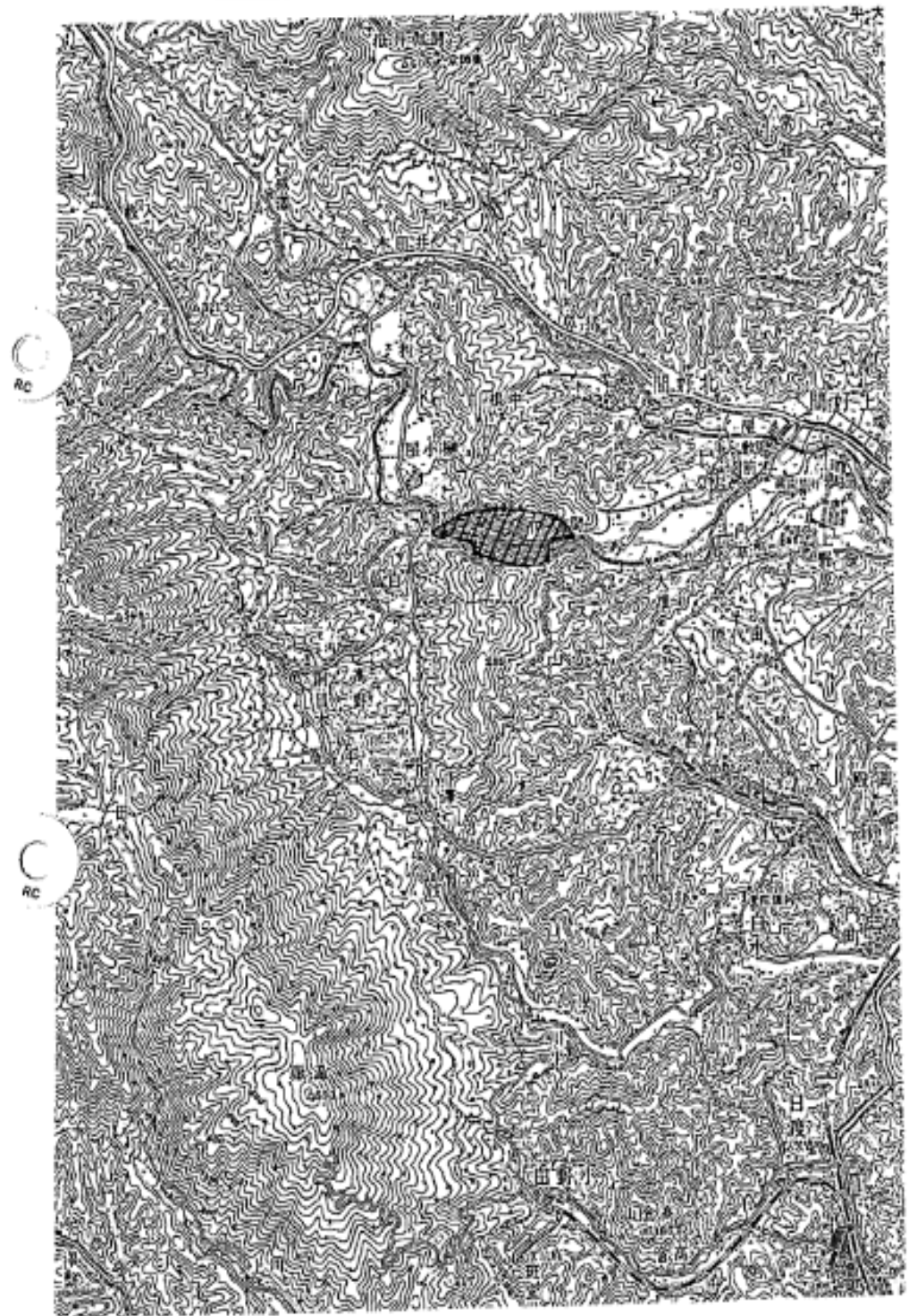
特別地区の区域明細表

④-⑤	地番界
⑤-⑥	地類界
⑥-②	道路界
②-⑦	道路界
⑦-⑧	地類界
⑧-⑨	特殊線界(万度線界)
⑨-④	地類界

野生動物保護地区の区域明細表

特別地区の区域全域を野生動物保護地区の区域とする。

好間川溪谷自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

好間川溪谷自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は、好間川の浸食によってつくられた典型的なV字谷の地域である。好間川をV字形に挟む両岸は、シラカシ、アカガシ等を主とした照葉樹林となっており、尾根筋には、アカマツの地形的極相林が発達しているなど学術的価値が高く、また溪流には、ヤマメやカジカガエルが生息しており、すぐれた自然環境を形成している。

このように本地域は、市街地に近接しており地形的に特異性を有し、また学術的価値の高い天然林の地域であるので、これを保全するため、自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第12条第1項第2号及び第3号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域は、溪谷部と尾根部との2つの植生に分れており、溪谷部は、アカガシ、シラカシ等からなる照葉樹林で尾根部は、アカマツの地形的極相林とアカマツコナラ林となっている。

照葉樹林の構成樹種は高木層として、シラカシ、イヌシデ、アカガシ、イロハカエデ、クヌギ、エノキ、ハクウンボク、モミ等で亜高木層として、ヤブツバキ、コナラ、タカノツメ、イヌブナ、ウラシロノキ等である。林床には、チヂミザサ、ヤブコウジ、マメズタ、オオイタビ、イヌビカズラ、サイハイラン、チゴユリ等が生育している。アカマツの極相林一帯の植生は高木層として、アカマツ、コナラ、カヤ、クヌギ、シラカシ、モミ等で、低木層には、ヤマツツジ、アオキ、マユミ、シキミ、ムラサキシキブ、アセビ、サンショウ、ヤマモミジ等が生育している。

(2) 野生動物

好間川の溪流は、ヤマメ、ウグイ、カジカガエル等の生息地となっているが、他は一般的な動物相となっている。

(3) 地形・地質

溪谷は、塩基性岩体である角閃岩地帯（好間石）が好間川

によって浸食され、形成されたもので、東西 3 km にわたって続いており、典型的な V 字谷となっている。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、いわき市平市街地の西方約 6 km に位置し、典型的な V 字谷で、兩岸の山は比高 150~200m 東西 3 km となっている。

(2) 位置及び区域

いわき市好間町榊小屋及び北好間地内の一部
別添図面のとおり

(3) 面積

27.75 ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地 (25.50ha)

私有地 (2.25ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
好間川溪谷自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

(ア) 植生

溪谷部に発達している照葉樹林は、シラカシ、イヌシデ、アカガシ、オオイタビ、イタビカズラ、マメズタ、サイハイラン、エビネ等の植物から構成されており、本県においては、数少ない暖帯性植物があり極めて貴重である。

(イ) 地形・地質

いわき市の市街地と近接する典型的なV字谷であり、その特異性、また角閃岩分布地域として価値が高い。

(2) 権利制限関係等の概要

保安林（土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林）

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

本地域の一部を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	概要
好間川 溪谷特 別地区	いわき市好間町榊小屋及び北好間地内の一部 別添図面のとおり	8.00ha	公有地 8.00ha	好間川自然環境保全地域のうち溪谷周辺の地区

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	8.00	0	0	17.50	2.25	0	25.50	2.25
地区別面積 (ha)	8.00			19.75			27.75		
地区別比率 (%)	28.82			71.18			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
いわき市好間町 榊小屋及び北好 間地内の一部	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐（1伐区的面積2ha以内、伐区はつとめて分散させる）を行うことができる。	8.00ha	公有地 8.00ha

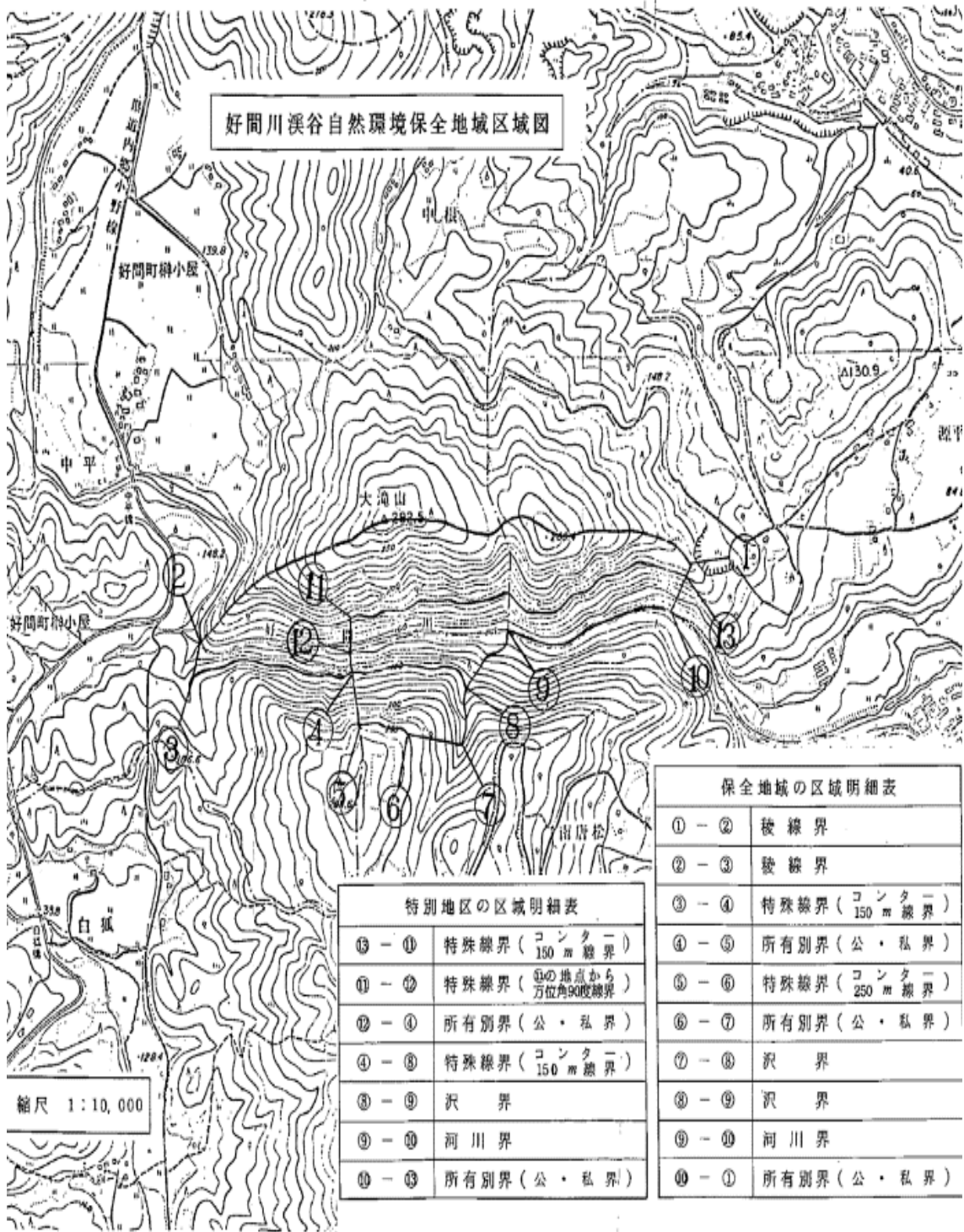
特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	0	8.00	0	0	0	0	0	8.00	0
方法・限度別面積 (ha)	0			8.00			0			8.00		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む



好間川溪谷自然環境保全地域区域図

縮尺 1:10,000

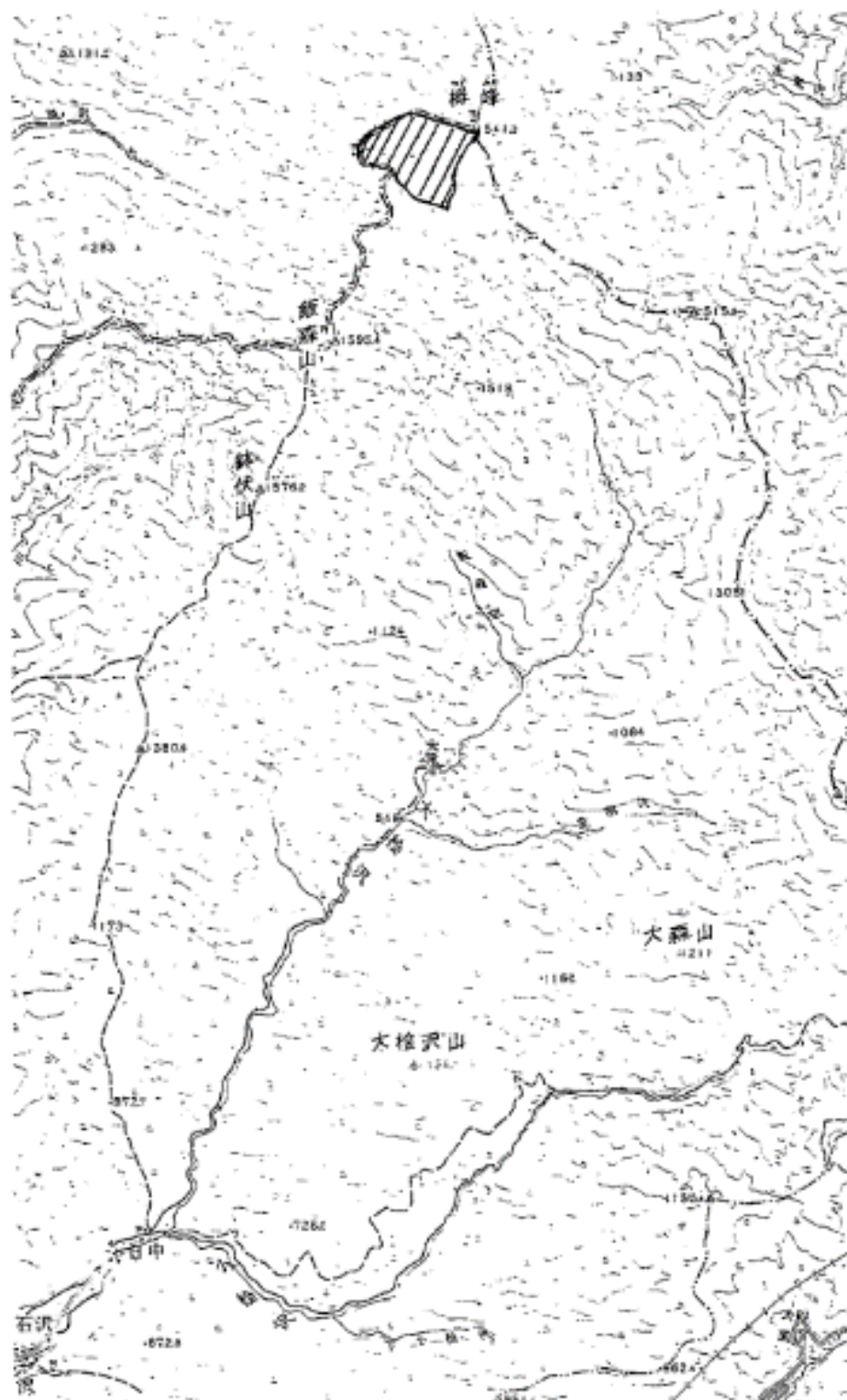
特別地区の区域明細表

⑬ - ⑩	特殊線界 (コンター)
⑪ - ⑫	特殊線界 (⑨の地点から 方位角90度線界)
⑫ - ④	所有別界 (公・私界)
④ - ⑧	特殊線界 (コンター)
⑧ - ⑨	沢 界
⑨ - ⑩	河川界
⑩ - ⑬	所有別界 (公・私界)

保全地域の区域明細表

① - ②	接線界
② - ③	接線界
③ - ④	特殊線界 (コンター)
④ - ⑤	所有別界 (公・私界)
⑤ - ⑥	特殊線界 (コンター)
⑥ - ⑦	所有別界 (公・私界)
⑦ - ⑧	沢 界
⑧ - ⑨	沢 界
⑨ - ⑩	河川界
⑩ - ①	所有別界 (公・私界)

桐峰自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉
栂峰自然環境保全地域

1 指定理由

本地域は、飯豊連峰と吾妻連峰との交点に位置し、本県と山形県との県境をなす標高 1541 メートルの栂峰と標高 1497 メートルの小栂峰に挟まれた地域で、植生垂直分布上日本海側の多雪山地に稀にみられる亜高山針葉樹林に属するオオシラビソの天然林となっている。

このように本地域は、稀少性の高いオオシラビソの天然林として学術的価値も高いので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

日本海側の多雪山地に属する地域は、一般的に植生分布上垂直的森林帯としての亜高山針葉樹林帯を欠いているが、稀にオオシラビソ、コメツガ等の局地的な微小林分が例外的に存在している。

本地域におけるオオシラビソ群落は、この例外であり、山頂や尾根付近に生育し樹高 10 メートルに達するものであって、地域的に極めて貴重なものである。オオシラビソ林の主な構成樹種としては、高木として、オオシラビソ、ヒメコマツ、ブナ、低木層として、マルバマンサク、アカミノイヌツゲ、ノリウツギ、サラサドウダン、コヨウラクツツジ、アクシバ、草本層として、ミツバオウレン、イワカガミ、マイズルソウ、チゴユリ、ショウジョウバカマ、イワダレゴケ、タチハイゴケ等が生育している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、耶麻郡熱塩加納村の大字熱塩に位置し、区域の北側は、本県と山形県との境界線で、東側、南側及び西側は、栂峰及び小栂峰の最大稜線である。

(2) 位置及び区域

耶麻郡熱塩加納村大字熱塩の一部

国有林会津地域施業計画区喜多方事業区 (前橋営林局喜多方

営林署管内)
60 林班ほ₃小班
別添図面のとおり

- (3) 面積
35.70 ヘクタール
- (4) 土地所有関係
国有地 (35.70ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
楯峰自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、日本海に面する多雪山地に属する位置にあるが、このような地域では、垂直的森林帯としての亜高山針葉樹林帯を欠いているのが普通である。しかし、これらの山地にオオシラビソ、コメツガ等の局地的な微小林分が例外的に存在する場合があります。この楯峰におけるオオシラビソ亜高山針葉樹林帯の発達もこの例である。

オオシラビソ群落の構成樹種は、オオシラビソ、ヒメコマツ、アカミノイヌツゲ、コヨウラクツツジ、ミツバオウレン、チゴユリ等となっている。

(2) 権利制限関係等の概要

水源かん養保安林に指定されている。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

本地域全域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 区域を巡視するための巡視歩道を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
楯峰特別地区	福島県耶麻郡熱塩加納村の一部 国有林会津地域施業計画区喜多方事業区（前橋営林局喜多方営林署管内）60林班ほ、小班 別添図面のとおり	35.70ha	国有地 35.70ha	保全地域の区域全域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	35.70	0	0	0	0	0	35.70	0	0
地区別面積 (ha)	35.70			0			35.70		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第15条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県耶麻郡熱塩加納村の一部 国有林会津地域施業計画区喜多方事業区（前橋営林局喜多方営林署管内）60林班ほ3小班 別添図面のとおり	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐（1伐区的面積2ha以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。	35.70ha	国有地 35.70ha

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	35.70	0	0	0	0	0	35.70	0	0
方法・限度別面積 (ha)	0			35.70			0			35.70		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称、種類	位置	規模、構造	工種	摘要
標識			新設	制札、境界柱を含む
巡視歩道			新設	

栂峰自然環境保全地域区域図



縮尺 1 : 25,000

保全地域の区域明細表

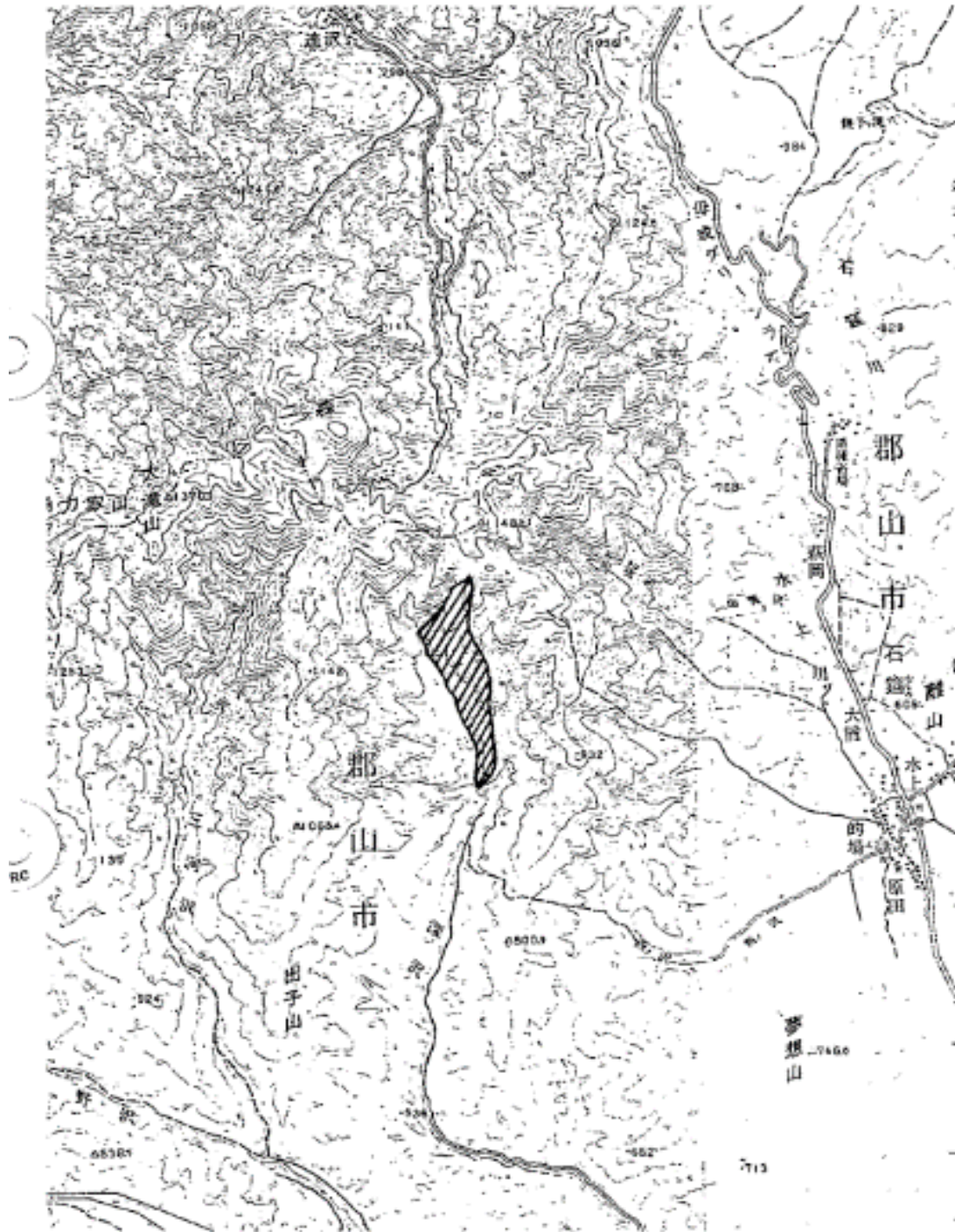
① - ②	行政界
② - ③	稜線界
③ - ①	稜線界

特別地区の区域明細表

保全地域の区域全域を特別地区の区域とする

(特ア)

深沢自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

深沢自然環境保全地域

(地域指定 昭和 56 年 7 月 28 日 福島県告示第 1138 号)

1 指定理由

本地域は、アスナロの変種とされているヒノキアスナロの天然林の地域である。

本地域のヒノキアスナロは極めて広範囲に分布し、随所に生育密度の高い純林を形成していて、広がり及び生育密度の点で特異性が高く、ヒノキアスナロ純林の稀少性とともな学術的に貴重である。

このように、本地域は学術的に貴重なヒノキアスナロ天然林の地域であるのでこれを保全するために自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 2 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域のヒノキアスナロは、球果の丸いアスナロの変種であり、標高 750m から 1100m にわたって広範囲に分布しており、しかも随所に生育密度の高い純林を形成している。ここでは 100m² の中にヒノキアスナロが 20 本余りも生育しているため、林床には他の植物がほとんど見られず、ヒノキアスナロの矮小木が点在している。胸高直径は、25～30cm のものが最も多く、45cm に及ぶものも数多くある。ヒノキアスナロのほかは、わずかではあるが、高木はホウノキ、低木はオオバクロモジ、ハイイヌガヤ、草本ではホソバカンスゲ、シシガシラが生育している。

ヒノキアスナロ純林部のまわりは、落葉広葉樹がヒノキアスナロを混交しながら取り囲んでおり、その構成樹種は、高木はブナ、ミズナラ、亜高木はウダイカンバ、マンサク、イタヤカエデ、低木はリョウブ、アオハダ、コハウチワカエデ等、草本はトリアシショウマ、アマニユウ、ツルリンドウ、ホソバカンスゲ等となっており、表日本と裏日本両系の特有植物が共存している。

(2) 野生動物

本地域の動物相は極めて豊富であり、鳥類ではオオルリ、クログミ、昆虫類ではダイミョウコメツキなどは、注目すべきものである。

(3) 地形・地質

本地域の基盤は、奥羽山脈の中心部を構成する花崗岩であり、時代は第三紀以前のものと思われる。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、郡山市西部に位置し、耶麻郡猪苗代町との境界となっている大滝山（標高 1370m）の東南部の沢（深沢）を挟む山陵の西斜面の地域である。

(2) 位置及び区域

郡山市熱海町石筵の一部

国有林阿武隈地域施業計画区郡山事業区（前橋営林局郡山営林署管内）33 林班ぬ 1、ぬ 2 並びにぬ 3 小班

別添図面のとおり

(3) 面積

43.81ha

(4) 土地所有関係

国有地（43.81ha）

〈 保 全 計 画 書 〉
深沢自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域には、山の稜線から沢の近くまでほぼ全域にわたってヒノキアスナロ天然林が分布しており、随所で生育密度の高い純林となっている。ヒノキアスナロは、本県内でも処々に分布しているが、植物分布上は南限に近く、本地域のように極めて広範囲に分布しているのは特異であり、また、純林を形成することは極めてまれである。ヒノキアスナロの純林は、生育密度が極めて高いため、林内には他の植物がほとんど見られず、林床のヒノキアスナロの矮小木のほかは、高木ではホウノキ、低木はオオバクロモジ、ハイイヌガヤがわずかに生育しており、草本ではホソバカンスゲ、シシガシラが点在するのみである。

ヒノキアスナロ純林部のまわりは、ブナ、ミズナラを主とする落葉広葉樹林がヒノキアスナロを混交しながら取り囲んでおり、表日本と裏日本両系の特有植物が共存していて、植物分布上注目すべき価値がある。

(2) 権利制限関係等の概要

該当なし

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

区域全域を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第15条第4項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

区域を明示するための標識を設置する。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
深沢特別地区	福島県郡山市熱海町石筵の一部国有林阿武隈地域施業計画区郡山事業区（前橋営林局郡山営林署管内）33林班ぬ1、ぬ2並びにぬ3小班別添図面のとおり	43.81ha	国有地 43.81ha	保全地域の区域全域

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	43.81	0	0	0	0	0	43.81	0	0
地区別面積 (ha)	43.81			0			43.81		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための規制に関する事項

福島県自然環境保全条例第 15 条第 3 項に規定する同条第 4 項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県郡山市熱海町石筵の一部 国有林阿武隈地域 施業計画区郡山事業区（前橋営林局郡山営林署管内） 33 林班ぬ 1、ぬ 2 並びにぬ 3 小班 別添図面のとおり	原則として択伐（現在蓄積の 30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐（1 伐区 の面積 2 ha 以内、伐区はつとめて分散させる）を行うことができる。	43.81ha	国有地 43.81ha

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

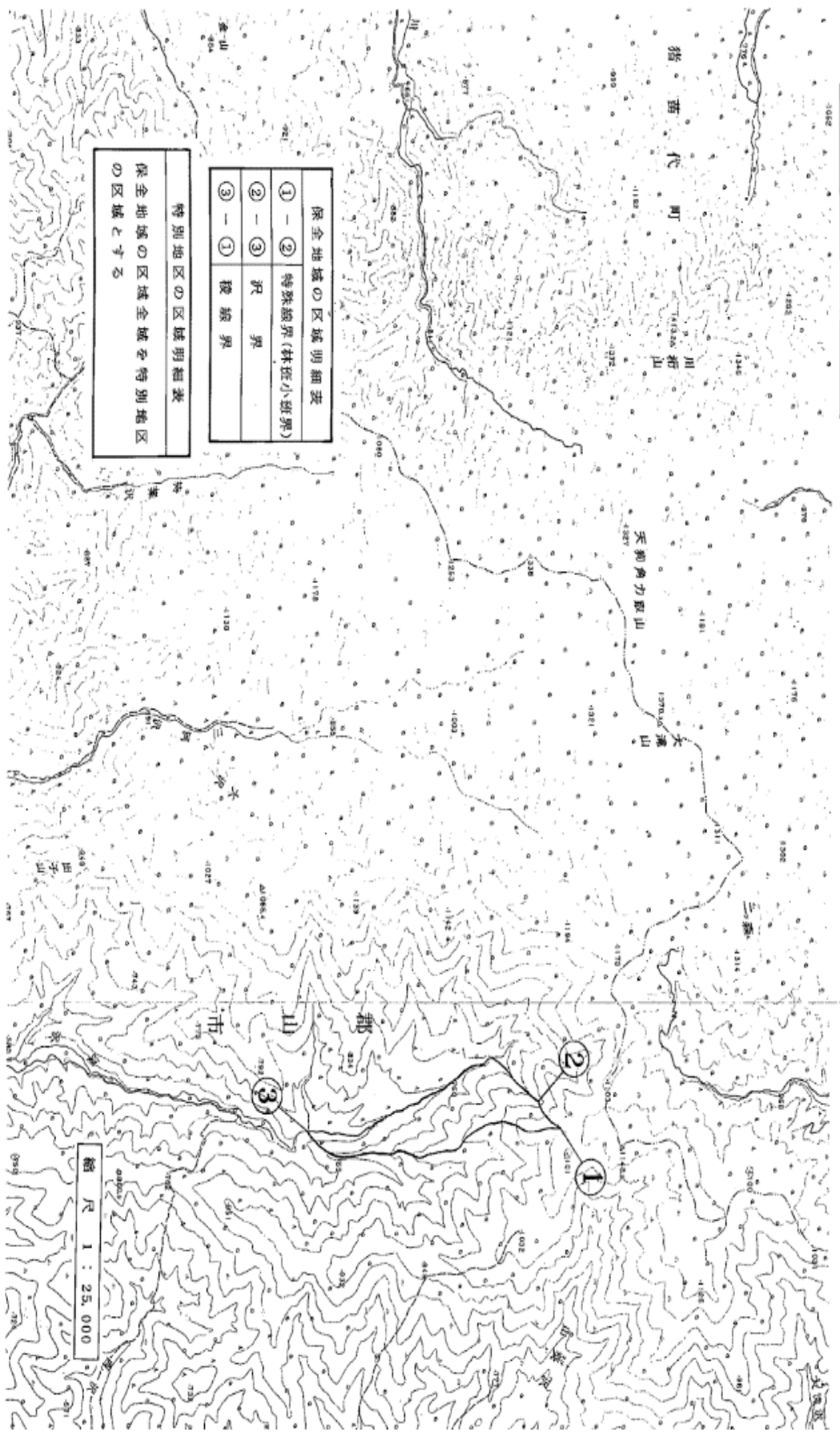
伐採方法、限度	禁伐等			30%以内択伐			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	43.81	0	0	0	0	0	43.81	0	0
方法・限度別面積 (ha)	0			43.81			0			43.81		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む

深沢自然環境保全地域区域図

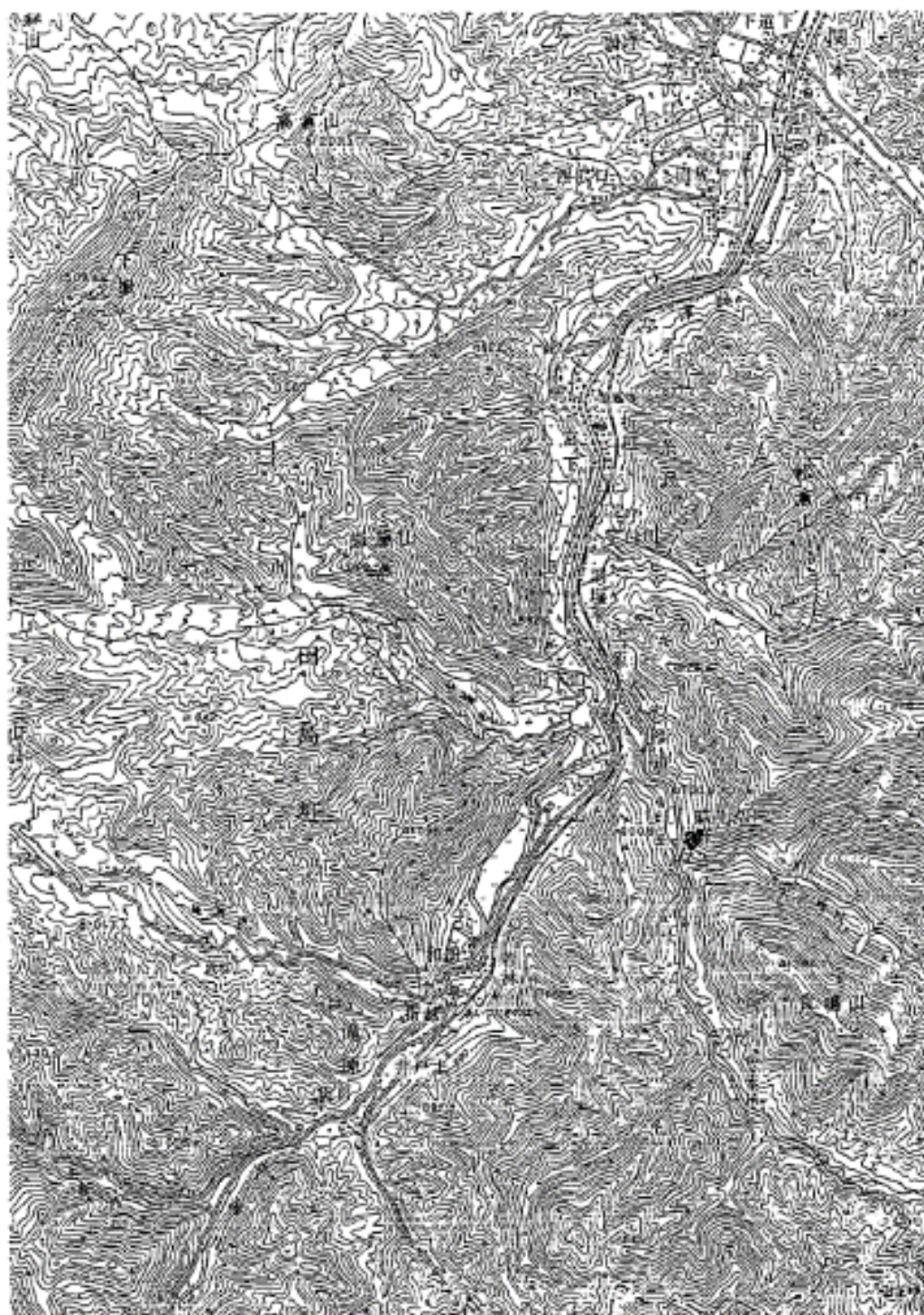


保全地域の区域明細表	
① - ②	特殊線界(林道小班界)
② - ③	沢界
③ - ①	稜線界

特別地区の区域明細表
 保全地域の区域全域を特別地区
 の区域とする

縮尺 1 : 25,000

萩野自然環境保全地域



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

萩野自然環境保全地域

(地域指定 昭和 56 年 7 月 28 日 福島県告示第 1138 号)

1 指定理由

本地域は、節理のある流紋岩崖錐堆積物の崩壊によって形成された風穴地を中心とする地域で、風穴そのものの規模は小さいが数多く密集している。風穴及びその周辺部は、標高 700～750メートルの山麓部にもかかわらず、風穴から吹き出される冷風により低温が保たれているため、オオタカネイバラ等の亜高山性植物やコキンバイ等の稀産植物が自生しており、植物生態学上稀にみる特殊植物群落を形成している。

このように本地域は、地形的に特異性を有し、亜高山性植物及び稀産植物の自生地として学術的価値が高いので、これを保全するため自然環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 12 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の指定要件に該当)

2 自然環境の概要

(1) 植生

風穴及びその周辺部には、オオタカネイバラ、ミヤマシダ、ベニバナイチャクソウ、シラオイハコベ等の亜高山性植物や、コキンバイ、ウサギシダ、ヤナギラン、ネムロチドリ、エゾノタチツボスミレ等の稀産植物が生育しており、そのほかは、高木層としてはシラカンバ、バッコヤナギ、低木層はノリウツギ、アイズシモツケ等、草本層はアマニュウ、サラシナショウマ、カワラマツバ等となっている。

また、この風穴地の周囲は、アカマツ林となっている。

(2) 地形・地質及び自然現象

本地域一帯の基盤岩は、新第 3 系の流紋岩及び梁川層群を主体とし、山頂付近から崩落した流紋岩の崖錐堆積物から成り立っており、風穴はこの堆積物の崩壊によって形成されたものである。風穴の直径は 5～10 センチメートルのものが大部分を占めており、傾斜度約 35 度の急斜面に密集している。

風穴内部は、冬期間において結氷した浸透水の影響で夏期でも 0℃近くの気温となっており、ここから吹き出される冷風

によって風穴の周辺部は付近よりかなり低い気温を維持している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、南会津郡田島町南部に位置し、阿賀川の支流である山王川東岸の山麓の地域であり、数多くの風穴の密集地である。

(2) 位置及び区域

南会津郡田島町大字系沢の一部

(3) 面積

1.28 ヘクタール

(4) 土地所有関係

民有地 (1.28ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
萩野自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生

風穴及びその周辺部は、標高 700～750 メートルの山麓部にもかかわらず、本州亜高山帯に見られるオオタカネイバラ、ミヤマシダ、ベニバナイチヤクソウ、シラオイハコベ等の亜高山性植物やコキンバイ、ウサギシダ、ヤナギラン、ネムロチドリ、エゾノタチツボスミレ等の稀産植物が自生しており、学術的価値の高い風穴植物群落を形成している。

イ 地形

本地域の風穴地は、節理のある流紋岩崖錐堆積物の崩壊によって形成されたものであり、直径 5～10 センチメートルの風穴が密集している。

(2) 権利制限関係の概要

土砂流出防備保安林に指定されている。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

ア 亜高山性植物及び稀産植物が自生している風穴及びその周辺部を特別地区に指定し、福島県自然環境保全条例第 15 条第 4 項の規定に基づいて規制する。

イ 亜高山性植物及び稀産植物の保護を図るため、特別地区全域を野生動植物保護地区に指定し、同条例第 16 条第 3 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 風穴植物の生育を維持するための植生復元施設を設置する。

2 地区の指定に関する事項
特別地区は次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
萩野南特別地区	福島県南会津郡田島町大字系沢の一部 別添図面のとおり	0.36ha	民有地 0.36ha	保全地域の区域のうち風穴及びその周辺部の地区

総括表

区分	特別地区			普通地区			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0.36	0	0	0.92	0	0	1.28
地区別面積 (ha)	0.36			0.92			1.28		
地区別比率 (%)	28.13			71.87			100		

3 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
萩野南野生動植物保護地区	(植物) オオタカネイバラ、コキンバイ、ミヤマシダ、ベニバナイチヤクソウ、ミヤマアキノキリンソウ、ウサギシダ、ヤナギラン、エゾノタチツボスミレ、シラオイハコベ、ネムロチドリ、ゴゼンタチバナ	福島県南会津郡田島町大字系沢の一部 別添図面のとおり	0.36ha	民有地 0.36ha	萩野南特別地区全域とする。

- (2) 福島県自然環境保全条例第 15 条第 3 項に規定する同条第 4 項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
福島県南会津郡田島町大字系沢の一部別添図面のとおり	原則として択伐（択伐率現在蓄積の 30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、皆伐を行うことができる。	0.36ha	民有地 0.36ha

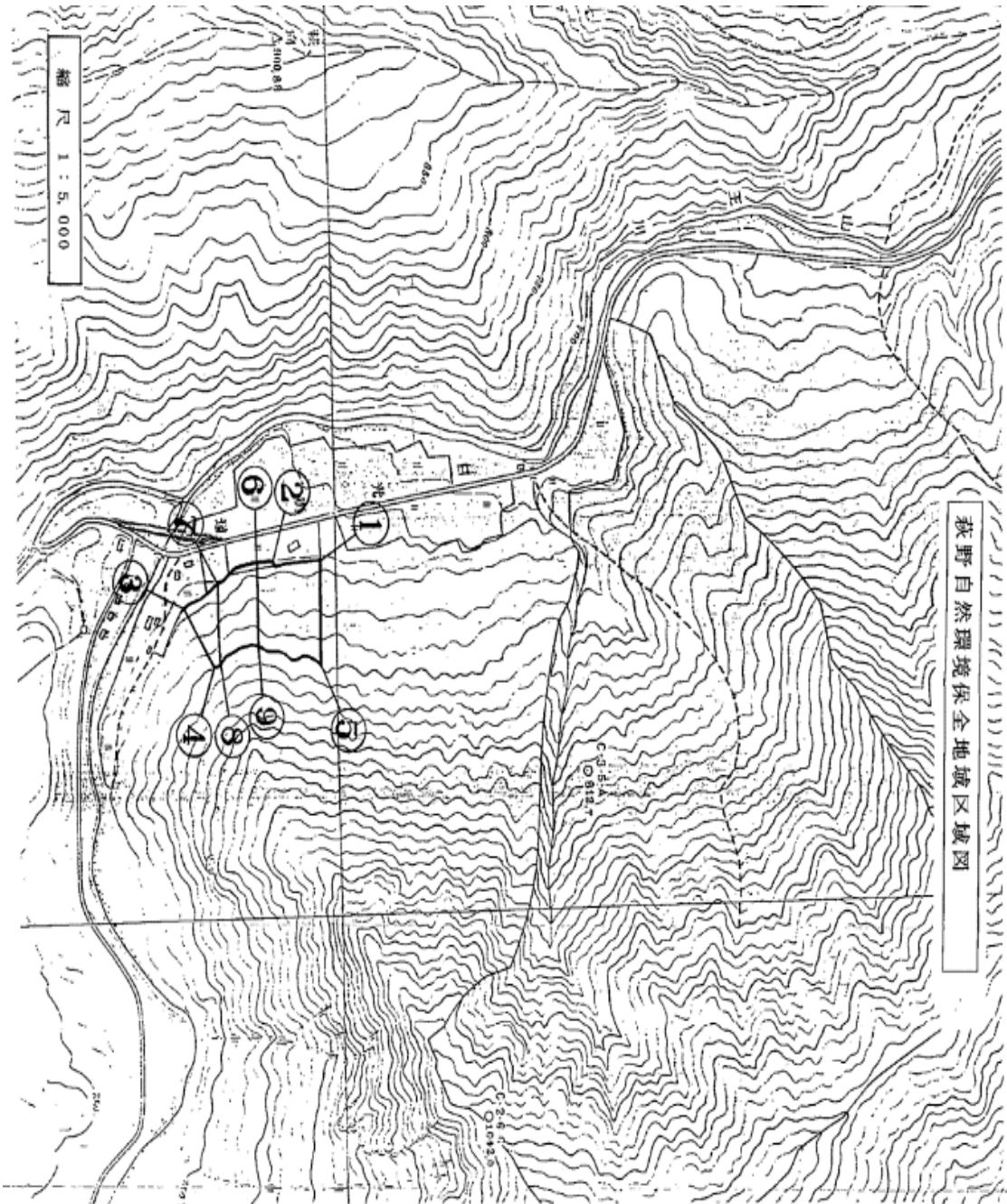
特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法・限度	禁伐等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	0.36	0	0	0	0	0	0.36
方法・限度別面積 (ha)	0			0.36			0			0.36		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

- 4 保全のための施設に関する事項
保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
植生復元施設			新設	

荻野自然環境保全地域区域図



保全地種の区域明細表	
① - ②	地 類 界 (森林と宅地・農地の境界線界)
② - ③	道 路 界
③ - ④	道 路 界
④ - ⑤	特殊境界 (境界 コンタクト - 750 m)
⑤ - ①	特殊境界 (境界 ⑤の地点より万 ①西 270度境界)

特別地区の区域明細表	
⑥ - ⑦	保全地域界
⑦ - ⑧	特殊境界 (⑦の地点より万 ⑧の地点より 方位 90度境界)
⑧ - ⑨	保全地域界
⑨ - ⑥	特殊境界 (⑨の地点より万 ⑥の地点より 方位 270度境界)

<補 考>
 ⑤の地点は、③の地点より 100 m の地点である。
 ⑦の地点は、③の地点より 50 m の地点である。

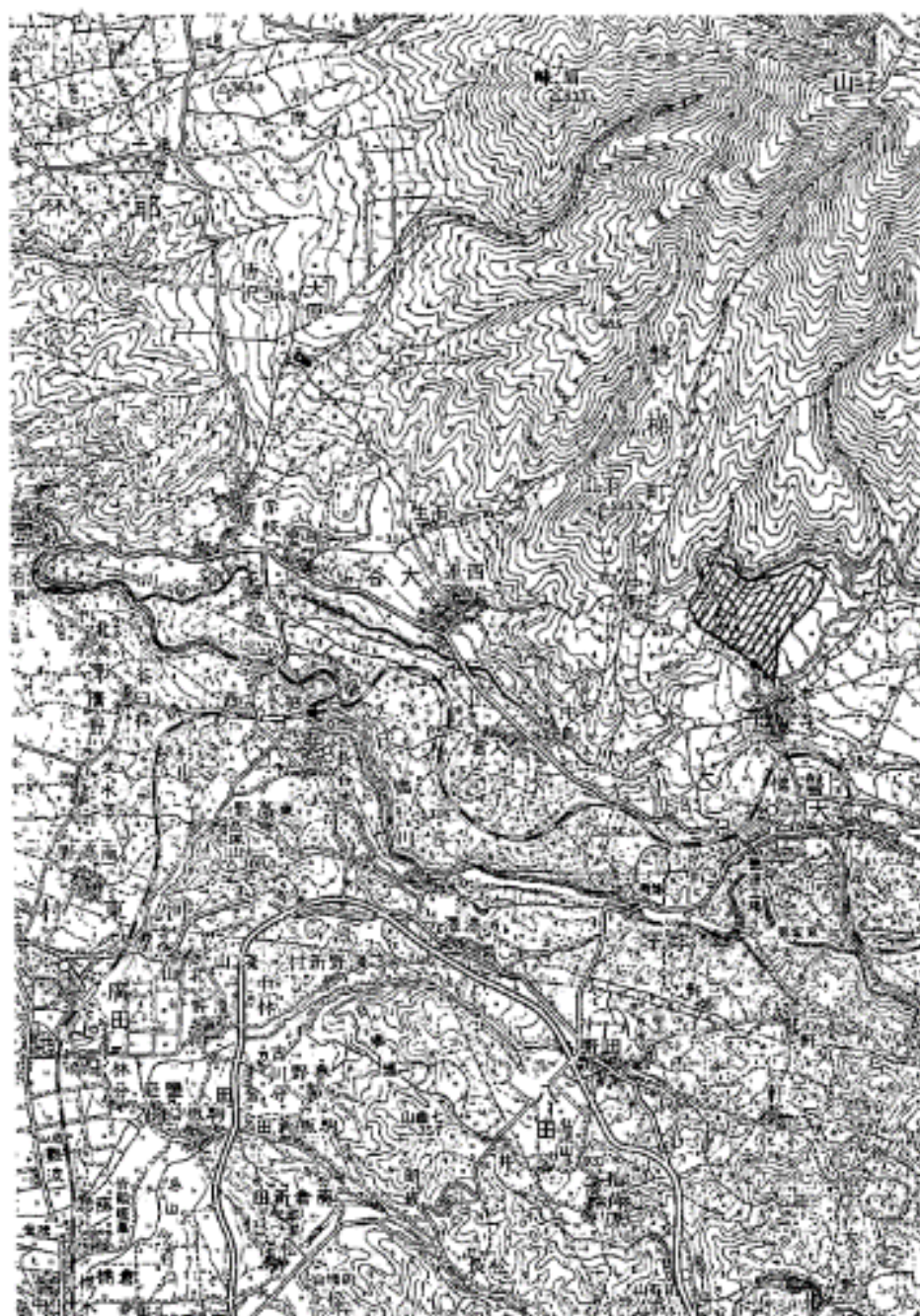
野生動植物保護地区の区域明細表
 特別地区の区域全域を野生動植物保護地区の区域とする。

縮 尺 1 : 5, 000

福島県緑地環境保全地域 保全計画

福 島 県

恵日寺周辺緑地環境保全地域 (第2種)



位置図 1 : 50,000

恵日寺周辺緑地環境保全地域保全計画

〔第2種〕

(地域指定 昭和49年3月22日 県告示第266号)

第1 指定理由

本地域は、耶麻郡磐梯町の中心部に位置し、花川によってつくられた扇状地形の地域である。

この扇状地の扇央部には、1170年前の大同年間に徳一大師によって建立された恵日寺があり、周囲の自然と一体となり良好な自然環境を形成している。

このように本地域は、歴史的、文化的資産と一体となり良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第20条第1項第2号の指定要件に該当)

第2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 耶麻郡磐梯町
2. 面積 58.90ヘクタール

第3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、大谷川の支流となっている花川によってつくられた傾斜5～6°の扇状地形の地域で、扇央部には、国指定の重要文化財である恵日寺が存在する。恵日寺は、今から約1170年前の大同年間に徳一大師によって悪魔退散の目的で建立されたものである。

この恵日寺周辺には、杉の樹林とアカマツ、ケヤキ、クルミ等の自然性樹林が発達しており、林床には、ヒメザゼンソウ、トリカブト、フッキソウ、オオウバユリ、コチャルメルソウ等が生育している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

恵日寺周辺の扇状地形を第2種緑地環境保全地域に指

定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

第 2 種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
恵日寺周辺緑地環境保全地域	耶麻郡磐梯町大字磐梯地内	別添図面のとおりに	58.90ha		

4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	恵日寺周辺緑地環境保全地域巡視歩道			改良	
2					

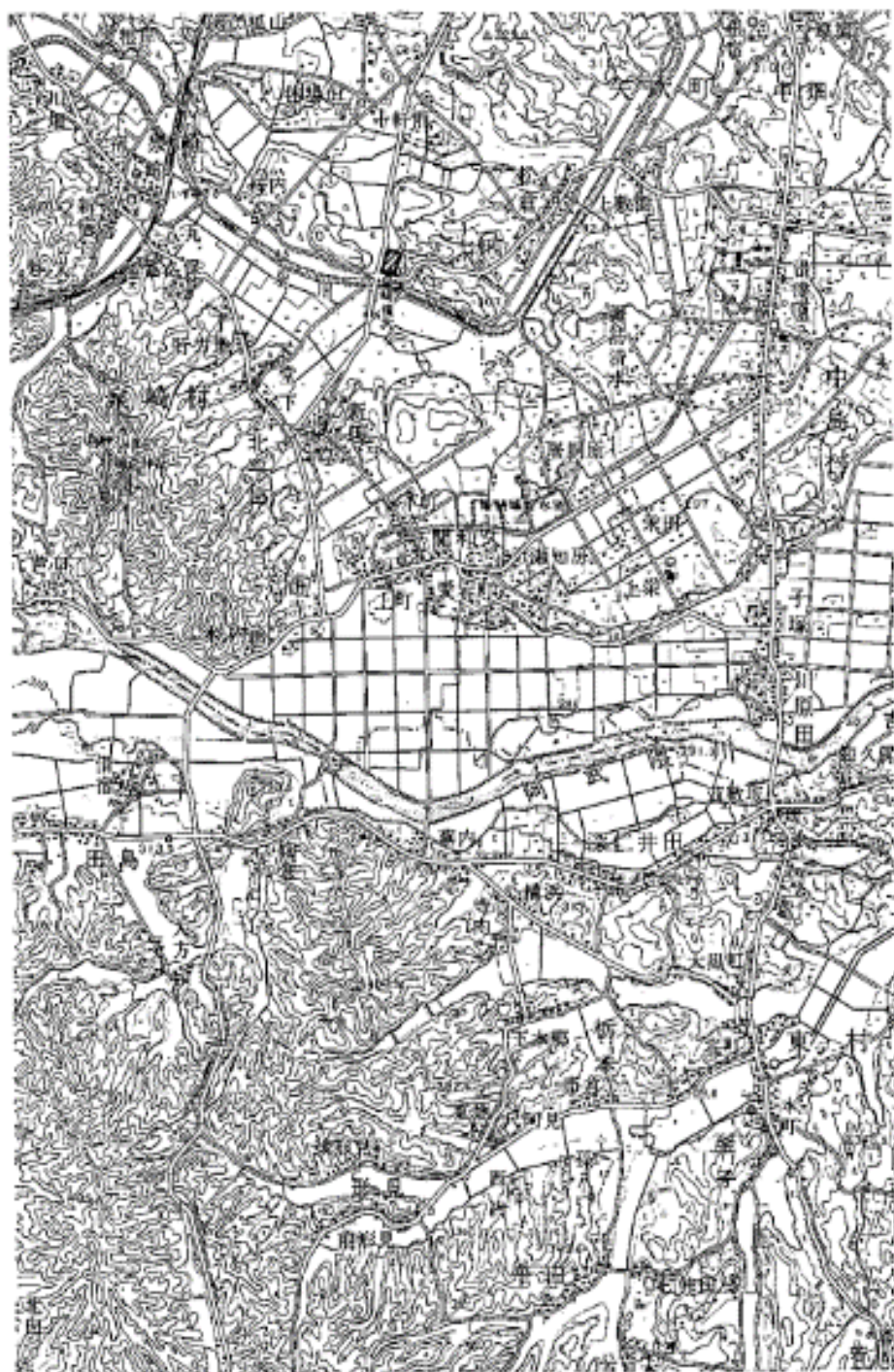


恵日寺周辺緑地環境保全地域区域図
【第 2 種】

①-②	道路界
②-③	特殊線界(国指定文化財指定地界)
③-④	河川界
④-⑤	道路界
⑤-①	道路界
⑥-⑥	特殊線界(国指定文化財指定地界)

縮尺 1 : 25,000

白石山緑地環境保全地域
(第1種)



位置図 1 : 50,000

白石山緑地環境保全地域保全計画

〔第1種〕

(地域指定 昭和49年3月22日 県告示第266号)

第1 指定理由

本地域は、西白河郡泉崎村東部に位置する標高329メートルの白石山の東斜面一帯の地域で、泉崎壁画横穴古墳が存在する。この歴史的、文化的資産と一体となって、アカマツとコナラの混交林が良好な自然環境を形成している。

このような本地域は、貴重な歴史的、文化的資産と一体となり良好な自然環境を形成しているので、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第20条第1項第2号の指定要件に該当)

第2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 西白河郡泉崎村
2. 面積 2.70ヘクタール

第3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、西暦1200年から1400年ごろに造営されたといわれる泉崎壁画横穴古墳が存在する歴史的、文化的に貴重な地域である。

横穴古墳は、当初3個あったが、うち2個は風化して原形をようやくとどめている程度である。しかし、残りの1個は、ほぼそのままの形で残されている。

この古墳の周囲は、高齢樹のアカマツとコナラが混交しており、ヤマツツジ、コゴメウツギ、ハギ等が低木層を構成している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

古墳が存在する白石山の東斜面一帯を、第1種緑地環境保全地域に指定する。

- イ 規制に関する基本方針
福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。
- (2) 保全施設に関する基本方針
 - ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。
 - イ 歴史的に貴重な泉崎壁画横穴古墳を護るため、保護柵を設置する。
 - ウ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。
 - エ 保健休養のための園地を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

第 1 種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
白石山緑地環境保全地域	西白河郡泉崎村大字泉崎字白石山地内	別添図面のとおり	2.70ha		

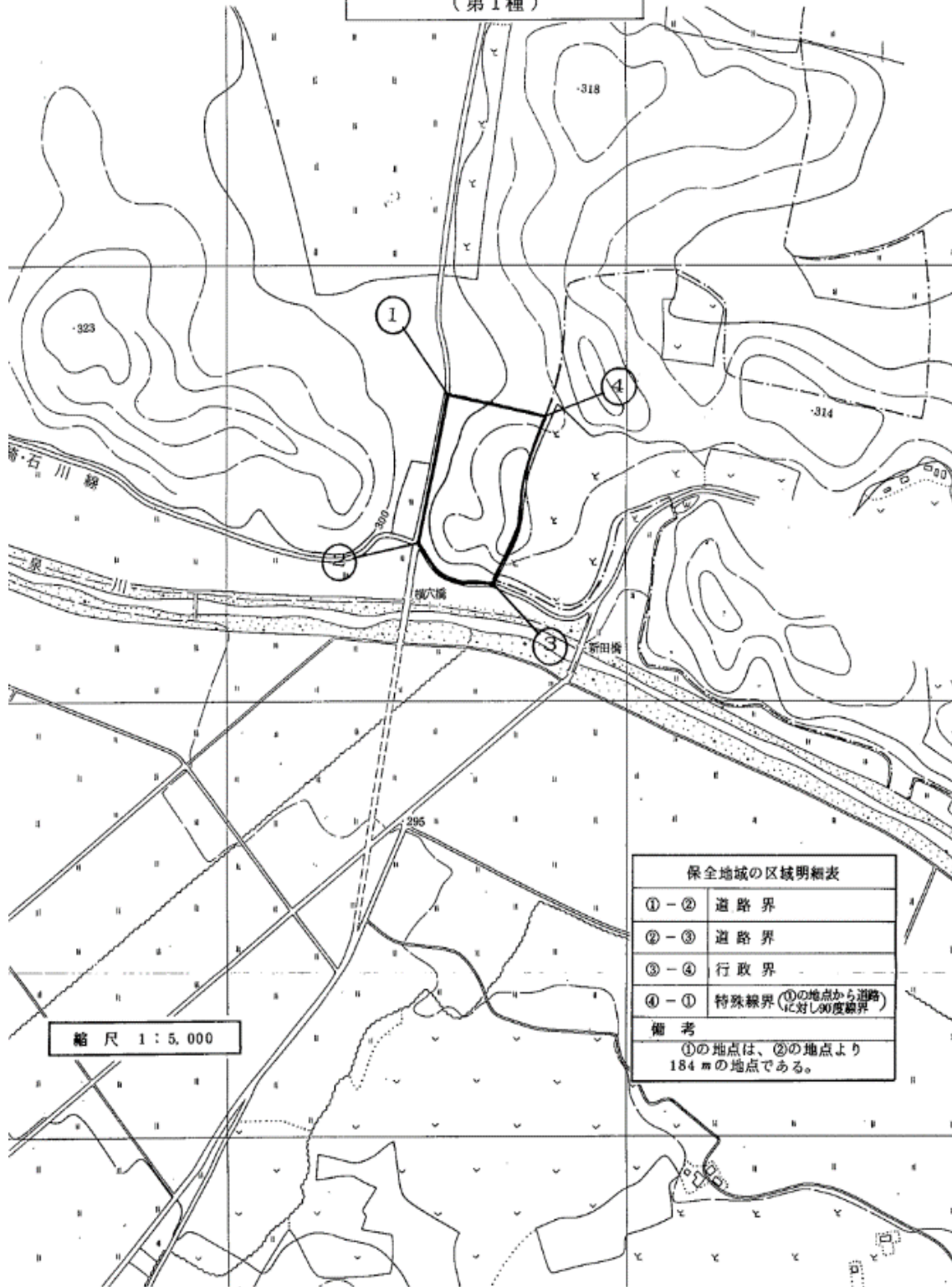
4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	保護柵			//	
3	巡視歩道			//	
4	園地			//	

白石山緑地環境保全地域区域図
(第1種)



縮尺 1 : 5,000

保全地域の区域明細表	
① - ②	道路界
② - ③	道路界
③ - ④	行政界
④ - ①	特殊線界 (①の地点から道路 に対し90度線界)
備考	
①の地点は、②の地点より 184 mの地点である。	

烏峠山緑地環境保全地域
(第2種)



位置図 1 : 50,000

烏峠山緑地環境保全地域保全計画

〔第2種〕

(地域指定 昭和49年3月22日 県告示第266号)

第1 指定理由

本地域は、西白河郡泉崎村のほぼ中央部に位置する標高486メートルの丘陵地の地域で、烏峠稻荷神社で代表される種々の歴史的資産に恵まれている。

また、山全体が、アカマツ、コナラ林に覆われており良好な自然環境を形成している。

このように本地域は、歴史的、文化的資産と一体となり良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第20条第1項第2号の指定要件に該当)

第2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 西白河郡泉崎村
2. 面積 42.40ヘクタール

第3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、西暦814年に、藤原俊仁公が建立したもので、五穀、養蚕の守護神である倉稻魂命が祭られている。その他、弘法大師、源頼義、また源義家等の伝説も多く語られている。

泉崎村一番の高さを誇る本地域の植生は、コナラを主とする雑木林となっているが、一部にアカマツの天然林もみられる。

また、本地域にみられる岩質は、花崗岩の圧砕岩となっており、花崗岩がある時期において地殻変動を蒙り、破碎されながら、ある部分においては弱い再結晶作用を起し、花崗岩の圧砕岩をつくったものと思われる。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

歴史的資産に恵まれた烏峠山全域を、第2種緑地環境

保全地域に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保健休養のための園地を設置する。

3. 区域の設定に関する計画

第 2 種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
烏峠山緑地環境保全地域	西白河郡泉崎村 大字泉崎地内	別添図面 のとおり	42.40ha		

4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

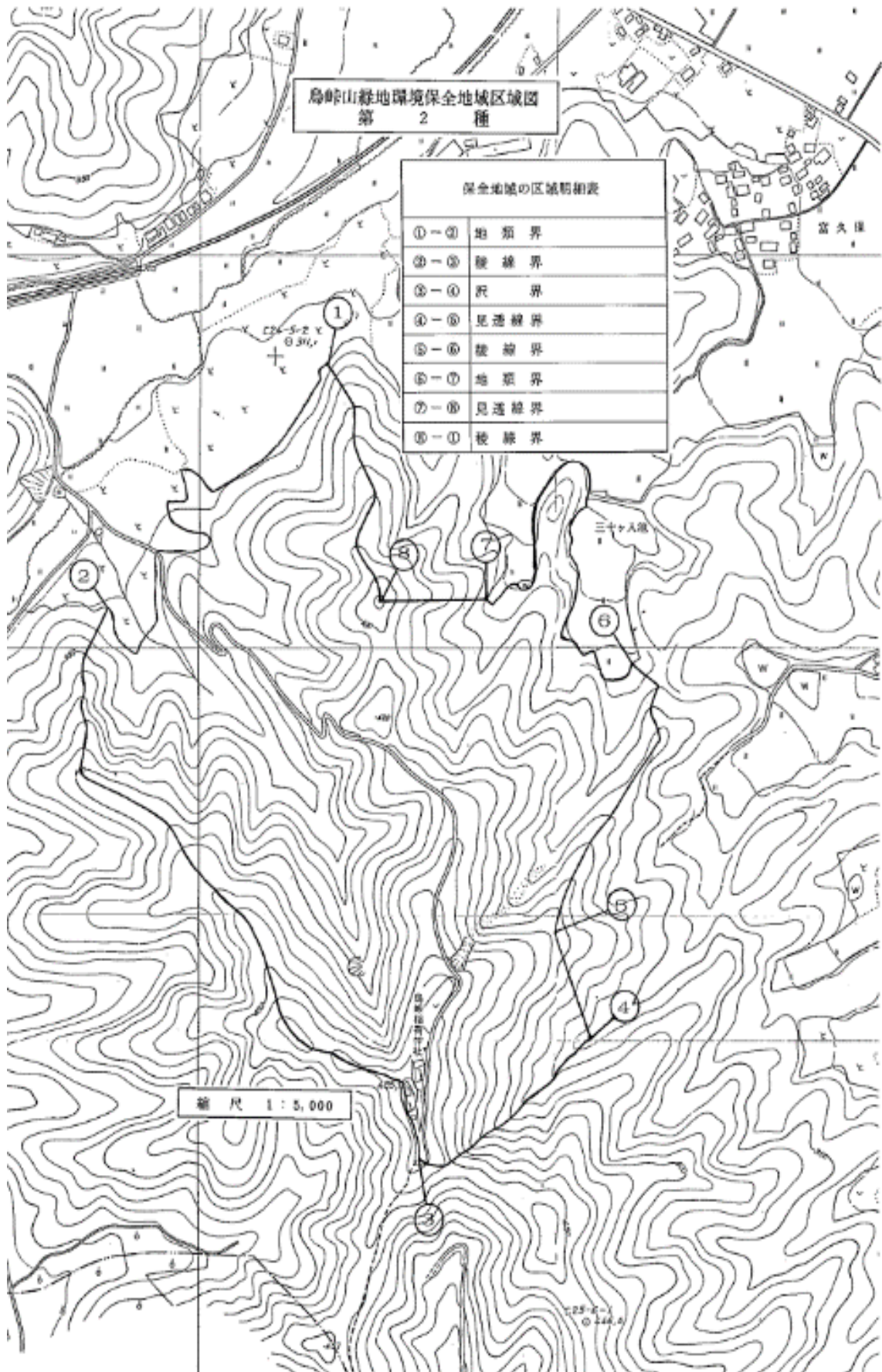
管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	園地			//	
3					

鳥峠山緑地環境保全地域区域図
第 2 種

保全地域の区域明細表

①-②	地類界
②-③	稜線界
③-④	沢界
④-⑤	見透線界
⑤-⑥	稜線界
⑥-⑦	地類界
⑦-⑧	見透線界
⑧-⑨	稜線界



縮尺 1 : 5,000

赤坂緑地環境保全地域 (第1種)



位置図 1 : 50,000

赤坂緑地環境保全地域 保全計画

〔第 1 種〕

(地域指定 昭和 50 年 2 月 28 日 県告示第 180 号)

第 1 指定理由

本地域は、伊達郡保原町東部の集落地に近接するアカマツ、コナラの樹林地であり、風致的機能を有するとともに保健休養の場として広く活用されている。

このように本地域は、保健休養の場として良好な自然環境を形成しているので、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 20 条第 1 項第 1 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 伊達郡保原町
2. 面積 2.40 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、県北地方における典型的な植生であるアカマツを優占種としたアカマツ、コナラ林であり、このほかに高木層としては、カラマツ、モミ、カエデ類が生育している。低木層としては、ネズ、ヤマハギ、ヌルデ、コゴメウツギ等が生育しており、草本層には、ススキ、ヒカゲスゲ等がみられる。

野生動物としては、ホオジロ、ヒヨドリ、ムクドリ、カケス等の鳥類が豊富である。

また、本地域は、新生代第四紀初期の土礫層を呈し、一部に熔岩流、板状節理がみられる。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

県北地方における典型的な植生であるアカマツ、コナラ林の生育する地域一帯を第 1 種緑地環境保全地域に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保健休養のための園地を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

第 1 種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
赤坂緑地環境保全地域	伊達郡保原町大字金原田字赤坂地内	別添図面のとおり	2.40ha	公有地 2.40ha	

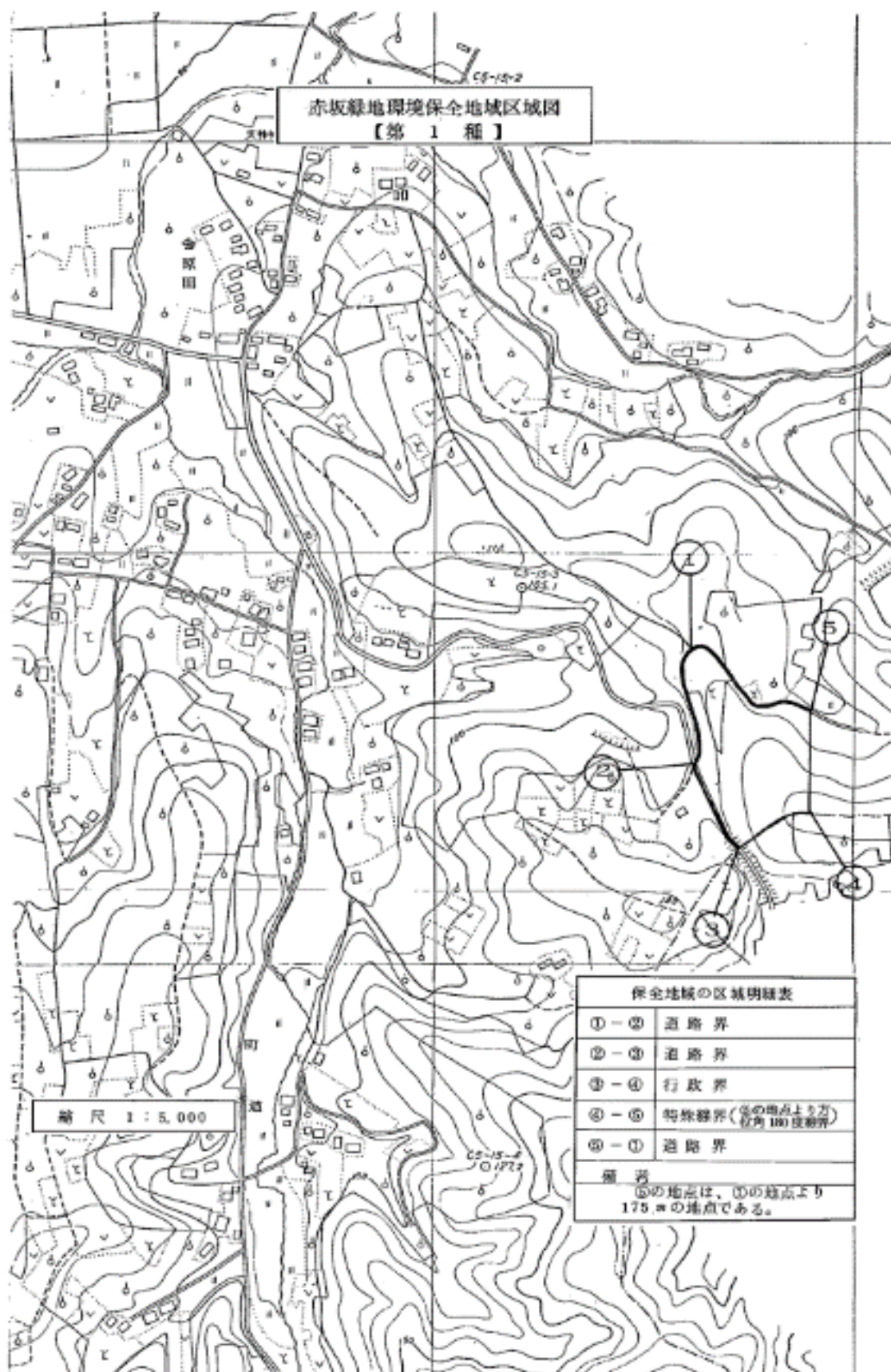
4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	園地			〃	
3					

赤坂緑地環境保全地域区域図
【第 1 種】



縮尺 1:5,000

保全地域の区域明細表

①-②	道路界
②-③	道路界
③-④	行政界
④-⑤	物線境界(④の地点より方 位角 180 度線界)
⑤-①	道路界

備考

⑤の地点は、①の地点より
175m の地点である。

花見山緑地環境保全地域
(第1種)



位置図 1 : 50,000

花見山緑地環境保全地域保全計画

〔第1種〕

(地域指定 昭和50年2月28日 県告示第180号)

第1 指定理由

本地域は、伊達郡保原町南西部の集落地に近接する標高300メートルの花見山一帯の地域で、ヤマツツジの自生地として、保健休養の場に利用される。

このように本地域は、保健休養の場として良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第20条第1項第1号の指定要件に該当)

第2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 伊達郡保原町
2. 面積 3.30ヘクタール

第3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域は、樹高1メートル、樹冠1.5メートルから1.8メートルに及ぶヤマツツジが山一帯に自生しており、この生育密度は非常に高い。

野生動物としては、ヤマバト、カケス、ホオジロ等の鳥類が豊富である。

また、本地域の基盤は、集塊岩(角礫岩)及び安山岩からなり、前者は多孔質の輝石安山岩が主で、若干の玄武岩も含まれているが、後者はかなり塩基性が強く、板状節理がよく発達している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

ヤマツツジが高密度に自生する花見山一帯の地域を第1種緑地環境保全地域に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保健休養のための園地を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

第 1 種保全地域の区域は、次のとおりとする。

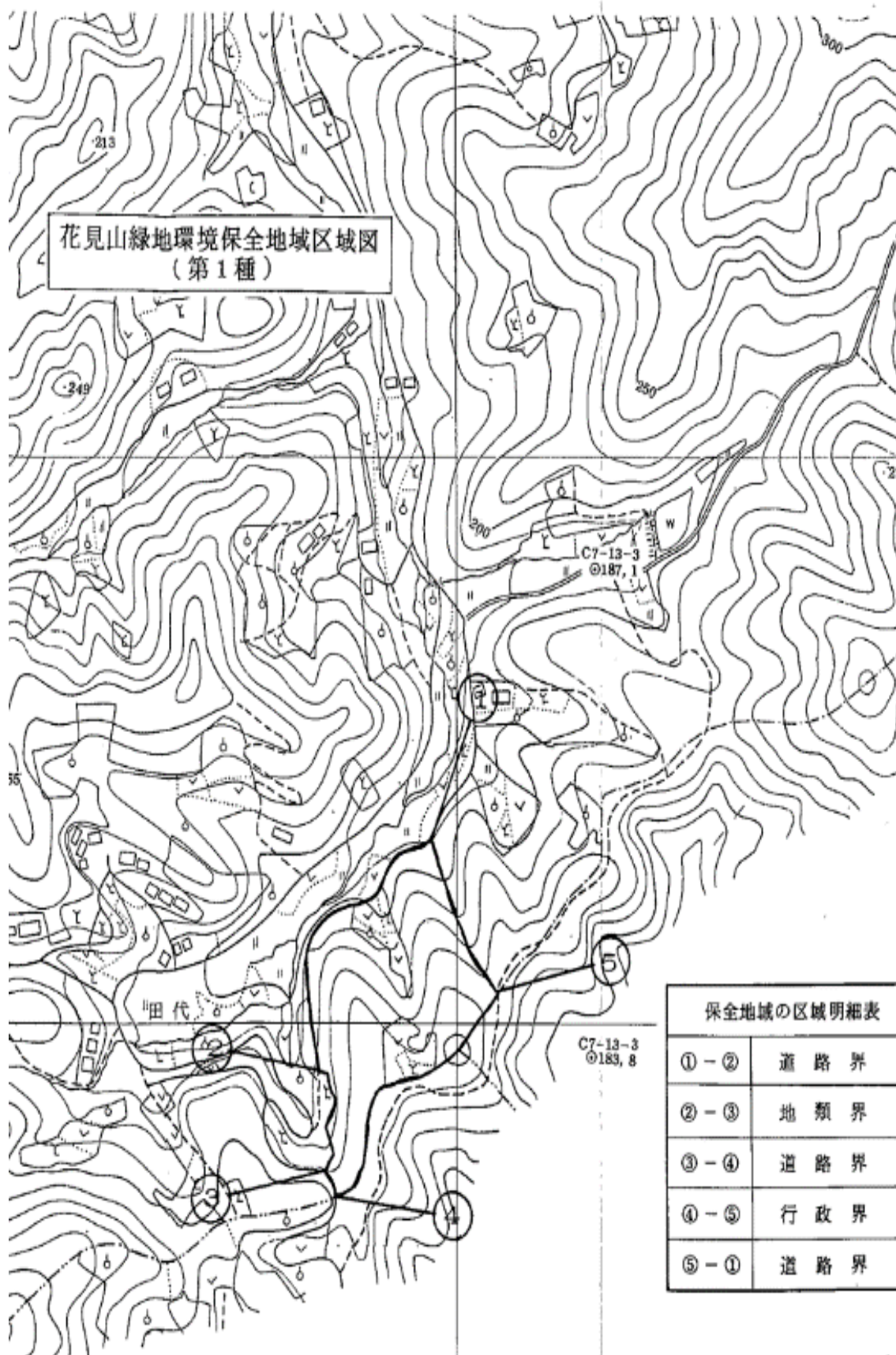
名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
花見山緑地環境保全地域	伊達郡保原町 大字富沢字下 田代地内	別添図面 のとおり	3.30ha	公有地 2.40ha 私有地 0.90ha	

4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	園地			新設	



花見山緑地環境保全地域区域図
(第1種)

① - ②	道路界
② - ③	地類界
③ - ④	道路界
④ - ⑤	行政界
⑤ - ①	道路界

堂山王子緑地環境保全地域 (第 1 種)



位置図 1 : 50, 000

堂山王子緑地環境保全地域保全計画

〔第 1 種〕

(地域指定 昭和 50 年 6 月 6 日 県告示第 642 号)

第 1 指定理由

本地域は、田村郡船引町南部の集落地に近接する堂山王子神社を中心とする地域で、社叢には、スギ、カヤ、シダレザクラ等の大木が生育しており、良好な自然環境を形成している。

このように本地域は、歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然環境を形成しているので、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第 20 条第 1 項第 2 号の指定要件に該当)

第 2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 田村郡船引町
2. 面積 0.90 ヘクタール

第 3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

本地域の植生は、クリーコナラ群落となっているが、一部には樹齢約 150 年以上、胸高直径 80~100 センチメートル、樹高 20 メートルのスギの大木、及びカヤ、シダレザクラ等の大木が生育している。

これらが、大同 2 年（西暦 807 年）、坂上田村利仁によって建立されたといわれる堂山王子神社をはじめとする歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然環境を形成している。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然環境を形成している地域を第 1 種緑地環境保全地域に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づ

いて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

3. 区域の設定に関する計画

第1種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
堂山王子緑地 環境保全地域	田村郡船引町 大字門沢地内	別添図面 のとおり	0.90ha	私有地 0.90ha	

4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					



隱津島神社緑地環境保全地域 (第 1 種)



位置図 1 : 50,000

隠津島神社緑地環境保全地域保全計画

〔第1種〕

(地域指定 昭和52年10月28日 県告示第1205号)

第1 指定理由

本地域は、郡山市の西南部に位置し、享保年間に建立されたといわれている隠津島神社を、原始性の高い天然林が取り囲む良好な自然地域である。

天然林を構成している樹種は、ミズナラ、トチノキ、オヒョウ等で、その付近には、小規模ではあるが風穴も見ることができる。

このように本地域は、神社とそれを取り巻く形で、原始性の高い天然林が発達しているので、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第20条第1項第1号及び第2号の指定要件に該当)

第2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 郡山市
2. 面積 12.50 ヘクタール

第3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

隠津島神社は、享保年間（西暦1650年ごろ）に建立されたものであり、市許嶋比売命、多岐都比売命、多岐理比売命の三女神を祭った産業、文化、交通の主護神とされている。

原始性の高い天然林が、この神社を取り巻くように発達している、高木層としては、ミズナラ、ヤマモミジ、イタヤカエデ、トチノキ、オヒョウ、サワグルミ、サワシバ等があり、低木層としては、ムラサキシキブ、ヒメアオキ、ハナイカダ、イヌツゲ、イヌガヤ、ガマズミ、ヤマグワ等が生育している。また、草本層には、タマアジサイ、トリアシショウマ、ミズヒキ、ミヤマイラクサ、ゼンマイ、オシダ、ツヤナシイノデ、リョウメンシダ等が生育している。コケ類も豊富で、シワラツコゴケ、ホウオウゴケ、オオシッポゴケ、セイタカスギゴケ、コ

セイタカスギゴケ、タチゴケ、タマゴケ等が見られる。

ここで見ることのできる風穴は、熔結凝灰岩の割れ目であり、熔結凝灰岩が噴出後、急冷し固結するとき多くの節理が生じたものと考えられる。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

隠津島神社々叢に存在する天然林とその周囲一帯を第1種緑地環境保全地域に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第23条第1項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

ウ 保健休養のための園地を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

第1種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
隠津島神社緑地 環境保全地域	郡山市湖南町 福良地内	別添図面 のとおり	12.5ha	私有地 12.5ha	

4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

(1) 管理舎・標識等

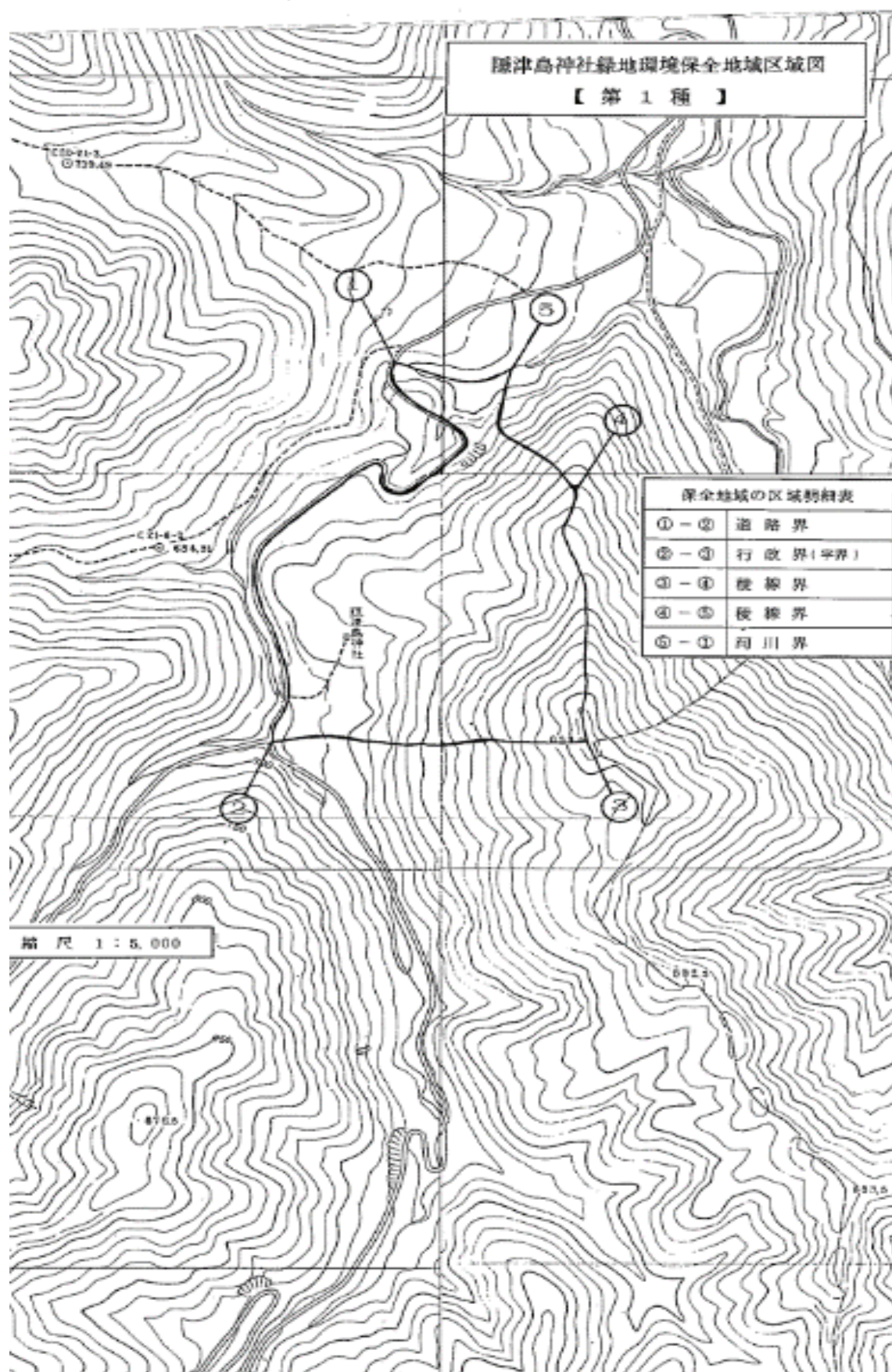
番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2	園地			〃	
3					

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	隠津島神社緑地環境保全地域巡視歩道			改良	
2					

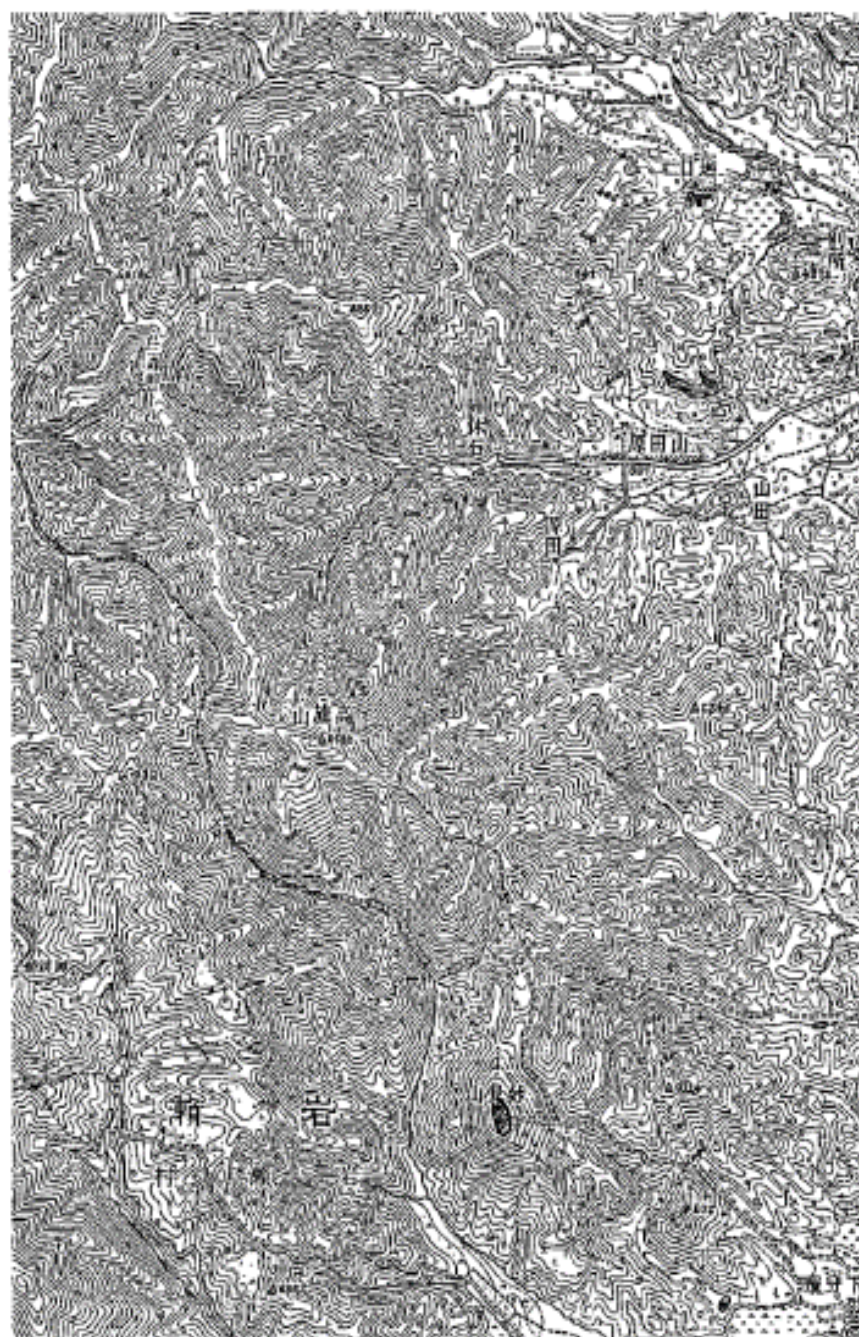
隠津島神社緑地環境保全地域区域図

【 第 1 種 】



縮尺 1 : 5,000

妙見山緑地環境保全地域 (第1種)



位置図 1 : 50,000

妙見山緑地環境保全地域保全計画

〔第1種〕

(地域指定 昭和52年10月28日 県告示第1205号)

第1 指定理由

本地域は、郡山市及び岩瀬郡岩瀬村に跨る妙見山の東部斜面にあたり、ブナミズナラの原生林を含む良好な自然地域である。

山頂には、神亀元年に建立されたといわれている飯豊和氣神社があり、周囲の環境に溶け込みすぐれた自然環境を形成している。

このように本地域は、神社と原生林を含む自然地域が一体となり、良好な自然環境を形成しているので、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

(福島県自然環境保全条例第20条第1項第1号及び第2号の指定要件に該当)

第2 保全区域

本地域の区域は、別添図面のとおりとする。

1. 関係市町村 郡山市
2. 面積 5.50 ヘクタール

第3 保全計画

1. 保全すべき自然環境の特質

妙見山々頂に所在する飯豊和氣神社は、神亀元年(西暦724年ごろ)御饌津神を祭り、衣食住の主護神とされている。

飯豊和氣神社に至る参道沿いには、小規模ではあるが原生林を見ることができる。この構成植物は、高木層としては、ミズナラを優占とするブナ、クリ、ミズキ、ヤマモミジ、ホウノキ、イヌシデ等であり、低木層には、ハウチワカエデ、エゴノキ、ハリギリ、ヤマツツジ、コゴメウツギ、クロモジ、ウワミズザクラ、ガマズミ等がみられる。また、草本層には、スズタケ、フシグロセンノウ、チゴウリ、キケンショウマ等が生育している。

山頂付近には、高木層として、ブナ、ミズナラ、クリ、シナノキ、ヒメヤシャブシ、ナツツバキ、シノハシバミ、ヤマボウシ、イヌシデ等が生育しており、林床植物としては、スズタ

ケ、ススキ、ワレモコウ、アズマネザサ、スマレサイシン、ヌスビトハギ、ノガリヤス、ショウジョウスゲ、トリアシシヨウマ等がみられる。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 指定及び保全のための規制に関する基本方針

ア 指定に関する基本方針

飯豊和気神社に至る参道沿いの原生林とその周囲一帯を第1種緑地環境保全地域に指定する。

イ 規制に関する基本方針

福島県自然環境保全条例第23条第1項の規定に基づいて規制する。

(2) 保全施設に関する基本方針

ア 保全地域の区域を明示するための標識を設置する。

イ 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

3. 地区の区域設定に関する計画

第1種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	総面積	土地所有別面積	摘要
妙見山緑地環境保全地域	郡山市三穂田町飯森山地内	別添図面のとおり	5.50ha	私有地 5.50ha	

4. 保全のための施設に関する計画

本地域の保全をはかるため、必要に応じて次の事業を実施する。

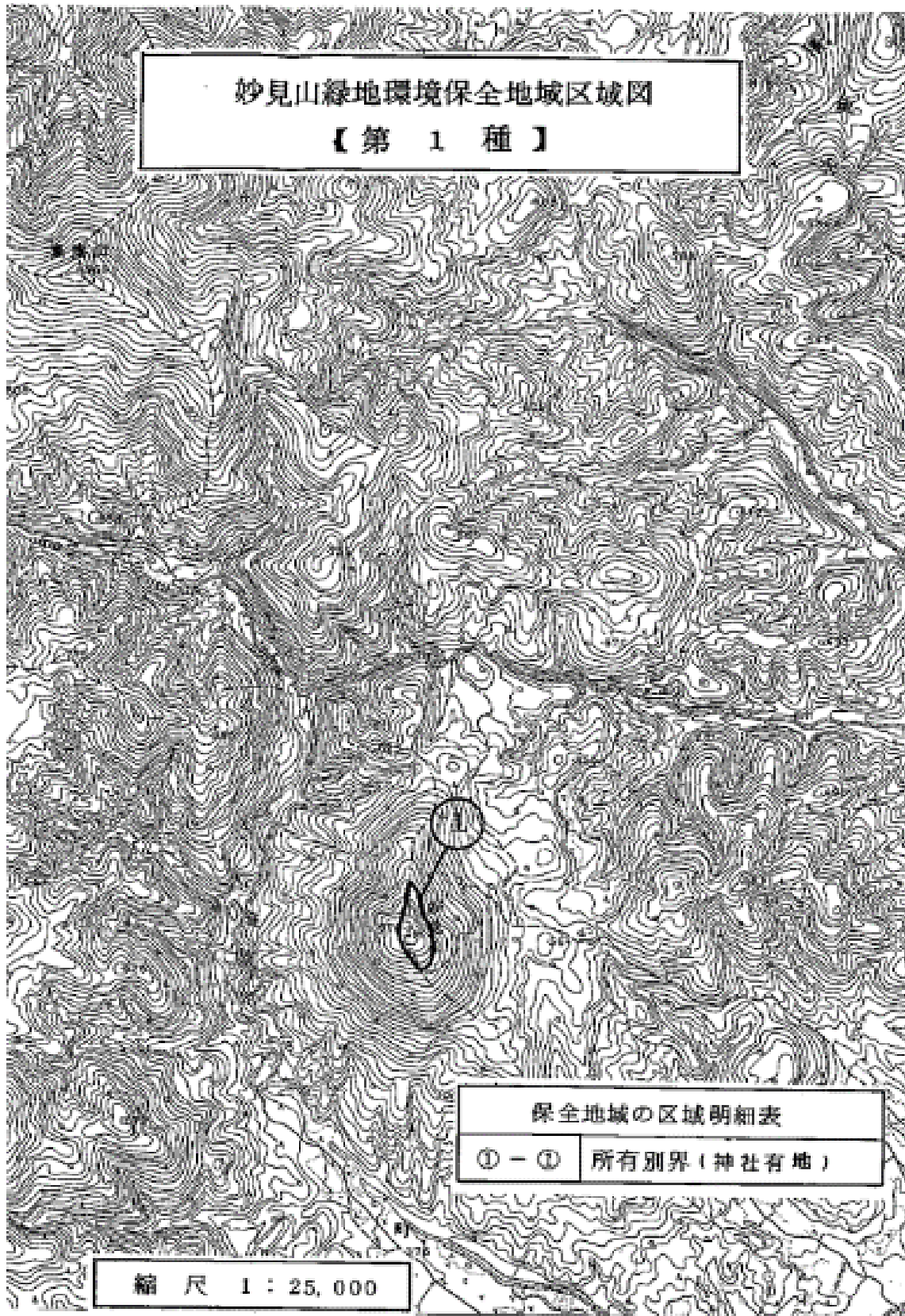
(1) 管理舎・標識等

番号	施設の種類	施設箇所	位置	工種	摘要
1	標識			新設	
2					

(2) 巡視歩道等

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地	工種	摘要
1	妙見山緑地環境保全地域 巡視歩道			改良	
2					

妙見山緑地環境保全地域区域図
【第 1 種】



稚児舞台・島山緑地環境保全地域



位置図 1 : 25.000

〈 指 定 書 〉
稚児舞台・島山緑地環境保全地域

1 指定理由

本地域は、安達郡安達町東南部に位置する兒子山を中心とした地域で、兒子山を形成している花崗岩が阿武隈川の浸食により奇岩、怪石となっており、この花崗岩の露出部には、本州（関東以西）、九州、四国に分布が限られているユキヤナギ（当地ではチゴザクラと呼ぶ）の生育がみられる。

このように本地域は、浸食により形成された奇岩、怪石と植物分布上貴重なユキヤナギの生育地として良好な自然環境を形成しているので、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第 20 条第 1 項第 1 号の指定要件に該当）

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域の植生は、兒子山一帯の森林地域と阿武隈川の浸食により奇岩、怪石となった河岸からなっており、兒子山一帯の森林は高木層として、コナラ、イヌシデ、エゴノキ、ウリハダカエデ、カスミザクラ、イヌエンジュ等、亜高木層としては、カヤ、ネムノキ等が生育している。低木層としては、ヤマハギ、ヤマモミジ、ガマズミ、ムラサキシキブ等、草本層としては、ホソバヒカゲスゲ、アズマネザサ、ヤマフジ等がみられる。

浸食を受けた河岸には、テイカカズラ、ノキシノブ、シモツケ、テリハノイバラ、ヤマイタチシダ、カワヤナギ、タチツボスミレ、キボウシゴケ、スナゴケ等が生育しており、分布が本州（関東以西）、九州、四国と限定されているユキヤナギ（当地ではチゴザクラと呼ぶ）も数多くみられる。

(2) 野生動物

動物相としては、スジグロシロチョウ、ミヤマセセリ、ダイミョウセセリ、ルリシジミ、キタテハ、クロヒカゲ、ミドリヒョウモン、ルリタテハ、エグリトラカミキリ、ヒメマルカメムシ、ナツアカネ、アオイトトンボ等の昆虫類の生育が多く、また鳥類では、ヒヨドリ、シジュウカラ、セグロセキレイ、エナガ、ヤブサメ、カケス、ヤマセミ等が生息している。このヤ

マセミは、警戒心が強く大型のカワセミ類である。

(3) 地形・地質

本地域の基盤を構成している花崗岩が、阿武隈川の浸食作用を受け、奇岩、怪石及び断崖を形づくり、おう穴が認められ地形上すぐれた景観を呈している。

(4) 歴史的環境

本地域の名称である稚児舞台の由来には、雨乞いの際石の上に棧敷を設けて稚児を舞わせたとする説と、安達太郎重忠と天女との間に生まれた子が、ここで舞いながら天の母を待ちうけたという説がある。

その他、源義家が崖面中段に鏃で彫ったといわれる磨崖仏がある。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、安達郡安達町の東南部に位置する兒子山と阿武隈川にはさまれた地域である。

(2) 位置及び区域

安達郡安達町大字上川崎の一部

(3) 面積

4.54 ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地 (0.56ha)

民有地 (3.98ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

稚児舞台・島山緑地環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア、 植生

阿武隈川河岸の花崗岩の露出部には、本州（関東以西）、九州、四国に分布が限られているユキヤナギ（チゴザクラ）が生育している。

イ、 地形・地質

兒子山を形成している花崗岩が阿武隈川の浸食作用を受け、奇岩、怪石及び断崖を形づくっており、おう穴も認められる。

(2) 権利制限関係等の概要

該当なし

(3) 保全のための規制に関する方針

兒子山一帯及び阿武隈川の浸食を受けた河岸を第一種緑地環境保全地域に指定し、福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア、 区域を明示するための標識を設置する。

イ、 保健休養のための園地を設置する。

2 地区の区域設定に関する事項

第 1 種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
稚児舞台・島山第 1 種緑地環境保全地域	安達郡安達町大字上川崎の一部	別添図面のとおり	4.54ha	公有地 0.56ha 民有地 3.98ha	保全地域の区域全域

区域設定総括表

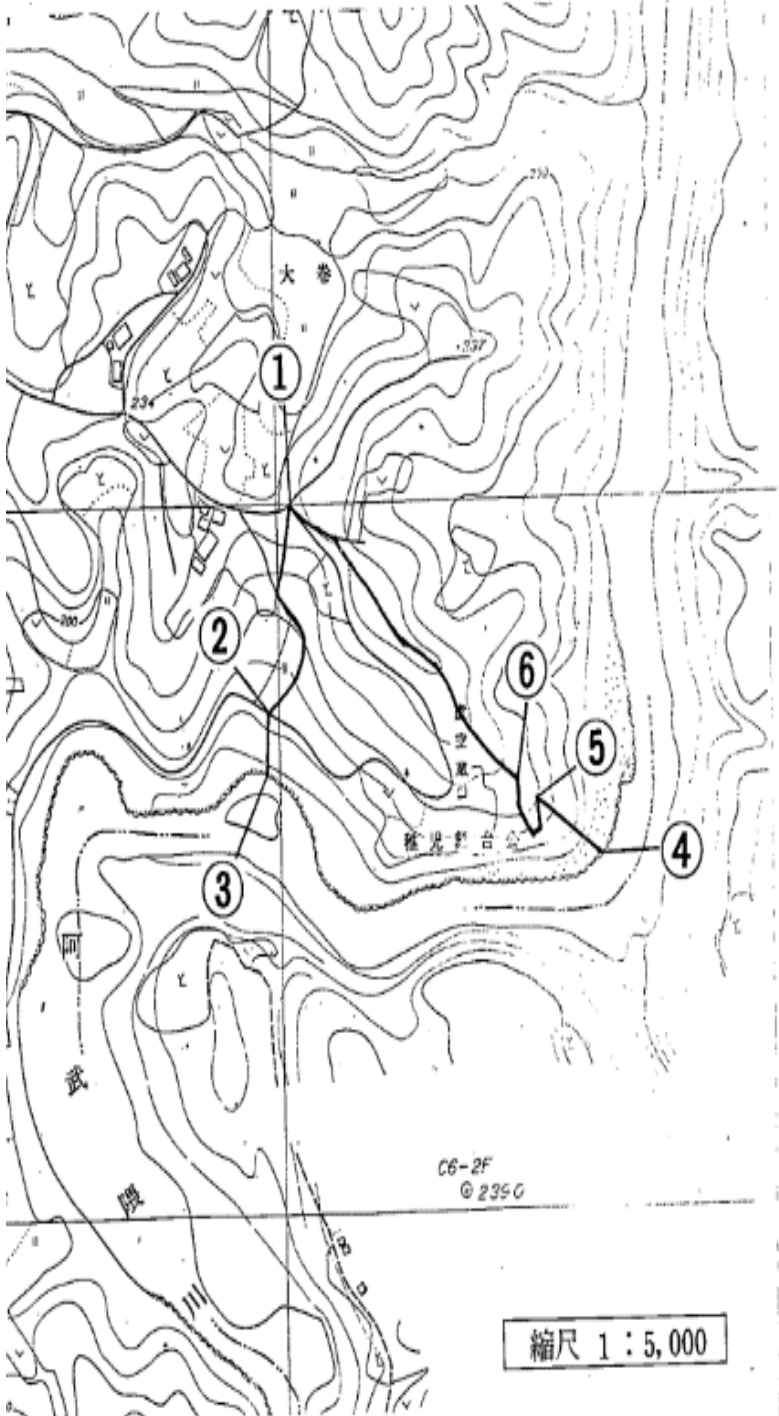
区分	第1種			第2種			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0.56	3.98	0	0	0	0	0.56	3.98
地区別面積 (ha)	4.54			0			4.54		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

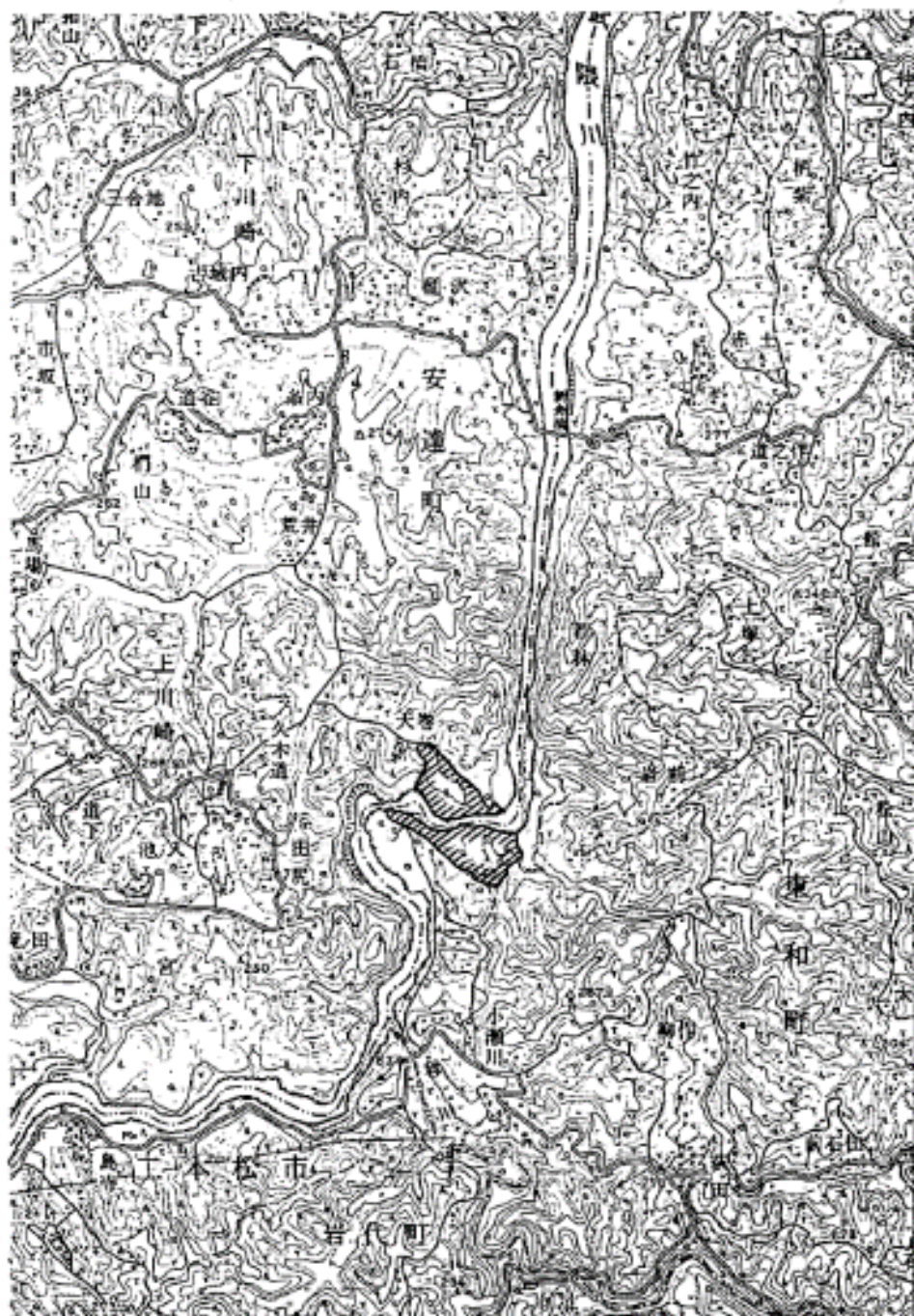
施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
園地			新設	

稚児舞台・島山緑地環境保全地域区域図
(第1種)



① - ②	地類界
② - ③	見透線界
③ - ④	河川左岸界
④ - ⑤	稜線界
⑤ - ⑥	地番界
⑥ - ①	稜線界

稚見舞台・島山緑地環境保全地域
(拡張)



位置図 1 : 25,000

〈 指 定 書 〉

稚児舞台・島山緑地環境保全地域（拡張）

本地域は、既に安達郡安達町大字上川崎地区に指定されている稚児舞台緑地環境保全地域の拡張地域であり、阿武隈川をはさんだ対岸の安達郡東和町島山地区を拡張指定するものである。

1 指定理由

地域一帯の右岸河床に露出している花崗岩が浸食により奇岩、怪石を呈し、節理が発達しており、節理の露出部には植物分布上貴重なユキヤナギ（当地ではチゴザクラと呼ぶ）が生育している。また、地域には「おくのほそ道自然歩道」が整備されており、地域住民の憩いの場となっており、保健休養の場として広く活用されている。

このように本地域は、浸食により形成された奇岩、怪石と植物分布上貴重なユキヤナギの生育地として良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第20条第1項第1号の指定要件に該当）

2 自然環境の概要

(1) 植生

本地域の植生は、阿武隈川の岸辺と丘陵の地域に大別され、岸辺一帯は、岩石の割目に分布上貴重なユキヤナギ（当地ではチゴザクラと呼ぶ）、ヤシャゼンマイ等の岩石地植物群落が生育している。

丘陵部は、イヌブナ、イヌシデ、コナラ等を主とした自然性の高い落葉広葉樹林が発達しており、コハウチワカエデ、オオモミジ等のカエデ類の紅葉は美しい。

(2) 地形地質

本地域は、花崗岩により構成されており、阿武隈川の浸食作用を受け、奇岩、怪石及び断崖を形づくり、おう穴が認められすぐれた景観を呈している。

また、河川の浸食作用と風化作用、及び自然史とのかかわりあいを知る場として学術的にもすぐれている。

(3) 野生動物

動物相としては、スジグロシロチョウ、ミヤマセセリ、ダイミョウセセリ、ルリシジミ、キタテハ、エグリトラカミキリ、ナツアカネ、アオイトトンボ等の昆虫類が多く、また鳥類では、ヒヨドリ、シジュウカラ、セグロセキレイ、カケス等が生息している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、安達郡東和町の西部に位置する阿武隈川に接する地域である。

(2) 位置及び区域

安達郡東和町大字太田字寺沢の一部

(3) 面積

5.46 ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地 (1.87ha)

民有地 (3.59ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

稚児舞台・島山緑地環境保全地域（拡張）に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

ア、 植生

阿武隈川河岸の花崗岩の節理の露出部には、植物分布上貴重なユキヤナギ（チゴザクラ）が生育している。

イ、 地形、地質

地域を構成している花崗岩が阿武隈川の浸食を受け、奇岩、怪石及び断崖を形づくっており、おう穴も認められる。

(2) 権利制限等の概要

なし

(3) 保全のための規制に関する方針

福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア、 区域を明示するための標識を設置する。

イ、 保全地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

ウ、 保健休養のための園地を設置する。

エ、 良好な自然環境を守るため病害虫等除去施設などを設置する。

2 地区の区域設定に関する事項

保全地域の区域は次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
稚児舞台・島山 （拡張） 第 1 種緑地環境 保全地域	安達郡 東和町	別添 図面 のと おり	4. 02ha	公有地 0. 60ha 私有地 3. 42ha	
稚児舞台・島山 （拡張） 第 2 種緑地環境 保全地域	同上	同上	1. 44ha	公有地 1. 27ha 私有地 0. 17ha	

区域設定総括表

区分	第1種			第2種			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0.60	3.42	0	1.27	0.17	0	1.87	3.59
地区別面積 (ha)	4.02			1.44			5.46		
地区別比率 (%)	73.6			26.4			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

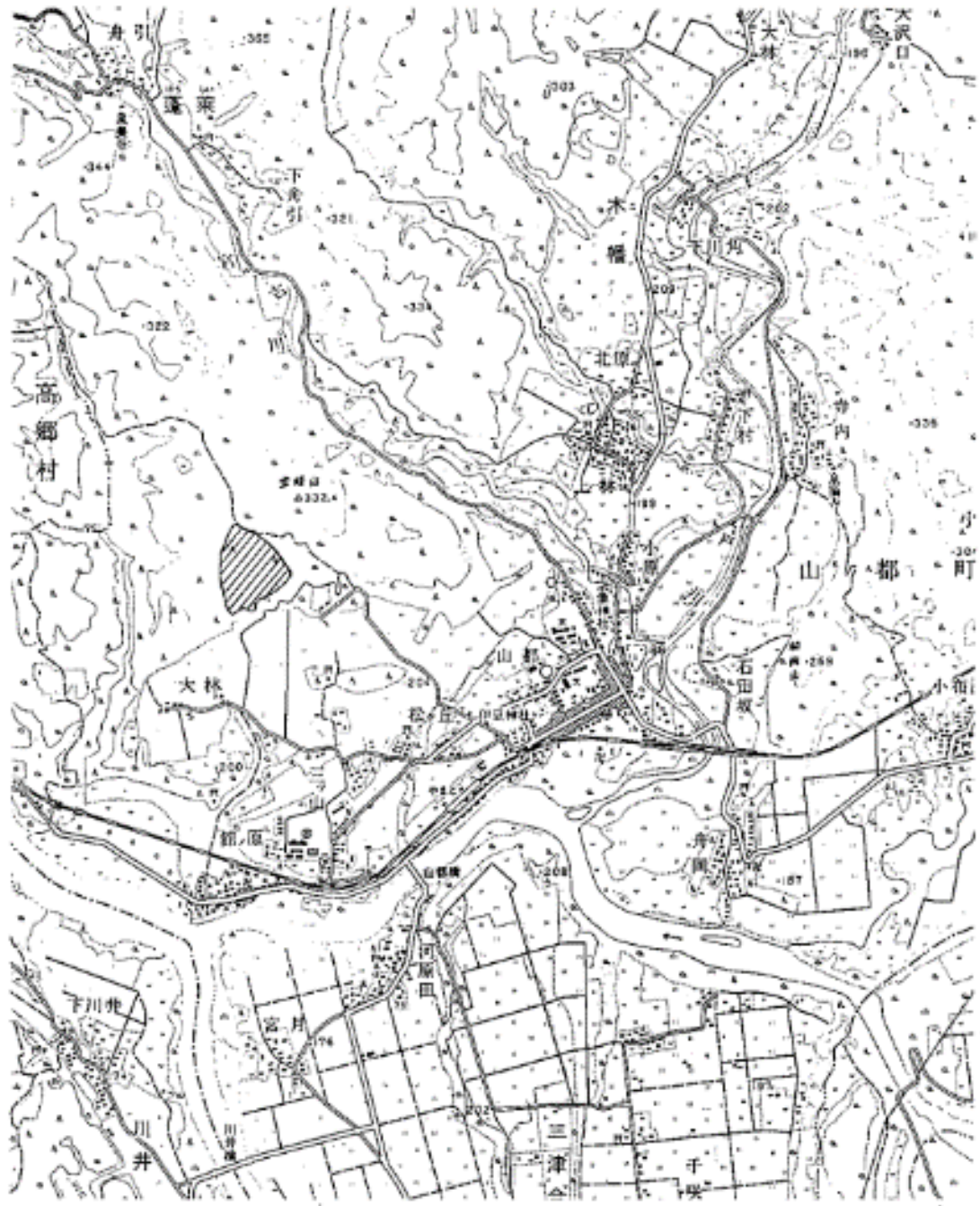
施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	
巡視歩道				
園地				
病虫害等除去施設			新設	

権尻舞台・高山緑地環境保全地域区域図
(拡 張)



保全地域の区域明細表	
① - ②	河川右岸界
② - ③	所有界 (公有地)
③ - ④	道路界
④ - ⑤	地類界
⑤ - ⑥	道路界
⑥ - ⑦	稜線界
⑦ - ⑧	地番界
⑧ - ⑨	地番界
⑨ - ⑩	道路界
⑩ - ⑪	所有界 (公有地)
⑪ - ⑫	沢界
⑫ - ①	河川界
第1種緑地環境保全地域	
① - ⑧	保全地域界
⑧ - ⑪	所有界
⑪ - ①	保全地域界
第2種緑地環境保全地域	
⑧ - ⑪	保全地域界
⑪ - ⑧	所有界 (公有地)
縮尺 1 : 5,000	

堂峰山 緑地環境保全地域
(第2種)



位置図 1 : 25,000

〈 指 定 書 〉
堂峰山緑地環境保全地域（第2種）

1 指定理由

本地域は、耶麻郡山都町西部の集落地に近接する、アカマツ、コナラの樹林地であり、風致的機能を有するとともに、保健休養の場として広く活用されている。

このように、本地域は、保健休養の場として良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第20条第1項第1号の指定要件に該当）

2 自然環境の概要

会津盆地北西縁、阿賀川と只見川の合流点付近の北側に位置する小起伏山地堂峰山（332.4m）の西方の地域であり、礫岩、泥岩、砂岩の互層からなる藤峠層と呼ばれる地層からなっている。

植生はアカマツ・コナラ・クリ林となっているが、ミヤマナラ、ケハギ、ウラジロイタヤ、ホナガクマヤナギ、ミヤマアブラスキなど、雪国の代表的な植物が自生している。

また、分布地の少ないオゼザサ・高山まで分布するクルマユリが自生している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は耶麻郡山都町西縁部に位置し、阿賀川と只見川の合流点付近の北側に位置する地域である。

(2) 位置及び区域

耶麻郡山都町字三津合山の一部

(3) 面積

6.94ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地（6.94ha）

〈 保 全 計 画 書 〉
堂峰山緑地環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域には、ミヤマナラ、ケハギ、ウラジロイタヤ、ホナガクマヤナギ、ミヤマアブラススキ等の雪国の代表的植物が自生しており、ほかにも分布地が少ないオゼザサ・高山まで分布するクルマユリが自生している。

(2) 権利制限関係等の概要

該当なし

(3) 保全のための規制に関する方針

本地域全域を第2種緑地環境保全地域に指定し、福島県自然環境保全条例第23条第1項の規定に基づいて規則する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

ウ 保健休養のための園地を設置する。

エ 良好な自然環境を病害虫から守るため、病害虫等除去施設を設置する。

2 地区の区域設定に関する事項

第2種保全地域の区域は次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
堂峰山第2種緑地環境保全地域	福島県耶麻郡山都町字三津合山の一部	別添図面のとおりに	6.94ha	公有地 6.94ha	

区域設定総括表

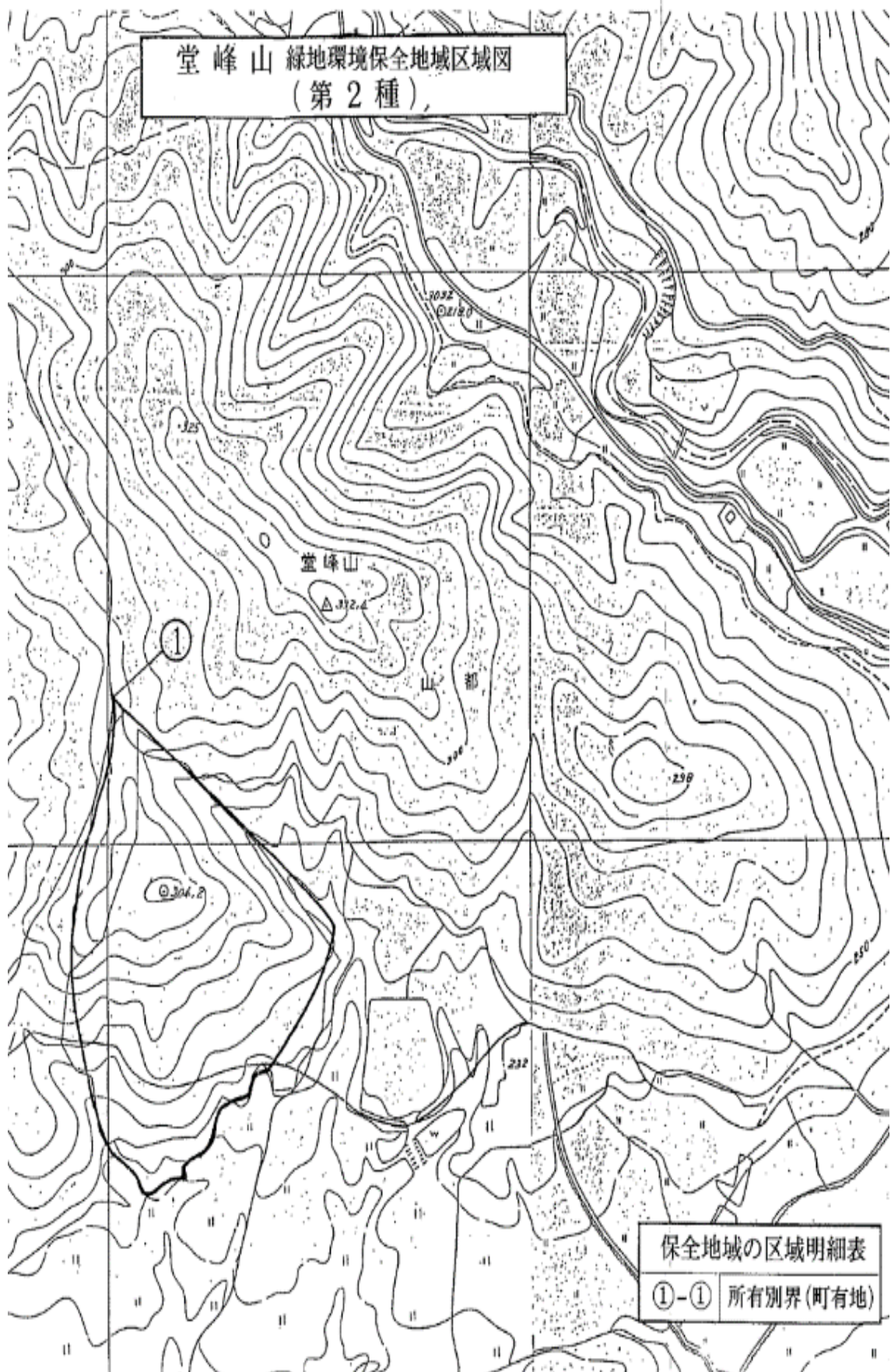
区分	第1種			第2種			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	0	6.94	0	0	6.94	0
地区別面積 (ha)	0			6.94			6.94		
地区別比率 (%)	0			100			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
巡視歩道			新設	
園地			新設	
病虫害等除去施設			新設	

堂峰山 緑地環境保全地域区域図
(第2種)



〈 指 定 書 〉
古寺山緑地環境保全地域（第1種）

1 指定理由

本地域は、阿武隈山地中部の西縁に位置する古寺山を中心とする地域で、養老年間に開基されたといわれる古寺山白山寺が存在し、その周辺は、参道沿いの高樹齢のアカマツ並木をはじめ良好な自然環境を形成している。

このように本地域は、歴史的、文化的資産と一体となり良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第20条第1項第2号の指定要件に該当）

2 自然環境の概要

古寺山白山寺は、養老年間（西暦723年）に開基されたもので、仙道33観音霊場（札所）の第10番札所になっている。本尊の聖観音は33年に1度御開帳され、この際境内において自奉楽が奉納される。

この古寺山白山寺を樹齢200～300年、樹高25メートル以上、胸高直径80～120センチメートルのスギの大木が取り囲んでおり、その周囲は、コナラ、クリの天然林となっていて、カスミザクラ、フジ、ネジキ、トチノキ、ガマズミ、アセビ等が生育している。

また、参道の両側は、樹齢200～300年、樹高25～30メートル、胸高直径60～120センチメートルに及ぶアカマツの大木の並木となっていて、美観を呈している。

その他、一部は、スギ林となっている。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、須賀川市東部に位置し、標高約470メートルの古寺山を中心とする丘陵地である。

(2) 位置及び区域

福島県須賀川市大字上小山田の一部

(3) 面積

13.44 ヘクタール
(4) 土地所有関係
民有地 (13.44ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
古寺山緑地環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

古寺山の南斜面の平坦地にある白山寺は、地方信仰が厚い霊場であり、その開基は古い。

この白山寺の周囲は、高樹齢のスギ林及びコナラ、クリの天然林となっており、また、参道沿いは高樹齢のアカマツの並木となっていて、歴史的、文化的資産と一体となった良好な自然環境を形成している。

(2) 権利制限関係等の概要

一部が県指定天然記念物となっている。

(3) 保全のための規制に関する方針

古寺山白山寺及びこれと一体となって良好な自然環境を形成している地域を第1種緑地環境保全地域に指定し、福島県自然環境保全条例第23条第1項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 保健休養のための園地を設置する。

2 地区の区域設定に関する事項

第1種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
古寺山 第1種緑地環 境保全地域	福島県須賀川 市大字上小山 田の一部	別添図 面のと おり	13.44ha	民有地 13.44ha	保全地 域の区 域全域

区域設定総括表

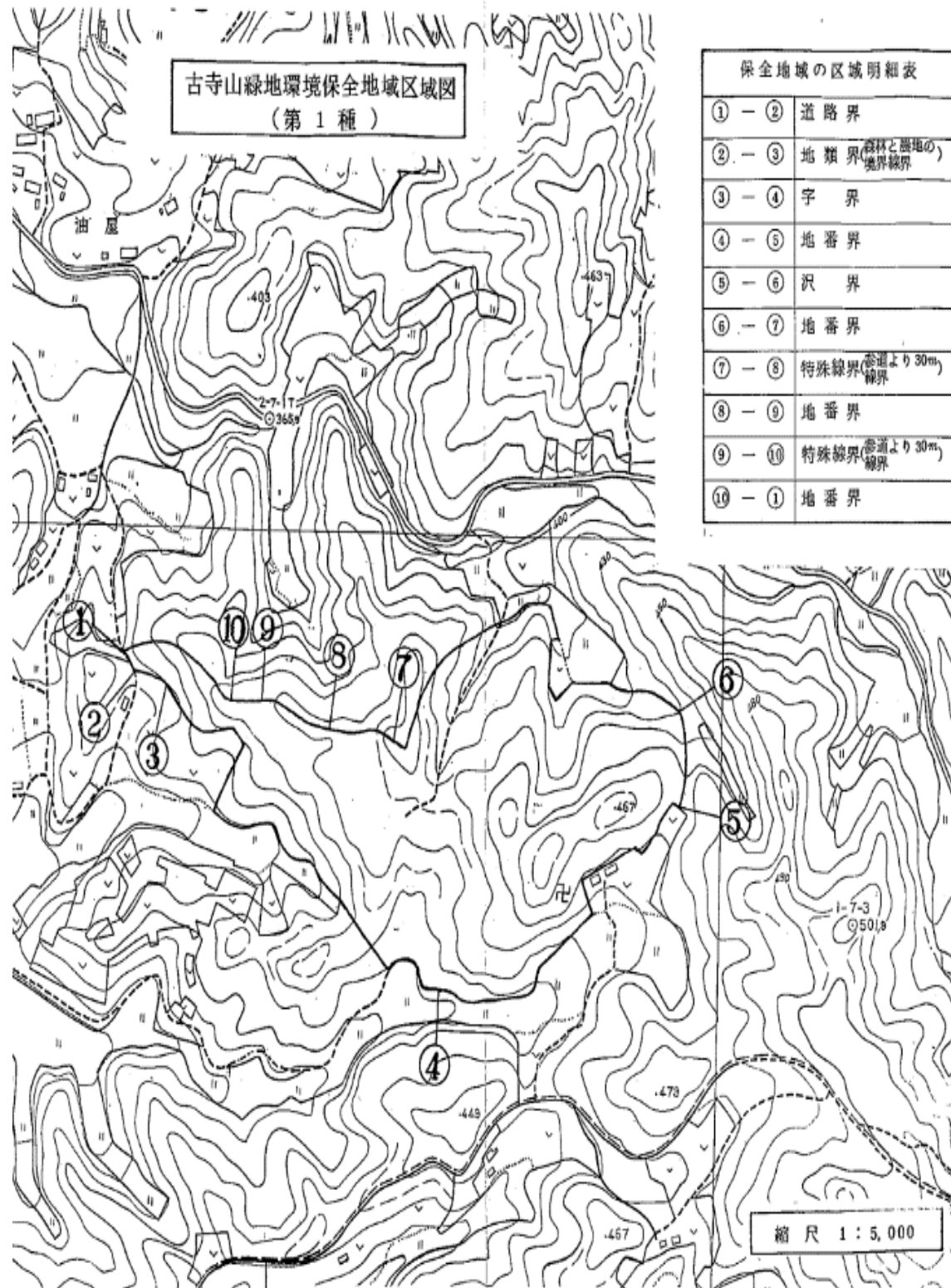
区分	第1種			第2種			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	13.44	0	0	0	0	0	13.44
地区別面積 (ha)	13.44			0			13.44		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための施設に関する事項
保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
園地			新設	

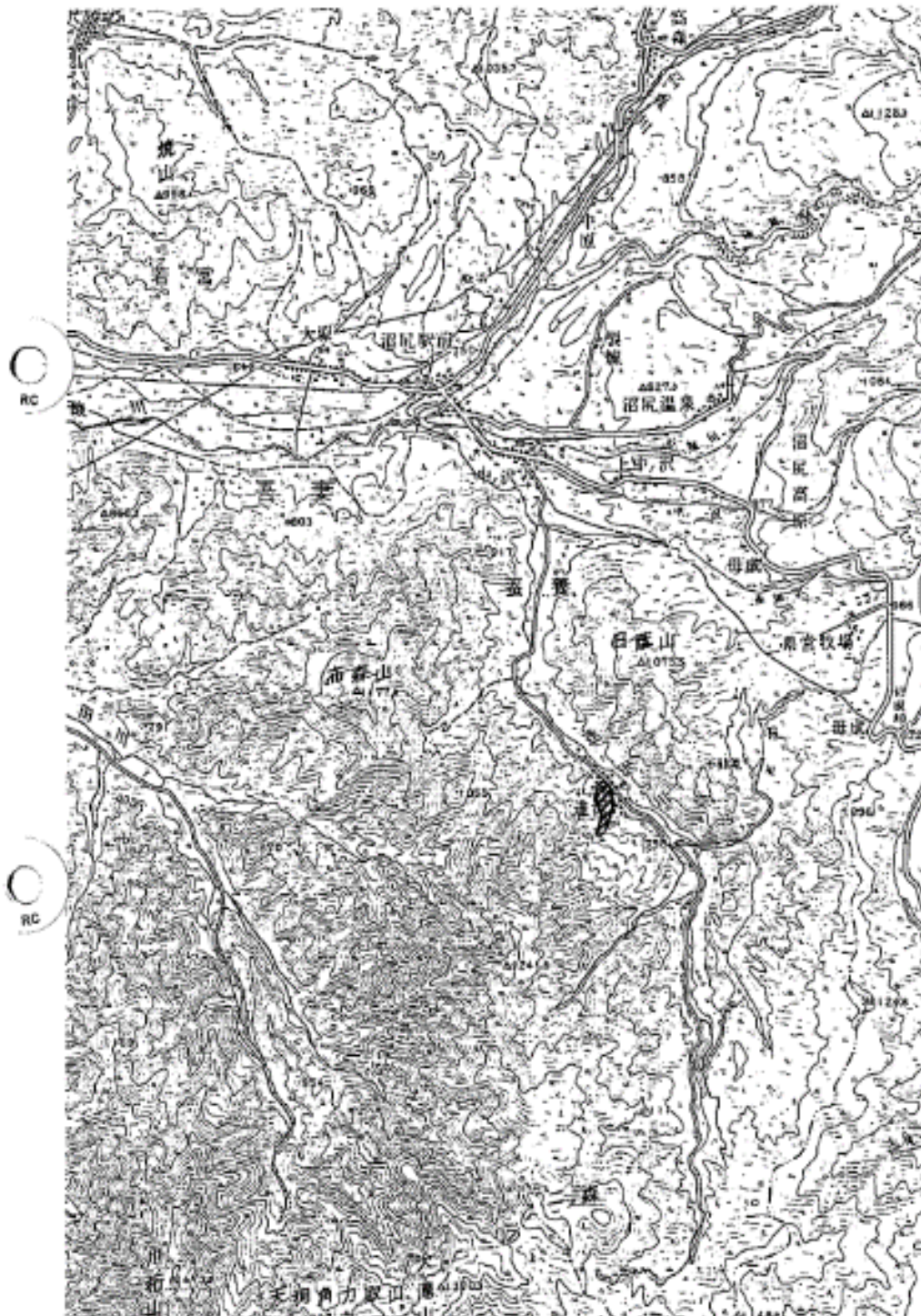
古寺山緑地環境保全地域区域図
(第1種)

① - ②	道路界
② - ③	地類界 <small>(森林と農地の境界線)</small>
③ - ④	字界
④ - ⑤	地番界
⑤ - ⑥	沢界
⑥ - ⑦	地番界
⑦ - ⑧	特殊線界 <small>(公道より30m)</small>
⑧ - ⑨	地番界
⑨ - ⑩	特殊線界 <small>(公道より30m)</small>
⑩ - ①	地番界



縮尺 1 : 5,000

達沢緑地環境保全地域（第1種）



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

達沢緑地環境保全地域（第1種）

（地域指定 昭和56年7月31日 福島県告示第1149号）

1 指定理由

本地域は、大滝山北麓に位置し、集落地に近接するミズナラの天然林の地域で、大径木のミズナラを優占種としてコナラ、トチノキ等が生育しており、良好な自然環境を形成している。

このように本地域は、ミズナラの天然林の地域として良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第20条第1項第1号の指定要件に該当）

2 自然環境の概要

本地域は、耶麻郡猪苗代町東部の達沢部落に近接する山ノ神神社の社叢であり、ミズナラを主とする天然林の地域である。

この原生林の高木層は樹高20～30メートルでミズナラが優占し、そのほか、コナラ、トチノキ、ハリギリ等が低被度で見られる。ミズナラは胸高直径90センチメートルに達するものがある。亜高木層は、ヤマモミジ、サワシバ、イタヤカエデ等、低木層は、チシマザサ、ヤマモミジ、コマユミ、ツリバナ等、草本層は、ヒメアオキ、ハイイヌガヤ、ハイイヌツゲ等が生育している。

会津地方においては、森林群落の成立過程からするとブナ林が極相林となるのが一般的であるが、猪苗代町の山地帯のように冬期寒冷な割に積雪が少ない地域ではブナの成育が悪く、しばしばミズナラ林が自然林として成林する場合がある。

本地域のミズナラ林の発達もこの例であり、内陸山地の自然林としての標本的価値がある。

また、達沢部落は木地師部落であり、山ノ神神社はその守護神を祭ったものであることから、本地域の天然林は境内林として古くから保護されてきたものである。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、耶麻郡猪苗代町東部に位置し、大滝山北麓の達沢部落に近接する標高 800～840 メートルの緩傾斜地である。

(2) 位置及び区域

福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養の一部

(3) 面積

3.64 ヘクタール

(4) 土地所有別

公有地 (3.64ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

達沢緑地環境保全地域に関する保全計画

(決定告示 昭和 56 年 7 月 31 日 福島県告示第 1150 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域のミズナラの天然林は、古くから山ノ神神社の社叢として保護されてきたもので、樹高 20~30 メートルの大木が多く、胸高直径 90 センチメートルに及ぶものもある。ミズナラのほかは、コナラ、トチノキ等が低被度で生育しておりブナ林地帯における内陸山地のミズナラ自然林として標本的価値がある。

(2) 権利制限関係等の概要

猪苗代町指定天然記念物である。

(3) 保全のための規制に関する方針

本地域全域を第 1 種緑地環境保全地域に指定し、福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 保健休養のための園地を設置する。

2 地区の区域設定に関する事項

第 1 種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
達沢第 1 種 緑地環境保 全地域	福島県耶麻郡猪 苗代町大字蚕養 の一部	別添図面 のとおり	3.64ha	公有地 3.64ha	保全地域の 区域全域

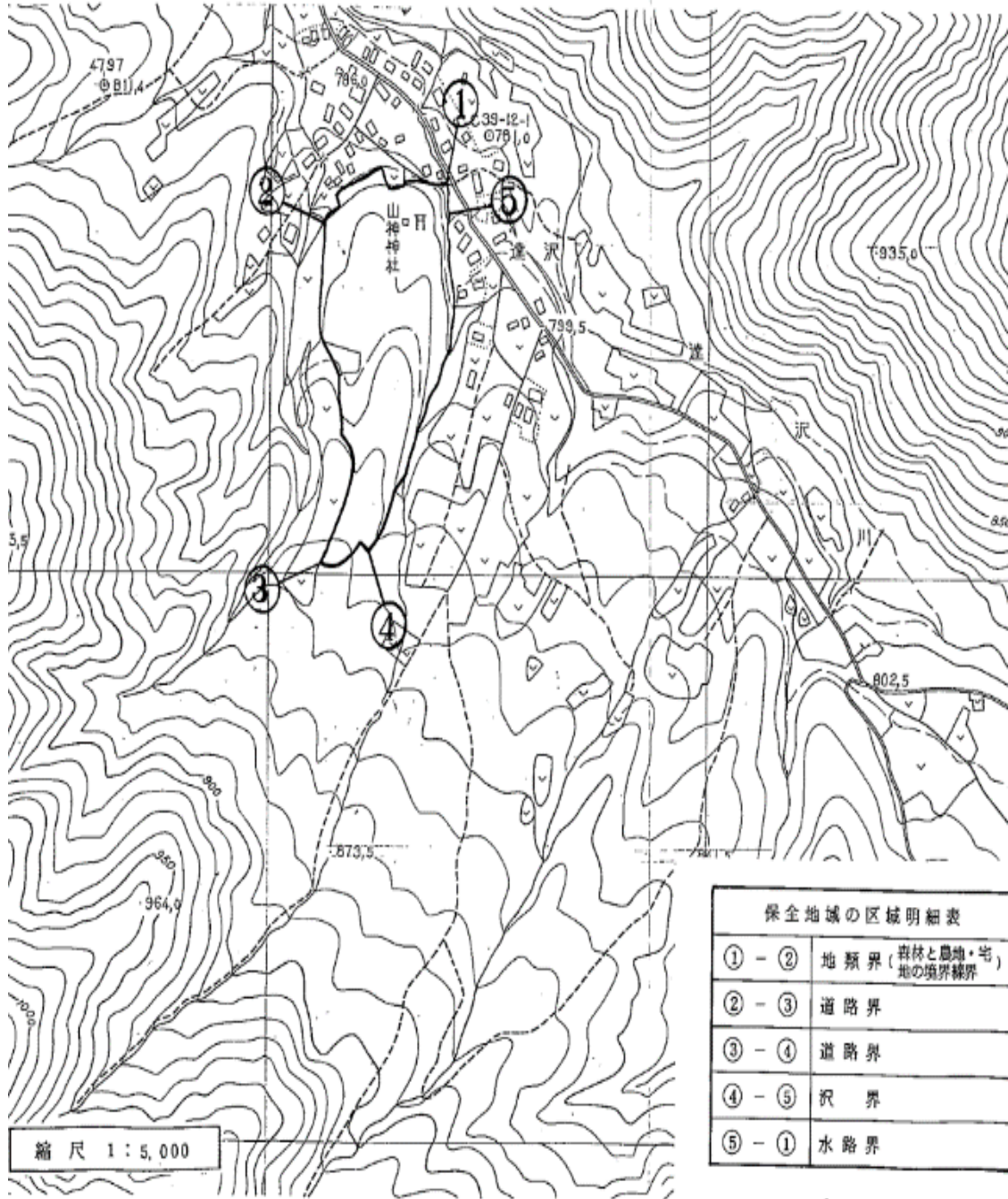
区域設定総括表

区分	第 1 種			第 2 種			合計		
	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
土地所有別面積 (ha)	0	3.64	0	0	0	0	0	3.64	0
地区別面積 (ha)	3.64			0			3.64		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための施設に関する事項
保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
園地			新設	

達沢緑地環境保全地域区域図（第1種）



① - ②	地類界 (森林と農地・宅地の境界線界)
② - ③	道路界
③ - ④	道路界
④ - ⑤	沢界
⑤ - ①	水路界

橋場緑地環境保全地域（第1種）



位置図 1 : 50,000

〈 指 定 書 〉

橋場緑地環境保全地域（第1種）

（地域指定 昭和56年7月31日 福島県告示第1149号）

1 指定理由

本地域は、阿武隈山地南部に位置するシラカバ林の地域で、本地域のシラカバは極めて広範囲に高密度で生育しており、良好な自然環境を形成している。

このように本地域は、シラカバ自然林の地域として良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第20条第1項第1号の指定要件に該当）

2 自然環境の概要

本地域のシラカバは、集落地に近接する山稜の北斜面一帯にわたって広範囲に高密度で生育しており、その生育状況は極めて良好である。シラカバは10メートル四方に15本余り生育しており、胸高直径は8～10センチメートルのものが最も多く、また、樹高は8～10メートルである。

シラカバ林の構成樹種は、高木層としてはシラカバ、コナラ、イヌブナ、ハウノキ、カスミザクラ、クリ、亜高木層としてはシラカバ、オオカメノキ、リョウブ、ヤマツツジ、ハウチワカエデ等、低木層としてはスズタケ、ムラサキシキブ、イヌガヤ等となっている。

また、シラカバは、成長がはやいため他の樹木より一段ぬきんでており、独特の景観を呈している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、東白川郡塙町の東縁部に位置し、橋場部落の南側に面する山稜の北側斜面の区域である。

(2) 位置及び区域

福島県東白川郡塙町大字那倉の一部

(3) 面積

6.16 ヘクタール

- (4) 土地所有關係
民有地 (6.16ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

橋場緑地環境保全地域に関する保全計画

(決定告示 昭和 56 年 7 月 31 日 福島県告示第 1150 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域のシラカバは、標高 600～660 メートルの山稜の北斜面一帯にわたって広範囲に生育しており、その生育状況も良好である。

阿武隈山地においては、シラカバ林は稀に存在するが、本地域のように広範囲かつ良好に生育しているところは他に見られず、また、高密度で生育しているところは極めて稀である。

(2) 権利制限関係の概要

該当なし

(3) 保全のための規制に関する方針

本地域全域を第 1 種緑地環境保全地域に指定し、福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 保健休養のための園地を設置する。

2 地区の区域設定に関する事項

第 1 種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
橋場第 1 種緑地環境保全地域	福島県東白川郡塙町大字那倉地内	別添図面のとおり	6.16ha	民有地 6.16ha	保全地域の区域全域

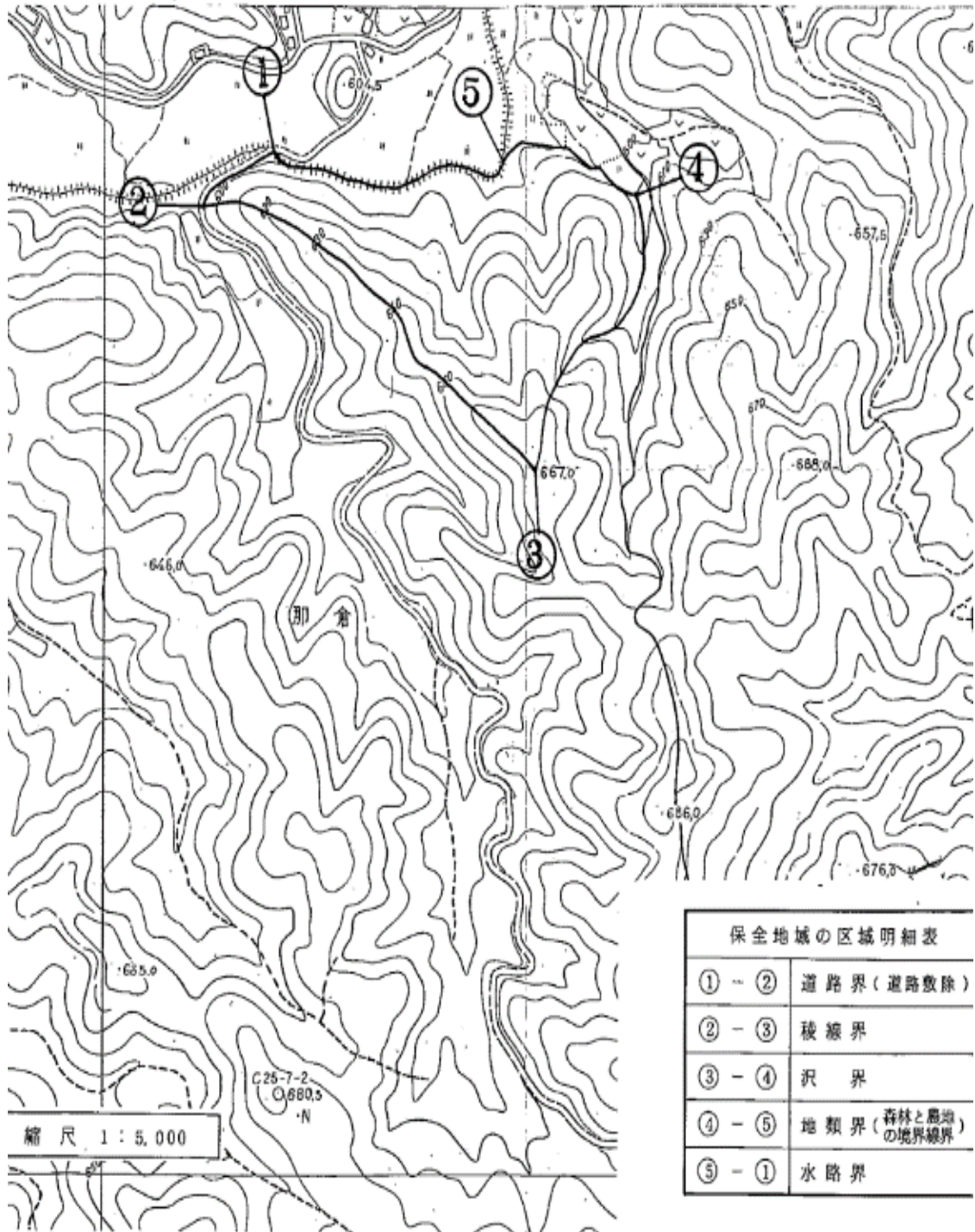
区域設定総括表

区分	第 1 種			第 2 種			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	6.16	0	0	0	0	0	6.16
地区別面積 (ha)	6.16			0			6.16		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための施設に関する事項
保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
園地			新設	

橋場緑地環境保全地域区域図（第1種）



① - ②	道路界（道路敷除）
② - ③	稜線界
③ - ④	沢界
④ - ⑤	地類界（森林と農地の境界線）
⑤ - ①	水路界

〈 指 定 書 〉

御幸山緑地環境保全地域（第2種）

（地域指定 昭和56年7月31日 福島県告示第1149号）

1 指定理由

本地域は、阿武隈山地北部に位置する御幸山の東側斜面一帯の地域で、五幸山観世音堂及び羽山神社奥の院が存在し、その周囲はケヤキの自然林をはじめ良好な自然環境を形成している。

このように本地域は、歴史的、文化的資産と一体となり良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため緑地環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第20条第1項第2号の指定要件に該当）

2 自然環境の概要

本地域の南部にある五幸山観世音堂は、坂上田村麻呂東征の折の開山といわれ、古くから山岳信仰の拠点とされている。また、御幸山山頂には大山祇命を祀る羽山神社の奥の院の祠がある。

本地域の植生は、コナラ林を主としているが、山頂付近はケヤキの自然林となっており、また、南東部はクヌギの純林、観世音堂の周囲はスギ林となっている。

ケヤキ林は自然性が高く、優占種であるケヤキは胸高直径約35センチメートル、樹高20～25メートルとなっており、そのほか、イタヤカエデ、カスミザクラ等が生育している。また、コナラ林は二次林であり、コナラ、クヌギを主としていて、そのほか、ハリギリ、アカマツ、カスミザクラ等が生育している。

山頂部には新第三系の集塊岩の露頭がみられ、特異な景観を呈している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、伊達郡月舘町北西部に位置し、標高476メートルの御幸山の東側斜面一帯の地域である。

(2) 位置及び区域

福島県伊達郡月舘町大字御代田の一部

(3) 面積

- 2.75 ヘクタール
(4) 土地所有関係
民有地 (2.75ha)

〈 保 全 計 画 書 〉

御幸山緑地環境保全地域に関する保全計画

(決定告示 昭和 56 年 7 月 31 日 福島県告示第 1150 号)

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域の南部にある五幸山観世音堂は、古くから山岳信仰の拠点であり、また、御幸山山頂には羽山神社の奥の院の祠がある。その周囲は、自然性の高いケヤキ林をはじめコナラ林、クヌギの純林等となっており、歴史的、文化的資産と一体となった良好な自然環境を形成している。

(2) 権利制限関係等の概要

該当なし

(3) 保全のための規制に関する方針

本地域全域を第 2 種緑地環境保全地域に指定し、福島県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 保健休養のための園地を設置する。

2 地区の区域設定に関する事項

第 2 種保全地域の区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
御幸山第 2 種 緑地環境保全 地域	福島県伊達郡 月舘町大字御 代田の一部	別添図面 のとおり	2.75ha	民有地 2.75ha	保全地域の 区域全域

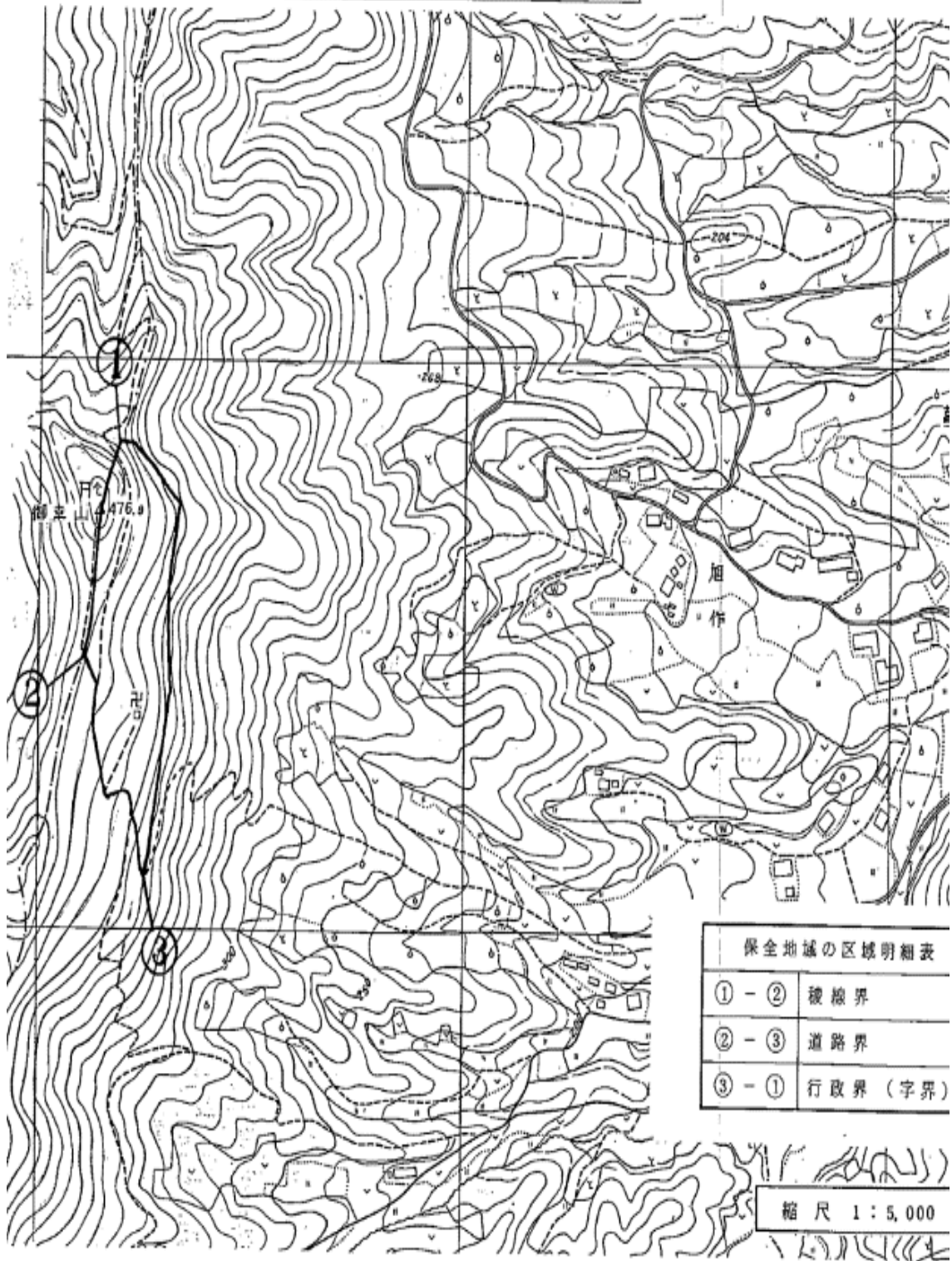
区域設定総括表

区分	第 1 種			第 2 種			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	0	0	2.75	0	0	2.75
地区別面積 (ha)	0			2.75			2.75		
地区別比率 (%)	0			100			100		

3 保全のための施設に関する事項
保全施設は、次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
園地			新設	

ここら概
御幸山緑地環境保全地域区域図（第2種）

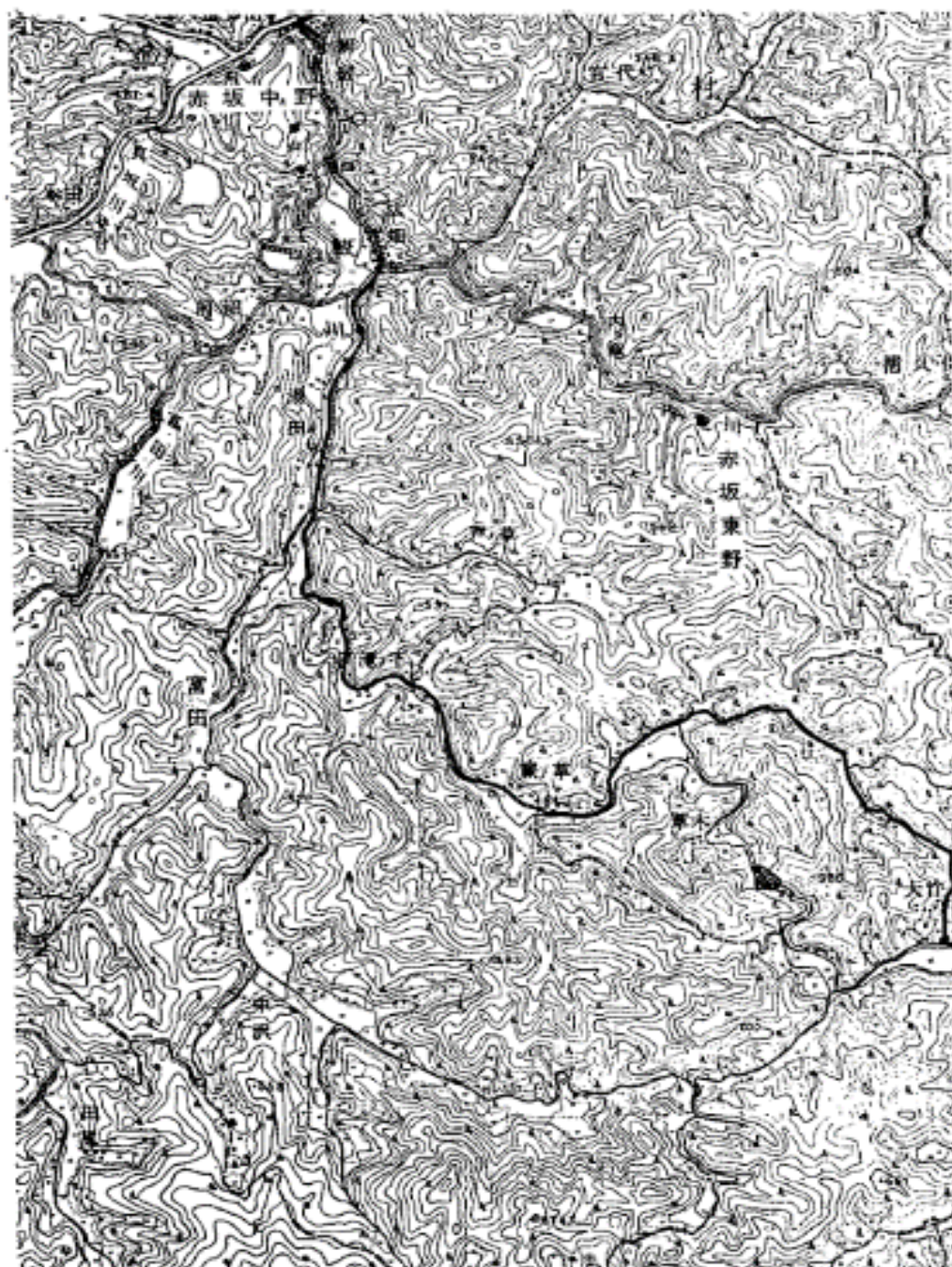


保全地域の区域明細表

① - ②	線境界
② - ③	道路界
③ - ①	行政界（字界）

縮尺 1 : 5,000

天狗橋 緑地環境保全地域
(第 1 種)



位置図 1 : 25,000

〈 指 定 書 〉
天狗緑地環境保全地域（第1種）

1 指定理由

本地域は、鮫川上流のV字谷の小渓谷の地域であり、天狗が架けたという伝説のある大石橋が清流をまたいで横たわっており、「天狗橋」と呼ばれ奇観を呈している。

この天狗橋と一体となって、イヌブナ、アカシデ、コナラを主とする落葉広葉樹林が良好な自然環境を形成しており、風致的機能を有するとともに保健休養の場として広く活用されている。

このように本地域は、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成しているため、これを保全するため、緑地環境保全地域に指定する。

（福島県自然環境保全条例第20条第1項第2号の指定要件に該当）

2 自然環境の概要

天狗橋と呼ばれる天然橋は、花崗閃緑岩からなる幅2.2m、長さ5.9mの大石橋で、清流に横たわった様は奇観を呈しており、橋を中心に、鮫川村指定の名勝となっている。

地域の地質は、阿武隈山地における古期花崗岩類として分類されている花崗閃緑岩、細粒花崗岩、ペグマタイト等により構成される。

植生は、阿武隈高地の一般的な林相であるイヌブナ、アカシデ、コナラを主とする落葉広葉樹林となっており、沢沿には、サワシバ、イロハカエデ、イタヤカエデ、ミズキ、ケヤキ等が生育している。

また、渓谷の清流には、ヤマメなどが生息している。

3 区域

(1) 区域の概要

本地域は、東白川郡鮫川村の中央部に位置する鮫川上流のV字谷の渓谷の地域である。

(2) 位置及び区域

東白川郡鮫川村大字赤坂東野字蕨ノ草の一部

(3) 面積

0.87 ヘクタール

- (4) 土地所有関係
公有地 (0.87ha)

〈 保 全 計 画 書 〉
天狗橋緑地環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

天狗橋と呼ばれる大石橋が清流に横たわった様は奇観を呈しており、イヌブナ、アカシデ、コナラを主とする落葉広葉樹林と一体となって良好な自然環境を形成している。

(2) 権利制限関係等の概要

鮫川村指定名勝である。

(3) 保全のための規制に関する方針

本地域の全域を第1種緑地環境保全地域に指定し、福島県自然環境保全条例第23条第1項の規定に基づいて規制する。

(4) 保全施設に関する方針

ア 区域を明示するための標識を設置する。

イ 地域を巡視するための巡視歩道を設置する。

ウ 保健休養のための園地を設置する。

2 地区の区域設定に関する事項

第1種保全地域の区域は次のとおりとする。

名称	位置	区域	面積	土地所有別面積	摘要
天狗橋第1種緑地環境保全地域	東白川郡鮫川村 大字赤坂東野字 蕨ノ草の一部	別添図面の とおり	0.87ha	公有地 0.87ha	保全地域の 区域全域

区域設定総括表

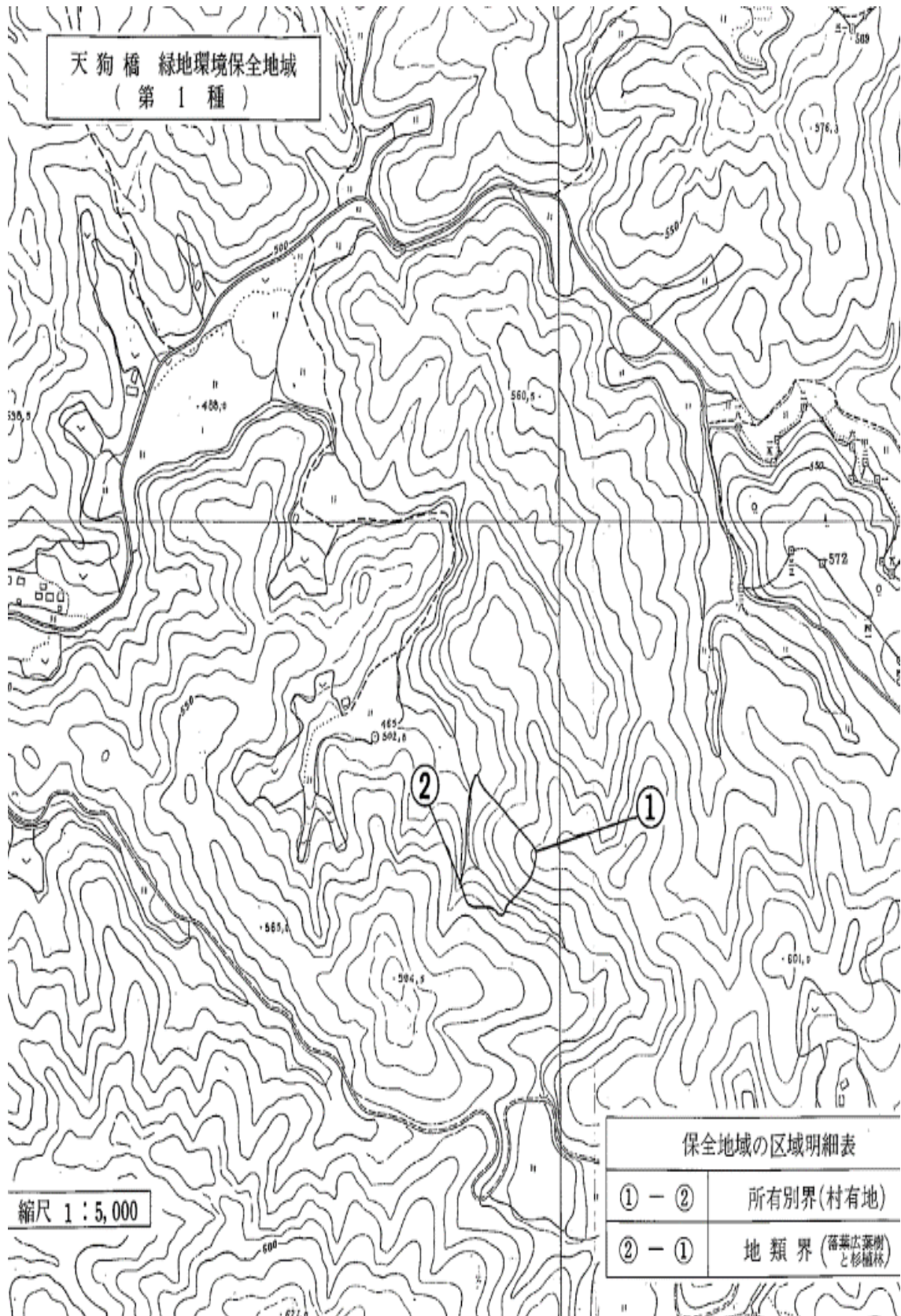
区分	第1種			第2種			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0.87	0	0	0	0	0	0.87	0
地区別面積 (ha)	0.87			0			0.87		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
標識			新設	制札・境界柱を含む
巡視歩道				
園地				

天狗橋 緑地環境保全地域
(第1種)



縮尺 1 : 5,000

保全地域の区域明細表

① - ②	所有別界(村有地)
② - ①	地類界(落葉広葉樹 と杉林)